令和４年度

高知県建設工事技術者研修会テキスト

令和４年６月

目　次

第1章　主な改正点
1　工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について …… 1 － 1
2　提出書類の簡素化等 …… 1 － 3
3　通知文書等 …… 1 ― 9
4　高知県優良建設工事施工者表彰について…… 1 ― 66

第2章　建設工事請負契約
1　建設工事請負契約書（金銭保証用） …… 2 － 1
2　契約書第18条の説明 …… 2 ― 27
3　部分使用・部分引渡しの説明 …… 2 ― 28
4　公共工事の施工…… 2 － 30
　工事監督職員について…… 2 － 30
　現場代理人について…… 2 － 30
　監理技術者等について…… 2 － 33
　受注者と現場代理人・監理技術者等との関係の確認 …… 2 － 36
5　技術者の現場専任制の運用について …… 2 － 38

第3章　入札契約等に関する取り組み
1　令和4年度入札・契約制度改正について…… 3 － 1
2　工事現場等における施工体制の点検要領の制定について …… 3 － 11
3　工事現場等における施工体制の点検要領 …… 3 － 12
4　工事現場等における施工体制の点検要領の運用方針 …… 3 － 15
5　一括下請の確認方法 …… 3 － 16
6　下請契約の報告について …… 3 － 16
7　施工体制台帳及び施工体系図の作成等 …… 3 － 18
8　施工体制台帳 …… 3 － 22
9　作業員名簿 …… 3 － 25
10　再下請通知書 …… 3 － 26
11　工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 …… 3 － 28
　工事作業所災害防止協議会兼施工体系図作成に関する説明資料 … 3 － 29
12　工事現場における技術者等 …… 3 － 30
　（1）主任技術者・監理技術者 …… 3 － 30
　（2）主任技術者の配置義務の合理化 …… 3 － 31
　（3）共同企業体と技術者 …… 3 － 32
　（4）工事現場に掲げる標識の考え方 …… 3 － 32
　（5）工事現場の標識等の掲示 …… 3 － 33

第4章　高知県建設工事共通仕様書
1　建設工事共通仕様書（総則） …… 4 － 1

第5章　施工管理
1　高知県建設工事技術管理要綱 …… 5 － 1

第6章　検査・監督のポイント
1　工事検査とは …… 6 － 1
2　工事検査の実施 …… 6 － 2
3　工事検査にあたっての注意点 …… 6 － 3
4　完成・中間検査提出書類 …… 6 － 5

5 完成検査事務処理の流れ ・・・

11　現場作業環境の整備 ・・ 7 － 61
12　環境及び地元対策 ・・ 7 － 62
13　再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・・・・・・・・・ 7 － 63
14　その他 ・・ 7 － 73
4　変更施工計画書の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　主な改正点

工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について

Ⅰ　目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

（１）　品質確保への取組強化の一環

工事現場において、発注段階又は施工計画打ち合わせ時では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

（２）　工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」と言える。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適正な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

Ⅱ　対象工事

原則として、全ての工事を対象として実施するものとする。

Ⅲ　実施方法

（１）　受注者からの質問、協議への回答は、その日の内（２４時間以内）に行うことを基本とする。但し、土・日等の閉庁日を除く。

（２）　即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、回答をその日のうちに行う。

（３）　予告した回答期限を超過する検討期間が必要と判断された時点で、速やかに新たな回答期限を通知する。

（４）　受注者からの的確な状況説明資料等により、早期に報告を受けることがワンデーレスポンスの前提となるため、受注者に対してもこの取り組みの意義と目的を周知するものとする。

Ⅳ　その他

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。



工事監督における
ワンデーレスポンスを実施します

（－工事現場を待たせない迅速な対応－）

本県の公共事業を取り巻く環境は非常に厳しいなかで、事業の執行にあたっては、工事の品質を確保しながら、よりスピード感を持った対応がますます求められております。

このため、「現場を待たせない迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることが必要となっております。

つきましては、これまで監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するための取り組みとしてワンデーレスポンスを実施することとしましたのでお知らせします。なお、この取り組みをスムーズに実施するためには、受注者側の早めの相談が欠かせませんのでご協力ください。

対象工事

高知県発注の全ての建設工事

実施時期

平成21年4月1日以降の契約工事より実施する。

実施方法

- **工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答します。**
- **「その日のうち」に回答ができない場合は、「回答期限」を「その日のうち」に回答します。**
- **監督員が不在の場合は、組織（総括監督員など）にて対応します。**

工事現場の「手待ち」をなくし、
安全で効率的（時間的・経済的）な施工の実現を目指します。

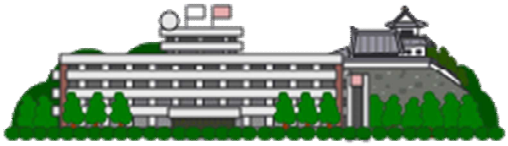

提 出 書 類 の 簡 素 化 等

工事提出資料の一部改正表

		項目	内容	備考
品質管理	1	コンクリート品質管理図表	コンクリート使用工事	・材令28日強度試験データが10個以上の場合はX－Rs－Rm管理図も作成する。(下限値を6→10個)
出来形管理	1	変更申請図	計画変更のある全工事	・金抜き設計書を作成(出来形寸法図の廃止)
				・工事写真等の管理資料を添付すること
	2	施工経過図	場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	・型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌との整合性を図る ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと
	3	完成図	全工事(平面図、横断図、展開図等)	・なお、特殊な工事については、施工計画書の打ち合わせ時に協議する
				・数字を赤・黒対比記入
				・展開図については、主な工種のみとする
	4	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略	・展開図に測定数値を記入し省略することができる。
	5	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	・伝票類は提示することとし、提出は不要
				・出来形管理図等で使用数量の明確なものは省略することができる。
施工管理	1	写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。
			使用材料写真	・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。
その他	1	材料使用承認願い	生コン・アスファルト・各種材料	・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。

※注意：表中の7の"－"は施工計画書に記載する項目を省略できることを示しており、現場での管理と管理資料等は必要です。

『施工計画書』の簡素化

施工計画書	項目	内容	一工事 請負金額5千万円以上の工事、急傾工事(維持工事は除く)	二工事 請負金額1千万円以上5千万円未満の工事	三工事 請負金額500万円以上1千万円未満の工事	備考
1	工事概要	工事番号、工事名、工事場所、工期、契約金額、工事内容	●	●	●	施工特性を記入
2	計画工程表	総合工程表	●	●	－	工期が短いものについては、技術管理要綱工程表様式5で代用できる。
3	現場組織表	現場組織表	●	－	－	
		施工体系図	●	●	●	下請がある場合は必要
		施工体制台帳	●	●	●	下請がある場合は必要
4	主要機械 ・船舶	機械名、規格、台数、使用工種	●	－	－	主要な機械のみ記載
5	主要材料	品名、規格、数量、製造者、JIS規格等	●	▲	▲	主要な材料のみ記載 二・三工事で県内産資材優先使用でない場合は必要
6	施工方法 (仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序等	●	▲	－	請負金額3千万円以上は作成
		品質管理計画表	●	●	－	※三工事で計画表は省略だが**品質管理は必要**
		出来形管理計画表	●	●	－	※三工事で計画表は省略だが**出来形管理は必要**
7	施工管理	写真管理計画表	●	－	－	※二、三工事で計画表は省略だが**写真は必要**
		段階確認計画表	●	●	－	※三工事で計画表は省略だが**段階確認は必要**
8	緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	●	●	●	
9	交通管理	交通安全管理、工事標識	●	●	▲	三工事で具体的な交通管理が必要な工事以外は省略
10	安全管理	安全管理組織・安全訓練等	●	●	●	
11	現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	●	－	－	
12	環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	●	●	－	
13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(実施書)	●	●	●	実施書は変更施工計画書で提出
14	その他	作業時間、計画の届出、工事カルテ、社内検査等	●	●	▲	三工事は必要に応じて作成

○現場組織表・・・・社内検査員の資格添付→提示(社内検査員を置く場合)、資格免許証の写しを添付→不要
○施工方法・・・・・・使用機械　　使用機械一覧表を削除(主要機械に記載)
※三工事より少額工事で提出が必要な項目がある場合は、提出方法の統一を図るため施工計画書の表紙を使用して提出すること

工事提出資料の一部改正表（平成22年度改正）

項目			内容		備考
写真管理	1	各工種	使用機械	指定ラベルの貼付＋現場駐在が判断できるもの	
	2	土工	盛土・埋戻	・40m毎3層に1回近撮と全景〔巻出し時〕 ・転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景〔締固め時〕	
	3	ブロック積工	胴込・裏込	・各変化点 ・3m未満、上下端 ・3m以上、上下端及び中間	

工事提出資料の一部改正表（平成23年度）

施工計画書	4	(3)作業主任・資格等一覧		・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	

工事提出資料の一部改正表（平成24年度）

管理基準等	5	鉄筋挿入工	管理基準の改訂	段階確認回数、出来形管理基準及び規格値の変更並びに写真管理基準変更	H23.10.5通知
検査	6	その他	舗装抜き取りコア数の変更	1000㎡未満3個、1000㎡～2000㎡未満6個。2000㎡以上は、1000㎡毎に1個追加	H24.4.19通知
提出資料	7	建設副産物の適正処理	E表	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	
	8	使用量一覧表		現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	
	9	施工経過図		現場打ちコンクリート及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種	
施工計画書	10	総合工程表		舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項（3）その他の工程表（様式5）で代用できる。	

工事提出資料の一部改正表（平成25年度）

管理基準等	11	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂（暫定）	段階確認、品質管理基準の変更	H25.4.22通知

工事提出資料の一部改正表（平成26年度）

管理基準等	12	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂（暫定）	品質管理基準の変更	H26.4.23	
施工計画書	13	表紙		・施工計画書から打合せに関するものを除き、表紙の様式も変更	7-4 7-65 7-66参照	⇒1部提出
工事打合せ	14	施工計画に関する工事打合せ		・工事打合せ簿を使用した提出とする。 ・打合せ記録を添付	7-2 7-3参照	⇒2部提出
写真管理	15	過積載防止		・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16	

工事提出資料の一部改正表（平成27年度改正）

写真管理	16	各工種	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21

工事提出資料の一部改正表（平成28年度改正）

写真管理	17	各工種	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1
	18	各工種	小黒板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31

工事提出資料の一部改正表（平成29年度改正）

			内容		備考
施工計画書	19	建設副産物の適正処理	再生資源利用（促進）計画及び実施書	建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）がH30.3.31をもって利用できなくなるため、受注者は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）による作成とする。	H30.3.13

工事提出資料の一部改正表（平成30年度改正）

			内容		備考
写真管理	20	各工種	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29

工事提出資料の一部改正表（令和2年度改正）

確認表	21	起工測量		起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1
写真管理	22	特殊車両		到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1
遠隔臨場	23	段階確認 材料確認 立会		「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場（ウェアラブルカメラ等）を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.4.1

工事提出資料の一部改正表（令和3年度改正）

出来形管理	24	施工経過図		場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	R3.4.1
写真管理	25	品質管理写真及び出来形管理写真		・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。	R3.4.1

工事提出資料の一部改正表（令和4年度改正）

写真管理	26	使用材料写真		・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、だたし保管状況については撮影する。	R4.2.4

工事関係書類の簡素化取りまとめ一覧

工事関係書類の作成を簡素化している項目をまとめたものです。
簡素化されている書類は検査時の提示及び電子納品への格納も不要です。
なお、下記書類の作成を簡素化することで工事成績評定への影響はありません。

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ※ただし、出来形寸法管理は必要です。	R3.4.1以降契約適用 R3.2.26付け２高技管第333号 高知県建設工事技術管理要綱の一部改正
写真管理	産業廃棄物の運搬状況写真	産業廃棄物が処分前の寸法確認や処分場での計量（レシート等）などにより、処分の設計数量が確定できる場合は、各積載重量別車両毎に１工程以上の運搬写真撮影とする。 ※１工程の運搬写真とは：搬出時の荷姿及び処分場到着時の２枚とし、追跡写真は不要。 ※黒板には、運搬車のナンバー、出発時刻を記載。 ※各積載重量別車両毎とは：運搬車が「１０ｔ車１０台」「４ｔ５台」の使用であれば、「１０ｔ１台」「４ｔ１台」以上の写真を撮影とする。	H30.4.24付け30高技管第42号 テキストP1-26参照
写真管理	ダンプトラックによる土砂の搬入及び搬出状況写真	各積載重量別１台（例えば10トン車で１台）、４トン車で１台、土砂積込み時（積載高が分かる）及び土砂荷下ろし時の写真撮影とする。 ※追跡写真は不要。	
写真管理	特殊車両	到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1 テキストP1-5参照
写真管理	使用材料確認	鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、だたし保管状況については撮影する。	R4.2.4 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	ＪＩＳ認定製品以外のコンクリート２次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	ＪＩＳ認定のコンクリート２次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「ＪＩＳマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1 テキストP1-4参照
写真管理	小黒板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31付け28高技管第329号 テキストP1-4、P1-21参照
写真管理	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21 テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	過積載防止	・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16 テキストP1-4参照
出来形管理	施工経過図	場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと	R3.4.1（一部改正） テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは出来形管理図表を省略。 なお、契約額1000万円未満は省略。 ※展開図に測定数値を記入し省略することができる。	テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	構造物等の出来形管理におけるヒストグラムの作成は不要。	
品質管理	コンクリートの品質管理	コンクリートの種別毎の総数量が５０m3未満の品質管理は１工種１回以上または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
提出書類	施工体制台帳 【下請関係書類】	下請関係書類は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しの添付は必要ありません。 ※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。	テキストP3-17参照
提出資料	材料使用承認願	生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※ＪＩＳ製品は上記資料の提出は不要。	テキストP1-3・P8-4参照
提出資料	完成写真の提出部数等	工事完成時に発注機関に提出する完成写真の提出部数を本庁契約は２部、その他は１部とする。 また、写真の紙質は写真用紙にする必要はありません。	R2.11.1以降適用 テキストP6-5、P8-32参照
提出資料	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	テキストP1-3、P1-4、P8-3参照
提出資料	建設副産物の適正処理 （Ｅ表）	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
提出資料	起工測量	起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1 テキストP1-5参照
提出資料	工事日誌	請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示する。	テキストP8-4参照
施工計画書	総合工程表	舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項（３）その他の工程表（様式５）で代用できる。	テキストP1-4参照
施工計画書	（３）作業主任・資格等一覧	・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	テキストP1-4参照
検査	舗装抜き取りコア数	１０００㎡未満３個 １０００㎡～２０００㎡未満６個。 ２０００㎡以上は、１０００㎡毎に１個追加	テキストP1-4参照
その他	遠隔臨場	「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場（ウェアラブルカメラ等）を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.3.31付け元高技管第338号 テキストP1-5・P1-17参照
単価契約工事	舗装単価契約	テキストP1-21参照	

３高技管第３６０号
令和４年３月１０日

土木部各課長　様
土木部各出先機関長　様

技術管理課長

高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）

高知県建設工事成績評定要領第３条第２項による、一次評定者が「５　創意工夫」について評価する場合の評価項目について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この取り扱いに伴い、「創意工夫・社会性等に関する実施状況について」の提出は不要とします。

記

※地域への貢献、安全対策や施工管理の工夫などについては、施工計画書に記載し写真などにより確認が出来るようにしておくこと。（確認票可）

1　評価項目

「創意工夫」で評価する項目は、以下の項目に限る。（「別紙－１」参照）

（１）遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和２年３月３１日付け元高技管第３３８号技術管理課長通知）に規定する遠隔臨場を実施した工事については、【施工】(14) 項目で加点評価する。〔１点〕

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事試行要領の改定及び制定について（令和３年 11 月 18 日付け３高技管第 250 号土木部長通知）に規定する、

・「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型」又は「内製化チャレンジⅡ型」で実施した工事については、【施工】(15)項目で加点評価する。〔２点〕

・「簡易型」で実施した工事については、加点評価〔１点〕とする。

（３）週休２日制モデル工事（４週８休）

「週休２日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月２日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）及び「週休２日制モデル工事」実施要領の一部改正について（令和４年３月４日付け３高土政第 1140 号土木部長通知）に規定する、週休２日（４週８休）を達成した工事については、【その他】項目で加点評価する。〔１点〕

2　適用日

令和４年４月１日以降の契約工事

問合せ先
技術管理課　技査
TEL　088-823-9825

事　務　連　絡
令和４年２月４日

農業基盤課長　　様
治山林道課長　　様
漁港漁場課長　　様
土木部関係各課長　　様
土木部関係出先機関長　　様
電気工水課長　　様

土木部技術管理課長

鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法等写真撮影の省略について（通知）

このことについて、これまで高知県建設技術管理要綱第9条（写真管理）により、使用材料として加工鉄筋の形状寸法を撮影するよう指導してきましたが、最近の国土交通省の実施状況等を確認した結果、省略することとしましたので通知します。

記

１　改正内容

鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。（形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、だたし保管状況については撮影する。

２　施行日

令和４年２月４日

３　問い合わせ先

土木部技術管理課　検査担当　TEL088-823-9825

3 高技管第 271 号
令和３年 11 月 18 日

土木部各課長
各土木事務所長　様

技術管理課長
（公印省略）

ＩＣＴ活用工事の発注方法について（通知）

このことについて、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）試行要領の改定及びＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ海上地盤改良工）の追加に伴い、発注方法等を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、これに伴い、令和３年９月 29 日付け３高技管第 207 号「ＩＣＴ活用工事の発注について（通知）」は廃止します。

記

１　対象工事

以下（１）～（１０）の各条件に該当する工事

なお、災害復旧事業については、防災砂防課と事前協議のうえ設計計上の可否を確認すること。

（１）ＩＣＴ土工

下表おいて、1,000m3 以上の土工量を含む工事または設計金額が 20,000 千円以上の工事

工種	種別
河川土工、砂防土工、海岸土工	掘削工（河床等掘削含む）、盛土工、法面整形工
道路土工	掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工
レベル２工種(擁壁工等)	作業土工

（２）ＩＣＴ舗装工

下表において、2,000m2 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工
付帯道路工	

（３）ＩＣＴ舗装工（修繕工）

下表の工種において、3,000m2 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	切削オーバーレイ工

（4）ＩＣＴ地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー撹拌工）
道路土工	路床安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー撹拌工）

（5）ＩＣＴ法面工

下表の工種にかかる請負工事費の設計金額の合計が 10,000 千円以上の工事

工種	種別
人力施工による植生工	植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工、人工張芝工、市松芝工、植生穴工
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工
モルタル吹付工	モルタル吹付工
コンクリート吹付工	コンクリート吹付工
現場吹付法枠工	現場吹付法枠工

（6）ＩＣＴ構造物工

下表の工種を含む工事

工種	種別
橋台工	橋台躯体工
ＲＣ橋脚工	橋脚躯体工

（7）ＩＣＴ浚渫工

下表の工種を含む工事

工種	種別
浚渫工	ポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工 岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工

（8）ＩＣＴ基礎工

下表の工種を含む工事

工種	種別
基礎工	基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し

（9）ＩＣＴブロック据付工

下表の工種を含む工事

工種	種別
ブロック据付工	被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付

（１０）ＩＣＴ海上地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
海上地盤改良工	床掘工、置換工

2　発注方法

（1）ＩＣＴ土工　…別紙フローによる

（2）ＩＣＴ舗装工…施工者希望型

（3）ＩＣＴ舗装工（修繕工）…施工者希望型

（4）ＩＣＴ地盤改良工…施工者希望型

（5）ＩＣＴ法面工…施工者希望型

（6）ＩＣＴ構造物工…施工者希望型

（7）ＩＣＴ浚渫工…施工者希望型

（8）ＩＣＴ基礎工…施工者希望型

（9）ＩＣＴブロック据付工…施工者希望型

（１０）ＩＣＴ海上地盤改良工…施工者希望型

※（1）～（１０）以外の方法により発注する場合及び以下に該当する場合は、技術管理課と協議すること。

・現場条件等によりＩＣＴの活用が困難と予想される場合

・既に発注されている工事で、ＩＣＴの活用による施工を検討する場合

3　適用日

令和３年 11 月 18 日以降に積算する工事

4　留意事項

入札公告の工事概要欄又は指名通知のその他の条項及び特記仕様書へ必要事項を記入すること。

なお、実施設計書で特記仕様書に記載がない場合でも、対象工事に該当すれば変更設計書で特記仕様書に記載すれば、実施可能

（ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、ＩＣＴ舗装工、ＩＣＴ舗装工（修繕工)、ＩＣＴ地盤改良工、ＩＣＴ法面工、ＩＣＴ構造物工、ＩＣＴ浚渫工［港湾]、ＩＣＴ基礎工［港湾]、ＩＣＴブロック据付工［港湾]、ＩＣＴ海上地盤改良工［港湾]）試行要領を参照）

（入札公告又は指名通知の記入例）

［発注者指定型]

この工事は、ＩＣＴ活用工事「発注者指定型」の対象である。

［施工者希望型]

この工事は、ＩＣＴ活用工事「施工者希望型」の対象である。

5　担当

契約に関すること	土木政策課　契約担当
施工管理・監督・検査に関すること	技術管理課　技査担当
ＩＣＴ活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事以外)	技術管理課　設計基準担当
ＩＣＴ活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事)	港湾・海岸課　港湾建設担当

ＩＣＴ活用工事試行要領

技術管理課のホームページにＩＣＴ活用工事のページを作成しているので、最新の試行要領等については、以下のアドレスからご確認をお願いします。

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2018030600075.html

ＩＣＴ活用工事　試行要領

【令和３年11月１８日以降】

ＩＣＴの全面的な活用の促進を図るため、ＩＣＴ土工試行要領を改定し、ＩＣＴ浮上地盤改良工を制定しました。

本試行要領は、令和３年11月18日以降に積算する工事に適用する。

	制定 (改定)	試行要領 ＩＣＴ活用工事計画書	Ｑ＆Ａ
ＩＣＴ土工 (内製化チェレンジⅠ・Ⅱ型、簡易型を含む)	平成29年6月５日 (令和３年11月18日)	ICT活用工事(ICT土工)試行要領[PDF：108KB] ICT活用工事(ICT土工)計画書【様式1】[DOC：36KB]	Ｑ＆Ａ：７件 ＩＣＴ土工のQ&A集【220126】[PDF：798KB]
ＩＣＴ舗装工	平成30年５月７日 (令和３年10月１日)	ICT活用工事(ICT舗装工)試行要領[PDF：97KB] ICT活用工事(ICT舗装工)計画書【様式1】[DOC：37KB]	Ｑ＆Ａ：１件 ＩＣＴ舗装工のQ&A集【210713】[PDF：174KB]
ＩＣＴ舗装工(修繕工)	令和２年10月19日	ICT活用工事(ICT舗装修繕工)試行要領[PDF：86KB] ICT活用工事(ICT舗装修繕工)計画書【様式1】[DOC：35KB]	
ＩＣＴ法面工	令和２年10月19日 (令和３年２月１日)	ICT活用工事(ICT法面工)試行要領[PDF：107KB] ICT活用工事(ICT法面工)計画書【様式1】[DOC：30KB]	Ｑ＆Ａ：２件 ＩＣＴ法面工のQ&A集【211027】[PDF：244KB]
ＩＣＴ地盤改良工	令和元年７月18日 (令和２年10月19日)	ICT活用工事(ICT地盤改良工)試行要領[PDF：88KB] ICT活用工事(地盤改良工)計画書【様式1】[DOC：31KB]	
ＩＣＴ構造物工	令和３年10月１日	ICT活用工事(ICT構造物工)試行要領[PDF：101KB] ICT活用工事(ICT構造物工)計画書【様式1】[DOC：32KB]	
ＩＣＴ浚渫工【港湾】	平成30年５月７日 (令和２年10月19日)	ICT活用工事(ICT浚渫工)試行要領[PDF：76KB] ICT活用工事(ICT浚渫工)計画書【様式1】[DOC：33KB]	

(問合せ先)
高知県土木部技術管理課
０８８－８２３－９８２６

元高技管第３３８号
令和２年３月３１日

各所属長　　様

土木部技術管理課長
（公印省略）

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（通知）

うえのことについて、国土交通省の運用にあわせて、高知県における「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案)」を定めましたので通知します。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）

（趣旨）

第１条　この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（目的）

第２条　本要領は、高知県土木部の発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めたものである。

（適用の範囲）

第３条　本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

（費用）

第４条　本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

（工事成績評定）

第５条　本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評定において、工事成績採点の考査項目別運用表における考査項目「創意工夫」の【施工】（１４）「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」または【その他】で評価する。

（その他）

第５条　本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

高知県 Kochi Prefecture

遠隔臨場、Web会議

公開日 2021年03月31日

遠隔臨場、Web会議の通知等を掲載しております。

建設分野のデジタル化推進ポータルサイト

高知県内の建設分野において、遠隔臨場やWEB会議を推進する目的で、オンライン会議ツール（Zoom）の基本操作マニュアルやFAQなどを掲載してまいります。

- 2021年３月19日　建設分野のデジタル化推進ポータルサイトを開設しました。

遠隔臨場、WEB会議等に関するヘルプデスク

オンライン会議ツールの操作方法やお困りごとに関して、ご相談をすることができるヘルプデスクを用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

（平日）9:00～12:00、13:00～17:00
（土、日、祝、年末年始を除く）
TEL 050-5434-4540
FAX 088-802-5367

マニュアル

オンライン会議ツールZOOM基本操作マニュアル

- ワード[DOCX：43MB]
- ＰＤＦ[PDF：18MB]

遠隔臨場

- 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和２年４月１日）

Web会議

- 令和3年度デジタル化関連予算（案）の概要（令和3年2月16日）[PDF：222KB]
- 令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）受注者用（令和２年11月４日）[PDF：366KB]
- 令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）県職員用（令和２年10月15日）[[PDF：370KB]
- オンライン協議やWEB段階確認を円滑に行うためのiPadの追加配布について（令和２年８月11日）
- WEB 会議等の積極的な利用について（令和２年３月11日）

連絡先

高知県 土木部 技術管理課
住所：　〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話：　088-823-9825
ファックス：088-823-9263
メール：　170601@ken.pref.kochi.lg.jp

PDFの閲覧にはAdobe System社の無償のソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページから入手してください。
Adobe Readerダウンロード

3 高技管第 244 号
令和３年 10 月 25 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

情報共有システム活用工事の発注について（通知）

監督及び検査業務の円滑かつ効率化を目的とした、土木工事の情報共有システムについては、令和元年６月28日付け元高技管第85号「情報共有システム活用工事の発注について(通知)」により運用しているところです。

新型コロナウイルス感染防止対策や業務の効率化に向けた更なる利用促進を図るために、対象工事の拡大を実施することとし、下記のとおり運用を変更することとしましたので通知します。

また、システム利用については、「情報共有システム運用ガイドライン（案)」をご確認ください。

なお、これに伴い、令和元年６月28 日付け元高技管第85号「情報共有システム活用工事の発注について（通知)」は廃止します。

記

１　対象工事

高知県土木部が発注する以下の工事とする（ただし、建築工事を除く)。

(1) 請負金額が２千万円以上の工事
…「発注者指定型」(情報共有システムの活用を義務付ける工事)

(2) 請負金額が２千万円未満の工事のうち、情報共有システムを導入することで業務の効率化が図られると判断される工事
…「受注者希望型」(契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事)

２　特記仕様書への記載

対象工事を発注する際に、別紙に定める内容を特記仕様書に記載すること。

３　その他

・システム利用に係る費用は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれているため、別途計上する必要はない。

・発注者指定型であっても、特別な理由により情報共有システムの活用が困難であると思われるものについては、技術管理課と協議すること。

４　適用日

令和３年11月１日以降に積算する工事とする。

ただし、既に契約している工事についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

(問い合わせ先)
技術管理課
TEL：088-823-9826

3高技管第340号
令和４年３月８日

各　課　長
様
各出先機関長

農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
（公印省略）

電子納品運用に関するガイドラインの改定について（通知）

このことについて、運用の見直しを行い、内容の一部を改定しましたので通知します。詳細については、２．に示す土木部イントラネットをご確認ください。なお、高知県ホームページにも掲載します。

適用は、令和４年４月１日以降の納品物にかかるものとします。

記

１．改定概要

委託業務	工事
・国土交通省の参考ホームページリンクの更新 ・デジタル写真編集承諾願の押印省略	・木材利用実績調査の取り扱いの削除 ・国土交通省の参考ホームページリンクの更新 ・デジタル写真編集承諾願の押印省略

２．掲載場所

・イントラネット

http://info/~doboku/systemhelp/kensa/index.html

（[高知県庁イントラウェブ]－[土木部イントラ]－[技術管理課]－[電子納品]）

・ホームページ

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/cals-dl.html

（[高知県ホームページ]－[組織からさがす]－[土木部]－[技術管理課]－[電子納品]－[電子納品に関する基準]）

問い合わせ先
土木部技術管理課
TEL　088-823-9826
FAX　088-823-9263

２高技管番２４７号
令和２年１２月２日

各土木事務所長　様

技術管理課長
道 路 課 長

舗装単価契約工事における関係書類の取り扱いについて（通知）

舗装単価契約工事において受注者が作成する工事関係書類の取り扱いについては、明確な定めがなく、それぞれの発注機関により運用されているところです。今後、下記により取り扱うこととしますので、受注者への指導等、適正な運用に努めていただきますようお願します。

記

１ 舗装単価契約工事における関係書類の取り扱い

工事関係書類	取り扱い区分	摘　要
①コリンズ（CORINS）	登録不要	
②材料使用承諾願 ・アスファルト合剤・乳剤 ・区画線 ・砕石 ・その他	最初の施工時に提出	以降の契約内の追加工事については、当初提出分の材料や配合に変更がなければ提出不要。 ※配合報告書や製品カタログは、事務所で一括保管されている場合、添付不要。
③完成図	提出	
④使用量一覧表	提出	
⑤工事写真	提出	
⑥産業廃棄物処理関係書類 ・産業廃棄物処理契約書 ・マニフェスト ・伝票類 ・一覧表	提示	完成検査時に提示。提出は不要。 ※産業廃棄物処理契約書は当初の単価契約時に示された工期に基づき契約した産産業廃棄物処理契約書のみで可。処分場に変更がなければ、追加工事ごとの処分場との契約締結は不要。
⑦安全管理書類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑧資材の伝票類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑨品質管理書類	不要	ただし、温度測定については写真等で記録を残すこと。
注１：出来形管理については、高知県建設工事技術管理要綱により実施すること。ただし、材料使用量など、舗装厚が確認できる資料があれば、コア採取は省略できるものとする。 注２：その他、下請契約書など、提出が必要な書類がある場合は、施工計画書の表紙を使用して提出。		

２ 適用年月日：通知日以降適用

問い合わせ先
技術管理課：技査
道　路　課：維持担当

20 高建管第 374 号
平成 20 年 7 月 31 日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長　様

土木部長

土木部発注工事における県内産資材優先使用の徹底について（通知）

標記については、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」に基づき、平成１７年度以降、県内産資材の優先使用に取り組んでいます。

また、平成２０年度は「県内産品や技術のさらなる活用」を土木部の重点取取組み項目にも掲げています。

そこで、この取組みの一層の徹底を図るため、県外産資材を使用する場合の確認をより厳格にすることにしました。

つきましては、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」の一部を下記のとおり改定しましたので通知します。

記

１．改定内容

①「５．県内産資材使用状況の確認」

監督職員は、施工計画書の主要材料記載欄にて、県内産資材又は県外産資材の確認を行うこと。

また、施工打合わせ時には**主任監督員**が主要材料記載欄を確認し、県外産資材の使用としている場合は、その理由の説明を求めるとともに、打合わせ事項に記載させること。なお、特記仕様書に示す「機能、品質、価格等が同等」であるにもかかわらず県外産資材の使用としている場合は、改めて県内産資材優先使用の協力要請を行うこと。

検査職員は、検査時に県内産資材の使用状況を確認し、県外産資材を使用している場合は、監督職員及び請負業者から理由を確認すること。

②特記仕様書記載例

第　　条　県内産資材の優先使用

1　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：　県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は､高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：　県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

2．適用

平成 20 年 8 月 1 日以降、打合わせする工事（特記仕様書の記載は、平成 20 年 8 月 1 日以降、積算するもの)。

3．その他

「1．改定内容　②特記仕様書記載例」により、①平成 15 年 3 月 12 日付け 14 高土企第 349 号「土木部発注工事における県産木材使用の特記仕様書への明記について」、②平成 15 年 10 月 20 日付け 15 高建管第 430 号「土木部発注工事における県産海砂を配合した生コンクリートの優先使用について特記仕様書への明記について」、③平成 17 年 3 月 25 日付け 16 高建管第 650 号「『木製型枠』の使用について」に記載の県内産資材の優先使用に関する記載内容を集約する。

4．問い合わせ先

建設管理課設計基準担当　ＴＥＬ　０８８－８２３－９８２６

ＦＡＸ　０８８－８２３－９２６３

３高技管第 233 号
令和３年 10 月 12 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について（通知）

国土交通省では、i-Construtionのトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」（令和３年３月 25 日付け国技建菅第 25 号)が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

１　対象構造物

呼び強度 21N/mm2 および 24N/mm2 で設計する鉄筋構造物

２　適用するスランプ

12ｃｍ

４　適用年月日

・令和３年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
・令和３年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事

なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする

５　問い合わせ先

技術管理課
TEL　088-823-9826

30 高技管 第 42 号
平成 30 年 4 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長

土木部発注工事における建設副産物処理の設計計上の方法について（通知）

土木部発注工事における建設副産物の処理に関することについては、平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号で通知しているところです。処理数量の確定方法については、地山の状態等で体積確認ができないものについては運搬車全車の写真撮影を義務づけていましたが、現場管理の省力化を図るため、今後は、設計数量の確定が可能な場合は運搬車全車の写真撮影の必要はなく、代表的な施工状況写真を撮影することとしましたので通知します。

また、これに伴い平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け 23 高建管第 763 号は廃止します。

記

１．設計書の作成について

（１）平成 19 年 3 月 26 付け 18 高建管第 883 号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」の「２．建設副産物の取扱い」により処理方法を決定する。

（２）処理数量の計上は、計量法に定める計量単位である「ｔ」と「m3」を用いる。

（３）建設副産物の処理方法は「指定」、処理施設の選択は「任意」とし、施工条件明示書に算出に用いた処理施設の場所と併せて明記する。

（４）特記仕様書には、計量法に定める計量単位により処理数量の証明できる資料を提出することを受注者に義務付けることを明記。

２．契約上の取扱い

（１）建設副産物のうち産業廃棄物の処理を他者に委託する場合は、産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）が発行されるが、これは、産業廃棄物の適正処理を確認するためのもので、処理数量の履行を証明するものではない。

（２）受注者と処理施設との間で「ダンプトラックの台数等」の単位を用いた契約を結ぶこと自体は有効であるが、県と受注者との契約においては「ｔ」、「m3」などの計量法に基づく計量単位を用いることから、上記１．（２）に示す単位での数

量証明を受注者に求める。

（３）上記１．（３）とすることから、契約上の計量単位及び運搬距離は原則、設計変更の対象とはならない。

３．処理数量の確定方法

産業廃棄物の処理が他者に委託されている場合は、受注者にマニフェストの提示を受け、適正処理を確認するとともに以下の確認を行う。

なお、地山の状態等であっても代表写真を撮影するのは、各工程における施工状況を確認するためである。

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確定する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に１工程以上（以下「代表写真」という。））

※１，代表写真撮影時は、積込後の出発時及び処分場到着時の両方を撮影する。（運搬状況や追跡写真は不要）

※２，各積載重量別とは、運搬車が「１０ｔ・１０台」「４ｔ・５台」の使用であれば、「１０ｔ・１台」「４ｔ・１台」以上の写真を撮影する。

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者からの①（電子データの提出）、②（レシート等の提示）の資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）により確認する場合

次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態、または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により

重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。(「積算の手引き 第 1 章直接工事費の積算」参照)

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

（3）受注者と処理施設との間で「台数」による単位を用いた契約を行っている場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を売却する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者からの木材市場等の受入伝票（提示）、①②（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

４．前記３．の作業の特記仕様書記載例

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に１工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）　・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
・アスファルト塊 2.35（t/m3）　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を

他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。(全車写真)
②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。(全車写真)
②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

(4) 建設副産物(建設発生木材(伐採木を含む))を木材市場等に搬出する場合
①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)
②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)
③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

※適用日以降に土木積算システムを利用して作成する設計書には、上記の記載例が自動的に記載されます。

5．適用

平成 30 年 7 月 1 日以降に積算する工事に適用する。

6．その他

本通知は、「高知県建設工事技術管理要綱」の規定を改定するものではない。

事　務　連　絡
平成 31 年 1 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長
農 業 振 興 部　農業基盤課長
林業振興・環境部　治山林道課長
水 産 振 興 部　漁港漁場課長
公 営 企 業 局　電気工水課長
商 工 労 働 部　企業立地課長
様

技術管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「再生資源利用（促進）計画書及び実施書」の作成及び内容確認時の
留意事項について（通知）

このことについて、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの変更について」（平成30年３月13日付け 29高技管第338号）及び「建設副産物実態調査に係る「再生資源利用（促進）実施書」の内容確認の徹底について」（平成30年７月４日付け 事務連絡）により通知しているところですが、このたび計画書及び実施書の作成及び内容確認時の留意事項をとりまとめましたので、工事監督職員は受注者へ周知のうえ適切に処理してください。

※ 再生資源利用（促進）実施書は、建設副産物実態調査（センサス）や簡易的建設副産物実態調査における再資源化率の算定根拠となるものです。

建設副産物実態調査とは、四国地方建設リサイクル推進計画の目標達成状況等を把握するため、再生資源利用（促進）実施書等からコンクリート、アスファルトコンクリート、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等の各品目における再資源化率等を集計する調査です。

概ね５年周期で実施されており、2024度の完成工事に対して下表の目標値の達成が求められています。

※建設リサイクル推進計画2020の数値に修正済

品目	2024年度 目標値	(直近) 2018年度 実績値
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊(再資源化率)	99%以上	99.9%（高知県）
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊(再資源化率)	99%以上	99.8%（高知県）
建設発生木材(再資源化・縮減率)	97%以上	95.5%（高知県）
建設汚泥(再資源化・縮減率)	95%以上	98.2%（高知県）
建設混合廃棄物(排出率)	3%以下	2.0%（高知県）
建設発生土(建設発生土有効利用率)	80%以上	68.9%（高知県）

四国地方建設リサイクル推進計画　（建設副産物対策四国地方連絡協議会）

1　留意事項

計画書及び実施書について、以下の項目を必ず確認すること。

①COBRIS で作成されていることを示す「工事 ID」が記載されていること。その際、計画書と実施書の工事 ID が同一であること。

②法人番号※が入力されていること。（個人事業主など、法人番号の指定を受けていない場合は入力不要）

> ※法人番号とは、国税庁が法人に対して指定した番号であり、インターネットでも公表されています。
> 詳細は、国税庁 法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）を参照。

③資材、用途、搬出先等の入力内容について、計画書及び実施書に表記されるコード説明と相違がないこと。
（コード表に無いコードは使用しない。）

④「再生資源利用促進率」が当該年度の目標値を達成していること。なお、未達成のものについては内容を確認すること。

（問い合わせ先）
技術管理課
ＴＥＬ 088－823－9826

（別紙）

建設副産物情報交換システム　工事ID：6043647

様式1　**再生資源利用実施書　－建設資材搬入工事用－**　-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版-

表面

留意事項

①COBRISで作成されていることを示す「工事ID」が記載されていること。
（計画書と実施書のIDが同一であることも確認。）

②法人番号が入力されていること。
（法人番号の指定を受けていない場合は不要）

③下に表示されているコード説明と相違がないこと。

1.工事概要

発注担当者チェック欄	

発注機関名	高知県　土木部本課（建築課・住宅課を除く） 発注機関コード*1　3 9 0 1 0 9	担当者	○○　△△
		TEL	088-000-0000

法人番号	5 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 3
請負会社名	(株)□□□□建設
建設業許可　または解体工事業登録	大臣 知事
会社所在地	高知市丸ノ内1-2-10

工事名	国道○○○号道路改築工事　工事種別コード*3　B - 1	請負金額	千百十億億億億千百十万万万万　1 0 0 0　1万円未満四捨五入　万円　（税込み）
工事施工場所	高知　都道府県（県）　高知　市区町村（市）　丸の内○-○-○　住所コード*4　3 9 2 0 1	工期	平成 30 年 5月 10 日から　平成 31 年 1月 31 日まで
工事概要等	△△△△　施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）　▲▲▲▲		

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　千百十億万万万万　5 0 0　1万円未満四捨五入　万円　（税込み）

再資…　平成…

建築・…右欄に記入して下さい

建築面積	百十万万万千百十一　m2	階数	地上　階　地下　階

…3.鉄骨造　6.その他

(数字に○をつける)　4.店舗　…5.工場、作業所　3.事務所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

建設資材（新材を含む全体の利用状況）／左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入してください）

分類		小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量（A）小数点第三位まで		再生資材の名称コード*7	再生資材利用量（B）小数点第三位まで		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	1	[illegible]40BB		2100.000	トン		0.000	トン						0.0 %
						トン			トン						%
	合計				2100.000	トン		0.000	トン						0.0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	1	PU1-B300-H300*600		20.000	トン		0.000	トン						0.0 %
						トン			トン						%
	合計				20.000	トン									0.0 %
	木材	1	間伐材　杉丸太平均		40.000	トン	1					1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	3 9 2 0 1	75.0 %
						トン									%
	合計				40.000	トン		30.000	トン						75.0 %
	アスファルト・コンクリート					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
その他の建設資材	土砂	2		1	1100.000	締めm3	2	1100.000	締めm3	県道◆◆◆◆道路改良工事	2	1	高知県高知市稲荷町□-□	3 9 2 0 1	100.0 %
		3		1	2000.000	締めm3	3	2000.000	締めm3	国道○○○号道路改築工事	1	1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	3 9 2 0 1	100.0 %
	合計				3100.000	締めm3		3100.000	締めm3						100.0 %
	砕石	1	RC-40	3	300.000	m3	1	300.000	m3	□□□□砕石工業	4	1	高知県吾川郡いの町枝川○-○	3 9 3 8 6	100.0 %
						m3			m3						%
	合計				300.000	m3		300.000	m3						100.0 %
	塩化ビニル管・継手					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	石膏ボード					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	その他の建設資材					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%

コード*5
コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Ｃｏ再生骨材H）
3.再生生コン（Ｃｏ再生骨材M）　4.再生生コン（Ｃｏ再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）
7.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　8.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）　2.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目を具体的に記入して下さい）

コード*6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ｹｰﾌﾞﾙ用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7
コンクリートについて
1.再生生コン（Ｃｏ再生骨材H）　2.再生生コン（Ｃｏ再生骨材M）
3.再生生コン（Ｃｏ再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　6.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　2.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン
3.再生細粒度アスコン　4.再生開粒度アスコン
5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード*9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成した場合は、コードの説明が表示されます。
（この中に無いコードは使用しない。）

様式２　再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式１）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用 用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称（2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）		区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離（千百十一）	搬出先の種類コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	350.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1	○○○産業	公共 民間（民間に○）	3	高知県高知市本町○-○	3 9 2 0 1	2 0 km	5	350.000 トン	0.000 トン	350.000 トン	100.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		トン	トン		
	建設発生木材A（注、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	アスファルト・コンクリート塊	100.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1	○○○産業	公共 民間（民間に○）	3	高知県高知市本町○-○	3 9 2 0 1	2 0 km	4	100.000 トン	0.000 トン	100.000 トン	100.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		トン	トン		
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1		公共 民間						トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1		公共 民間						トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1		公共 民間						トン	トン	トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン	トン		
	金属くず	トン						搬出先1		公共 民間						トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1		公共 民間						トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	廃石膏ボード	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	紙くず	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1		公共 民間						トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間						トン			
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1		公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1		公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	第三種建設発生土	3500.000 地山m³	4	2000.000 地山m³	0.000 地山m³			搬出先1	県道▼▼▼道路改築工事	公共 民間（公共に○）	1	高知県高知市愛宕町○-○-○	3 9 2 0 1	1 0 km	5	1000.000 地山m³	地山m³	1500.000 地山m³	100.0 %
								搬出先2	高知市○○町ストックヤード	公共 民間（公共に○）	2	高知県高知市○○町□-■	3 9 2 0 1	2 0 km	5	500.000 地山m³	地山m³		
	第四種建設発生土	500.000 地山m³		0.000 地山m³	0.000 地山m³			搬出先1	□□□□砕石工業	公共 民間（民間に○）	2	高知県高知市□□□□	3 9 2 0 1	2 0 km	10	500.000 地山m³	地山m³	地山m³	0.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	浚渫土以外の泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1		公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1		公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	合計	4000.000 地山m³		2000.000 地山m³	地山m³											2000.000 地山m³	地山m³	1500.000 地山m³	87.5 %

③下に表示されているコードの説明と相違が無いこと。

※「コンクリート塊」や「アスファルト・コンクリート塊」は中間処理施設への搬出が義務付けられています。（平成19年3月26日付け 18高建管第883号）

④再生資源利用促進率が目標値を達成していること。未達成のものについては内容を確認すること。

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード*12
施工条件について
1.Ａ指定処分（発注時に指定されたもの）
2.Ｂ指定処分（もしくは準指定処分）（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※ 6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成した場合は、コードの説明が表示されます。
（この中に無いコードは使用しない。）

抜粋

元高技管第 344 号
令和２年３月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　　様

技術管理課長

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法については、平成 25 年２月 13 日付け 24 高建管第 1101 号により通知しているところですが、実際に必要となる費用が適切に反映されるよう、下記のとおり変更しますので通知します。

なお、本通知により、平成 25 年２月 13 日付け 24 高建管第 1101 号及び平成 27 年９月８日付け 27 高技管第 155 号「３．伐採費用等」は廃止します。

記

１．計上方法

（１）共通仮設費　準備費の率分に含まれる項目

ア　伐開、除根、除草に要した費用。

イ　伐開、除根、除草による現場内の集積・積込及び整地、段切り、摺付け等に要した費用。

（２）準備費（率分）には含まれないため、必要に応じて別途積み上げ計上する項目

ア　伐開、除根、除草に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用及びそれらの処理費用。

イ　立木の伐採、現場内の集積・積込、工事現場外への搬出及びそれらの処理に要した費用。

なお、設計書に計上する伐採費は、別表の各樹木毎の費用を胸高直径毎に計上すること。

【解説】
伐開･･･雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業
伐採･･･樹木をチェーンソー等により切り倒す作業

２．適用

令和２年４月１日以降の積算に適用する。

３．留意点

用材林等の伐採補償を行っている場合は，その立ち木の主幹部については，契約に基づき立ち木所有者に起業地外へ移転義務を課している。主幹部以外の枝部等について，工事の支障となる場合は，工事現場外への運搬及び処分に要する費用を別途計上できる。

また，取得補償の場合であっても，伐採後，工事の支障となる主幹部の集積及び処分が必要な場合は，それに要する費用を別途計上できる。

問い合わせ先
技術管理課
Tel　088-823-9826

２高技管第 342 号
令和３年３月 22 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の補足説明について（通知）

令和２年３月 30 日付け元高技管第 344 号「用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）」により、用材林等の伐採に要する費用の積算方法を変更したところです。

計上方法の詳細について、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

	作業内容	項目	積算方法
伐開	雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業	伐開	共通仮設費率
		玉切・集積・積込	共通仮設費率
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費
伐採	樹木をチェーンソー等により切り倒す作業 ※6cm 以上が対象	伐採	胸高直径毎の伐採単価(※1)
		玉切・集積・積込	見積(※2)
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費

※1 胸高直径毎の本数を資料により確認する。

※2 伐採に伴う玉切・集積・積込の見積書の提出を依頼する際には、
6cm 未満の伐開を伴う作業を除く条件で徴収する。

別紙：（参考）準備費に計上する伐採費等の設計計上例

問い合わせ先
技術管理課
Tel　088-823-9826

元高技管第 223 号
令和２年１月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 ］ 様

技術管理課長
（ 公 印 省 略 ）

植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の徹底について（通知）

このことについて、「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」（平成23年１月18日付け 22高建管第820号）により通知しているところですが、一般廃棄物の取扱いについては、事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等についての協議が必要です。また、協議の結果、一般廃棄物処分業者等に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約していただくよう徹底をお願いします。

なお、これに伴い平成23年１月18日付け22高建管第820号「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」は廃止します。

（問い合わせ先）
技術管理課
ＴＥＬ 088－823－9826

植物系廃棄物（木・竹・草）の処理についてのフロー

建設工事や委託業務で一般廃棄物が発生する場合は、必ず事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等について協議を行ってください。

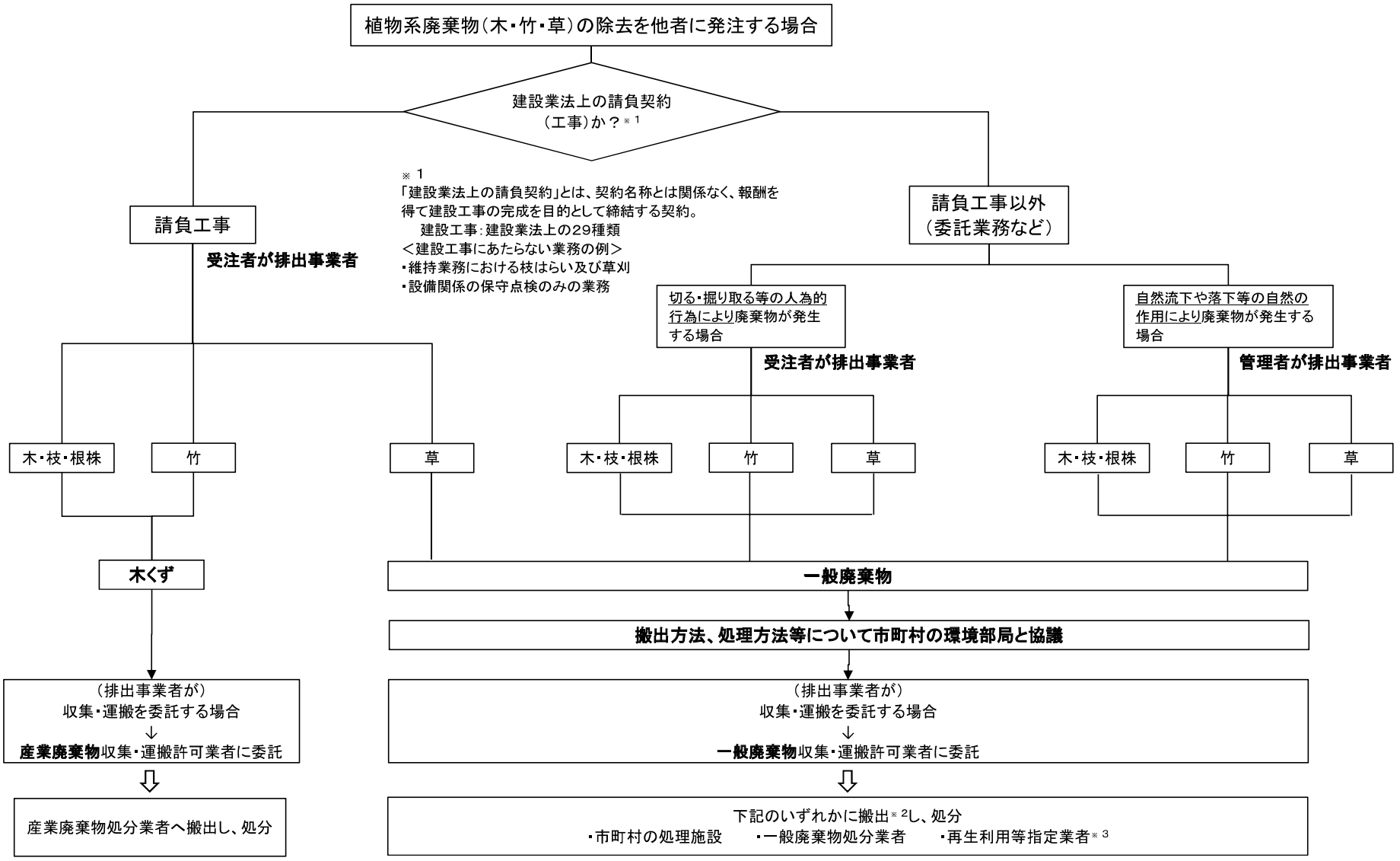

※２　市町村との協議の結果、市町村の処理施設以外に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約をすること。
※３　廃棄物処理法施行規則 第2条の3第1項第2号　再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行うものであって市町村長の指定を受けたもの。

別紙

３高技管第３３９号
令和４年３月１日

土木部各課長
土木部各出先機関長　　様

技術管理課長
（公印省略）

「公共土木工事木材利用実績調査」の電子申請の運用開始について（通知）

このことについて、公共土木工事木材利用実績の調査方法を改善し、下記のとおり電子申請サービスによる申請とすることとしました。木材利用実績調査は、「県産材利用推進に向けた行動計画における公共土木工事の目標値に対する実績調査」において、目標達成状況を把握するために利用しており、県産材使用率を正確に算出するため、大変重要な調査ですので、担当職員及び受注者への周知をお願いします。

なお、平成 27 年４月 13 日付け 27 高技管第 17 号「公共土木工事の木材利用実績調査様式の改正について（通知）」及び、平成 29 年８月 14 日付け事務連絡「木材利用に係る「公共土木工事の木材利用実績調査表」の新様式使用の徹底について（通知）」は令和４年４月１日付けをもって廃止します。

記

１　公共土木工事木材利用実績調査方法
高知県電子申請サービスによる申請

２　対象工事
土木部発注工事（木材、木製型枠、木製看板等の利用を問わず全て対象）
※利用なしの場合は、未使用の内容で申請する。

３　特記仕様書への記載例
以下の内容を特記仕様書に記載すること。
第　条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査
１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。
２　申請について
（１）受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請

を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

（２）申請前に、電子申請システムから出力した「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員に提出し確認を受けること。

（３）申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

４　適用

令和４年４月１日以降に完成する工事

５　留意事項

令和４年３月31日までに完成する工事は従来どおり電子納品物に格納する。

６　問い合わせ先

技術管理課

ＴＥＬ 088－823－9826

運用方法（参考）

木材利用実績は、受注者が高知県電子申請サービス（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）から電子申請を行う。

1. 手順

１）受注者は、木材利用実績を電子申請システムにより入力し、出力した帳票①（「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

２）工事監督職員は、帳票①を確認し受注者に報告する。
※電子申請サービスの入力データ保存期間が７日間のため、工事監督職員は速やかに対応すること。

３）受注者は申請を行う。申請後に整理番号が採番された帳票②（「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

４）工事監督職員は、整理番号が採番された帳票②の提出により、申請が完了したことを確認する。

＜電子申請の流れ＞

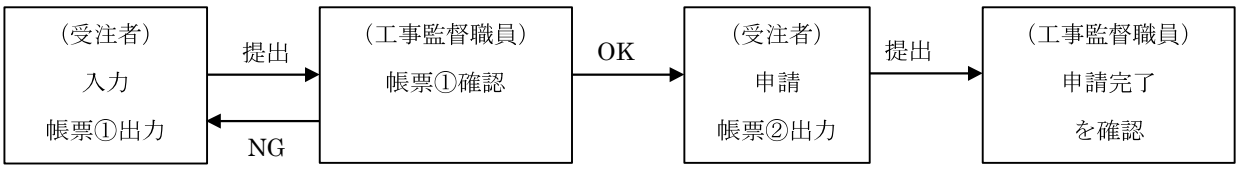

高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

申込日時

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		
監督職員		
工事番号・工事名		
工期	始期日	
	終期日	
最終請負金額(万円)		

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 ： 製品量を転記

角材や板材の場合 ： 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例:柵工、法面工、ﾍﾞﾝﾁ、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く		(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材であるか 県産材=はい その他=いいえ
	工種 (1)			
	工種 (2)			
	工種 (3)			
	工種 (4)			
	工種 (5)			
	計		0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由

C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用しない場合の理由

整理番号

帳票①

高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号　仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

A)　木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合　：　製品量を転記

角材や板材の場合　：　製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例:柵工、法面工、ﾍﾞﾝﾁ、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く		(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)			
	工種 (2)			
	工種 (3)			
	工種 (4)			
	工種 (5)			
	計		0m3	

B)　木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C)　工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号　preview　←帳票①は整理番号がない

帳票②

高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号　仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

A)　木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合　：　製品量を転記

角材や板材の場合　：　製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例:柵工、法面工、ﾍﾞﾝﾁ、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く		(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)			
	工種 (2)			
	工種 (3)			
	工種 (4)			
	工種 (5)			
	計		0m3	

B)　木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C)　工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号　194431717305　←帳票②は整理番号が採番されている

高知県 Kochi Prefecture

一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壌汚染対策法第４条関係）

公開日 2020年11月10日

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、事前の届出が必要です。

また、届出の内容を審査し、知事が当該土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行うことになります。

届出の要件

掘削と盛土の合計面積が3,000m^{2}以上の土地の形質変更

ただし、現に有害物質使用特定施設※が設置されている工場又は事業場の敷地については、900m^{2}以上の土地の形質変更

※有害物質使用特定施設とは

水質汚濁防止法第２条第２項に規定する「特定施設」であって、同項第１号に規定する「有害物質」を製造、使用又は処理するもの

届出の対象外の工事

１．次のいずれにも該当しない行為

- 土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出するもの
- 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うもの
- 土地の形質変更（掘削）する部分の最大の深さが50cm以上であるもの

２．農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの

３．林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの

４．鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更

５．非常災害のために必要な応急措置として行う行為

６．形質変更が盛土のみの行為

届出の期限

土地の形質変更に着手する30日前まで

提出書類

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書[DOCX：13KB]
  記載例[PDF：42KB]
- 確認表[PDF：56KB]
- 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 土地の登記事項証明書（写し）及び公図（写し）
- 土地の形質変更の実施に係る土地所有者の同意書（土地の形質変更をしようとする者が当該土地の所有者でない場合のみ）

届出書の提出先

（形質変更をしようとする土地が高知市以外）

高知県林業振興・環境部環境対策課　環境・再生利用担当

〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番42号

TEL：088-821-4524　　FAX：088-821-4520

（形質変更をしようとする土地が高知市内）

高知市環境保全課（088-821-9471）にお問い合わせください。

連絡先

高知県 林業振興・環境部 環境対策課
住所：　環境対策課　：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）
電話：　計画推進・一般廃棄物 担当 088-821-4590
新処分場 担当 088-821-4595
産業廃棄物 担当 088-821-4523
環境・再生利用 担当 088-821-4524
ファックス：　088-821-4520（環境対策課）
メール：　030801@ken.pref.kochi.lg.jp

2高技管第339号
令和３年３月８日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長　　様

技術管理課長
（公印省略）

土木工事及び委託業務の積算に用いる見積書の押印省略について（通知）

このことについて、令和３年２月22日付け２高会計第602号「見積書及び請求書の押印省略について（通知）」において、見積書の押印を省略する場合の取扱いが通知されました。

これに伴い、土木工事及び委託業務の積算に用いる見積書についても、所属において、発行責任者及び担当者が、現に見積を行う法人等に在籍するものであり、当該法人等として意思決定のもとに提出されたものであることを確認出来る場合は、押印が省略できることとなりますので、高知県会計規則等を遵守し、適正に執行してください。

別紙　見積依頼文書の例

番号
年月日

別記あて

事務所長

資材単価の参考見積りについて（依頼）

日ごろは、本県の土木行政に格別のご協力をありがとうございます。
さて、〇〇〇〇工事において、設計積算の参考とするため下記のとおり単価の見積りを依頼します。ご多用中とは存じますが、よろしくお願いします。

記

1	納入場所	高知県〇〇市××
2	見積内容	別紙のとおり
3	見積の有効期限	令和　　年　　月　　日
4	見積条件	１）原則、現着単価とする。 ２）提示価格は実勢価格とする。 ３）当見積りを基に設定した単価は、県が公表するものとする。 ４）見積りの有効期限を記入すること。
5	見積書宛先	〇〇土木事務所
6	提出期限	令和　　年　　月　　日（　）
7	提出方法	来所、郵送、電子メールまたはファックスによる
8	問い合わせ・提出先	〒７８０－〇〇〇〇　　高知県〇〇市〇〇〇〇 高知県〇〇土木事務所〇〇〇〇課 担当者　〇〇担当　〇〇　〇〇 電話 ＦＡＸ Mail
9	注意事項	

・　提出する見積りには、納入場所及び見積条件に適合している旨を記載してください。
・　この見積提出は、指名選定等とは関係ありません。
・　見積書が作成できない場合は、その旨を文書で回答してください。（様式自由）
・　見積書に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の記載がある場合は、代表者印の押印を省略することができます。
　その場合、電子メール及びファックスによる提出も可能です。電子メールでの提出の場合、メール本文に発行責任者、担当者名、連絡先を記載しても構いません。
　なお、押印を省略できる条件は、所属において、発行責任者及び担当者が、現に見積を行う法人等に在籍するものであり、当該法人等として意思決定のもとに提出されたものであることを確認出来る場合に限ります。

2 高 技 管 第 67 号
令和 2 年 6 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「「土木工事標準積算基準書」の改定について」（令和２年３月 31 日付け元高技管第 353 号）において現場管理費の改定を行っております。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、特記仕様書への記載をお願いします。

記

１．対象工事

「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事とする。

２．適用

令和２年６月 24 日以降の積算に適用する。

３．設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

＜特記仕様書 記載例＞

第〇条 法定外の労災保険の付保 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

４．保険付保の確認

工事請負契約書第 62 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

＜工事請負契約書＞

第 62 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

＜問い合わせ先＞
技術管理課
電話 088－823－9826

3 高技管第 204 号
令和 3 年 9 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）

このことについて「防災・減災、国土強靭化のための対策」への対応等に伴い、警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第４条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の人手不足により、長時間の通勤を必要とする状況が発生していることから、交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算方法について試行運用しているところですが、施工箇所周辺の警備業者に交通誘導警備員の配置が困難なこと確認をするため、今後は協議資料に「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を追加することとします。

なお、本通知により令和３年６月 16 日付け３高技管第 82 号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」は廃止します。

記

１　対象工事

「土木工事標準積算基準書」及び「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が１時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」工事

※　会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店または支店または営業所

※　会社所在地と施工箇所の間に交通誘導警備員の自宅があり、自宅から直接施工箇所まで移動する場合についても「片道移動時間が１時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

なお、設計計上にあたっては、積算根拠を個別に管理すること。

２　積算方法

片道１時間を超過した移動時間に、１時間当たりの時間外割増しした労務単価を乗じて、１日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。

また、交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

詳細は、別紙「交通誘導警備員の移動にかかる費用の算出方法」による。

なお、事前に下請契約を締結している場合であっても、施工箇所周辺の警備業者との契約が可能であることが判明した場合は、長距離移動にかかる費用の計上は行えないので注意すること。

3　協議方法

受注者は、施工計画の打合せ時等に、移動時間および移動距離が分かる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者から徴収し、発注者に提出すること。

（協議文例）

交通誘導警備員を現場へ配置するにあたり、会社から現場までの移動に長時間を要するため、移動にかかる費用等の確認をお願いします。

4　特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第　条　交通誘導警備員の配置 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。 必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

※　実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

5　技術管理課への協議について

本通知による交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用を計上する場合は、事前に「移動時間および移動距離が分かる資料」,「交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算根拠資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を事前に技術管理課に提出し、協議すること。

6　適用

令和３年 10 月１日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。

7　問い合わせ先

技術管理課

TEL　088-823-9826

３高土政第 1140 号
令和４年３月４日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

「週休２日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休２日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月２日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休２日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

１　改正内容

建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、請負対象金額 5,000 万円以上の工事については、原則として「発注者指定型」の対象とします。

２　施行日

この改正は、令和４年４月１日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

（問い合わせ先）
土木政策課 契約担当
TEL：088－823－9813
技術管理課 設計基準担当
TEL：088－823－9826

【補足】
測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務単価は補正対象外です。

（例）橋梁耐震工事における鉄筋探査工の技師(A)等

事　務　連　絡
令和３年３月29日

各土木事務所長　様

防災砂防課長
（公印省略）

災害復旧事業における「週休２日制モデル工事」の適用について（通知）

高知県土木部における「週休２日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）実施要領の一部改正（令和３年３月16日付け２高土政第1230号土木部長通知）に伴い、対象工事の金額要件が撤廃され、全ての工事に拡大されたところですが、災害復旧事業への適用については、下記のとおりとしますので、職員への周知をお願いします。

記

１　災害復旧事業はモデル工事の対象外とする。（実施要領第２条第１項(2)に該当）
ただし、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合は、モデル工事の対象とする（実施要領第２条第２項）が、補正増額分は県単独費での設計計上とする。

２　問い合わせ先
防災砂防課　防災復旧班
TEL：088-823-9824

土木工事の仮設、施工方法等における「指定と任意」の正しい運用について

1　任意と指定についての基本的な考え方について

高知県建設工事請負契約書において、任意のものと指定のものについて記載があり、その取扱いは各条項に記載されております。

（高知県建設工事請負契約書：抜粋）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約という。以下同じ。）を履行しなければならない。

・・・中略

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第８条において「施工方法等」をいう。）については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

2　実施について

現場条件を十分考慮し、高知県建設工事請負契約書に則り工事を行い、特記仕様書や施工条件明示書、或いは図面（任意に該当している個所は添付されません。(※1)）等に記載された設計図書の条件を確認してください。

（※1）　やむを得ず図面を添付している場合は、その図面に「参考図」と明示されています。

3　変更について

契約書に添付されている設計図書に条件が明示されているものについて、変更が生じた場合は、設計変更の対象となる場合がありますので注意して下さい。また、施工業者の施工上の都合で、使用機種を変えたり仮設方法（任意）を変更した場合は設計変更の対象とはなりませんので取扱いに注意して下さい。

平成２４年７月３１日

土木部発注の工事に係る三者会議の実施について（お知らせ）

工事の品質確保を図るためには、工事の発注者（設計者）から受注者に対して、設計意図を詳細に伝達するとともに、現場の各種情報を共有することにより、早期に課題を把握することが重要です。

このことから、設計者及び施工者並びに発注者が、一堂に会する「三者会議」を下記のとおり行います。

記

１．実施方法

別紙、「三者会議の実施要領」のとおり。

２．適用

平成２４年８月１日

３．対象工事

「三者会議の実施要領」の対象工事のうち、発注者が指定するもの。

（発注時に三者会議の実施を決めていない場合でも、施工中に三者会議が必要となった場合は、受発注者間協議により、対象とすることができるものとする。）

28 高 建 管 第 92 号

平成 28 年 4 月 27 日

各　部　局　長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教　　育　　長
警 察 本 部 長
監査委員会事務局長

様

土 木 部 長

建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定について（通知）

平成 26 年６月４日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）及び平成 27 年４月から適用となった、改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針では、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、適切に設計変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行うこととされています。

県では、建設工事請負契約書及び設計変更に関する事務取扱要領（平成 18 年３月 30 日付け 17 高建管第 729 号土木部長通知）の規定に基づき、設計変更をしているところですが、このたび、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、別添のとおり設計変更ガイドラインを策定しましたので、通知します。

内容については、下記土木政策課ＨＰ（P.1-66参照)でご確認をお願いします。

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html

問い合わせ先
土木部建設管理課契約担当
TEL：088-823-9813
土木部技術管理課
TEL：088-823-9826

元高土政第 1371 号
令和 2 年 3 月 31 日

各　部　局　長
議会事務局長
公営企業局長
教　　育　　長
警察本部長
監査委員会事務局長　　様

土木部長

工事一時中止に係るガイドラインの一部改正について（通知）

工事一時中止に係るガイドライン（平成 30 年６月 28 日付け 30 高土政第 271 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。改正内容は下記のとおりです。

なお、この「工事一時中止に係るガイドライン」は、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

記

１　改正内容

令和２年４月１日以降に適用する建設工事請負契約書標準書式（以下「契約書標準書式」という。）等にあわせて、ガイドラインにおいて引用する規定を改めました。

２　施行日

この改正は、令和２年４月１日から施行します。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、改正前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例によることとします。

内容については、下記土木政策課ＨＰ（P.1-66参照)でご確認をお願いします。

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html

(問い合わせ先)
土木政策課 契約担当
TEL：088－823－9813
技術管理課 設計基準担当
TEL：088－823－9826

事　務　連　絡
令和２年５月１３日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

土木政策課長
技術管理課長

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の
確保に向けた具体的対策について(通知)

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から令和２年5月７日付け事務連絡のとおり通知がありましたので、土木部においても、この通知に準じて取り組むこととします。

なお、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症に係る費用の積算方法等を定めましたので、お知らせします。

(問い合わせ先)
土木政策課 契約担当
TEL：088－823－9813
技術管理課 設計基準担当
TEL：088－823－9826
技術管理課 検査担当
TEL：088－823－9825

【別紙】

新型コロナウイルス感染症に係る費用の積算方法等について

１．感染拡大防止対策に係る設計変更について

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

２．設計計上時の留意事項

・マスク、消毒液等の消耗品は、当該工事で使用した実績数量を基に設計計上する。
・インカム、シールドヘルメット等でリース契約が可能なものについては、リース契約を原則とし、購入した場合も設計計上はリース費用相当額を計上する。
　なお、リースが困難なものは、購入額とする。
・購入した物品については領収書または請求書により金額を確認し、リース契約については見積書または契約書により金額の確認をすること。
・消耗品を除く感染拡大防止対策費については、技術管理課と協議すること。

３高技管第320号
令和４年２月７日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

技術管理課長
（公印省略）

快適トイレの導入について（通知）

このことについて、土木部では建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。

このたび、これまでの実績を踏まえ快適トイレの導入を更に拡大させるため、対象工事を５千万円以上から１千万円以上に改定しましたので通知します。

なお、平成29年３月27日付け28高技管第311号及び令和２年８月24日付け２高技管第126号「快適トイレの導入について（通知）」は令和４年２月28日をもって廃止します。

記

１　対象工事

土木部が発注する請負対象金額（税込）が１千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）

なお、１千万円未満の工事であっても受注者の希望により対象工事とすることができる。

２　特記仕様書への記載

快適トイレを導入する場合は、特記仕様書（別添１）に示す内容を記載すること。

なお、快適トイレの手配が困難な場合は、受発注者で協議のうえ、本通知の対象外とすることができる。

３　快適トイレの積算方法

快適トイレを導入した場合は、積算方法（別添２）により必要費用を計上すること 。

４　快適トイレの導入にあたっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際には可能な限り、快適トイレの導入にあたっての配慮事項（別紙）のとおり配慮すること。

５　その他

特記仕様書に記載のない工事又は施工中の工事で快適トイレを導入する場合においても、受発注者で協議のうえ、必要費用を計上することができる。

6　適用

単価適用年月日が令和４年３月１日以降の工事

7　問い合わせ先

技術管理課

TEL　088-823-9826

【補足】

受注者が快適トイレを所有する場合も、設計計上の対象とします。

２７高技管第１００号
平成２７年７月２４日

土木部各課長
土木部各出先機関長　様

土木部技術管理課長
（公印省略）

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの実施開始について（通知）

このたび、建設発生土の更なる有効利用を図るため、公共工事で発生する土砂の受け入れ先として民間工事も対象とすることとしました。

つきましては、建設発生土の官民有効利用の試行マッチング（以下、「試行マッチング」という。）を活用し、更なる建設発生土の工事間利用に努めていただくようお願いします。

記

１．試行マッチングとは

「建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページ」にて建設発生土を搬入・搬出する公共工事および民間工事情報を共有することで、官民一体となった建設発生土の相互有効利用調整を行うものです。

２．建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページＵＲＬ

http://matching.recycle.jacic.or.jp

３．添付資料

（別添１）建設発生土の官民有効利用の試行マッチング実施要領（案）

（別添２）建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの概要

４．留意事項

（１）国、地方自治体又は民間工事受注者からの建設発生土の調整依頼等があった場合は、これまでと同様に工事担当者が直接やりとりをしてください。

（２）（１）の調整の結果、建設発生土の情報更新が必要となった場合は、技術管理課より連絡します。

５．問い合わせ先

高知県土木部技術管理課

TEL　:088-823-9826

E-mail：170601@ken.pref.kochi.lg.jp

３高技管第３４５号
令和４年３月１日

土木部各課長
土木部各出先機関長　　様

技術管理課長
（公印省略）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律における届出の電子申請について（通知）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）における届出を職場や自宅のパソコンからインターネットを利用して申請ができるよう、下記のとおり電子申請サービスによることとしましたので、担当職員への周知をお願いします。

また、当面の間は、従来の窓口届出と電子申請サービスによる申請を並行して受付することとします。

なお、窓口届出の受付に際しては、電子申請サービスのご案内をお願いします。

記

１　建設リサイクル法の届出方法
高知県電子申請サービスによる申請
窓口届出

２　高知県電子申請サービス対象の届出
建設リサイクル法第10条第1項
（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=650）
建設リサイクル法第10条第2項
（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=871）

３　適用
令和４年４月１日以降

４　留意事項
建設リサイクル法第11条による通知書は、従来どおりの取り扱いとする。

５　高知県ホームページ掲載ページ
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2022022200099.html

問い合わせ先
技術管理課
TEL：088-823-9826
FAX：088-823-9263

7-4. 電子スタンプ

電子押印で使用するソフト及び様式、形状は特に指定しないが、「会社名」・「日付」・「担当者の氏名」の分かるものとする(フリーソフト可、デジタル署名不要)。

決裁権者全員の電子押印は必要としないが、１書類につき受発注者それぞれで１個以上電子押印する。受注者は現場代理人又は主任(監理)技術者、発注者は監督(調査)職員の電子押印を必須とする。

【電子スタンプ（様式例）】





【電子スタンプソフト（一例）】

ソフト名称	説明	有料、無料の区分
Adobe Acrobat	PDF 上で電子押印する。	有料
クリップスタンプ２	クリップボードから文書に貼り付ける。	無料

7-5. 電子メール

1）件名

件名は『区分、業務(工事)番号、提出書類、通し番号、会社名、担当者名』とする。受信確認メールの件名は、件名に「Re:」を付し、その他の内容は変えてはならない。

例１　受注者の送信メールの件名

【提出】道改国第○号_打合せ記録簿-001_△△建設株式会社_××

例２　発注者の送信メールの件名（例１の書類の承諾メール(注意：受信確認メールではない)）

【承諾】道改国第○号_打合せ記録簿-001_高知県△△土木事務所_××

2）添付ファイル

・個人情報を含むファイル及び１ファイル 1MB を超えるファイルは、原則としてメールでの受け渡しを禁止する。（CD-RW 等を使用する）
・圧縮ソフトを使用してファイル容量の低減に努める。（圧縮形式は「zip」とする）
・機密性の高いファイルはパスワードをかける。（パスワードは同一メールで通知しない）
・送信する前に、必ずウィルスチェックを行う。

7-6. 留意事項

【受注者】

・オリジナル形式で書類を提出する場合のファイル形式は受発注者間協議により決定する。
・電子メールを活用した情報交換で取り扱う書類は、すべて電子納品の対象とならない書類であるため、電子納品する必要はない。

【発注者】

・提出された書類に不備のあった場合は、受注者に不備の内容を伝え、再提出を求めることとし、発注者は書類の修正を行ってはならない。
・電子押印は PDF ファイルに対して行う。オリジナル形式で提出のあった場合は、PDF ファイルに変換した後に行う。決裁済みの紙書類のスキャニングは行わないこと。
・決裁済みの紙書類は発注者が保管し、検査で使用する。検査後は、納品される他の紙書類と一緒に保管する。

Copyright © 2022 Kochi Prefecture All rights reserved.

高知県優良建設工事施工者表彰について

高知県土木部技術管理課

高知県優良建設工事施工者表彰実施要領 「令和元年5月9日の改正点」

県では、平成16年度から県の発注建設工事のうち、優秀な成績を収めた工事の中から高知県優良建設工事施工者表彰審査会の選考により、特に優秀な工事に対し、企業と技術者の表彰を実施しています。

令和元年5月9日に「高知県優良建設工事施工者表彰実施要領」を改正し、表彰件数を下記のとおりとしておりますのでお知らせします。

【表彰件数】

	改正前		改正後	
○高知県知事賞	「5件程度」	→	「5件程度」	・・・ 改正なし
○優良賞	「10件程度」	→	「20件程度」	・・・ 10件程度増

詳しくは高知県技術管理課のホームページをご覧ください。

※なお、令和4年度の応募受付については、令和4年5月27日に締め切りさせていただきました。

問い合せ先
高知県土木部技術管理課
電話:088－823－9825
FAX:088－823－9263
E-mail:170601@ken.pref.kochi.lg.jp

第２章　　建設工事請負契約

建 設 工 事 請 負 契 約 書

（金銭的保証タイプ）

契 約 書 作 成 上 の 注 意 事 項

○契約書は２部作成できることとなっています。２部とも金抜設計書とともに袋綴とし、朱印、割印を押してください。

○契約日、工期は記入してください。

○特記事項がある場合は、契約書と金抜設計書の間につけて袋綴してください。

○契約書作成にあたっては、内容を熟知しておいてください。

「R100 この冊子は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。」

建設工事請負契約書（金銭保証用）

1　工　事　名

2　工 事 番 号　　第　　号

3　工 事 場 所

4　工　　期　　自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

5　請負代金額　　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥　　）

6　契約保証金

7　解体工事に要する費用等　　（別紙のとおり）

8　住宅建設瑕疵担保責任保険

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別に発注者に提出する建設工事共同企業体協定書（第56条の２第２項第１号において「協定書」という。）により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を行うものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　高　知　県

契約担当者　職氏名　　印

受注者　住　所

氏　名　　印

［注］受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第８条において「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、高知地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書）

第３条　受注者は、この契約締結後５日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第３号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
（４）　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。
３　受注者が第１項第２号から第４号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
４　第１項の規定により、受注者が同項第２号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第３号又は第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第38条第４項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。
４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（工事が完成した後の施工実績等の譲渡に伴う債務引受）
第５条の２　前条の規定にかかわらず、受注者は、工事が完成した後において、この工事に係る施工実績等を第三者に譲渡する場合は、この工事が完成した後に第45条、第56条及び第56条の２の規定により効力が生ずる受注者の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
２　受注者は、施工実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該施工実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを発注者に提出しなければならない。
３　前２項の規定は、工期の末日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請契約の報告）
第７条　受注者は、この工事につき下請（再下請を含む。）に付する場合は、下請契約締結の日から14日以内に、発注者に下請契約書の写しを提出しなければならない。
２　発注者は、受注者に対して下請負人につき必要な事項の通知を求めることができる。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（１）　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（２）　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（３）　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第９条　発注者は、この工事の施工について監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもの並びに設計図書に定めるところによるほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第２号）に基づき、次に掲げる権限を有する。

（１）　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（２）　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（３）　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（１）　現場代理人

（２）　主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第１項に規定する主任技術者又は同条第２項に規定する監理技術者をいい、同条第３項の工事の場合には、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（同条第３項ただし書に規定する監理技術者補佐をいう。）とする。以下同じ。）

（３）　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督職員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用

すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は、当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料

若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、受注者が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊又はせん孔その他の方法により検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊又はせん孔その他の方法により検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

（１）　設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（２）　設計図書に誤り又は脱漏があること。

（３）　設計図書の表示が明確でないこと。

（４）　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

（５）　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

（１）　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
　　発注者が行う。

（２）　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
　　発注者が行う。

（３）　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
　　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められると

きは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の

変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第30条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第62条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第62条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この

条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
3　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）
第30条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第62条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第38条第４項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければならない。
5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
（1）　工事目的物に関する損害
　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
（2）　工事材料に関する損害
　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
（3）　仮設物又は建設機械器具に関する損害
　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条　発注者は、第８条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条　受注者は、工事を完成したときは、10日以内にその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊又はせん孔その他の方法により検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条　発注者は、第32条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定

する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が50万円に満たないときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が50万円に満たないときは、この限りでない。

３　受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定し、又は認定を行わないことを決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

４　受注者は、請負代金額が変更前の額より10分の３以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第２項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。第６項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。

５　発注者は、第１項、第２項及び前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払わなければならない。

６　発注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、当該工事につき、既に支払った前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第２項の規定により中間前払金の支払をしているときは10分の６）を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還することを受注者に請求することができる。

７　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、その受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の５（第２項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

８　前２項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

９　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

10　受注者は、第38条第１項又は第２項の規定による部分払を請求した後において、前払金の支払を請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第38条　受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第２項の規定による監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の４（前払金の支払を受けていない場合にあっては、10分の３）以上の額に達した場合及び10分の８以上の額に達した場合は、それぞれの額の10分の９以内の額の請負代金の支払（この契約において「部分払」という。）を次項から第７項までに定めるところにより請求することができる。ただし、この請求は、工期中２回を超えることができない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者において特別の理由があると認められるときは、部分払について、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第58条の規定の範囲内で別段の定めをすることができる。

３　受注者は、部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

４　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊又はせん孔その他の方法により検査することができる。

５　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

６　受注者は、第４項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から15日以内に部分払金を支払わなければならない。

７　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≦ 第1項の請負代金相当額 ×（9/10以内の率 － 前払金額／請負代金額）－ 既に支払を受けた部分払額

なお、分数計算の小数点２位以下は切り捨てるものとする。

（部分引渡し）

第39条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第33条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第１項の請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 ＝ 指定部分に相応する請負代金の額 ×（1 － 前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第40条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

［注］　第40条から第42条までは、この契約が債務負担行為に基づく場合に使用する。

2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第41条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、第35条第１項及び第10項の規定にかかわらず、当該年度の出来高予定額に対する部分払を請求した後において、当該年度の前払金を請求することはできない。また、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2　前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第１項及び第２項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

4　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第３項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条　債務負担行為に係る契約の部分払について、第38条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。ただし、第38条第１項の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額に対する部分払の請求は２回を超えることができない。また、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払の請求をすることができない。

2　前項の場合において、契約会計年度について部分払を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度についての部分払を請求することができない。

3　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達

しないときには、同項の規定により準用される第38条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の部分払の支払を請求することができない。

（第三者による代理受領）

第43条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事の中止等）

第44条　受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）　履行の追完が不能であるとき。

（２）　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第46条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めは負わない。

（１）　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第１項に規定する課徴金の納付命令

（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（３） 受注者（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。

（４） 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第51条第１項第１号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（５） 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

２ 第57条第２項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（発注者の任意解除権）

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１） 第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（２） 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（３） 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

（４） 第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

（５） 正当な理由なく、第45条第１項の履行の追完がなされないとき。

（６） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１） 第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

（２） 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
（３） この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
（４） 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
（５） 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（６） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
（７） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（８） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（９） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者若しくは暴力団準構成員（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団準構成員をいう。）（以下「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
(10) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第３条に規定する使用人を、受注者が法人である場合には建設業法第５条第３号に規定する役員等又は建設業法施行令第３条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
ロ 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながらその者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
ハ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからヘまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
チ 受注者が、イからヘまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
リ 受注者が、第63条各項の規定による報告等の義務を履行しなかったと認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第50条 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第51条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第48条各号又は第49条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（１）　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（２）　工事完成債務

（３）　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（４）　解除権

（５）　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第52条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第53条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条　第52条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第55条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときには、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊又はせん孔その他の方法により検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　第１項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第48条、第49条又は第57条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条、第52条又は第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

4　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第48条、第49条又は第57条第３項の規定によるときは発注者が定め、第47条、第52条又は第53条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（賠償額の予定）

第56条　受注者（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第46条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第１項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）　第46条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合

（２）　第46条第１項第３号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過した損害金にこの契約における請負代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年３パーセントの割合で計算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員は、賠償金並びに損害金及び遅延利息を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

４　前３項の規定は、工事が完成した後においても適用する。

（違約罰としての違約金）

第56条の２　受注者（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第46条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。

２　前項の違約罰としての違約金の額は、請負代金額の10分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

（１）　受注者が共同企業体であって、その構成員中に、第46条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合　違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の協定書第８条第１項に規定する出資割合（第３号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

（２）　受注者（受注者が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第７条の４第２項若しくは第３項又は第７条の５第３項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合　違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

（３）　受注者が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合　違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

３　前２項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

４　前項の場合において、共同企業体の代表者が第46条第１項第１号から第３号までのいずれにも該当しないときは、発注者は、第１条第12項の規定にかかわらず、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、発注者が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構

成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、発注者に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

5　前各項の規定は、工事が完成した後においても適用する。

（受注者の文書提出義務）

第56条の３　受注者（受注者が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。受注者が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人をも含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により発注者から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

2　前項の規定は、工事が完成した後においても適用する。

3　前２項の規定は、工期の末日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（発注者の損害賠償請求等）

第57条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）　工期内に工事を完成することができないとき。

（２）　この工事目的物に契約不適合があるとき。

（３）　第48条又は第49条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　第48条又は第49条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

（２）　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

6　第２項の場合（第49条第９号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第58条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）　第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第33条第２項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第59条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第４項又は第５項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。ただし、設備機器のメーカー保証の期間がある場合にあっては、その保証期間が経過する日まで請求等をすることができるものとする。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（損害金等の徴収）

第60条　受注者がこの契約に基づく損害金、違約罰（制裁金）、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金

を発注者の指定する期間（第56条に規定する賠償金にあっては同条第１項に、第56条の２に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第１項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から起算して請負代金額の支払日までの日数に応じて年３パーセントの割合で計算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第61条　第35条第９項、第55条第３項、第56条第２項、第57条第５項及び第58条第２項並びに前条の規定による遅延利息及び損害金等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（火災保険等）

第62条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に係る報告等の義務）

第63条　受注者は、この契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下この条において「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

３　受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

（あっせん又は調停）

第64条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による高知県建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第65条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第66条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

契約書第 18 条の説明

1　概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならず、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2　説明

設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、受注者は、監督員に書面により通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。

18 条 1 項は、第 1 号～第 5 号までがある。第 1 号～第 3 号は、2 つ以上にあてはまるような事例もあろうが(例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等)、いずれに該当するとしても、その効果(第 3 項における取扱い)に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はないので説明は省略し本項では第 4 号、第 5 号について説明する。

(第 4 号)

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。

受注者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう。

(第 5 号)

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第 4 号によるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第 4 号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適当な場合であるので、第 5 号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第 1 号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

部分使用・部分引渡しの説明

第 34 条（部分使用）

部分使用は、契約締結後に発注者が受注者の承諾を得て行われるものであり、発注者が工事目的物を引渡し前に使用しようとするときは、受注者の同意が必要となる。使用を希望している当該部分の完成や、使用部分の請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係しない。

受注者は発注者から部分使用の承諾を請求された場合に応じるか否かは自由であり、また使用方法、時期等に条件を付けることも可能である。この承諾は、あらかじめ書面でなされるべきであるが、事後的に行われた場合でも、その効力は認められる。また、書面によらなかった場合でも、当事者間に認識の相違がないうちに書面化するべきである。

発注者は使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきで、使用部分に損傷を与えることのないよう注意すべき義務を課せられ、使用部分を加工したり、現状を変更することは許されない。

発注者は部分使用中使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくならない。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前であるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負う。

発注者は、部分使用により受注者に損害を与えたときは、発注者の故意又は過失によらず、必要な費用を負担しなければならない。

第 39 条（部分引渡し）

部分引渡しは、**契約締結前に発注者が設計図書に指定して行われる**もので、工事が複数の工区に分けて施工される場合において、１工区の工事が完了したとき、当該工区のみ他工区から切り離して引渡し使用するというように、**当該部分だけで独立した工事の完了として認められる場合に行われるもの**である。具体的には、数工区にわたる道路バイパス新設工事において、一部工区の工事が完成すれば既設アクセス道路が利用できる場合には、全線開通を待たずに、完成した工区について引渡しを受ける場合がある。

この部分引渡しは、発注者にとっては工事全体の完成前において必要な部分を使用し得る利点があり、受注者にとっても当該部分の請負代金を工事全体の完成前に受け取ることができ、その管理責任も免れる利点がある。

部分引渡しの対象となるものは、「設計図書において指定した部分（指定部分）」とされているが、部分引渡しが検査及び請負代金の支払等について工事の全体の完成時における引渡しと同様の取扱いを受けるため、どの部分がその対象かを明確にしておく必要があるからである。

この場合、発注者が部分引渡しの対象として指定できる部分は「引渡し」の対象となり得ること、すなわち、他の部分と分けて特定することができ（可分性）、管理責任の移転ができる部分であることが必要である。

部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、**契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておく**ものである。

受注者は、指定部分の工事が完成した場合は完成の通知を行わなければならない。発注者は指定部分の完成の通知を受けた日から 14 日以内に検査を行う。受注者は、検査によって工事の完成が確認された後に、発注者に引渡し、部分引渡しに係る請負代金を請求することができる。部分引渡しは、工事目的物の独立した部分についての最終的な完成・引渡しであることから、支払いの留保（いわゆる 9 分金払）は行わない。

部分使用と部分引渡しとの相違点は、部分使用の当該部分の管理責任は、受注者に残されているが、部分引渡しを受けた部分は、発注者に所有権が帰属することとなり、受注者は管理責任を負わない。部分引渡し後、当該部分について、不可抗力により損害が生じても受注者は何ら責任を負うものでなく、発注者がその責任を負うこととなる。

また、部分引渡しは、契約締結前に発注者が設計図書に指定して行われるのに対し、部分使用は、契約締結後に発注者が受注者の承諾を得て行われるものであり、臨時、特例的に発生する場合を想定している。

部分引渡しの具体例

例題　1

令和〇〇年度〇〇整備工事は、工区内での2号橋の下部工事に伴い、橋梁上部工事を別途発注のため、工期等の関係もあり、建設工事請負契約書第34条の部分使用を適用して事務処理を行なった。

しかし、この場合は、契約書第39条の部分引渡しを適用し、特記仕様書等にあらかじめ引渡し部分を（下部工）を指定し、下部工が完成したときに、契約書第32条による検査及び引渡しの事務処理を行なうべきである。

特記仕様書への記載例

第〇〇条　部分引渡しの適用

本工事は、〇〇年度〇〇月までの工期であるが、〇〇月に橋梁上部工の発注を計画しているため、本工事のうち下部工については、完成後、部分引渡しを適用する。

例題　2

令和〇〇年度〇〇舗装工事は、工事期間中での、道路改良区間の下層路盤工の完成に伴い、別途発注の舗装工事の上層路盤及び表層工の施工のため、工期等の関係もあり、建設工事請負契約書第34条の部分使用を適用して事務処理を行なっていた。

しかし、部分使用では別途発注の舗装工事を施工するのは適当でない。

この場合は、契約書第39条の部分引渡しを適用し、特記仕様書等にあらかじめ引渡し部分を指定し、完了した時に、契約書第32条による検査、引渡しの事務処理を行なうべきである。

公共工事の施工

公共工事は、経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うもので、適正な施工を確保し良質な社会資本を効率的に整備されることが求められており、請負契約書に基づき、設計図書（設計書、図面、仕様書等）に従い、日本国の法令を遵守して履行しなければならない。

適正な履行を確保するため、発注者（県）は「監督職員」、受注者（請負者）は、契約の履行の責任者として「現場代理人」、また、請け負った工事を施工する技術上の管理をつかさどるものとして、一定の資格を有する「主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）」の配置が建設業法や請負契約書で定められている。

1　工事監督職員について

監督職員のうち、設計図書等に基づき段階確認等現場で技術的な指導を行う職員を工事監督職員という。

工事監督職員の主な業務は次のとおりである。（高知県建設工事監督規程からの抜粋）

○ 工事現場の巡視及び受注者からの履行報告等により施工状況を把握する。

○ 受注者に対し、設計意図を正確に伝え、技術的に十分な工事が行われるよう、立会い、検査及び確認により、適切な監督を行う。

○ 関係行政機関その他地元住民等との連絡協調に留意し、円滑な施工を図る。

その他にも、段階確認、工事検査への立会い、工事の変更、中止等の措置などの業務がある。

これら一般的な業務は「高知県建設工事監督規程及び同要領」、「高知県建設工事検査規程」に定められているほか、これらの業務を適切に実施するため「高知県建設工事監督技術基準」に、その方法を規定している。

2　現場代理人について

（1）　現場代理人の主な業務

現場代理人の主な業務は、次のとおりである。（建設工事請負契約書第10条第2項に記載）

○ 契約の履行に関し、工事現場(1*)に常駐(2*)し、その運営及び取り締まり

○ 工事の契約に基づく一切の権限（請負代金の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除等に係るものを除く。）の行使

(1*)「工事現場」とは

工事目的物の敷地にとどまらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含む。ただし、近傍であっても、他の工事又は工場の現場は含まない。

(2*)「常駐」とは

作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在すること。

（2）　常駐が必要な期間と常駐を要しない期間

ア　常駐が必要な期間

現場代理人が現場に常駐しなければならない期間は、着手日から工事受注者の工事完成通知が行われた日までとする。ただし、完成検査不合格となり手直し工事が行われる場合には、手直し工事の開始日から県が完成検査合格通知を行った日までの間を加えるものとする。

イ　常駐を要しない期間

休日等で工事現場が稼動していないときのほか、次の場合には、工事現場が稼動しない期間中、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。

① 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、着手日以降測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待って着工日まで工事現場の稼動がない場合

② 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待って着工日まで工事現場の稼動がない場合

③ 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼動がない場合（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

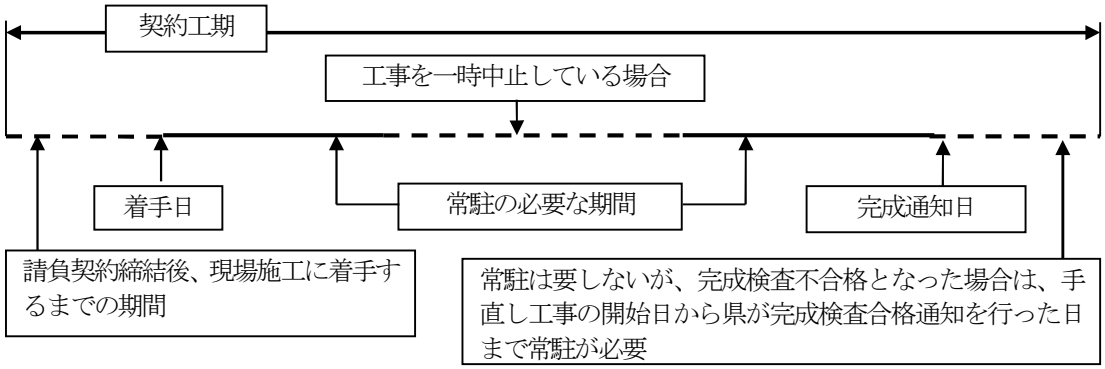

（3） 現場代理人の資格要件

現場代理人となるための資格要件は、特に定めてないが、建設工事請負契約書に定められた職務が遂行できる者でなければならず、また、受注者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、配置技術者と現場代理人の兼務は認められるが、建設業法上、経営業務の管理責任者及び営業所における専任の技術者は、各々の職務に常勤又は専任でなければならないとされていることから、現場代理人となることができない。

（4） 現場代理人の途中変更

受注者は、届け出た現場代理人を変更することができない。

ただし、次のいずれかの場合には、契約担当機関との事前協議により契約担当機関が工事の施工継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更できる。

① 現場代理人の退職又は疾病による休暇等、個人的事情ではあるが真にやむを得ないと認められる場合（人事異動等、工事受注者の業務管理上の事由は除く。）

② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、施工が工場から現場へ移行する時点で交替する場合

③ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等、工事受注者の責によらない事由により相当期間工事に着手できず、又は中断された後再着手となった場合
④ 工事受注者の責によらない事由により工事中止（部分中止は除く。）となった場合、又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
⑤ ダム、トンネル等の大規模な工事であって、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合
⑥ 工事着手日前に、現場代理人と配置技術者の兼務を解消する目的で現場代理人を変更する場合
⑦ その他、受注者の都合によるもので、契約担当機関との協議により、工事の施工継続に支障がないと認める場合

（5） 現場代理人の兼務

ア　工事受注者は、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。

ただし、①、②及び④に掲げる場合において発注機関が異なるときは、工事受注者は、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。

なお、兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき１回以上それぞれの工事現場に滞在しなければならないものとする。

① 請負対象金額（税込。以下同じ。）3,500 万円（税込）未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合
② 請負対象金額500 万円（税込）未満の工事を複数受注した場合
③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、同一機関の発注による工事に限る。）
④ 施工中の工事に隣接し、かつ関連性のある別の工事を受注した場合

イ　アの②に掲げる場合においては、次に掲げる要件を考慮して、兼務を承認するかどうかの判断を行うものとする。

(a) 交通量が多い場所での工事（ただし、工事場所が区分され通行者等へ工事の影響が及ばない工事は除く。）であるか。
(b) 通学者が多い場所での工事（ただし、工事場所が区分され通学者へ工事の影響が及ばない工事は除く。）であるか。
(c) 夜間工事であるか。
(d) 急傾斜地崩壊対策工事であるか。
(e) (a)から(d)までに掲げるもの以外で、発注機関が単独での現場代理人配置が必要と判断する工事であるか。

ウ　アの①から④までに掲げる場合のうち、それぞれ異なる条項に該当する複数工事に係る現場代理人を、同時に兼務することは承認しない。また、アの①又は②に掲げる場合に該当することによる兼務については、すべての工事を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。

エ　受注者は、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間は、同一工場において現場代理人を兼務させることができる。

オ　受注者は、当該工事の現場代理人として届け出た者を、(2)のイの①又は②に該当し、着手日以降着工日までの現場代理人の常駐を要しない期間中に限り、別の工事の現場代理人として届け出ることができる。

カ　当分の間、アに掲げる場合のほか、請負対象金額3,500万円未満の工事について２件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、ア及びイに掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。

キ　当分の間、土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて（平成22年３月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）第１の１(１)に規定する土木構造物の維持管理業務委託（以下「維持管理業務委託」という。）の受注者は、当該業務の現場責任者と現場代理人について、発注者が認めた場合に限り兼務を申請することができるものとし、「維持管理業務委託」を「工事」と、「維持管理業務委託の委託箇所」を「工事の現場」と、「現場責任者」を「現場代理人」とみなして、アの②、イ、ウ及びカの規定を適用する。この場合において、(カ)の規定中「２件を限度」とあるのは、「維持管理業務委託を含む場合は３件を限度」と読み替えるものとする。

ク　当分の間、アに掲げる場合のほか、請負対象金額3,500万円以上の工事を含む場合であっても、建設業法施行令第27条第２項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事については、２件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、ア及びイに掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。

３　監理技術者等について

（１）監理技術者等の主な業務

監理技術者等は、建設現場における工事施工の技術上の管理を担当し、適正な施工の確保を行う。

○ 建設工事の施工にあたりその施工計画の作成
○ 工事の工程管理、工事目的物、工事用仮設物、工事用資材等の品質管理
○ 工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等
○ 当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督

なお、建設業法第22条で禁止されている一括下請(3*)とならないよう指導監督系統を正確に把握することが重要である。

(3＊）一括下請の禁止とは

請け負った工事の全部又は主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合も、元請自らが総合的に企画、調整及び指導を行い、下請に出した工事の施工に実質的に関与することが必要であるが、これを怠ると建設業法第22条に規定する『一括下請の禁止』に抵触し、指示処分や営業停止等の監督処分を受けることになる。

（２）主任技術者と監理技術者の要件

主任技術者

受注者（請負者）は、請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者を配置しなけれ

ばならない。（建設業法第 26 条第１項）また、請負代金額 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事の主任技術者は専任でなければならない。専任とは、他の工事の技術者等の兼任が認められないことをいう。

監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、4,000 万円（建築一式工事の場合は、6,000 万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者をおかなければならない。（建設業法第 26 条第２項）

なお、特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合は、当初から監理技術者を設置しなければならない。

また、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的なものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

監理技術者の要件は、以下のとおりである。

① １級の国家資格者（1 級土木施工管理技士等）又は、国土交通大臣認定者で、監理技術者資格者証(資格者証)の交付を受けていること。

② 過去５年以内に監理技術者講習を受講したことを証明する「監理技術者講習修了証」を有していること。

③ 専任であること。（この場合、建設業法施行令（以下「令」という。）第 27 条第 2 項は適用にならない。）

④ 直接的かつ恒常的雇用関係にあること。（派遣雇用は認めない。）

（3）必要な技術者の資格等

◆建設業法における技術者制度

建設業法第26条（第7条第2号イ・ロ・ハ、第15条第2号イ・ロ・ハ）、27条

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			その他の建設業（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約金額の合計額		4,000万円 （注1）以上	4,000万円 （注1）未満	4,000万円 （注1）以上は契約できない	4,000万円 （注1）以上	4,000万円 （注1）未満	4,000万円 （注1）以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級・2級国家資格者 指定学科卒業＋実務経験者 （大卒・高専卒後3年又は高卒後5年） 実務経験者（10年）		1級国家資格者 指導監督的実務経験者	1級・2級国家資格者 指定学科卒業＋実務経験者 （大卒・高専卒後3年又は高卒後5年） 実務経験者（10年）	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設 若しくは工作物に関する重要な建設工事で請負額が3,500万円以上(注2)の場合					
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要	不要		専任を要する場合は必要	不要	

（注1）：建築一式工事の場合6,000万円　（注2）：建築一式工事の場合7,000万円

（4）監理技術者等の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、発注者と受注者（請負者）との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、受注者（請負者）が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

（5）監理技術者等の専任期間及び兼任について

基本的な考え方

契約工期が配置すべき期間であることを基本とし、専任配置は工事着手日から完成検査合格日までの間とする。

ただし、次のような場合にそれぞれ掲げる期間については、必ずしも専任を要しないが、その期間について発注者との手続き上明確になっている必要がある。

① 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

② 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている場合

③ 工事を全面的に一時中止している場合

④ 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

⑤ 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合

⑥ 工場製作のみが稼働している期間

兼務について

密接な関連のある二以上の工事を同一の業者が同一の場所又は近接（工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度）した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第27条第２項）が、監理技術者については、この規定は適用されない。

ただし、発注者と同一の受注者（請負者）が複数の工事を契約した場合、その契約工期が重複し、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性があるもの(4*)については、同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であることから、これを一つの工事とみなして、当該技術者が工事全体を管理することができる。

（4*）工作物に一体性があるものとは

施工中の工事に密接な関連がある工事を、施工中の受注者（請負者）との随意契約により行う場合に限る。

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者との兼務について

請負代金額3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の技術者の専任配置が法令上求められない工事においては、次の要件をすべて満たす限り兼務を認める。

なお、これらに該当の有無は、ケース・バイ・ケースで判断する。

① 主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ただし、以下の点に注意すること。

① 経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、３ヶ月の継続雇用要件が適用されること。

② 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。

③ 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。

4 受注者と現場代理人・監理技術者等との関係の確認

（1）直接的・恒常的な雇用関係について

現場代理人、監理技術者等は、請負者と直接的な雇用関係（専任を求められる監理技術者等の場合には、引き続き３ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係）にあることを要し、当該関係は「現場代理人・技術者届」により確認する。

① 当該請負者の健康保険証を有すること。

② 当該請負者の雇用保険を有すること。

③ 賃金台帳写しの提示があること。

（2）直接的・恒常的な雇用関係の基準日について

監理技術者等の直接的・恒常的な雇用関係を確認する際の基準日は、次のとおり。

区分	基準日
指名競争入札	入札の執行日
一般競争入札	申し込みのあった日
随意契約	見積書の提出のあった日

「監理技術者制度運用マニュアル」より

なお、専任を求められる監理技術者等以外の場合については、「現場代理人・技術者届」の提出までに直接的な雇用関係が確認できること。

※なお、現場代理人、監理技術者等の取扱いの詳細については、以下を参考にしてください。

（高知県土木政策課ＨＰ掲載）

○「現場代理人の常駐の取扱いについて」

○「監理技術者制度運用マニュアル」

○「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて」

技術者の現場専任制の運用について

技術者の現場専任制の運用については、以下を参考にしてください。

（１） 専任配置が不要な期間

次のような期間については、その期間が発注者との間で手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

ア 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼動であることが明確である期間

① 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

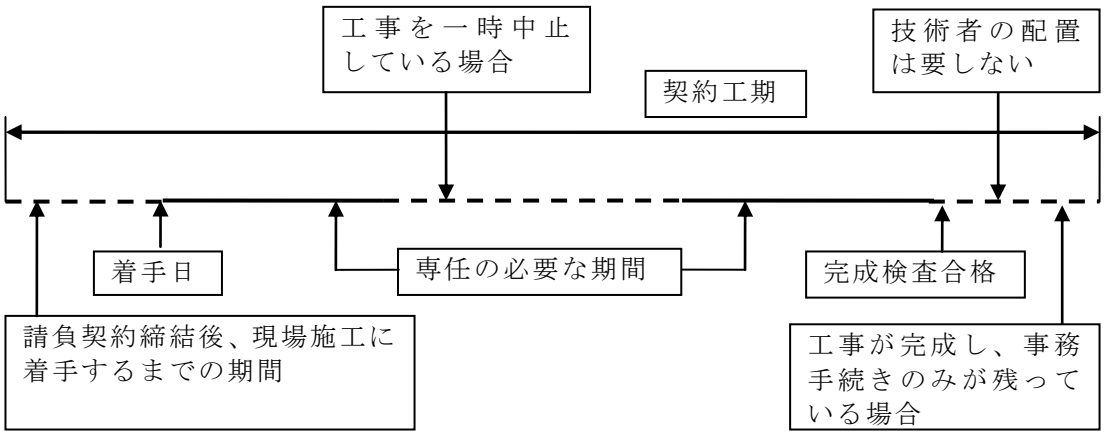

イ　工場製作のみが稼動している期間

橋梁工事等に含まれる工場製作過程が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合において、当該工場製作のみが稼動している期間

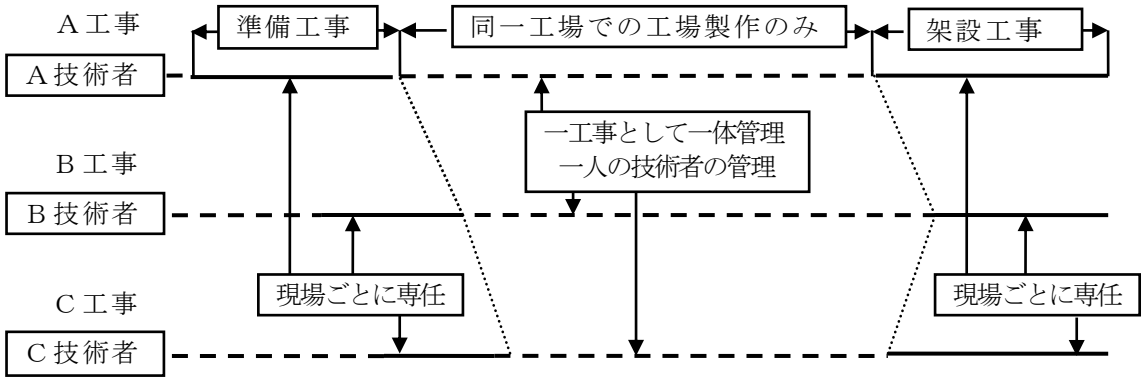

Ｑ１　専任を必ずしも要しない期間において、「手続上明確になっている」とは具体的にどのようなことを指しますか。

Ａ１　例えば、工事中止命令が出されているなど工事現場が非稼動であること及びその非稼動の期間について発注者が命令・承諾していることをいいます。

Ｑ２　工場製作を伴う工事において、「橋梁工事等」とありますが、橋梁工事の他にどのような工事が該当しますか。

Ａ２　工事内容にもよりますが、下水道のプラント工事、エレベーター工事、門扉設置工事などの工場製作を伴う工事については、当該工場製作のみが稼動している期間は、橋梁工事と同様の扱いをすることが可能であると考えられます。

（２）　下請工事における専任の必要な期間について

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。

なお、当該工事が３次まで下請されており、３次下請業者が作業を行っている場合、１次、２次下請業者は、自らが施工する工事がない場合でも主任技術者を専任で現場に配置する必要があります。

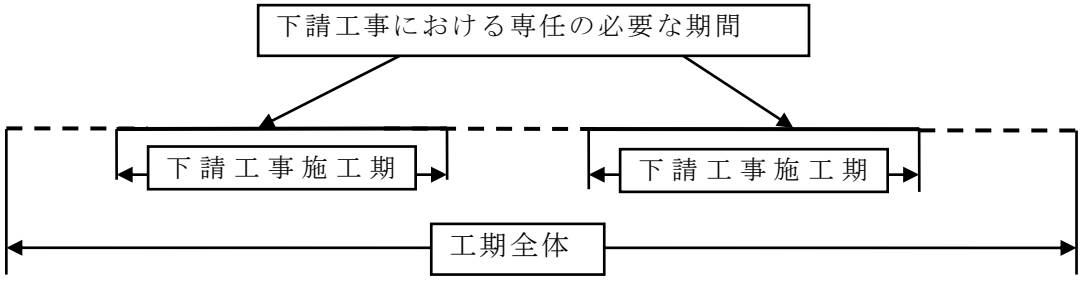

（３）　工事単位の考え方について

発注者が同一の建設業者と締結する契約工期が重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の監理を行うことが合理的であると考えられます。このため、これを一の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を監理するものとすることができます。

この場合、建設業法第３条第１項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第 26 条第１項及び第２項（主任技術者と監理技術者の区分）等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。

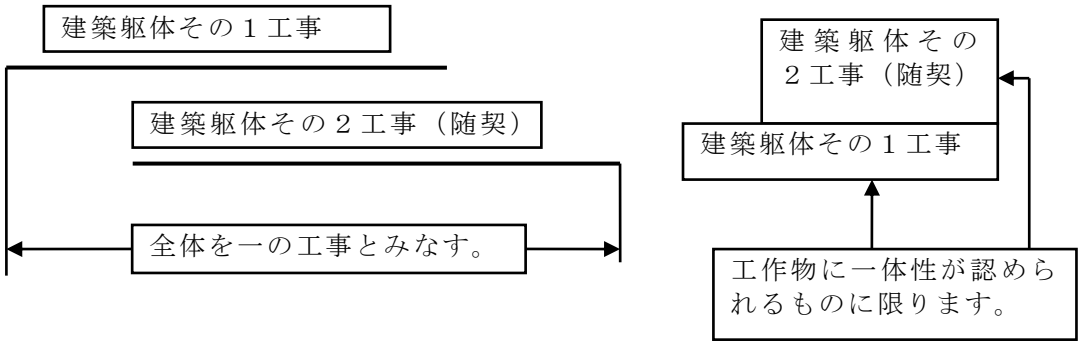

第３章　　入札契約等に関する取り組み

令和４年度 入札･契約制度改正について

令和４年度に高知県が発注する公共工事に係る入札･契約制度の改正概要は次のとおりです。

高知県土木部
（問い合わせ）土木政策課 契約担当
電話：088-823-9813（直通）

1 「週休２日制モデル工事」の実施の促進
（令和４年４月１日以降に入札公告を行う工事から適用）

週休２日制モデル工事については、現在、「受注者希望型」を中心に運用しているところですが、建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、請負対象金額5,000万円以上の工事については、「発注者指定型」に限定します。

○請負対象金額5,000万円未満：「受注者希望型」（「発注者指定型」の適用も可）
○請負対象金額5,000万円以上：「発注者指定型」

経費の補正 「受注者希望型」･･･４週８休等の達成状況に応じ⇒増額補正
「発注者指定型」･･･４週８休の増額補正を行ったうえで発注
⇒達成できなかった場合は減額補正

2 総合評価方式の評価基準の変更
（令和４年４月１日以降に入札公告を行う工事から適用）

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

【改正】若手技術者･女性技術者の配置 ※選択項目

R3まで	R4～
41歳未満の 技術者･現場代理人の 配置 有 5点 、配置 無 0点	41歳未満又は女性の 技術者･現場代理人の 配置 有 5点 、配置 無 0点

※現場代理人については、主任技術者の資格を有する者に限る

令和３年度における高知県建設業活性化プランの改定を受け、人材確保に繋げることを目的として、女性活躍の支援に係る項目を追加する

【新規】災害復旧工事の受注状況（過去3年） ※選択項目

災害復旧工事の受注状況	災害復旧工事の受注実績 2件以上 （〇〇土木事務所管内の実績に限る）	5点
	〃 1件 （ 〃 ）	2．5点
	上記以外	0点

災害復旧工事を円滑に履行し、県内の防災力の向上に繋げることを目的として、災害復旧工事の受注状況に応じインセンティブを付与する

R4年度は周知期間とし、R5年度以降の適用を予定（実績R2～R4を評価）

3 効率的な事業執行のための「工事費内訳書」の取扱いの見直し
（令和４年４月１日以降に入札公告を行う工事から適用）

入札書に添付して提出する**工事費内訳書**について、５か年加速化対策による事業費の増大に対応した効率的な事業執行及び不調･不落の改善に向け、取扱いを見直します。

○工事名、企業名、金額等の記載誤り（軽微なものを除く）
現在「失格」⇒ 内容等が確認できれば「有効」、確認できなければ「無効」
○電子入札における再提出（差し替え）の取扱い
現在「不可」⇒ 提出期限（入札期限）前であれば「可」

4 前年度の取扱いを継続するもの

（１）独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例
契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

（２）指名競争入札における一者入札を有効とする試行
増加傾向にある不調･不落対策として、指名競争入札の一者入札について、一定の競争性が確保されていることを前提に有効な入札として認める試行を継続する。

（３）概算数量による発注の試行
受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、概算数量による発注の試行を継続する。

（４）指名競争入札における適用範囲の変更
受発注者双方の入札事務の簡素化･期間の短縮により、円滑な事業執行に資するため、指名競争入札における適用範囲の変更の試行を継続する。

（５）主任技術者の兼務要件の緩和
主任技術者の専任が必要な工事のうち、一定の条件で３件まで兼務可能とする措置を継続する。

総合評価方式の選定について

※赤字は本年度改正点

➢ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業と配置予定技術者の施工経験等から、企業の施工能力を評価するもの（発注規模5億円までを目安に適用）

総合評価																																	
企業評価																						配置予定技術者評価							③加算点合計（①＋②）※	施工体制評価点			⑤標準点	⑥評価点（③＋④＋⑤）※	評価値（⑥÷入札価格）※
技術力評価（必須項目）			技術力評価（選択項目）				地域性・社会性評価（選択項目）												小計	①加算点（換算値）※	技術力評価（必須項目）		技術力評価（選択項目）			小計	②加算点（換算値）※		品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	④施工体制評価合計点 ※			
同種・類似工事の実績	同種・類似工事の成績評定	直近の成績評定の最低点	優良工事表彰	ISOマネジメントシステム	舗装工施工体制	法面工事の施工体制	地域内拠点	自社工場（製作）	若手技術者・女性技術者の配置	県内企業の活用（試行）	登録基幹技能者の活用（試行）	地域ボランティア	重機保有	使用する作業船保有の有無	消防団への加入等	BCPの認定状況	災害復旧工事の受注状況	独禁法違反等による指名停止の状況			同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績評定	優良工事表彰の有無	継続学習制度（CPD）への取組	配置予定技術者の資格								
10	15	0	5	5	10	10	10	10	5	5	5	10	10	10	10	10	5	-10	145	6	10	15	5	10	10	50	4	10	5	5	10	100	120	

※：小数点第4位（小数点第5位切捨て）

➢ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業と配置予定技術者の施工経験等に加え、簡易な施工計画（提案）を求め、企業の施工能力を評価するもの（発注規模5億円以上を目安に適用）

総合評価																																									
企業評価																						配置予定技術者評価							施工計画評価							③加算点（換算値）※	④加算点合計（①＋②＋③）※	施工体制評価点			⑥標準点	⑦評価点（④＋⑤＋⑥）※	評価値（⑦÷入札価格）※
技術力評価（必須項目）			技術力評価（選択項目）				地域性・社会性評価（選択項目）												小計	①加算点（換算値）※	技術力評価（必須項目）		技術力評価（選択項目）			小計	②加算点（換算値）※	工程管理に関する所見	品質管理に関する所見	施工上の課題に関する所見	施工上配慮すべき事項に関する所見	小計			品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	⑤施工体制評価合計点 ※			
同種・類似工事の実績	同種・類似工事の成績評定	直近の成績評定の最低点	優良工事表彰	ISOマネジメントシステム	舗装工施工体制	法面工事の施工体制	地域内拠点	自社工場（製作）	若手技術者・女性技術者の配置	県内企業の活用（試行）	登録基幹技能者の活用（試行）	地域ボランティア	重機保有	使用する作業船保有の有無	消防団への加入等	BCPの認定状況	災害復旧工事の受注状況	独禁法違反等による指名停止の状況			同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績評定	優良工事表彰の有無	継続学習制度（CPD）への取組	配置予定技術者の資格																		
10	15	0	5	5	10	10	10	10	5	5	5	10	10	10	10	10	5	-10	145	6	10	15	5	10	10	50	4	15	15	15	15	60	15	25	12.5	12.5	25	100	150	

※：小数点第4位（小数点第5位切捨て）

➢ 技術提案型・高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工の品質向上を図るために、企業と配置予定技術者の施工経験等に加え、技術提案を求め、企業の施工能力を評価するもの（ＷＴＯ政府調達協定の適用を受ける工事（22.8億円）を目安に適用）

※評価項目・配点等の落札者決定基準については、個別に検討し決定。

評価項目及び配点について

【評価項目及び配点（企業の評価）】　※赤字は本年度改正点

評価項目			評価基準	配点
企業の評価	技術力評価（必須項目）	同種・類似工事の実績 （過去１０年）	施工実績　１件	10
			施工実績　０件	0
		同種・類似工事の成績評定 （過去３年） ※対象件数：県発注工事１件 高知県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省発注工事の実績を対象とする。	成績評定の平均点　80点以上	15
			成績評定の平均点　78点以上80点未満	12.5
			成績評定の平均点　76点以上78点未満	10
			成績評定の平均点　74点以上76点未満	7.5
			成績評定の平均点　72点以上74点未満	5
			成績評定の平均点　70点以上72点未満	2.5
			成績評定の平均点　70点未満	0
		直近の成績評定の最低点 （前年度実績） ※高知県発注工事に限る。	成績評定　65点未満　無	0
			成績評定　65点未満　有	-5
	技術力評価（選択項目）	優良工事表彰の有無 （過去**3**年）	県表彰（知事賞・優良賞）	5
			県表彰（所長賞）又は他機関表彰	2.5
			表彰　無	0
		ＩＳＯマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000ｼﾘｰｽﾞと併せてISO14000ｼﾘｰｽﾞ又はエコアクション21を取得	5
			ISO9000ｼﾘｰｽﾞ又はISO14000ｼﾘｰｽﾞ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
			ＩＳＯ認証及びエコアクション認証　未取得	0
		舗装工事施工体制 （ＡＳ舗装工事に適用）	ＡＳフィニッシャを自社保有又は長期（１年以上）リース契約しており、かつ、当該工事のＡＳ舗装工を自社で施工する	10
			ＡＳフィニッシャを自社保有若しくは長期（１年以上）リース契約している、又は、当該工事のＡＳ舗装工を自社で施工する	5
			ＡＳフィニッシャを自社保有又は長期（１年以上）リース契約しておらず、当該工事のＡＳ舗装工を下請に発注して施工する	0
		法面工事の施工体制 （グラウンドアンカー工、現場吹付法枠工、 ロックネット工等に適用）	当該工事の法面工(指定した工種)を自社で施工する	10
			当該工事の法面工(指定した工種)を下請に発注して施工する	0
	地域性・社会性評価（選択項目）	地域内拠点の有無	当該工事と同一管内（※）に建設業法上の主たる営業所　有 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	10
			当該工事と同一管内（※）に建設業法上の従たる営業所　有 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	5
			当該工事と同一管内（※）に建設業法上の営業所　無 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	0
		自社工場（製作）の有無	県内自社工場による製作　有	10
			県内自社工場による製作　無	0
		若手技術者・女性技術者の配置	41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置　有	5
			41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置　無	0
		県内企業の活用（試行）	元請が県内企業で工事の全てを自らが施工する又は全ての一次下請企業が県内企業	5
			上記以外	0
		登録基幹技能者の活用（試行）	登録基幹技能者の活用　有	5
			登録基幹技能者の活用　無	0
		地域ボランティアの有無 （前年度実績）	地域点数　20点以上相当	10
			地域点数　15点以上20点未満相当	8
			地域点数　10点以上15点未満相当	6
			地域点数　5点以上10点未満相当	4
			地域点数　1点以上 5点未満相当	2
			ボランティア活動　無	0
		重機保有の有無	経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（１年以上）リースにより　3台以上保有	10
			経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（１年以上）リースにより　2台保有	7.5
			経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（１年以上）リースにより　1台保有	5
			経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（１年以上）リースによる保有　無	0
		使用する作業船保有の有無	工事に使用する主作業船のうち、いずれかの主作業船を自社保有している。	10
			工事に使用する主作業船のうち、いずれかの主作業船を共同保有している。	5
			上記以外	0
		消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況　（前年度実績）	加入又は認定　有	10
			加入又は認定　無	0
		BCPの認定の状況	BCPの認定　有	10
			BCPの認定　無	0
		災害復旧工事の受注状況 （過去３年）	災害復旧工事の受注実績（○○土木事務所管内の実績に限る。）　2件以上	5
			災害復旧工事の受注実績（○○土木事務所管内の実績に限る。）　1件	2.5
			上記以外	0
		独占禁止法違反等による　指名停止の状況	指名停止　無	0
			指名停止　有	-10
			合計点（満点 145点）を6点に換算する。	

評価項目及び配点について

【評価項目及び配点（配置予定技術者の評価）】

評価項目			評価基準	配点
配置予定技術者の評価	技術力評価（必須項目）	同種・類似工事の従事実績 （過去10年）	施工実績　１件	10
			施工実績　０件	0
		同種・類似工事の成績評定 （過去３年） ※対象件数：県発注工事１件 　高知県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省発注工事の実績を対象とする。	成績評定の平均点　80点以上	15
			成績評定の平均点　78点以上80点未満	12.5
			成績評定の平均点　76点以上78点未満	10
			成績評定の平均点　74点以上76点未満	7.5
			成績評定の平均点　72点以上74点未満	5
			成績評定の平均点　70点以上72点未満	2.5
			成績評定の平均点　70点未満	0
	技術力評価（選択項目）	優良工事表彰の有無 （過去3年）	県表彰（知事賞・優良賞）	5
			県表彰（所長賞）又は他機関表彰	2.5
			表彰　無	0
		継続学習制度（ＣＰＤ）への取組 （一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会、（公社）土木学会の何れかの取得単位数 （有効期間：過去5年間）	推奨単位の8/10以上	10
			推奨単位の5/10以上8/10未満	7.5
			推奨単位の3/10以上5/10未満	5
			推奨単位の1/10以上3/10未満	2.5
			推奨単位の1/10未満	0
		配置予定技術者の資格	１級国家資格等　有	10
			上記以外	0
			合計点（満点 50点）を４点に換算する。	

【評価項目及び配点（簡易な施工計画）】

簡易な施工計画	工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	15
		各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10
		各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5
		各工程の工期、手順が適切である	0
	材料等の品質管理に関する所見	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	15
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0
	施工上の課題に関する所見	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	15
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、工夫がある	5
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、適切である	0
	施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	15
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	5
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0
		合計点（満点60点）を15点に換算する。	

問合せ先
高知県土木部土木政策課
契約担当
TEL　088－823－9813

令和４年４月以降の
低入札価格調査基準（調査基準価格）等について

令和4年3月
高知県土木部
土木政策課

建設工事の一般競争入札について、**低入札価格調査基準（調査基準価格）**及び**失格基準**を**改定**します。

令和４年４月１日以降に公告するものから適用します。
（令和４年３月31日までに公告したものは、４月１日以降に入札を実施するものであっても、従来の基準を適用）

1　低入札価格調査基準の改定

一般管理費等：「設計金額の55%」から「68%」に引き上げます。

- 低入札価格調査基準（調査基準価格）は、下記の合計額（万円未満の端数は切捨て）
- 設定する範囲は、7.5/10以上9.2/10以下の範囲内

現　行	改定後
①建築工事（下の②）以外　（土木一式工事等）	
設計金額における直接工事費の97%	→ 変更なし
〃　共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃　現場管理費の90%	→ 変更なし
〃　一般管理費等の55%	→ 68%
②建築工事	
設計金額における（直接工事費の90%）×97%	→ 変更なし
〃　共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃　（直接工事費の10%＋現場管理費）×90%	→ 変更なし
〃　一般管理費等の55%	→ 68%

2　失格基準の改定

一般管理費等：「設計金額の55%」から「68%」に引き上げます。

直接工事費×85%　共通仮設費×80%　現場管理費×90%　一般管理費×68%

※詳細については「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知。最終改正：令和4年3月10日付け3高土政第1175号）」による。

“高知県内業者の活用及び県内産品の優先使用並びに地元業者へのご配慮を”

高知県内の経済の活性化と雇用の確保を図るため、工事の下請において県内の業者で施工可能なものは、県内の業者と契約していただくようご協力をお願いします。

また、使用する資材等につきましても、特記仕様書に明記していますように、県内産品を優先使用していただくようご協力をお願いします。

なお、工事の下請や資材の調達等に当たっては、それぞれの地域の地元業者の活用など、地域の厳しい経済状況にもご配慮くださいますよう、併せてお願いします。

高知県土木部

公共事業の県内業者への優先的発注並びに地元産品の優先使用を求める決議

公共事業については、交通などの社会基盤の整備を促進する面と併せて、経済効果を高めていく面があり、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を担っている。

県経済において公共事業は大きなウェイトを占めており、長期にわたる景気低迷により民間からの受注に多くを望めない厳しい経営状況にある県内業者にとって、公共事業に係る工事等の受注を確保することは、技術力や経営力を向上させる上で極めて重要であり、そのことが県経済の活性化に寄与することは明らかである。

よって当県議会は、下記のことについてその実現を強く求めるものである。

記

１．公共事業の発注に当たってはこれまで以上に県内業者を優先すること。

２．県内業者の下請の活用及び地元産品の優先使用を図ること。

以上決議する。

平成１２年１０月１３日

高　知　県　議　会

請負者の皆様へ

日頃は、高知県行政にご理解、ご協力ありがとうございます。
ご承知のように、高知県では、高知県産出（注1＊）の木材優先使用及び高知県内産資材（高知県内で製造・加工された資材）の優先使用に取り組んでおり、その中で、木材（注2＊）とコンクリート二次製品の使用については、入札参加資格審査（業種別では土木一式工事のみ対象）における評価項目とし、19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用することにしています。
そのために、高知県発注工事での県内産資材使用状況を施工計画書における主要材料の記載で確認することにしています。
この主要材料の様式は、「建設工事技術者研修資料（平成17年6月）p172」に掲載していますが、一部様式を変更しましたので、施工計画書を作成する際は、別添様式（注3＊）で提出をお願いします。
また、主要材料の記載内容が確定した後、監督職員の署名~~・押印~~を受けて下さい。

令和４年度から
押印不要

注1＊
高知県産出の木材・・・高知県内の山林で育成した木

注2＊
木材にかぎり、高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工した製品が県内産資材として評価の対象となります。

注3＊
高知県HP建設管理課ページ積算・設計・各種基準等に関するお知らせにも掲載しています。

別添様式

5 主要材料 （記載例）

（注）記載内容が確定後、監督員の署名を受けて下さい。署名の無い場合は認められません。なお、施工計画書への添付には記入の必要ありません。

工事番号　　年度　第　　号

工 事 名

監督職員確認欄　職氏名 ＿＿＿＿＿＿

工　　期　　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

分類	品名	規格寸法	予定数量	製造者	納入者	品質証明（有・無）	JISマーク表示（有・無）	搬入時期	県内産資材	木材証明書
コンクリート二次製品	U型側溝	車道用　300	50本	○○ブロック	○○ブロック	○	○	10月10日頃	○	
〃	ボックスカルバート	H2m×B3m×1．5m	5基	○○コンクリート	△△建材	○	○	10月10日頃	－	
木材	丸太	末口　12cm	50本	○○製材	△△商事			10月10日頃	○　注1	○
									－　注2	－
									－　注3	○
									－　注4	－
その他	生コンクリート	21－8－40　BB	150m^3	○コンクリート（有）	○コンクリート（有）		○	10月　1日頃	○	

（注）入札参加資格審査の地域点数で加点されるものは、高知県内産の**木材**又は**コンクリート二次製品**を使用した場合です。

（注）砕石や生コンクリートなどの「その他」に分類されるものは県産材であっても対象となりません。

※分類欄に、コンクリート二次製品、木材、その他資材の区別を記入すること
※品質証明（有・無）の欄には、品質証明書等のある場合にのみ○印を記入すること。（使用材料の品質証明書等は受注者が保管すること。）
※実際に使用する材料を記入すること。
※JISマーク表示（有・無）の欄には、旧JIS認定又は新JIS認証のある場合にのみ○印を記入すること。
※納入者の欄には、該当する資材の購入先を記入すること。製造者から直接、購入する場合は製造者名を記入すること。
※県内産資材の記入欄は、高知県内で製造・加工された資材を使用する場合に、○印を記入すること。（必要に応じて製造者の所在地が確認できる資料を整備しておくこと。）
※木材証明書の記入欄は、県産木材使用（納入）証明書（高知県内の山林で育成した木であることの証明）がある場合に、○印を記入すること。
※木製型枠、工事看板等の仮設材料は記載の対象とならないので注意すること。

木材製品の記入について
注1：高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
注2：県外の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
注3：高知県の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合
注4：県外の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合

下請契約における注意事項等について

高知県土木部

県の工事を下請に出す場合は、次の事項について注意してください。

１　適正な下請契約の締結

（１）　契約の締結は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた契約書によること。
（２）　契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
（３）　請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。また、消費税及び地方消費税額相当分を計上すること。
（４）　請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
（５）　下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。
（６）　下請契約額が５００万円（建築一式工事は１，５００万円）以上のときの下請業者は、建設業の許可を受けていること。

２　適正な代金支払等

（１）　代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
（２）　注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他、建設工事の着手に必要な費用を現金で前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
（３）　手形期間は、１２０日以内で、できる限り短い期間とすること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
（４）　注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、関係者に損害を与えることのないよう十分配慮すること。
（５）　資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対しても上記２、(1)から(4)までの事項に準じた配慮をすること。

３　再下請契約においても上記１、２は同様であるので、下請業者にその内容を周知させること。

４　施工体制台帳及び施工体系図の作成等

下請契約を行ったときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、施工体系図を作成し、工事現場のみやすい場所に掲げること。

請負者各位

高 知 県 土 木 部 長

下請契約における代金支払の適正化等について

下請契約における下請代金の設定にあたっては、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮しなければなりません。

このことに関して、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際の留意事項について説明させて頂きます。

公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間８時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

したがって、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際には、労務者の賃金等に加えて下請会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味を理解のうえ、それを踏まえた取り扱いをお願いします。

１３管　第１０９号
平成 13 年 11 月 30 日

各課室長、出先機関長　あて

総　務　部　長
土　木　部　長

工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（通達）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）においては、要領の策定等による統一的な監督の実施に努めることとされたところです。

つきましては、この法律の目的を踏まえ、県が発注する公共工事について施工体制を適切かつ統一的に把握するため、別添「工事現場等における施工体制の点検要領」を制定しましたので、今後は、同要領及び「工事現場における施工体制の点検要領の運用方針」に従い、公共工事の適正な履行に努めるようにしてください。

工事現場等における施工体制の点検要領

（目的）

第１　公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするために、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であり、特に、監督業務については、監理技術者の専任制度等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

この要領は、高知県が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

（点検の基本）

第２

（１）点検事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127 号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年 3月 9日閣議決定決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検すること。

また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検することとする。

（２）点検者及び点検責任者

近隣工事調整・出来高品質管理・下請施工調達指導等の点検時の判断は、豊富な知識と現場経験が不可欠で、的確の質問やそれに係る回答から矛盾や不適切な点を把握する必要がある。そのため、各所属長は主任監督員及び同等以上の職員を点検者として指名するとともに、各点検責任者を定めるものとする。

（３）知事への報告

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、知事（監理課建設業班。以下同じ。）にその事実を報告すること。

①　建設業法第 28 条第１項第３号、第４号又は第６号から第８号までのいずれかに該当すること。

②　適正化法第13　条第１項若しくは第２項、同条第３項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の７第４項、同条第１項若しくは第２項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の２の規定に違反したこと。

③　建設工事請負契約書に規定する現場代理人が、工事現場に常駐に違反したことが確認された場合。

（４）報告方法

違反等の事実を把握した点検責任者は、点検表の写し及び違反事実又は疑うに足りる事実の理由等を知事に報告すること。

（５）工事成績への反映

点検等により、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、工事成績評定に適切に反映すること。

（入札・契約手続きにおける技術者等の専任制及び配置の確認等）

第３

（１）入札前における届出の確認

現在は3,500万円

現在は7,000万円

請負対象金額が 2,500 万円以上（建築一式工事の場合は、5,000 万円以上。）の場合は、配置予定技術者届が必要であり、届出の確認をすること。

（２）入札後契約締結前における確認

契約締結前に提出される現場代理人及び技術者届により、現場代理人の常駐確認と技術者の重複配置、資格証保持の確認をする。

技術者の専任制を求められる工事については、特別な事情を除き、技術者届の差し替えは認めないこと。

なお、技術者が専任できない場合又は非資格者の場合は、契約を締結しないこととする。

（３）契約締結後における確認

技術者の重複配置や専任制等について疑義が生じた場合は、電話･面接等により確認をすること。

なお、専任制違反の事実が確認された場合は、契約を解除する。ただし、契約解除が困難な場合は、当該違反を是正させたうえで、指名停止等の罰則及び工事成績表への反映を行うものとする。

（現場における施工体制の把握）

第４

（１）配置予定技術者等と契約締結後の工事現場配置技術者等の照会

（２）技術者資格者証の確認

胸章及び工事担当技術者台帳を監督職員が確認

確認法　監理技術者資格者証・社会保険証・工事カルテ等

（３）現場常駐・配置・専任及び一括下請負の確認・点検

工事監督員は、現場監督時に現場代理人、技術者の当該現場における、常駐・配置･専任状況について確認し記録するとともに、一括下請負の疑いが生じた場合は、点権者及び点検責任者に報告すること。

この場合、工事監督員からの報告については、早急に必要な措置をとること。点権者及び点検責任者は、適切な頻度で抜き打ち点検を行うこと。

（４）施工体制台帳の点検

施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられた下請契約書及び下請施工通知書等を工事期間中に施工体系図と照合し点検するとともに、不適切な点が認められた場合は、必要な措置をとること。

（５）施工体系図の点検

施工体系図については、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを点検すること。不適切な場合は、掲示場所の移設又は増設等必要な措置を講じること。

（６）施工体制の把握

施工体制が一括下請に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

（７）施工中の建設業許可の標識等の点検

建設業許可標識・建設業退職金共済制度適用事業主掲示・労災保険関係の掲示・工事カルテ等

（８）建設工事共同企業体（以下、「ＪＶ」という。）について

①特定ＪＶ

・各構成員から技術者が専任配置されているかを確認
・聞き取り等による出資比率の確認
・異業種ＪＶにおける、設計工種と施工実績の照合及び確認
・その他のＪＶにおける、施工状況等から共同施工の確認

②　経常ＪＶ

・施工計画書と施工状況の確認
・施工実績書と施工実態との確認
・定められた技術者の配置又は常駐の確認

（点検範囲）

第５　当初の契約金額が 250 万円を越えない軽微な工事については、当分の間、この要領による点検を省略することが出来るものとする。ただし、監督時において疑義が生じたものについては、点検責任者に報告するとともに、点検責任者は早急な措置を講ずるものとする。

（その他）

第６　この要領に定めるもののほか、別途細目を定めることが出来る。

付則

１　この要領は、平成 13 年 11 月 30 日から施行する。

工事現場等における施工体制の点検要領の運用方針

「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成 13 年 11 月 30 日付け１３管第１０９号総務部長通達）第４については、下記のとおり運用しますので、適切に処理してください。

記

１　施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙１「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙２「一括下請負に関する点検方法」によること。

２　施工体制の把握結果の整理は、別紙３「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。

３　点検責任者は、施工体制の把握結果を、工事検査時に検査職員に提示すること。

４　別紙２による一括下請負の判定は、総括監督員、専任監督員、主任監督員及び別途定めた点検責任者、点権者の合議により行うこと。

（別紙１～別紙３については、建設検査課イントラの様式集（２）施工管理１「工事現場における施工体制の把握表」を参照して下さい。）

一括下請の確認方法

1　一括下請とは

1)　請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。
2)　請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。

2　「実質的に関与」していることの確認方法

一括下請の疑義がある場合には、まず、当該元請人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているかヒヤリングを行います。ヒヤリングの際、請け負った建設工事へどのように関わっているか

①技術者専任
②発注者との協議
③住民への説明
④官公庁等への届出等
⑤近隣工事との調整
⑥施工計画
⑦工程管理
⑧出来形品質管理
⑨完成検査
⑩安全管理
⑪下請の施工調整及び指導監督

に関し、十分責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。

また、必要に応じ、下請人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒヤリングを行うことが有効です。

その場合、元請人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合は一括下請に該当する可能性が高いと言えます。

元請人は、実質的関与した資料等を整理し保管すべきと考えられます。

下請契約の報告について

1　元請と下請の関係

工事を施行する元請及び下請は、工事の適正な施工を確保するため、合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。元請及び下請は、工事の施工にあたり、関係法令を遵守し、施工能力の向上、雇用管理及び労働安全管理等の改善に努めることはもちろん、それぞれの義務と責任においてその役割を果たすことが肝要である。

2　下請の範囲等

1)　特定建設業許可業者

①下請の総額が 4,000 万円以上の下請が可能
②下請の総額が 4,000 万円以上の下請をする場合は監理技術者が専任となる。
③1 件の下請が 500 万円以上になれば、建設業許可業者でなければならない。

2)　一般建設業許可業者

①下請の総額が 4,000 万円未満の下請が可能
②1 件の下請が 500 万円以上になれば、建設業許可業者でなければならない。

注）軽微な建設工事（請負金額５００万円未満）は、建設業許可業者でなくても請け負うことができるが、次の点に注意が必要である。

①分割された契約の場合は、各契約の請負金額の合計額が５００万円未満であること。

②材料提供の場合は、その市場価格と運送賃を請負金額に加えて５００万円未満であること。

3) 下請の総額の範囲

1 オペレータ付きリース契約は下請となります。

※オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、基本的には建設工事の下請契約

2 交通整理、場内警備、警戒船、準備工での伐開、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬等は、下請総額の範囲から除外します。

3 資材運搬等で設置する索道架設については、建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、建設工事の下請契約となります。

なお、この場合も下請契約が５００万円以上となる場合は、建設業許可業者でなければならない。

4) 工場製作の下請扱いと製品の区別

工場製作とは設計書の中で、間接製作費(間接労務費・工場管理費)を計上しているもので、製品とは特注であっても見積もり及び、物価版等に記載されているもので区別をする。

工場製作品として外注する場合は、下請となります。

製品は、特注であっても下請とはなりません。

3 施工体制台帳

下請契約を締結したときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。令和２年 10 月から施工体制台帳の一部として「作業員名簿」（P3－24）の作成が義務付けられました。 ※作業員名簿の県への提出は必要ありません。

※「建設工事の請負契約」に該当する場合のみ作成、「交通整理、場内警備、警戒船、運搬のみ、調査業務等」は作成不要

※一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も対象（建設業の許可を受けていない者を含む）

4 施工体系図

高知県建設工事技術管理要綱第４条１１項により、下請負がある場合は、下請契約の請負代金の金額に関わらず、施工体系図を提出すること。ただし、交通整理、場内警備、警戒船、準備工での伐開、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬等は施工体系図に記載が必要ですが、下請総額の範囲から除外します。

※資機材の運搬（運搬のみ）業務、産業廃棄物処理業者による運搬、調査業務等は作成不要

5 提出資料

提出資料は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しは必要ありません。

下請契約の請負代金及び内容等に変更が生じた場合は、その都度作成し、提出すること。

注）：発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。（P3－23 参照）

6 変更等

施工計画書の作成時において、下請契約の内容が未確定の場合は、予定として（下請業者名は不記入で良い）施工計画書を作成し、工事監督職員と打合せを行い、下請契約締結後、再度提出すること。

下請契約の請負代金及び内容等に変更が生じた場合は、その都度作成し、提出すること。

7 提出期限

建設工事請負契約書第７条により、下請契約締結の日から１４日以内に提出すること。

施工体制台帳及び施工体系図の作成等

建設業法施行規則の改正（令和３年４月１日施行）

施工体制台帳の記載事項（建設業法施行規則第 14 条の 2 第 1 項）

１　作成建設業者に関する次に掲げる事項

イ 作成建設業者が許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険等の加入状況

２　作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

イ　建設工事の名称、内容及び工期

ロ　①　発注者と請負契約を締結した年月日

②　当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所

③　当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ　発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第 2 項に規定する通知事項

ニ　作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第 1 項に規定する通知事項

ホ　主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格（建設業の種類に応じ、法 7 条第 2 号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ　法第 26 条第 3 項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第 28 条第 1 号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第 2 号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第 3 号及び第 26 条第 2 項第 3 号イにおいて同じ。）

ト　法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ　建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、⑥に掲げるものを除く。）

①　氏名、生年月日及び年齢

②　職種

③　社会保険の加入等の状況

④　被共済者であるか否かの別

⑤　安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

⑥　建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ　一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

3　建設工事の下請負人に関する事項

イ　商号又は名称及び住所

ロ　当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ　健康保険等の加入状況

4　下請負人が請け負った建設工事に関する事項

イ　建設工事の名称、内容及び工期

ロ　当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ　注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第2項に規定する通知事項

ニ　当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法19条の2第1項に規定する通知事項

ホ　当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ　当該下請人が法第26条の2第1項又は第2項の規定により建設工事の施行の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外の者をおくときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト　当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ　建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、⑥に掲げるものを除く。）

①　氏名、生年月日及び年齢

②　職種

③　社会保険の加入等の状況

④　被共済者であるか否かの別

⑤　安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

⑥　建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ　一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

5　施工体制台帳の添付書類

①　2のロの請負契約及び4のロの下請契約に係る法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であって、公共工事（入札契約適正化法第2条第2項に規定する公共工事をいう。第14条の4第3項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

②　2のホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第26条第5項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

③　監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

④　２のトに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

下請負人に対する通知等（同規則第 14 条の 3）

１　作成建設業者の商号又は名称

２　当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第24条の８第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

再下請負通知を行うべき事項等（同規則第 14 条の 4）

１　法第 24 条の８第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

①　再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

②　再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

③　再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第14条の２第1項第3号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第４号イからへまで、チ及びリに掲げる事項

２　再下請負人に対する通知等

再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第１項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

３　再下請負通知書には、再下請負通知人が他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る書面の写しを添付しなければならない。

施工体制台帳の記載方法等（同規則第 14 条の 5）

１　施工体制台帳添付書類と施工体制台帳記載事項に重複があるときには、添付書類と記載すべき箇所の関係を明らかにして記載を省略できる。

２　建設工事の下請負人に関する事項及び下請負人が請け負った建設工事に関する事項及びその添付書類は、下請負人ごとに施工の分担が明らかになるようにしなければならない。

３　施工体制台帳記載事項及び添付書類の内容に変更があったときは、変更があった年月日を付記して、変更後の記載事項及び変更後の書類を添付すること。

４　１の規定は、再下請負通知書に準用する。

施工体系図（同規則第 14 条の 6）

施工体系図は各下請負人の施工の分担関係が明らかになるよう系統的に表示して作成しなければならない

1　作成建設業者の商号及び名称

2　作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ　建設工事の名称及び工期

ロ　発注者の商号、名称又は氏名

ハ　主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ　監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ　14 条の 2 第 1 項第 2 号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

3　建設工事の下請負人で現にその請け負つた建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ　商号又は名称

ロ　代表者の氏名

ハ　一般建設業又は特定建設業の別

ニ　許可番号

4　請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項　に限る。）

イ　建設工事の内容及び工期

ロ　特定専門工事（法第 26 条の 3 第 2 項に規定する「特定専門工事」をいう。）の該当の有無

ハ　下請負人が置く主任技術者の氏名

ニ　第 14 条の 2 第 1 項第 4 号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

3　体系図の下請枠覧の下段に全下請契約の金額を記入し、一次下請については、各下請ごとの比率及び一次下請合計金額及び合計比率を空白部に記入すること。

施工体制台帳の備置き等（同規則第 14 条の 7）

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、建設工事の目的物の引き渡しをするまで行わなければならない。

施工体制台帳 1／2

令和　　年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名・事業者ID］ ⑰ ＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名・現場ID］ ＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

	保険加入の有無⑨	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	区分 / 営業所の名称 / 健康保険 / 厚生年金保険 / 雇用保険		
		元請契約 ⑩ / ⑪ / ⑫ / ⑬		
		下請契約		

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名⑥	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐名⑱		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）⑭	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）⑮	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）⑯	有　無

（施工体制台帳記入上の注意－1）

① 建設業の許可：作成建設業者については、受けているすべての建設業の許可について記載します。許可業種名については、「土木」「舗装」と記載しても「土」「舗」と略称を記載しても構いません。下請負人については、受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載します。

② 工事名称及び工事内容：締結した契約書に記載された工事名称、及びその工事の具体的内容を記載します。下請負人に係る工事内容については、施工の分担関係が分かるように記載します。（例）○○地区改良工事に係わる舗装工事

③ 発注者の監督員名・権限及び意見申出方法：工事の施工に際し、発注者が監督員をおいた場合にその氏名と、権限及び意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。発注者が監督員を置かない場合には記載は不要です。

④ 監督員名・権限及び意見申出方法：作成建設業者が下請負人を監督するため、監督員を置いた場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。作成建設業者が監督員を置かない場合（下請負人との契約書に定めがない場合も含む）は記載不要です。

⑤ 現場代理人名・権限及び意見申出方法：作成建設業者及び下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。現場代理人をおかない場合（注文者との契約書に定めがない場合を含む）は記載不要です。

⑥ 主任技術者・監理技術者名：作成建設業者が配置する主任技術者又は監理技術者名を記載し、「専任」、「非専任」のいずれか該当する方に○印をつけます。

⑦ 資格内容：主任技術者又は監理技術者となるための資格を具体的に記入します。（監理技術者資格者証を保有しているものであっても「監理技術者資格（者）」と記載するのではありません。）例としては、建設業法15条第2号イに該当する者であるときは「1級土木施工管理技士」などの具体的な資格名を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（電気通信）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定（建築）」のように記載します。

⑧ 専門技術者名：作成建設業者及び下請負人が建設業法第26条の2に定める専門技術者を置いた場合はその氏名を記載します。（専門工事を自ら施工しない場合は、専門技術者を置く必要はないので記載不要となります。）資格内容の例としては建設業法第7条2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科5年・建具）のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経検（10年・左官）のように、同号ハに該当する者であるときは「第一種電気工事士」などの具体的な資格名を記載します。また、担当工事については具体的な工種を記載します。

⑨ 各保険の適用を受ける営業所について届け出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合も含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

⑩ 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載

⑪ 事業所整理記号及び事業書番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所の番号を記載。

⑫ 事業所整理記号及び事業書番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

⑬ 労働保険番号を記載。継続事業の一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※⑩～⑬については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

⑭⑮⑯ 一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の「有無」のいずれか該当する方に○印をつけます。

⑰ 事業者ID、現場IDは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載。

⑱ 監理技術者補佐を置いた場合に記載

施工体制台帳 2／2

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無⑥	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	⑦	⑧	⑨	⑩

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）⑪	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）⑫	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）⑬	有　無

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］
1　主任技術者の配置状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すること。
2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
①経験年数による場合
　1）大学卒［指定学科］３年以上の実務経験
　2）高校卒［指定学科］５年以上の実務経験
　3）その他　10年以上の実務経験
②資格等による場合
　1）建設業法「技術検定」
　2）建設業法「建築士試験」
　3）技術士法「技術士試験」
　4）電気工事士法「電気工事士試験」
　5）電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
　6）消防法「消防設備士試験」
　7）職業能力開発促進法「技能検定」

・下請負人が建設業許可業者→主任技術者配置
・下請負人が建設業許可業者でない→現場責任者配置
・オペレーターの実務経験
　オペレーター付きリース契約において、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、オペレーターとして建設工事に従事した期間は実務経験として認められる。

（施工体制台帳記入上の注意－2）

《下請負人に関する事項》

① ・ここでいう下請負人は一次下請だけでなく、二次、三次・・・のすべての下請負人について記載する必要があります。ただし、再下請負通知書（同通知書の添付書類を含む）を添付した場合には一次下請についてのみ記載し、二次下請の記載を省略できます。

② ・主任技術者名・資格内容：下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任」、「非専任」いずれか該当する方に○印をつけます。資格内容については主任技術者となるための資格を具体的に記入します。

③ ・安全衛生責任者：労働安全衛生法第16条の規定に基づいて安全衛生責任者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載します。（現場の規模によっては、置かない場合もあるのでそのときは当然記載不要です。）

④ ・安全衛生推進者：労働安全衛生法第12条の2の規定に基づいて安全衛生推進者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載します。（当該業者の規模によっては、おかない場合もあるのでそのときは当然記載不要です。
⑤ ・雇用管理責任者：建設労働者の雇用改善等に関する法律第5条の規定に基づいて下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記載します。
⑥ 各保険の適用を受ける営業所について届け出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合も含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑦ 請負契約に係る営業所の名称について記載
⑧ 事業所整理記号及び事業書番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所の番号を記載。
⑨ 事業所整理記号及び事業書番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩ 労働保険番号を記載。継続事業の一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
※⑦～⑩については請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。
⑪⑫⑬ 一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の「有無」のいずれか該当する方に○印をつけます。

（施工体制台帳への添付書類）

・施工体制台帳に添付すべき書類は下記のとおりです。

① ・請負契約書の写し：（発注者と元請、元請と一次下請、一次下請と二次下請、二次下請と三次下請等）いずれについても契約書は建設業法第19条各号に掲げる事項が網羅されていなければなりません。また、基本契約書を締結した上で注文書・請書を交換している場合は、基本契約書の写し及び請書の写しを、基本契約約款が印刷又は添付された注文書・請書を交換している場合は、印刷又は添付された基本契約約款の写し及び請書の写しを添付します。

② ・監理技術者の資格を証する書面：資格を証する書面とは、監理技術者資格者証の写し、建設業法15条第2号イに該当する者であるときは合格証明書の写し、又は、免許の写し、同号ロに該当する者であるときは実務経験証明書（指導監督的実務経験証明書を含む）、同号ハに該当する者であるときは大臣特別認定所の写しなどがあります。ただし、作成対象工事が公共工事である場合には、監理技術者資格者証の写しに限られます。

③ ・主任技術者の資格を証する書面：資格を証する書面とは、建設業法第7条第2号イ、ロに該当するものであるとき実務経験証明書、同号ハに該当する者は技能検定合格書などがあります。

④ ・主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に所属するものであることを証する書面（期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証するもの）：健康保険証の写し、健康保険標準報酬決定通知書の写し、住民特別徴収税額の通知書の写しなどがあります。

⑤ ・元請が専門技術者を置いた場合、主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に所属する者であることを証する書面（雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証するもの）資格を証する書面としては、建設業法第7条2号イに該当する者であるときは実務経験証明書及び卒業証明書、同号ロに該当する者であるときは実務経験証明書、同号ハに該当する者であるときは合格証明書の写しまたは免許の写しがあります。雇用関係を証する書面は監理技術者の場合と同様です。

年　月　日

施工体制台帳（作成例）

［会社名・事業者ID］　○○建設　株式会社

［事業所名・現場ID］　□□作業所

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	土・建・と　工事業	大臣（特定）（知事）一般　第○○○○号	令和元年１２月１日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容	道交国（改築）第10-1-1号　国道195号道路改築工事 施工延長　L=1,000m　切土　V=4,500m3　盛土　V=3,200m3　擁壁工　V=2,500m3		
発注者名及び住所	高知県中央土木事務所 〒○○-○○　高知県○○市○○		
工期	自　令和２年５月８日 至　令和３年３月１７日	契約日	令和2年5月7日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	○○建設　株式会社	高知市旭町２－１１
	下請契約	同上	同上

健康保険等の加入状況					
保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
	(加入)　未加入 適用除外		(加入)　未加入 適用除外		(加入)　未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	○○建設㈱	□□□－▽▽	××××	○○－□□
	下請契約	同上	同上	同上	同上

発注者の監督員名	高知　太郎	権限及び意見申出方法	「建設工事契約書第9条第2項の権限」「同契約書第第9条第5項に記載される書面」
監督員名	南国　次朗	権限及び意見申出方法	「工事契約書第3条第3項の権限」「同契約書第２条第に記載される書面」
現場代理人名	吉川　花子	権限及び意見申出方法	「建設工事契約書第10条第2項の権限」「同契約書第１条第5項に記載される書面」
~~監理技術者名~~ ~~主任技術者名~~	(専任)　伊野　長男 非専任	資格内容	１級土木施工管理技士
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	株式会社　○○土建	代表者名	吾北　五郎
住所	〒780-8061 高知県高知市朝倉甲２００		
工事名称及び工事内容	道交国（改築）第10-1-1号　国道195号道路改築工事に係る切土及び盛土工事及びコンクリート工事		
工期	自　令和２年５月２０日 至　令和３年２月２８日	契約日	令和2年5月19日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	とび・土工　工事業	大臣(特定) (知事)一般　第△△△△号	令和2年5月1日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況					
保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
	(加入)　未加入 適用除外		(加入)　未加入 適用除外		(加入)　未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	㈱○○土建		□□○－▽▽	××××××	○○－△△

現場代理人名	安心　行夫	安全衛生責任者名	安心　行夫
権限及び意見申出方法	工事下請契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	安心　行夫
主任技術者名	(専任) 非専任　安心　行夫	雇用管理責任者名	土佐　太郎
資格内容	２級土木施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

１．建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。

２．薄い黄色の部分は建設業法で定められた事項です。

３．グレー表示部分は、置かない場合もあるので、その時は記載不要です。

４．現場ID、事業者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するもので、登録していなければ記載不要です。

参考様式

作　業　員　名　簿

（　年　月　日作成）

元請 確認欄	
提出日	年　月　日

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

（　次）会社名
・事業者ID

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険	建設業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度	教　育・資　格・免　許 雇入・職長特別教育	技能講習	免　許	入場年月日 受入教育実施年月日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日

（注）１.※印欄には次の記号を入れる。

㊐ …現場代理人　㊓ …作業主任者（（注）2.）　㊛ …女性作業員　㊘ …18歳未満の作業員

㊎ …主任技術者　㊔ …職　長　㊗ …安全衛生責任者　㊒ …能力向上教育　㊖ …危険有害業務・再発防止教育

㊙ …外国人技能実習生　㊕ …外国人建設就労者　㊊ …１号特定技能外国人

（注）２.作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

（注）３．経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

（注）４．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

（注）５．資格・免許等の写しを添付すること。

（注）６．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

（注）７．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

（注）８．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（注）９．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

（注）１０．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

（注）１１．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

（注）１２．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

年　月　日

再 下 請 負 通 知 書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者名】
住　　所
会　社　名　・
事　業　者　ID
代　表　者　名

元請名称・事業者ID	

<< 自社に関する事項 >>

工事名称及び工事内容			
工　期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無⑨	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		⑩	⑪	⑫	⑬

監督員名	
権限及び意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資　格　内　容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資　格　内　容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）⑭	有　・　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）⑮	有　・　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）⑯	有　・　無

※再下請負人通知書の添付書類
再下請負人通知人（注文者）と再下請負人（受注者）が締結した契約書の写し

（再下請負通知書の添付書類）

・再下請負通知書に添付すべき書類は、再下請負通知人が再下請負人（一次下請と二次下請、二次下請と三次下請・・・）と締結した下請負契約書の写しになります。

<< 再下請負関係 >> 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告します。

会社名・事業者ID		代表者名	
住　所 電話番号	〒		
工事名称及び工事内容			
工　期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定	第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無⑨	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入　適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		⑩	⑪	⑫	⑬

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資　格　内　容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資　格　内　容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）⑭	有　・　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）⑮	有　・　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）⑯	有　・　無

（再下請負通知書記入上の注意）

① ・直近上位注文者名：再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者名（再下請負通知人が二次下請の場合は一次下請を、三次下請の場合は二次下請を指す）を記載します。
② ・工事名称及び工事内容：再下請負通知人及び下請負人（再下請負通知人が注文者となった下請契約における請負人）がそれぞれ請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその工事内容を記載します。
③ ・建設業の許可：再下請負通知人及び再下請負人が受けている許可の内、それぞれが請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載します。
④ ・監督員名・権限及び意見申出方法：再下請負通知人が再下請負人を監督するため、監督員を置く場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法を記載します。
⑤ ・現場代理人名・権限及び意見申出方法：再下請負通知人及び再下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代理人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法をそれぞれ記載します。
⑥ ・主任技術者：再下請負通知人及び再下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任、非専任」のいずれか該当する方に○印をつけます。また、資格内容については、主任技術者となるための資格を具体的に記入します。
⑦ ・専門技術者：再下請負通知人及び再下請負人が専門技術者を置いた場合はその氏名を記載します。
⑧ ・安全衛生責任者・安全衛生推進者・雇用管理責任者：再下請負通知人又は再下請負人が置いたそれぞれの者の氏名を記載します。

⑨ 各保険の適用を受ける営業所について届け出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合も含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑩ 請負契約に係る営業所の名称を記載
⑪ 事業所整理記号及び事業書番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所の番号を記載。
⑫ 事業所整理記号及び事業書番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑬ 労働保険番号を記載。継続事業の一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
※⑩～⑬については直近上位の注文者と請負契約に係る営業所以外で再下請業者との請負契約を行う場合には欄を追加。
⑭⑮⑯ 一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の「有無」のいずれか該当する方に○印をつけます。

年　月　日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名　○○建設　株式会社

【報告下請負業者】

住　所　〒　780-8061
高知県高知市朝倉甲２００

元請名称・事業者ID	○○建設　株式会社

会社名
事業者ID　株式会社　○○土建

代表者名　吾北　五郎

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	道交国（改築）第10-1-1号　国道195号道路改築工事 切土及び盛土工事及びコンクリート工事		
工期	自　令和３年５月２０日 至　令和４年２月２８日	注文者との契約日	令和2年5月19日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	とび・土工　工事業	大臣(特定) (知事)一般　第△△△△号	令和2年5月1日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		㈱○○土建	□□○－▽▽	××××××	○○－△△

監督員名	土佐　剛
権限及び意見申出方法	工事下請契約書記載のとおり
現場代理人名	安心　行夫
権限及び意見申出方法	工事下請契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 (非専任)　安心　行夫
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	安心　行夫
安全衛生推進者名	安心　行夫
雇用管理責任者名	土佐　太郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有・(無)	外国人建設就労者の従事の有無	有・(無)	外国人技能実習生の従事の有無	有・(無)

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	有限会社　□□興業	代表者名	安芸　三四郎
住所 電話番号	〒　780-0946 高知県高知市上本宮町２１０－１ （０８８－８２１－１２３４）		
工事名称及び工事内容	道交国（改築）第10-1-1号　国道195号道路改築工事 コンクリート工事		
工期	自　令和　３年　６月　１日 至　令和　３年１２月２０日	契約日	令和3年5月28日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	とび・土工　工事業	大臣　特定 (知事)(一般)　第○○○○号	令和2年3月1日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外	(加入)　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		㈲　□□興業	××××	□□□－▽▽	○○－□□

現場代理人名	安芸　三郎
権限及び意見申出方法	工事下請契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 非専任　安芸　三郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	安芸　三郎
安全衛生推進者名	南国　四朗
雇用管理責任者名	土佐　高知
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有・(無)	外国人建設就労者の従事の有無	有・(無)	外国人技能実習生の従事の有無	有・(無)

注意

1．建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。

2．薄い黄色の部分は建設業法で定められた事項です。

3．グレー表示部分は、置かない場合もあるので、その時は記載不要です。

施工体系図（作成例）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

令和○年○月○日

発注者名	高知県中央土木事務所
工事名称	道交国(改築)第10-1-1号 国道195号道路改築工事
工期	自 年 月 日 至 年 月 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

作成建設業者の商号名称

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名

作成建設業者が置いた監理技術者または主任技術者の氏名

監理技術者補佐を置いた場合その氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名

元請名・事業者ID	○○建設㈱
監督員名	南国 次朗「注1」
~~監理技術者名~~ 主任技術者名	伊野 長男
監理技術者補佐名	
専門技術者名	「注8」
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者
	安全 太郎「注2」
副会長	㈱○○土建
	安心 行夫「注5」

建設業者である場合、許可番号を記載
建設業者でない場合は記載不要

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名

元方安全衛生管理者	
伊野 長男「注3」	

書記	
吉川 花子「注4」	

下請負人が請た建設工事の具体的内容

下請負人の商号名称

下請負人安全衛生責任者を置いた場合その氏名

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

交通整理

(1次)

会社名・事業者ID	○○総合警備㈱
代表者名	○○ ○○
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	南国 太郎
現場責任者	野市 次郎
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	円

型枠

(1次)

会社名・事業者ID	㈱○○組
代表者名	○○ ○○
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)/特定
安全衛生責任者	伊野 三郎
主任技術者	伊野 四郎
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	8,640,000円　11%

型枠

(2次)

会社名・事業者ID	○○土建(有)
代表者名	○○ ○○
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)/特定
安全衛生責任者	高知 裕二
主任技術者	高知 大
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	円

擁壁

(1次)

会社名・事業者ID	○○総合建設㈱
代表者名	○○ ○○
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)特定
安全衛生責任者	土佐 剛
主任技術者	土佐 剛
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	4,536,000円　6%

舗装

(1次)

会社名・事業者ID	(有)○○建設
代表者名	○○ ○○
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)/特定
安全衛生責任者	吾川 太郎
主任技術者	吾川 太郎
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	3,780,000円　5%

伐開

(1次)

会社名・事業者ID	○○森林組合
代表者名	○○ ○○
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	本山 太郎
現場責任者	本山 次郎
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	円

土工・擁壁

(1次)

会社名・事業者ID	㈱○○土建
代表者名	□□ □□
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)特定
安全衛生責任者	安心 行夫「注6」
主任技術者	安心 行夫「注7」
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
「注9」	12,960,000円　16%

擁壁

(2次)

会社名・事業者ID	㈲□□興業
代表者名	○○ ○○
許可番号	第○○○○号
一般/特定の別	(一般)特定
安全衛生責任者	安芸 三郎
主任技術者	安芸 三郎
特定専門工事の該当	有 ・ (無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	円

残土運搬

(1次)

会社名・事業者ID	(有)○○運送
代表者名	○○ ○○
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	須崎 太郎
現場責任者	須崎 次郎
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和○年○月○日 ～令和○年○月○日
	円

「注10」　一次下請合計金額　29,916,000 円　37%

注意事項

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。

2. 薄い黄色の部分は建設業法で定められた事項ですので、必ず記載してください。

3. グレー表示部分は置かない場合もあるので、その場合は記載不要です。

注：交通整理、場内警備、警戒船、準備工での伐開、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬等は施工体系図に記載が必要ですが、下請額の範囲から除外します。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図作成に関する説明資料

※おおむね労働者10～49人規模の建設工事現場の場合

注1：　監督員名
　一次下請を監督するために「作成特定建設業者」が監督員を置いた場合は、その氏名を記入してください。(下請契約に関する責任者)

注2：　統括安全衛生責任者(労働安全衛生法第15条第2項)
　「当該場所において、その事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。」また、「おおむね労働者数10～49人規模の建設工事現場の場合、これに準ずる者を選任するものとする。」と定められています。(中規模建設工事現場における安全衛生管理指針H.5.3.31)
(現場所長等の工事施工の責任者等)

注3：　元方安全衛生管理者(労働安全衛生法第15条2)
　統括安全衛生責任者の指導を受けて、技術的事項を管理する者を記載してください。
(労働安全衛生規則第18条の4に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者)

注4：　書記
　災害防止協議会の議事事項を記録する者を記載してください。

注5：　副会長
　会長を補佐する者を記載してください。

注6：　安全衛生責任者(労働安全衛生法第16条)
　統括安全衛生責任者が選任された場合、当該工事を自ら行う者(下請負者)が選任します。

注7：　主任技術者
　小規模な下請で建設業の許可を受けていない業者が行う下請は、法律上は主任技術者の配置の必要はありませんが、「現場責任者」を配置してください。

注8：　専門技術者
　「作成特定建設業者」が専門技術者を置いた場合、その氏名を記入してください。
(専門技術者)
　土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事に含まれる専門の建設工事をする場合は、該当する建設業の許可を持っている業者と下請契約し施工する必要がありますが、許可の無い専門の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。
　・資格の要件は主任技術者と同じです。
　・資格の要件が備わっていれば監理技術者が兼任できます。

注9：　一次下請金額
　1　下請金額は消費税込み金額を記入してください。
　2　単価契約の場合は、「単価*数量」の想定金額を記入してください。

注10：　下請総額の範囲
　1　オペレータ付きリース契約は下請となります。
　2　交通整理、場内警備、警戒船、準備工での伐開、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬　下請総額の範囲から除外します。
　工場製作の下請扱いと製品の区別
　1　工場製作とは設計書の中で、間接製作費(間接労務費・工場管理費)を計上しているもので、製品とは特注であっても見積及び、物価版等に記載されているもので区別します。
　2　工場製作品として外注する場合は、下請となります。
　3　製品は、特注であっても下請とはなりません。

工事現場における技術者等

1　主任技術者・監理技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。（特定専門工事を適用した場合を除く）

発注者から直接工事を請負、そのうち4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。

技　術　者　の　配　置　例

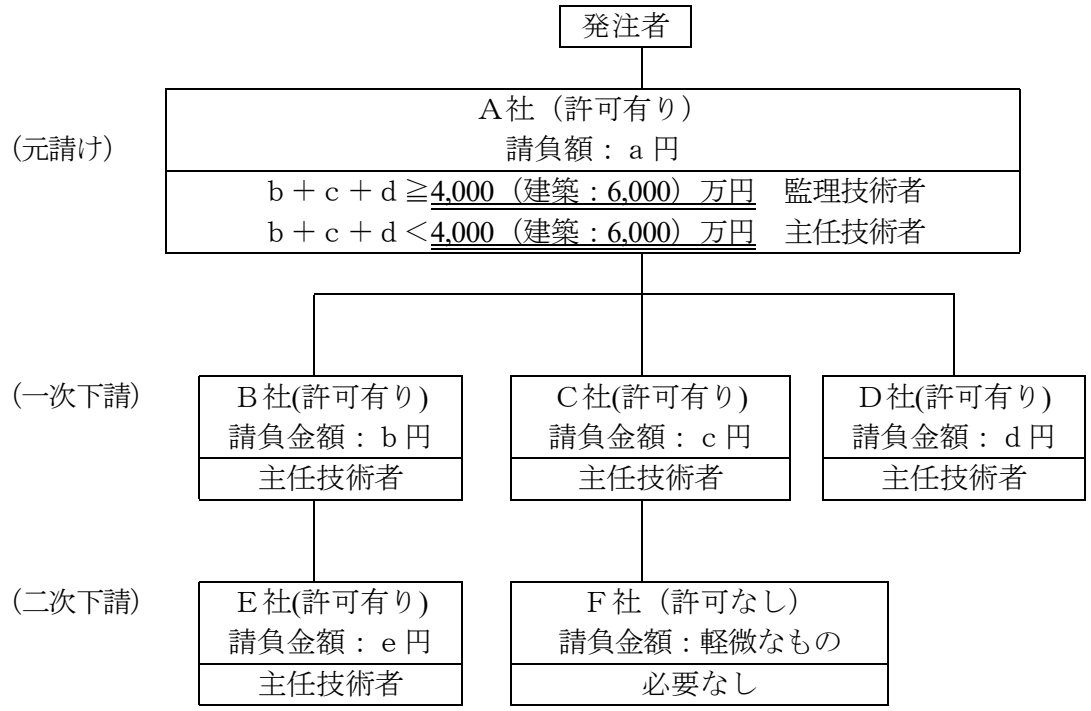

(1)　A社は、下請代金の額の合計が、b＋c＋d≧4,000万円（建築一式は6,000万円）のとき、監理技術者を置かなければならない。 また、特定建設業の許可が必要となる。b＋c＋d＜4,000万円（建築一式は6,000万円）のとき、A社は主任技術者置けばよく、一般建設業の許可でよい。

(2)　B、C、D、E社は、建設業の許可を受けている建設業者であるならば、すべてA社とは別に主任技術者を置かなければならない。b，c，d，e＜500万円（建築一式は1,500万円）の軽微な工事であっても、B，C，D，E社が建設業の許可をうけていれば、主任技術者を置かなければならない。

(3)　e≧4,000万円（建築一式は6,000万円）であってもB社は、発注者から直接工事を請け負っていないので、特定建設業者であっても監理技術者を置く必要なく、主任技術者を置かなければならない。

(4)　F社のように、軽微な工事のみを行い、建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者は、主任技術者を置く必要はない。

２　主任技術者の配置義務の合理化

工事現場に主任技術者を配置することを要しない場合（建設業法第２６条の３）

【特定専門工事を適用した場合】

土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的である等として政令で定めるものについては、元請負人の主任技術者が、下請負人の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除される。

特定専門工事は、下請代金の総額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事です。

（参考例）

・一次下請Ａ社及び二次下請Ｂ・Ｄ社は、合意によりＡ社が配置する主任技術者がその行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればＢ・Ｄ社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、Ｂ・Ｄ社は主任技術者を配置することを要しない。

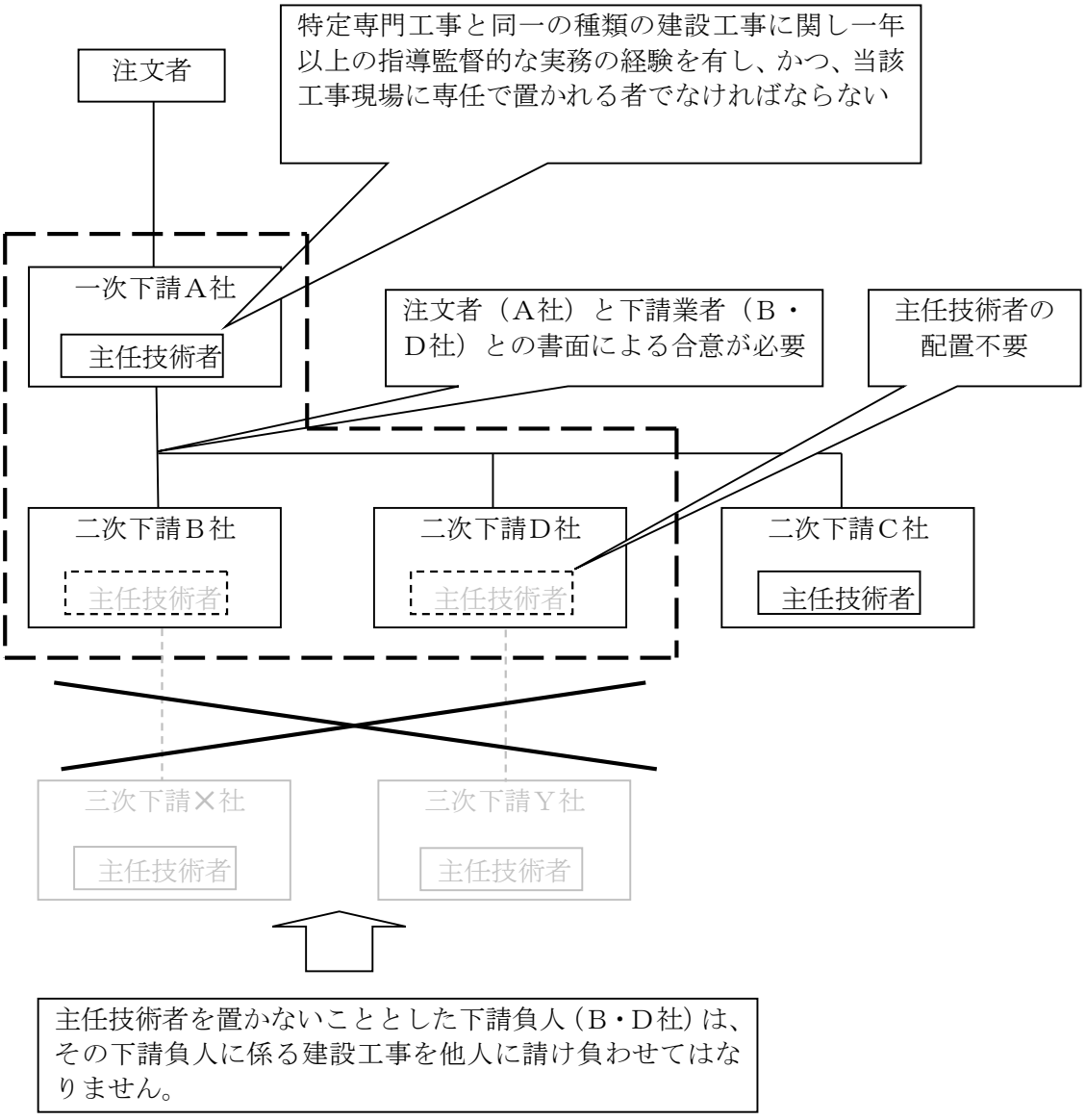

3　共同企業体と技術者

・特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体である。

特定建設工事共同企業体において配置すべき技術者

特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、当該工事に対応する建設業についての監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。

下請金額が<u>4,000万円以上</u>の場合

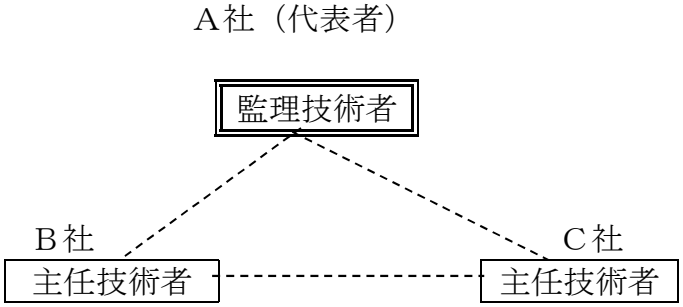

下請金額が<u>4,000万円未満</u>の場合

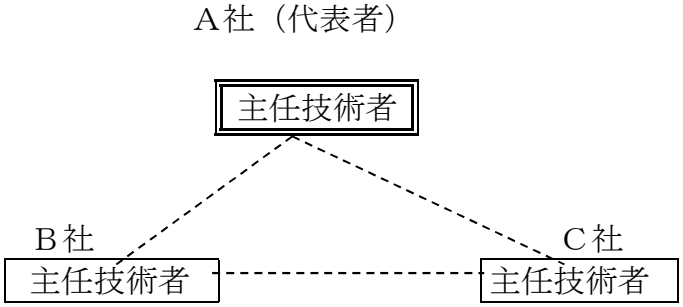

4　工事現場に掲げる標識の考え方

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項の他、主任技術者・監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

建設工事現場に標識を掲げる意義は、次のとおりである。

① 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。

② 建設工事は、その工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的に責任主体を明確にすること。

現場に掲げる標識は、建設業許可に関する事項の他、主任技術者・監理技術者の資格名、資格者証交付番号等を記載することとされている。この標識を掲示することにより、主任技

術者又は監理技術者の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていることを明らかにすることができる。

5　工事現場の標識等の掲示

①　建設業の許可標識

建設業法　第４０条（標識の掲示）　　※現場への掲示は元請けの許可票のみ

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

施行規則　第２５条（標識の記載事項及び様式）

法第４０条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、建設工事の現場にあっては第１号から第５号までに掲げる事項とする。

ア　一般建設業又は特定建設業の別
イ　許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
ウ　商号又は名称
エ　代表者の氏名
オ　主任技術者又は監理技術者の氏名

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建　設　業　の　許　可　票			
商　号　又　は　名　称			
代　表　者　の　氏　名			
主任技術者の氏名	専　任　の　有　無		
資　格　名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許　可　を　受　け　た　建　設　業			
許　可　番　号		国土交通大臣 知事 許可（　　）第　　号	
許　可　年　月　日			

25cm以上

35cm以上

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に「専任」と記載すること。

3　「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行つている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

② 労災保険関係成立票

労働者災害補償保険法

施行規則　第４９条（法令の要旨等の周知）

事業者は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係ある規定の要旨、労働保険に係る保健関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則　第７７条

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式２５号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第25号(第77条関係)

25cm以上

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	令和○○年○○月○○日
労働保険番号	●○○●○●-○●-○
事業期間	令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで
事業主の住所氏名	高知市本町1-1-1 ○○建設株式会社　高知　太朗
注文者の氏名	高知県△△事務所
事業主の代理人氏名	

35cm以上

③ 施工体系図

建設業法　第２４条の８の４（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第１５条１項　建設業法第２４条の８第４項の規定の適用について、同項中「見やすい場所」とあるのは、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所、とする。

④ 作業主任者の氏名等の周知

労働安全衛生規則　第１８条

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

⑤ 建退共加入者証

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款　第２５条（標識の提示等）

共済契約者は、発注者から直接建設工事を請け負ったときは、機構において作成、配布する「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を該当建設工事現場に掲示してください。

⑥　緊急時連絡表

土木工事安全施工技術指針第 1 章第 4 節

緊急通報体制の確立

（1） 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。

（2） 通報責任者を指定しておくこと。

（3） 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

⑦　再下請負通知する旨の掲示

建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、**下請契約を締結したときは、その金額にかかわらず**、再下請通知する旨の掲示をしなければならない。

(掲示例)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内○○事務所まで、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

第４章　　高知県建設工事共通仕様書

第1編 共 通 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1－1 適 用

1．建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県が発注する土木工事、港湾・漁港工事、農業土木工事、森林土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2．受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「高知県建設工事監督規程、高知県建設工事検査規程（以下「建設技術者必携」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。

3．契約図面、**特記仕様書**及び数量総括表に記載された事項はこの共通仕様書に優先する。

4．**特記仕様書**、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

5．**設計図書**は、ＳＩ単位を使用するものとする。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（ ）内を非ＳＩ単位とする。

1－1－1－2 用語の定義

1．**監督職員**とは、総括監督員、専任監督員、主任監督員、工事監督職員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び工事監督職員が対応する。

2．**総括監督員**とは、「建設技術者必携」に定める総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（高知県契約規則第２条第３項に規定する者をいう）に対する**報告**等を行うとともに、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3．**専任監督員**とは、「建設技術者必携」に定める専任監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が

作成した図面の**承諾**を行い、又、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）、関連工事の調整を行い、必要があると認める場合は総括監督員に**報告**する。**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、主任監督員及び工事監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4．**主任監督員**とは、「建設技術者必携」に定める監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、又**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）を行い、必要があると認める場合は専任監督員に**報告**する。

設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における専任監督員への**報告**を行うとともに、工事監督職員のとりまとめを行う者をいう。

5A. **工事監督職員**とは、「建設技術者必携」に定める工事監督業務を担当し、受注者に対し直接施工技術の指導監督を行うものは、「工事監督員及び工事副監督員」として指命され、受注者に**通知**される。主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、又**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5．**契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。

6．**設計図書**とは、設計書、**特記仕様書**、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7．**仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

8．**共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9．**特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面及び受注者が提出し監督職員が**承諾**した書面は、特記仕様書に含まれる。

10. **契約図面**とは、契約時に設計書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

12. **質問回答書**とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。

なお、詳細設計を**契約図書**及び監督職員の**指示**に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

15. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について

書面により示し、実施させることをいう。

16. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

17. **協議**とは、書面により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. **提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. **提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

20. **報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

21. **通知**とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。

22. **連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

26. **書面**とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は電子印（押印）を含む）したものも有効とする。

（1） 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

（2） 電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。

35. **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

36. **立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

37. **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

38. **工事検査**とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて完了の**確認**を行うことをいう。

39. **検査職員**とは、契約書第 32 条第２項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

40. **同等以上の品質**とは、**設計図書**で指定する品質、又は**設計図書**に指定がない場合には、監督職員が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質、若しくは、監督職員の**承諾**した品質をいう。
なお、試験機関において、品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

41. **工期**とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

42. **工事開始日**とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。

43. **工事着手日**とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場制作を含む工事における工場制作工のいずれか

に着手することをいう。

44. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

45. **工事**とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

46. **本体工事**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

47. **仮設工事**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

48. **工事区域**とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

49. **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

50. **ＳＩ**とは、国際単位系をいう。

51. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

52. **ＪＩＳ規格**とは、日本産業規格をいう。また、**ＪＡＳ規格**とは、日本農林規格をいう。

１－１－１－３　設計図書の照査等

１．受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、建設技術者必携等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

２．受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－１－４　施工計画書

１．受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）　工事概要

（２）　計画工程表

（３）　現場組織表

（４）　主要機械・船舶

（５）　主要材料

（６） 施工方法 （仮設備計画を含む）
（７） 施工管理計画
（８） 緊急時の体制
（９） 交通管理
(10) 安全管理
(11) 現場作業環境の整備
(12) 環境対策
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(14) その他

２．受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が**指示**した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

１－１－１－５ コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負金額 500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

１－１－１－６ 監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約書第９条第２項に規定した事項である。

２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日書面により監督職員受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

１－１－１－７ 工事用地等の使用

１．受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

２．**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地

については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4．受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5．発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6．受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１－１－１－８　工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。又着手した場合は速やかに着手届を**提出**しなければならない。

１－１－１－９　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）　受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（２）　下請負者が高知県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

（３）　下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

１－１－１－10　施工体制台帳

1．受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、別に定める建設業法施行規則第 14 条の２に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2．第１項の受注者は、建設業法施行規則第 14 条の６に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

3．第１項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第１項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1-1 を標準とする。

（監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第３項ただし書きに規定する者をいう。）

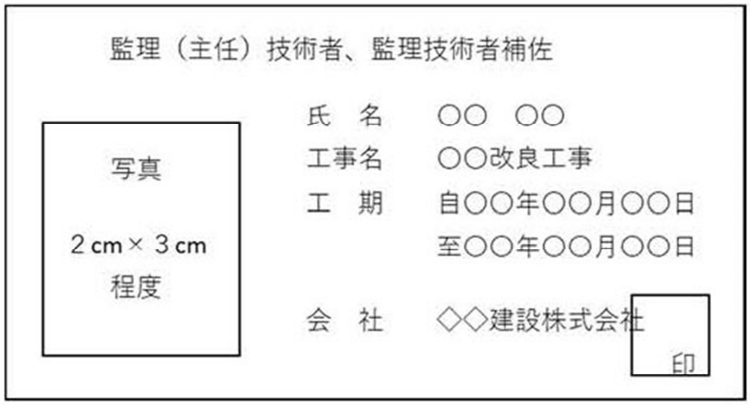

［注1］　用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
［注2］　所属会社の社印とする。

図１－１

４．第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－１－11　受注者相互の協力

受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－１－12　調査・試験に対する協力

１．受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に**通知**する。

２．受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

（１）　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

（２）　調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（３）　正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

３．受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

4．受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

１－１－１－13　工事の一時中止

1．発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第１編１－１－41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（1）　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

（2）　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

（3）　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

2．発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3．前１項及び２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－１－14　設計図書の変更

1．**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び変更設計の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2．受注者は、**設計図書**に従って変更申請図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－１－15　工期変更

1．契約書第 15 条第７項、第 17 条第１項、第 18 条第５項、第 19 条、第 20 条第３項、第 22 条及び第 44 条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2．受注者は、契約書第 18 条第５項及び第 19 条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3．受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

4．受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その

他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

5．受注者は、契約書第 23 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、第１項に示す事前**協議**で工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第２項に定める**協議**開始日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

１－１－１－16　支給材料及び貸与品

1．受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規程に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2．受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3．受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあっては支給品精算書を、港湾工事にあっては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

4．受注者は、契約書第 15 条第１項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。

5．契約書第 15 条第１項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。

6．受注者は、契約書第 15 条第９項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規程に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7．受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

8．受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

9．支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－１－１－17　工事現場発生品

1．受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、合わせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

2．受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

１－１－１－18　建設副産物

1．受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあっては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2．受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニュフェスト）または電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提示**しなければならない。

3．受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年 10 月 25 日）建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に**提出**しなければならない。

5．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に**提出**しなければならない。

6．受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に**提出**しなければならない。

7．受注者はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

１－１－１－19　工事完成図

1．受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

2.ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

１－１－１－20　工事完成検査

1．受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成**通知**書を監督職員に**提出**しなければならない。

2．受注者は、工事完成**通知**書を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（1）　**設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（2）　契約書第 17 条第１項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（3）　**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

（4）　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3．発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

4．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

（2） 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5．検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

6．修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**日から補修完了の**確認**日までの期間は、契約書第 32 条 2 項の規定する期間に含めないものとする。

7．受注者は、当該工事完成検査については、第３編1－１－6 第３項の規定を準用する。

1－1－1－20A 出来高検査

1．受注者は、契約書第 38 条第２項の部分払の**確認**の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第１項の工事の完成の**通知**を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。

2．受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

3．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1） 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（2） 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4．受注者は、検査職員の**指示**による修補については、前条の第５項の規定に従うものとする。

5．受注者は、出来高検査については、第３編1－１－6 第３項の規定を準用する。

6．発注者は、出来高検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

7．受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行**報告**書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1－1－1－20B 中間検査

1．中間検査は建設技術者必携に基づき行うものとする。

2．中間検査は、**設計図書**において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

3．中間検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

4．中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に**連絡**するものとする。

5．受注者は、当該中間検査については、第３編1－１－6 第３項及び第１編１－１－20 第４項の規定を準用する。

1－1－1－22 部分使用

1．発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

2．受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査に準じた検査を行い、品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

1－1－1－23 施工管理

1．受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。。

2．受注者は、**契約図書**に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならな

い。

3．監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

4．受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）によるものとする。

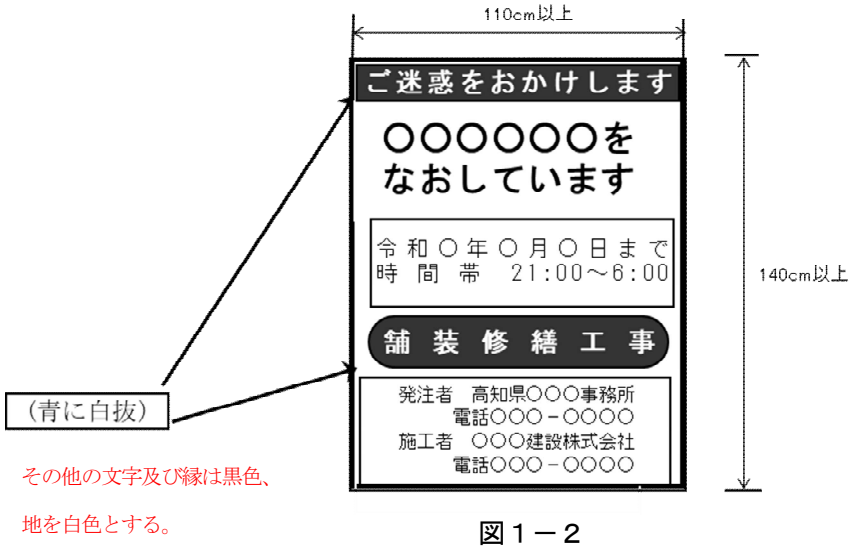

図１－２

5．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

6．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

7．受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

8．受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職

員へ**連絡**しその対応について**指示**を受けるものとする。

9．受注者は、高知県が定める「建設工事技術管理要綱」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は**提示**しなければならない。

なお、「出来形管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

１－１－１－24　履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－１－24A　使用人等の管理

1．受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2．受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

１－１－１－25　工事関係者に対する措置請求

1．発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2．発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

１－１－１－26　工事中の安全確保

1．受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年３月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」及び漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について（水産庁漁港部建設課長、平成４年11月12

日)、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長、平成15年３月27日)、JIS　A　8972（斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2．受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3．受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4．受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6．受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

7．受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8．受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板を設けなければならない。

9．受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視或いは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10．受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミニュケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11．受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

（１）　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（２）　当該工事内容等の周知徹底
（３）　工事の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
（４）　当該工事における災害対策訓練
（５）　当該工事現場で予想される事故対策
（６）　その他、安全・訓練等として必要な事項

12．受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。

13．受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

14. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正　法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には受注者はこれに従うものとする。

17. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正　法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

19. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。

20. 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**し、応急措置をとり、補修しなければならない。

１－１－１－27　爆発及び火災の防止

１．受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

（１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２．受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

（１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

（２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1－1－1－28　後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－1－29　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、監督職員が**指示**する様式（工事事故報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1－1－1－30　環境対策

1．受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2．受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に**連絡**しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**しなければならない。

3．受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に**提出**しなければならない。

4．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5．受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は、自らの負担で撤去し処理しなければならない。

6．受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正　法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民

間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和2年3月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカー ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7．受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年３月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができる。

9．受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と**協議**する。

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

１－１－１－31　文化財の保護

1．受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に**協議**しなければならない。

2．受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

１－１－１－32　交通安全管理

1．受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、或いは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2．受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3．受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和２年３月改正　内閣府・国土交通省令第１号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年８月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成 18 年３月 31 日　国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知　平成 18 年３月 31 日　国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4．受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

5．受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

6．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7．受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8．公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9．工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

10．受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

11．受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

　なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ**連絡**しなければならない。

12．受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ**連絡**しなければならない。

13．受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年３月改正 政令第 41 号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和２年６月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和２年６

月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表１－３　一般的制限値

車両の諸元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m　（ただし、指定道路については、4.1m）
重量 総 重 量	20.0ｔ　（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0ｔ）
軸　　重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

１－１－１－33　施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、契約書第９条の規定に基づき処理されるものとする。

１－１－１－34　諸法令の遵守

１．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

（１）地方自治法　（昭和22年法律第67号）
（２）建設業法　（令和元年６月改正法律第37号）
（３）下請代金支払遅延等防止法　（平成21年６月改正法律第51号）
（４）労働基準法　（令和２年３月改正法律第14号）
（５）労働安全衛生法　（令和元年６月改正法律第37号）
（６）作業環境測定法　（令和元年６月改正法律第37号）
（７）じん肺法　（平成30年７月法律第71号）
（８）雇用保険法　（令和２年６月改正法律第54号）

(９)労働者災害補償保険法	(令和２年６月改正法律第40号)
(10)健康保険法	(令和２年６月改正法律第52号)
(11)中小企業退職金共済法	(令和２年６月改正法律第40号)
(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和２年３月改正法律第14号)
(13)出入国管理及び難民認定法	(令和元年12月改正法律第63号)
(14)道路法	(令和２年６月改正法律第49号)
(15)道路交通法	(令和２年６月改正法律第52号)
(16)道路運送法	(令和２年６月改正法律第36号)
(17)道路運送車両法	(令和２年３月改正法律第５号)
(18)砂防法	(平成25年11月改正法律第76号)
(19)地すべり等防止法	(平成29年６月改正法律第45号)
(20)河川法	(平成29年６月改正法律第45号)
(21)海岸法	(平成30年12月改正法律第95号)
(22)港湾法	(令和２年６月改正法律第49号)
(23)港則法	(平成28年５月改正法律第42号)
(24)漁港漁場整備法	(平成30年12月改正法律第95号)
(25)下水道法	(平成27年５月改正法律第22号)
(26)航空法	(令和２年６月改正法律第61号)
(27)公有水面埋立法	(平成26年６月改正法律第51号)
(28)軌道法	(令和２年６月改正法律第41号)
(29)森林法	(令和２年６月改正法律第41号)
(30)環境基本法	(平成30年６月改正法律第50号)
(31)火薬類取締法	(令和元年６月改正法律第37号)
(32)大気汚染防止法	(令和２年６月改正法律第39号)
(33)騒音規制法	(平成26年６月改正法律第72号)
(34)水質汚濁防止法	(平成29年６月改正法律第45号)
(35)湖沼水質保全特別措置法	(平成26年６月改正法律第72号)
(36)振動規制法	(平成26年６月改正法律第72号)
(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年６月改正法律第37号)
(38)文化財保護法	(令和２年６月改正法律第41号)
(39)砂利採取法	(平成27年６月改正法律第50号)
(40)電気事業法	(令和２年６月改正法律第49号)
(41)消防法	(平成30年６月改正法律第67号)
(42)測量法	(令和元年６月改正法律第37号)
(43)建築基準法	(令和２年６月改正法律第43号)
(44)都市公園法	(平成29年５月改正法律第26号)
(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年６月改正法律第55号)
(46)土壌汚染対策法	(平成29年６月改正法律第45号)

(47)駐車場法　(平成 29 年 5 月改正法律第 26 号)
(48)海上交通安全法　(平成 28 年 5 月改正法律第 42 号)
(49)海上衝突予防法　(平成 15 年 6 月改正法律第 63 号)
(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　(令和元年 5 月改正法律第 18 号)
(51)船員法　(平成 30 年 6 月改正法律第 41 号)
(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法　(平成 30 年 6 月改正法律第 59 号)
(53)船舶安全法　(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)
(54)自然環境保全法　(平成 31 年 4 月改正法律第 20 号)
(55)自然公園法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律　(平成 27 年 9 月改正法律第 66 号)
(58)河川法施行法　(平成 11 年 12 月改正法律第 160 号)
(59)技術士法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(60)漁業法　(令和元年 5 月改正法律第 1 号)
(61)空港法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(62)計量法　(平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)
(63)厚生年金保険法　(令和 2 年 6 月改正法律第 40 号)
(64)航路標識法　(平成 28 年 5 月改正法律第 42 号)
(65)資源の有効な利用の促進に関する法律　(平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)
(66)最低賃金法　(平成 24 年 4 月改正法律第 27 号)
(67)職業安定法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(68)所得税法　(令和 2 年 3 月改正法律第 8 号)
(69)水産資源保護法　(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(70)船員保険法　(令和 2 年 6 月改正法律第 52 号)
(71)著作権法　(令和 2 年 6 月改正法律第 48 号)
(72)電波法　(令和 2 年 4 月改正法律第 23 号)
(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　(令和 2 年 6 月改正法律第 42 号)
(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(令和 2 年 3 月改正法律第 14 号)
(75)農薬取締法　(令和元年 12 月改正法律第 62 号)
(76)毒物及び劇物取締法　(平成 30 年 6 月改正法律第 66 号)
(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)
(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律　(令和元年 6 月改正法律第 35 号)
(79)警備業法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律　(令和 2 年 6 月改正法律第 42 号)
(82)地方税法　(昭和 25 年法律第 226 号)
(83)関係都道府県条例及び市町村条例

2．受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3．受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第１項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と**協議**しなければならない。

１－１－１－35　官公庁等への手続等

1．受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2．受注者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

3．受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に**報告**しなければならない。

4．受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、監督職員に**報告**しなければならない。

5．受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と**協議**しなければならない。

6．受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

7．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

8．受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

9．受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

１－１－１－36　施工時期及び施工時間の変更

1．受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。

2．受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、受注者の決めた休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－１－37　工事測量

1．受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮ＢＭ）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。

2．受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期

間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**連絡**し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3．受注者は、用地幅杭、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4．受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

5．受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6．水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

１－１－１－38　不可抗力による損害

1．受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に**通知**しなければならない。

2．契約書第 30 条第１項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）波浪、高潮に起因する場合、波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

（2） 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 ㎜以上

② １時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20㎜ 以上

③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150㎜ 以上

④ その他**設計図書**で定めた基準

（3） 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m／秒以上あった場合

（4） 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

（5） 地震、津波、高潮、波浪及び豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3．契約書第 30 条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

１－１－１－39　特許権等

１．受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と**協議**しなければならない。

２．受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。

３．発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正　法律第 72 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

１－１－１－40　保険の付保及び事故の補償

１．受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

２．受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保するものとする。

３．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

４．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

５．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則４０日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

１－１－１－41　臨機の措置

１．受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に**通知**しなければならない。

２．監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他白然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

2章　以下省略

第５章　　施工管理

高知県建設工事技術管理要綱

平成17年３月３日制定
土木部長

（趣旨）

第１条　受注者は、この要綱に基づき別冊の契約図書(契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。)に従い、契約目的物の施工を履行しなければならない。

（管理の実施）

第２条　管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定(検査、試験を含む。)等を行い、施工管理の目的が達せられるよう実施しなければならない。

また、受注者は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出しなければならない。

ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、第３条第１項の項目については監督職員の承諾を得たうえで省略することができる。

（施工管理区分）

第３条　施工管理は、次のとおりとする。

施工管理

(1) 工程管理

(2) 出来形管理

(3) 品質管理

(4) 写真管理

（施工管理）

第４条　受注者は、工事を着手した場合はすみやかに監督職員に着手の報告をしなければならない。また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を守らなくてはならない。

２　受注者は工事着手前に、設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件等を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。

なお、事前調査とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性の把握をいう。

３　施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえ、工事工程、現場組織、資機材、施工方法（仮設備を含む。)、段階確認計画、施工管理(工程、出来形、品質、写真等)、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の作成については、別途定める標準様式集による標準様式によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

４　受注者は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

５　受注者は、施工時において施工計画と施工条件等の相違、又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

６　受注者は、工事の施工に際し生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

７　受注者は、契約図書に定められた段階確認の計画について、監督職員に提出しなければならない。

受注者は、確認指示等を得たうえで施工をしなければならない。

8　段階確認実施表は、前項の段階確認の計画表に従い段階確認を実施し、受注者は監督職員が確認した種別、位置測点、確認項目、確認方法、確認期日、確認位置測点、確認項目、指示事項、指示事項確認等の記録を保管し検査時等に提出しなければならない。

9　受注者は、工事が他の工事と重複施工になる場合は、監督職員と協議しなければならない。

10　受注者は請負額３千万円以上の工事については、工事期間中の作業内容と進捗状況を記載する工事日誌等を作成し監督職員に報告するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、請負額３千万円未満の工事及び工期が 90 日未満の工事については監督職員の指示により省略できる。

11　施工体系図は、施工組織のフローとしてすべての下請者について、下請者枠下欄に契約額と一次下請の合計額を記載し、下請負契約書の写しを添付し監督職員に下請契約締結の日から１４日以内に提出しなければならない。

12　受注者は、全ての工事について、完成及び中間検査時に現場状況写真を提出するものとする。規格はA４版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもので、紙質は中程度以上のものとする。

（工程管理）

第５条　受注者は、高知県建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に従い、次に掲げる工程表を工事内容に応じ作成しなければならない。

また、工程表は、計画と実績を比較検討のうえ、必要に応じ施工計画を見直さなければならない。

工程表（別途定める標準様式集）

(1) 工事総合工程表(バーチャート工程表)（様式―２）

総合的な実施工程表を作成するものとする。ただし、請負額１千万円未満の工事は省略できるものとする。

(2) パートによる工程表(ネットワーク工程表)（様式―３）

パート(ネットワーク)による工程表を、監督職員が指示するものについて作成する。

(3) その他工程表等(部分工程表等)（様式―４、５、６）

主要工種に対する工種別工程表又は細部工程表、工期末における短期工程表等の部分的な工程表については、監督職員の指示により作成するものとする。

2　受注者は、工程表について監督職員と工程作業内容、工程遅延処置対応等を打ち合わせたうえで作成するとともに、半月程度毎に施工工程管理の報告を行わなければならない。

また、完了日が遅延する恐れがある場合は監督職員に報告しなければならない。

（出来形管理）

第６条　受注者は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別途定める「出来形管理基準及び規格値」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理しなければならない。ただし、測定数が１０点未満の場合は、出来形管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

(1) 出来形管理図書

ア　変更申請図書

計画変更のある全工事を対象に、金抜設計及び図書を作成するものとする。

・金抜設計書　(内訳書・明細書・数量計算書等)

・変更申請図　(平面図・縦断図・横断図・展開図・構造図等)

発注図が CAD データで貸与された場合については CAD データで作成しなければならない。

イ　完成図

「電子納品運用に関するガイドライン　工事編」により作成する。

ウ　施工経過図

請負額 1 千万円以上の工事において、場所打コンクリート構造物（プレキャスト製品、小構造物を除く。）の施工について、1 日あたりの出来形工程を把握し作成するものとする。

エ　出来形管理図表（別途定める標準様式集（様式―７）

請負額１千万円以上の工事について、管理基準測点毎の設計寸法と実測寸法を対比し、作成するものとする。ただし、図面等で表示可能なものは省略できる。

実測寸法は３段書きとし、上段には検査職員の測定寸法を、中段には監督職員の測定寸法を、また下段には受注者の管理寸法を記載するものとする。

オ　使用量一覧表

主要材料について作成するものとする。ただし、図面等で使用数量の明確なものは省略できる。

(2) 現場出来形寸法

全工事を対象に現場の構造物等について、設計寸法と実測寸法をペンキ等で表示し、出来形管理図面等を作成する際の基準測点は、ペンキ、鋲、杭等で表示しなければならない。

２　出来形管理図書、電子納品資料については、監督職員の承諾を受けて測量業者、設計コンサルタント等に委託し作成することができるものとする。

また、受注者は、完成図等を作成する場合高知県が所有する設計原図などを監督職員の承諾を受けて利用することができる。

３　当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の工種及び管理内容を使用することができる。

また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。

なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。

（品質管理）

第７条　受注者は、品質を別途定める「品質管理基準」により、管理しなければならない。なお、試験区分が「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等で指定する場合に実施するものとする。

２　受注者は、使用材料を監督職員の検査確認を受け、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準等の測定内容に応じ、試験値及び測定値を工程能力図又は品質管理図表、度数表等により管理を行わなければならない。

管理資料は、原則として毎月１回監督職員に提示して管理状況を打ち合わせるものとする。

なお、検査において不合格となった材料については、その処理方法等確認できる資料を記録しておかなければならない。

３　受注者は、管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、$\overline{X}$－R、X－Rs－Rm など。）等を作成するものとする。ただし、測定数が１０点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

なお、ヒストグラム等を作成するための「品質管理技法」を別途定める。

４　当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の試験項目及び管理内容を使用することができる。

また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。

なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。

（規格値）

第８条　受注者は、管理基準により測定した各実測値は、別途定める「出来形管理基準及び規格値」及び「品質管理基準」の規格値を満足しなければならない。

また、施工計画高(上げ越)等承諾工事の規格値は、承諾した施工計画高を含むものとする。

なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、ただちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条　写真管理の分類は、次のとおりとする。

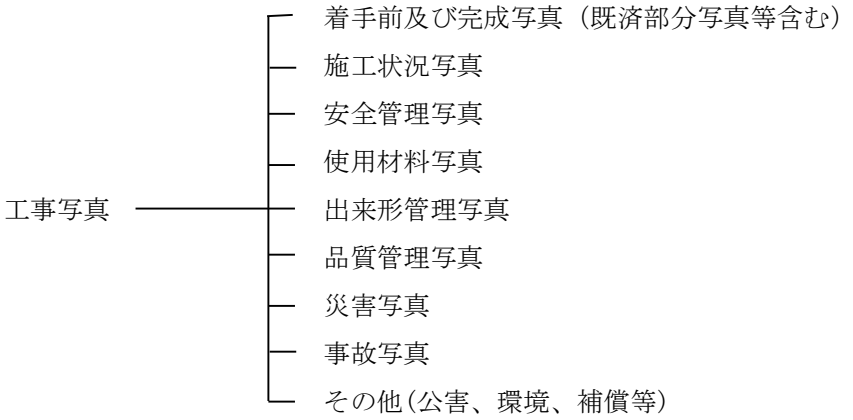

写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等を別途定める「写真管理基準」による。

2　撮影基準

受注者はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は、監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

工事写真の撮影にあたっては、工程に合わせ撮影時期等を確認し、また、出来形管理測定個所と共通する箇所を選び(例えば測点毎又は断面変化点毎)、関連づけた撮影を行わなければならない。

撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写しこむものとする。

(1) 工事名
(2) 工種等
(3) 測点(位置)
(4) 設計寸法
(5) 実測寸法
(6) 略図
(7) その他、監督職員立会者氏名等の必要事項

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、デジタル写真管理情報基準に規定する写真情報に必要事項を記入し整理すること。

3　情報化施工及び３次元データによる施工管理

「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号)、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編)」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編)」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影程度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4　写真の省略

工事写真は次の場合は省略するものとする。

(1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。

(2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

(3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）の出来形管理写真。

5　写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6　色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、受注者はこれに従うとともに、工事写真等を、A４版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3)　形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7　施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8　出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。ただし、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。

監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9　品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、受注者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10　災害写真

工事中における災害については、受注者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

(1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

(2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよ

う撮影をすること。

11　事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12　その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

受注者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

第10条　受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

第11条　受注者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン　工事編」による。

（その他）

第12条　この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

1　この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

2　この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

3　この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

4　この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

5　この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

6　この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

7　この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

8　この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

9　この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第６章　　検査・監督のポイント

Ⅰ　工事検査とは

１　工事検査

工事検査には、材料検査、完成後に見えなくなる部分の出来形検査、品質を確認する段階検査、部分検査、中間検査、完成検査等様々なものがある。

特に、検査員によって行われる完成検査においては、工事が契約どおりに実施されたのか（結果）、されているのかどうか（施工プロセス）を、観察、検測、試験、その他の方法によって確認し、合格または不合格の判定を行うもので、**工事目的物のみならず、造られる工事の過程全てが検査の対象となる。この検査に先立ち、受注者においては社内検査又は検測等が行われており、監督職員による段階確認及び現地確認がなされていることが前提となっているので、これらの資料等も参考にしながら検査が行われることとなる。**

２　工事検査の目的

工事検査の目的は、

（１）請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を満たしているかどうかを検査員が判断し、発注者として受け取り、その代価を支払ってよいかどうかを確認すること。

（２）工事成績を評定することにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資すること。

（３）検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資すること。

といえる。

３　検査の原則と受注者・監督職員の責務

一般的に工事検査を行う者は監督職員との兼務はせず、専任の者であるべきとされている。このような監督の職務と検査の職務の兼職の禁止は、検査を行う者を任命する上での重要な原則である。また、検査は高度な技術力を持つ者によって、工事目的物や施工の過程を確認する必要があることから、専任の者が実施すべきである。

そもそも公共工事は請負契約に基づき施工されるものであり、工事目的物の完成のための一切の責任は、原則として受注者が負うという、自主施工の原則が基本となっている。

一方、現地の地形・地質等により、設計図書どおりには工事をすることができず、変更が生じることも多い。その変更の確認や変更指示は監督職員の重要な仕事であり、指示した事項については当然発注者の責任となる。また、不可視部分の適否の確認などを適宜行い、検査員の補完を行うことも監督職員の責務である。

４　検査員の使命

検査員は県民を代表してその工事の目的物を受け取り、公金から代価を支払ってよいことを判断する最終確認を行うという使命を持つ。また検査においては、当該工事の評点をつけることになるが、その評価は、受注者の企業評価とともに今後の受注機会などに大きな影響を及ぼすものであり、場合によってはその会社の将来を左右するものにもなるので、きわめて重要な意味を持ち公平かつ厳正な評価を行わなければならない。

検査員は、検査を通じてＰＤＣＡ（計画（Plan）実施（Do）検証（Check）、処置（Action））サークルの特にＣの役割を果たしていること、そのことが良質で安全な社会資本整備に貢献する意義ある役割であることを自覚して日々研鑽に励み、技術者指導という重要な使命を果たすことが必要である。

Ⅱ　工事検査の実施

1　検査の実施内容

(1)　検査の順序

検査の順序は、工事の種類、検査職員や検査時の状況などによって異なるが、標準的な例を示す。

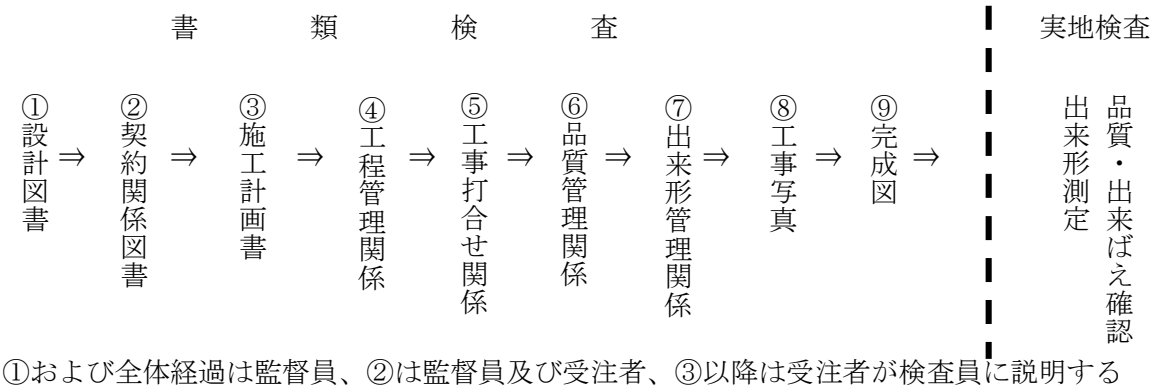

①および全体経過は監督員、②は監督員及び受注者、③以降は受注者が検査員に説明する

注：原則として、班長・チーフは、工事検査に立ち会うこと。（検査規程第９条２）

(2)　書類検査

工事は、不可視部分が多く、工事完成時において出来形や品質など現物確認が困難である。したがって工事途中における記録をまとめた書類によって行われることになり、書類検査が重要である。

書類検査は出来形管理、品質管理その他、工事の実施状況に関する各種の記録と、設計図書、施工計画書などと対比し、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行う。

検査時の関係図書としては次のようなものがある。

①　契約書
②　図面
③　仕様書（共通仕様書・特記仕様書）
④　現場説明者及び現場説明に対する回答書
⑤　施工計画書（実施工程表含む）
⑥　工事打合せ書（指示、承諾、協議、その他）
⑦　材料承認願い
⑧　工事報告書（段階確認書、確認、その他立会）
⑨　出来形及び品質等の記録
⑩　工事記録写真、工事日誌
⑪　完成図
⑫　施工体制台帳
⑬　その他（県産材、高度技術、創意工夫、地域への貢献、建退共）

2　検査関係図書の整理についての留意事項

(1)　施工計画書・実施工程表

・工事の計画とその施工過程を示すものであること。
・施工計画書は受注者の技術力と自主性を最も発揮するものであり、施工もこれに合わせて実施することになるので、重要な部分については、ポンチ絵を用いるなど、具体的に書く。
・工事途中で施工方法を変更した場合の施工計画書の整理には十分気を付けているか。
・実施工程表は、休日日数、作業不能日数、社会的制約条件等を考慮して作成されているか。

・当初の計画と施工との実態が一目でわかるよう作成されているか。

(2) 材料検査資料

設計図書で検査を必要とする材料について、材料確認、施工検査データ、記録写真などの整理状況を確認する。

(3) 品質管理資料

品質管理基準で定められた項目が全て実施されているか、管理過程と試験内容について十分に管理されているかどうか、さらに測定数値が所定の規格値、を満足しているかどうかが判定できるよう適切な資料整理が行われているかを、品質管理表、測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表、品質管理図（工程能力図）で確認する。

(4) 出来形管理資料

出来形管理基準で定められた項目が全て実施されているか、規格値を満足しているかどうかを判定できるよう適切な資料整理が行われているかを、判定結果総括表、測定結果一覧表等で確認する。

(5) 工事写真

写真管理基準で定められている着工前、完成、施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理、災害、事故、その他適正な施工が分かる写真が必要である。

Ⅲ　工事検査にあたっての注意点

※監督職員は完成検査までに、工事目的物にクラックが発見された場合、現況調査を行い、主管課に報告し協議するとともに、速やかに検査担当部署まで連絡し、検査日程の調整を行ってください。（8章8－51参照）

1　契約内容の把握

工事は現地に即した単品生産であり、それぞれ現地に適応した設計、施工条件で発注、契約されているもので、契約内容を把握し検査に当たらなければならない。

契約図書とは契約書及び設計図書をいい、設計図書とは設計書、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を言う。

(1) 契約書

公共工事標準契約約款でいう工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金等の重要な契約事項を記載する書面と、発注者と受注者間の権利義務の内容を定めた約款がある。

その約款については、各条項のもつ基本的な考え方についても把握しておく必要がある。

(2) 設計図書

設計図書とは、図面など各種の図書を総称したものであり、発注者が受注者に対して工事目的物の形状、品質、施工方法などを示したものである。

検査の目的は、工事構造物の設計図書との適合を確認することにあるので、設計図書の内容を把握しなければ検査は出来ない。

(3) 施工計画書の把握

施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法、施工方法を具体的に記載し、監督員に提出されるものである。

この施工計画書の内容には契約上の二つの大きな要素が含まれている。それは、設計書に指定された部分と、受注者の任意で実施する部分がある。

指定部分とは、発注者が設計図書で指定している部分、すなわち工期、出来形、品質及び施工方法である。一方任意の部分とは、受注者の責任において実施する部分である。

以上のような点を留意し、検査に当たっては施工計画書を十分理解しなければならない。

2　工事実施状況の把握

実施状況の確認は工事目的物が定められた手順で施工されたか否かを確認するもので契約内容を把握した上で、受注者が設計図書に基づき計画提出された施工計画書の施工方法、施工手順等を写真等の資料により確認する。

(1)　工程管理の確認

工程の確認は、定められた工期内に工事目的物が完成しているか否かの他に、工程の進捗が工事目的物の品質に密接に関係しているから、工程管理の確認は重要なポイントの一つである。

検査においては、計画工程と実施工程の比較、設計変更の対応、工程遅延による対応及び回復努力などを確認し、現場技術者の技術力、判断力、会社としてのバックアップ体制などをみる。

特に、工程の遅延の原因を追及せずに、ただ短絡的な便法により調整していないかなどを確認する。

(2)　安全管理の確認

労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法などの諸法規の厳守とともに、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき実施の確認をする。

これらの指針及び要綱は共通仕様書において「工事中の安全確保」として「厳守し災害の防止を図らなければならない」と規定しているので、検査では施工計画書に記載された内容に基づき、安全管理が適正に行われているかを確認するとともに、安全協議会の活動状況、安全訓練の実施状況など安全に関する教育、現場労働者への周知徹底方法についても確認する。

(3)　使用材料の確認

材料は広範囲で極めて種類も多いが、一般的に要求される性質としては次のとおりである。

①使用目的に適した機械的性質、物理的性質をもつこと。(性能については検査証明書で確認すること。)

応力、強度、許容応力度、衝撃値、クリープ限界、疲労限界等

②使用環境に対して安全であり耐久的であること。

耐候性、耐すりへり性、耐食性、耐化学薬品性、

③その他

作業性（加工性）がすぐれていること。運搬、取り扱いが容易なこと。

検査に当たっては、設計図書の規格を満足しているか、品質証明書類は適正に提出されているか、試験方法及び結果は良好か、カタログなどは整理されているか等について確認する。

(4)　出来形検査

出来形検査については、「出来形寸法検査基準」（技術者必携）に沿って現地検査する。

完成・中間検査提出書類

1　受注者

1）完成写真・中間写真 **（本庁契約は2部、その他は1部）**

① 延長・起終点が判るよう朱書きする。（数枚可）

② 規格はA4版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもの。

2）検査結果報告書**（本庁契約は2部、その他は1部）**

① 出来形管理図表の3段書上段に検査員測定値を記入。この場合検測結果表に記入の必要なし

② 出来形管理図表が作成されていないものについては、検測結果表に記入。

③ 測定位置の平面図、ポンチ絵は不要。

④ テストハンマー等については、検測結果表に記入。

⑤ その他特殊工事については、検査員の指示に従うこと。

2　工事監督職員

※本庁命令の検査における本庁への提出書類

注1）提出書類は下記の順に並べて提出してください。
注2）インデックスは不要です。
注3）下記書類は原則、検査後3日以内に検査員（技術管理課）まで送付してください。

■工事の場合

	提出書類	中間	完成	部数
1	検査調書　（※監督職員は、中間検査時には事前に進捗率の確認をしてください。）	○	○	1部
2	完成検査指示結果書 ※中間検査指示結果書は別途業者に通知すること	○	○	1部
3	合格通知書：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
4	合格通知書：技術管理課から所属長あて（案）・送付用（正）		○	各1部
5	工事成績評定表（別記様式1） ※所属長まで決裁をしたもの	－	○	1部
6	細目別評定点表（別記様式2）	－	○	1部
7	工事成績評定について（通知）（別記様式3）：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
8	項目別評定点（別紙1）：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
9	優良工事の概要（評定点が80点以上の場合）	－	○	1部
10	工事成績採点の考査項目別運用表　※ホチキス止めはしないこと	－	○	1部
11	完成写真・中間写真 ※**本庁契約は**完成時に業者より**2部提出**（技術管理課へ1部、事務所に1部保管）、**その他は1部**	○	○	1部
12	検査結果報告書 ※表紙・出来形管理図表・検査検測結果表（ポンチ図必要なし） ※**本庁契約は**検査終了後、業者より**2部提出**（技術管理課へ1部、事務所に1部保管）、**その他は1部**	○	○	1部
13	工事完成通知書 ※所属長まで決裁をしたもの（本庁契約は原本、事務所契約はコピー）	－	○	1部

■委託業務の場合

	提出書類	中間	完了	部数
1	検査調書	○	○	1部
2	完了検査指示結果書 ※中間検査指示結果書は別途業者に通知すること	○	○	1部
3	合格通知書：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
4	合格通知書：技術管理課から所属長あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
5	委託業務成績評定表（別記様式第1） ※所属長まで決裁をしたもの	－	○	1部
6	委託業務成績評定通知書（別記様式第2）：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
7	項目別評定点（別表）：知事から業者あて（案）・送付用（正）	－	○	各1部
8	評定リスト1式　※ホチキス止めはしないこと	－	○	1部
9	完了写真（成果品） ※**本庁契約は**完了時に業者より**2部提出**（技術管理課へ1部、事務所に1部保管）、**その他は1部**	－	○	1部
10	業務完了通知書 ※所属長まで決裁をしたもの（本庁契約は原本、事務所契約はコピー）	－	○	1部
	業務成果目録書	－	○	1部

完成検査時の提出書類

3-8. 完成検査

電子納品される工事完成図書の書類検査は、本ガイドライン「2-5.提出書類」に示した書類により実施する。工事写真等の検査は電子データにより実施するが、電子検査のための準備（検査用機器等）は、原則として発注者が行う。ただし、これによりがたい場合は、受注者の準備した機器(ソフトを含む)で検査を行うことができる。

また、本ガイドライン「2-5.提出書類」に示した紙書類以外で紙印刷により検査を行う場合も、原則として発注者が準備を行う。

【解説】検査書類

以下に完成検査時の標準的な検査書類と検査媒体を示す。

電子と紙を組み合わせて円滑に検査が実施されることが望まれる。

1）情報共有システムを使用しない場合（※電子メールを活用した情報交換を含む）

No	書類名	電子	紙	備考
1	施工経過図	○	○	
2	出来形管理図表	○	○	
3	使用量一覧表	○		
4	各種試験(測定)結果	○		
5	各種工程表	○		
6	交通誘導員集計表	○		
7	水替時間管理表	○		
8	施工計画書	○	○	紙は事前に提出
9	発注図・最終変更図	○	○	紙は発注者の設計書に添付
10	完成図	○	○	
11	工事写真	○		
12	木材利用実績調査	○		
13	地質・土質調査結果	○		
14	i-Construction に係るデータ	○		

2）情報共有システム活用工事の場合

No	書類名	電子	紙	備考
1	施工経過図	○	○	
2	出来形管理図表	○	○	
3	使用量一覧表	○		
4	各種試験(測定)結果	○		
5	各種工程表	○		
6	交通誘導員集計表	○		
7	水替時間管理表	○		
8	電子納品に関する各種チェックシート	○		
9	材料使用承諾願	○		
10	工事日誌(週報)	○		
11	段階確認実施表	○		
12	承諾願	○		
13	デジタル写真編集承諾願	○		
14	支給材料受領書	○		
15	工事に関する確認票	○		
16	指示簿	○		
17	施工計画書	○	○	必要に応じて発注者が印刷
18	施工計画打合せ簿	○		
19	施工体制台帳	○	○	現場に備置きしたもの
20	発注図・最終変更図	○	○	紙は発注者の設計書に添付
21	完成図	○	○	
22	工事写真	○		
23	木材利用実績調査	○		
24	地質・土質調査結果	○		
25	i-Construction に係るデータ	○		

※押印が必要となる書類や電子化が困難な書類は紙。

3-8-1. 検査用機器の準備

電子検査に必要な機器は、原則として発注者で用意する。ただし、これによりがたい場合は、受注者の準備した機器(ソフトを含む)で検査を行うことができる。

※工事写真は、電子データによるものとする。
紙印刷で検査を受ける場合は、発注者側が用意すること。

※　電子納品に関する基準・・・・掲載ホームページ

[高知県ホームページ]－[組織からさがす]－[土木部]－[技術管理課]－[電子納品に関する基準]

問合せ先　土木部技術管理課設計基準担当
TEL：088-823-9826　　FAX：088-823-9263

完成検査事務処理の流れ（発注者）

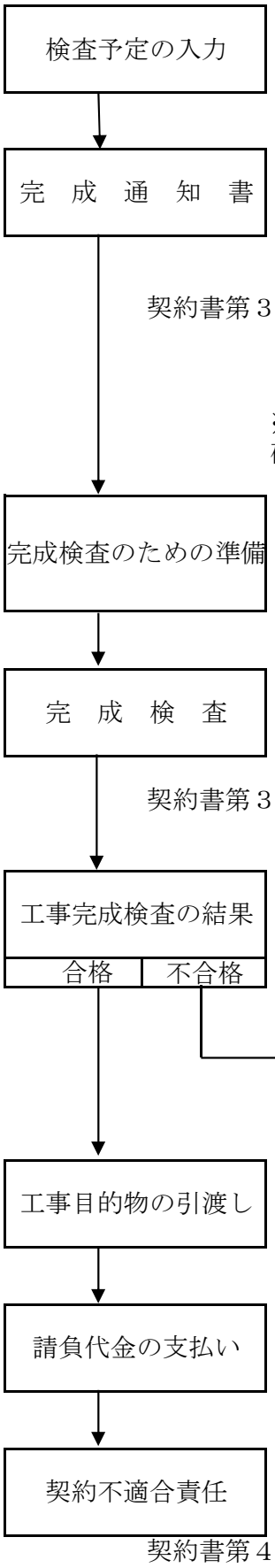

○本庁命令の場合：本庁の検査は受注者と協議のうえ
検査予定の前月の１５日までにシステムに入力すること

※完成日は含まない

○工事が完成したときは、１０日以内に工事完成通知書及び完成写真を受理

書類関係
- 施工計画書
- 出来形管理資料
- 品質管理資料
- 工事写真
- 工事日誌
- その他技術管理上必要な書類

※工事完成通知書の受理にあたっては、上記の「書類関係」の完成を確認すること。

○構造物のスミ入れ確認
○検査に必要な資材
○成績評定の入力（１次及び２次評定者はあらかじめ入力する）
※成績評定要綱第６条の２

○完成通知書を受理して原則５日以内に実施
○工事記録資料を提示
○完成検査への立会い（現場代理人・主任技術者等）
○債務工事の各年度支払い限度額の年度最終出来高検査を含む
○検査員による成績評定の入力

○検査調書及び検査結果報告書を３日以内に検査員に送付

※受理日を含む

○完成通知書を受けた日から１４日以内に検査の合否を通知
※緊急応急工事については１０日以内に検査の合否を通知

○完成検査が不合格の場合は、指示を受けて修補して発注者の完成検査を受ける

○完成検査合格通知書と同時に工事目的物の引渡し完了

○完成検査合格通知書を受理後請負代金の請求
※請求書の提出部数　　１部

○契約不適合責任期間
※契約書第５９条　参照

出来形寸法検査基準

第１　一般土木工事の部

工　　種		検 査 内 容	検 査 密 度
共通	矢板工	基準高・変位・根入長 延長・傾き	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
	法枠工 吹付工	法長・間隔・幅・延長	
	植生工	厚さ	300 ㎡未満は 3 箇所。 300 ㎡以上 600 ㎡未満は 6 箇所。 600 ㎡以上は 10 箇所以上。
	基礎工　杭	基準高・根入長 偏心量	5 本に 1 箇所以上。 （5 本以下は 2 箇所以上）
	ブロック・石積 （張） 工	基準高・法長・厚さ 延長・法勾配	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上） 注水 （石積張工は除く） は 200 ㎡以上で 2 箇所（天端 1 箇所、法面 1 箇所）以上
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ 延長・法勾配	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
	舗装路盤工	基準高・幅・延長 厚さ	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
	舗装工	基準高・幅・横断勾配 延長・平坦性・厚さ	厚さ（抜き取りコア数） 1，000 ㎡未満は 3 箇所以上 1，000～2，000 ㎡は 6 箇所 2，000 ㎡以上は 1，000 ㎡毎に 1 箇所追加
	地盤改良工	基準高・幅・厚さ 延長	100m に 1 箇所以上。 （100m 以下は 2 箇所以上）
	土工	基準高・延長・幅 法長・法勾配	

工　　種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	グラウンドアンカー工	・部材寸法・グラウト強度 ・引張り材の強度 ・アンカー頭部の台座 ・支圧板及び締付金具の強度試験 ・ボーリング角度、深さ、グラウト打設状況 ・定着部のゆるみと設計付着力の関係 ・緊張強度	引張確認試験 配置誤差 穿孔方向 5%以上、最少 3 本
	鉄筋挿入工	・芯材や頭部定着材の寸法の確認 ・定着材(グラウト等)の強度 ・補強材の強度 ＜現地測定及び品質管理資料で判定＞ ・地質の状況 ・削孔の角度、深さ ・定着材打設状況(注入量の管理方法) ・設計引張り力、もしくは設計許容周面摩擦抵抗力に相当する引張り力の確認 ＜現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定＞	施工数量の 3%程度 かつ最少 3 本 引張り力の確認について 施工数量の 3%程度かつ最少 3 本、 ただし、異なる地質に対して施工している場合は、 それぞれの地質において前記の本数を実施
河 川	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・ 高さ・法長・法勾配 延長	50m に 1 箇所以上。 (50m 以下は 2 箇所以上)
	浚渫 (川)	基準高・幅・深さ 延長	
	樋門・樋管 水門	基準高・幅・厚さ 高さ・延長	本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分。 函渠は同構造ごとに 2 箇所以上。
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長 断面・個数・厚さ	50m に 1 箇所以上。 (50m 以下は 2 箇所以上)

工種		検査内容	検査密度
海岸・防潮堤	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高・幅・厚さ・高さ・ 法長・法勾配 延長	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
	浚渫（海岸）	基準高・幅・深さ・延長	
道路	道路改良等	基準高・偏心・幅・厚さ・ 高さ・延長・法勾配	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ 高さ・スパン長 変位	スパン長は、各スパンごと。 その他は、同種構造物ごとに 1 基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分。
	橋梁上部	部材寸法・基準高・偏心 中心間距離・支間長 橋長・縦横断勾配 キャンバー・幅	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高・偏心 中心間距離・橋長 厚さ・縦横断勾配 キャンバー・幅	1 支間ごとに寸法表示箇所の任意部分。
	トンネル	基準高・幅・厚さ 高さ・深さ・間隔 延長・打音・削孔	坑口を含め 50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は2箇所以上）
砂防・治山	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ 延長・法勾配	構造図の寸法表示箇所の任意部分。
	流路 斜面対策	基準高・幅・厚さ・ 高さ・延長・法勾配	50m に 1 箇所以上。 （50m 以下は 2 箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高・幅・堤長 ジョイント（目地）間隔 勾配	5 ジョイントに 1 箇所以上。 （最小 3 箇所以上）
	フィルダム	基準高・外側境界線 堤幅・延長・法長	5 測点に 1 箇所以上。 （最小 3 箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ 法長・法勾配・変位 間隔・延長等	工種構造物ごとに適宜決定する。

第２　港湾･漁港工事の部

工種		検査内容	検査密度
港湾・漁港	浚渫工	底面、法面の基準高 施工区域	測線での確認は３割程度、任意の箇所
	基礎拾石	均し面の基準高、天端幅、据付面の高さ・勾配、延長、	構造物ごとに適宜決定する
	消波工	天端高、天端幅、延長、法勾配	起終点及び中間点の3箇所以上
	本体工	基準高、幅、壁厚、延長、法線に対する出入、据付間隔	構造物ごとに適宜決定する
	その他、構造物	工種に応じ、基準高、幅、壁厚、高さ、法線に対する出入、据付間隔、延長等	構造物ごとに適宜決定する

第３　森林土木工事の部

工種		検査内容	検査密度
治山・林道開設	木製ダム	基準高・幅・厚さ・延長・法勾配	構造図の寸法表示箇所の任意の部分。
	中心線 縦断・路面	ＩＰの位置(交角)・ＩＰ間距離・偏心・基準高・全幅	100ｍに１箇所以上。 (100m 以下は２箇所以上)
	上記以外の工種	一般土木工事の部に準ずる。	

第４　農業土木工事の部

工種		検査内容	検査密度
共通	砂利舗装	厚さ・幅・延長	200mに1箇所以上。 ただし、200m以下は2箇所以上
	プレキャスト水路工	基準高・幅・高さ・延長	幹線については、100mに1箇所以上。 ただし、100m以下は2箇所以上
	道路工		土木工事の部に準ずる。
	法面工(土羽)	法勾配・法長・芝工	1工事あたり３箇所以上。

工種			検査内容	検査密度
ほ場整備工事	雑物除去		石礫等	写真等で確認。
	湧水処理		基準高・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	基盤整地		基準高	1工事あたり３箇所以上。ただし1箇所は３点以上を測定したものの平均値。 （表土均平後の検査の場合は、管理図と段階確認の結果を照合）
	表土整地		厚さ・基準高	
	暗渠排水工		布設深・間隔・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	用排水路工	コンクリート２次製品		プレキャスト水路工に準ずる
		現場打ち水路	基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・延長	50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
	道路工（砂利道）		基準高・幅・延長	50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
	その他構造物		工種に応じ、基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。
管水路工	管体基礎工 管体工		布設深・延長・その他	管理図と段階確認の結果を照合。
	通水試験		水張り試験・水圧試験	全区間を管理図と段階確認の結果を照合。
	その他構造物		工種に応じ、基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。
ため池改修工事	堤体工	堤体工	基準高・堤幅・法長・延長	20mに1箇所以上。 ただし、20m以下は2箇所以上。
		コアの盛立	基準高・外側境界線	管理図と段階検査結果を照合。
	洪水吐工		基準高・幅・厚さ・高さ・中心線のズレ・延長	１スパンに1箇所以上。
	樋管工 同上付帯構造物		基準高・厚さ・幅・高さ・中心線のズレ・延長等	10mに1箇所以上。 ジョイント間隔は1本毎。
上記以外の工種			一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。	

品質検査基準

工　　種	検　査　内　容	検　査　方　法
材料	・品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	・観察、品質証明書により検査。 ・場合により実測する。
基礎工	・支持力は、設計図書等と対比して適切か。 ・基礎の位置、上部との接合等は適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
土工	・土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 ・支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。	
無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。 ・シュミットハンマーは、300m^3に１箇所以上、又は、施工単位につき２箇所以上。 必要によりコアーで強度判定。
構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
舗装路盤工	・路盤材料の合成粒度は、設計図書等と対比して適切か。 ・支持力又は締固め密度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
アスファルト舗装工	アスフアルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 ・場合により実測する。
ため池改修工事 堤体工	締め固め密度、透水係数は設計図書と対比して適切か。	・主に施工管理資料及び観察により検査する。 ・場合によって実測する。

検査方法

第1一般土木工事の部

共通検査項目

検査の項目	検　査　の　方　法
延　　長	起終点を基準として各測点間の距離又は全延長を計測する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	原則として測点並びに測点間について実測し出来形寸法を確認する。 ※測点間とは、管理測点でない箇所も含むものである。
計画高、縦断、横断、勾配	1　計画高は、必要あると認めた時は基準点 （仮基準点を含む。） による。 2　縦断、横断勾配は原則として測点間並びに測点について実測する。
構　造　物	1　長さ、幅、高さ、厚さ、勾配等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観等を観察する。 2　コンクリート構造物については、テストハンマー （シュミットハンマー等） その他の方法で表面強度を判定する。また、打設方法、養生等についても適否を確認する。 3　重要なコンクリート構造物 （床固、堰提等） については漏水の有無を、削孔、注水等により確認する。 4　必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5　品質については、検査を原則とするが、関係資料により確認する事が出来る。 6　各構造物の求められている機能を満足することを確認する。
主　要　資　材	規格、品質、数量、強度等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残　土　処　理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときは確認する。
仮　設　工　事	1　指定仮設については原則として設計図書により検査をする。 2　指定仮設以外の仮設については、監督職員が提出をうけたものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができがたいとき、又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは、監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品　質　管　理	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質管理を資料により判定する。
出 来 形 管 理	設計値と実測値を対比して記録した出来形図及び出来形管理資料等により判定する。
跡　片　付	現場の整理等を確認する。
そ　の　他	1　検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形成果表等で判定することができる。 2　この検査方法に記載されていないものは、検査員の判定による。

各工事の検査の方法

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1　一般施工 (1) コンクリート	1 コンクリート打込み数量	設計数量との対比	工事写真、出来形図及び出来形管理資料、コンクリート使用一覧表及び納品伝票で判定
	2 配合およびスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認 塩化物含有量の確認	品質管理資料（骨材試験及び配合設計試験等）で判定
	3 コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認、全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料（破壊試験成績表)、シュミットハンマー、必要により抜取りコアー強度で判定。
	4 施工状況	配合の均等性の有無の確認、打込み状況の適否（まめ板、コールドジョイントの有無、隅部の施工状況、シュート方法、締め固めの状態等）養生方法の適否、練りまぜから打ち終りまでの時間、脱型時期の適否、雨天時の場合の対策、各構造物に適した打設速度の確認	現地観察、必要により注水検査又は抜取コアーで判定 品質管理資料
	5 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目位置の確認 一区画打継目の施工状況（処理方法)	現地測定及び工事写真 必要により注水検査及び抜取コアーで判定
(2)　土工一般	1 基準高、延長、深さ、法勾配、幅、厚さ	設計図書との対比、床掘、掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 地山に適した勾配の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	3 残土処理	残土量及び残土処理場の確認	現地観察、工事写真及び管理資料
	4 盛土の締固め	各層転圧状況の確認 (転圧機種、転圧回数、締固め密度、巻き出し厚)	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	5 その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻し搗き固め状況 埋戻し跡の表面不陸の状況 盛土の余盛の程度 盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況 湧水等の処理方法 高盛土の沈下管理	現地観察及び工事写真で判定
(3) 石積張工（修景工等を除く）・ブロック積張工	1 基準高、延長、法勾配、法長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	形状寸法、外観、重量及び圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品質管理資料で判定
	3　基礎工	コンクリート基礎（コンクリート工の項参照）その他の基礎施工状況の確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	4 その他の施工状況	積方、合端の施工状況の確認 法面の「はらみ」の有無。 胴込めコンクリート、裏込コンクリート、裏型枠栗石の填充状況、水抜穴の配置方向及び穴通りの状況 連結ブロックの連結材の接合方法	現地測定、注水検査（石積張工は除く200㎡以上）及び工事写真で判定
(4) コンクリート擁壁工（人工岩及びコンクリート基礎工含む）	1 基準高、延長、幅、高法勾配	設計図書との対比、断面形状の確認	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施工状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリートの品質及び施工状況　（コンクリート工の項参照）	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマー、必要により抜取コアーの強度で判定
	4 その他施工状況	基礎又はフーチングと躯体の取合施工状況 １区画のコンクリート打込み状況　（打継目の処理） 目地材の材質、厚さの確認 縦方向の通りの状態 勾配	工事写真、必要により注水検査及び現地観察で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
(5) 鉄筋工	1　数量	設計図書との対比	必要により納品伝票写等で判定
	2 使用材料の規格、寸法、強度等		現地測定及び工事写真で判定 ミルシート
	3　施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確度 鉄筋カブリの確認 鉄筋継方法と位置の可否（重ね長､ガス圧接､機械式継手） 鉄筋結束の確実性の確認 スペーサーの材質の確認	現地測定及び工事写真で判定 設計との比較、圧接試験
(6) 基礎工 （栗石 基礎 切込）	1 基準高、延長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定
	3 施工状況	間隙充填材の状況と搗き固め状況及び均しの状況	現地観察及び工事写真で判定
(6－1)　杭基礎工	1 基準高、本数、間隔	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状、寸法、本数等の確認	品質管理資料（試験成果）で判定
	3 支持力	設計荷重との対比（安全率の確認）	出来形管理資料（打込記録、杭耐力試験成果、支持地盤の土質）で判定
	4 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度（傾斜度）の確認 上部構造との関係 杭頭の処置、継杭施工の適否 支持地盤への根入れ長 打ち止め貫入記録 コンクリートの打込み方法 溶接作業と気象管理	現地測定及び工事写真で判定 支持層確認の資料 品質管理資料
(7) 矢板工（鋼管、H形鋼、木、コンクリート等）	1　基準高、延長	工事延長と設計枚数との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定
	3 打込状況	法線の通り、傾斜の有無	現地測定で判定

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	4 その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況 矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(8) 縁石工 側溝工 (プレキャスト)	1 基準高、延長、幅、又は高さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定 必要により曲げ強度試験で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(9) 側溝工 水路工	1 基準高、延長、幅、高さ、底厚、縦断勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、品質管理図表等で判定 底厚は必要により、削孔により判定
	2 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	3 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 打ち継目の止水の適否 路面との高さ	
(10) 蓋工	1 使用材料の品質、規格、寸法	設計図書との対比 種類、品質、形状寸法の確認	現地測定、品質管理資料、現地観察および必要により破壊検査で判定
	2 配筋	鉄筋の間隔、カブリの確認	
	3 施工状況	敷設状況	
(11) 管渠工 函渠工	1 基準高、延長、幅、又は径、高さ、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) コルゲートの施工状況 中心線とのずれ及びひびわれの状況、継手部漏水の有無 管渠・函渠勾配 伏水の処理状況 １回のコンクリート打設高さの確認	現地測定、現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(12) 水門 樋門	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 施工状況	止水時の漏水 開閉時の機能	現地観察で判定
(13) 井筒基礎工 潜函基礎工	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 地耐力	期待地盤の耐力の確認	出来形図及び出来形管理資料(載荷試験沈下測定)
	3 中詰工	指定工法の確認及び施工	現地観察及び工事写真で判定
	4 掘削土の処分	共通事項、残土処理の項参照	
	5 その他施工状況	コンクリート品質及び施工状況（コンクリート工の項参照) 中心線とのずれ 傾斜の有無	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(14) セメント類吹付工	1 面積、法長、厚さ、延長	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	セメント類配合の確認 ラス張材料の規格の確認	品質管理資料で判定
	3 施工状況	吹付状態　(均等の有無) き裂、浮上りの有無 ラス及びアンカーボルトの位置の確認 はね返り材料の適切な処理の確認 湧水処理の確認、養生	現地観察及び工事写真で判定
(15) 法面保護工(盛土法面及び切取法面の芝、種子吹付等)	1 面積、法長、芝付、間隔	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	品種の確認	現地観察
	3 施工状況	法面の不陸、発芽及び発育の状況 目串の差し込み状況 張芝の衣土の状況 湧水処理の確認	現地観察及び工事写真で判定
(16) 実播工	1 面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用材料の種類	種子、養生材、粘着材肥料の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
	3 施工状況	斜面整地状況 種子等の攪拌状況 種子の発芽状況 吹き付け状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(17) 柵工、筋工	1 高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	根入深さ、地山との角度、締付状況 目串の差込み状況 萱株の植付け状況 犬走りの施工状況の確認	現地測定、現地観察及び工事写真で判定
(18) 伏工（むしろ、アミ等)	1　面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	重ね合わせ、間隔、障害物の除去状況	現地観察及び工事写真で判定
(19) 枠工	1 面積、法勾配、高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	コンクリート施工状況 詰石の状況 法面と法枠との密着状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(20) 防護柵工 (ガードレール) (ガードケーブル) (ガードパイプ) 落石防護網 (ストンガード)	1 基準高、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、規格、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	ボルトの締付状況 ケーブルの張具合の確認 支柱の設置状況、間隔・垂直度の確認	現地観察及び工事写真で判定
(21) 落石防護網（ロックネット)	1 面積、長さ、延長	設計図書との対比	現地測定で判定
	2 使用材料の品質等	網目、番線、ロープ・アンカーの径、長さ、品質の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
	3 施工状況	綱の張具合の確認 ロープの張具合 アンカーの根入れ長確認 アンカーの取付け状況 グリップの締付け状況	現地観察、工事写真で判定
2　河川等 (1) 蛇籠工 布団籠・かごマット工	1 延長､法長、幅、厚さ､本数、配置、基準高	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 「じゃかご」の品質､規格､寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地測定、品質管理資料及び現地観察で判定
	3 詰石の材質、形状、寸法	風化の有無、表面から見えにくい部分の形状、寸法の確認	
	4 施工状況	石詰の状況 法肩、法尻、屈曲部の施工状況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	
(2) 根固めブロック工	1 基準高、延長、幅	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用ブロックの品質､形状､寸法	〃	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマーで判定
	3 施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い	現地観察 工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
3 砂防ダム 治山ダム (1) ダム工 流路工 護岸工	1 基準高、基礎高、幅、長さ(延長)、法勾配	設計図書との対比 床掘完了時の確認 水叩、仕戻工、埋戻工、堤体天端及び両側流路工	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 断面形状	放水路天端幅 水叩の幅、長さ、厚さ 袖部の根入 仕戻工 副堤長さ、幅、根入 流路工の幅、高さ、厚さ	〃
	3 土質、岩質、形状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判定
	4 支持力	設計との対比 ダム支持力の安全性	〃

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
	5　残土処理	残土量および残土処理場の確認	現地観察、工事写真および管理資料で判定
	6 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	現地観察 品質管理資料及び出来形管理資料、シュミットハンマーで判定 必要に応じ抜取コアーで強度を判定
	7 鋼製ダム、鋼製枠	設計図書との対比 品質、形状、寸法の確認 ボルトの締付強度確認 中詰石の材質、径、詰め状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	8 施工状況	止水板の位置 コンクリート打継目の位置および状況	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料、必要により注水検査で判定
(2) 集水井工	1 基準高、径、深さ、偏位	設計図書との対比 床掘完了時の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理資料で判定
	2 土質、岩質	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び出来形管理資料で確認
	3 使用材料の品質等	品質、形状、寸法の確認	現地測定、品質管理資料で判定
	4 残土処理	残土量及び残土処理場所の確認	現地観察及び工事写真で判定
	5 施工状況	地層の状況、湧水の位置・量の確認	
(3)-1 グラウンドアンカー工	1 部材の品質	部材の寸法の確認 グラウトの強度 引張材の強度 アンカー頭部の台座 支柱板及び締付金具の強度の確認	現地測定及び品質管理資料で判定

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	2 施工状況	地層の状況 ボーリングの角度、深さ、グラウト打設状況（注入量の管理方法） 定着部のゆるみと設計付着力の関係を確認 緊張強度の確認	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定
(3)-2 鉄筋挿入工	1 部材の品質	部材の寸法の確認、定着材の強度、芯材の強度、頭部定着材 設計引張り力、もしくは設計許容摩擦抵抗力に相当する引張り力の確認	現地測定及び品質管理資料で判定
	2 施工状況	地質の状況 削孔の角度、深さ 定着材打設状況 （注入量の管理方法）	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定

工　　種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(4) ボーリング工	1 穿孔位置、配列方向､角度､深度	設計図書との対比	現地測定、出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	保孔管の品質、寸法の確認	現地測定、工事写真、品質管理資料及び出来形管理資料で判定
4 港湾 漁港 農林海岸	1 基準高、延長、幅､高さ､法勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用ブロック及びケーソンの品質、形状、寸法	〃	現地観察、工事写真シュミットハンマー、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	
	4 施工状況	基礎の状況、ブロック総数の確認、据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い。 ケーソン中詰の指定工法の確認及び施工状況	工事写真、現地測定及び現地観察で判定
5 植栽工	1 樹木の形状、寸法、本数及び樹種	設計図書との対比 (樹高、目通り周、枝幅)徒長は含まず	現地測定で判定
	2 樹木の状態	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地観察で判定
	3 支柱	材質形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	4 施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、現地観察、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
6 舗装工 (1) 路盤工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断形状	設計図書との対比定	工事の出来形及び品質を現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	3 密度支持力		品質管理資料（締固め度）で判定
	4 施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無 路床面又は下層路盤面の異常の確認	現地観察及び工事写真で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
(2) アスファルト舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 アスファルト合材の品質	合材配合状態	品質管理資料 抜取コアー試験で判定
	3 施工状況	施工温度及び雨天時の施工 表面仕上り状況 転圧の適否（密度及びき裂有無） 雨水の排水状況を確認 合材敷均しの均等性 施工継目 道路構造物との接合部及び隅部の施工の適否	現地観察、工事写真、品質管理資料及び平坦性試験で判定
(3) セメント、コンクリート舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	工事の出来形および品質を現地測定、出来形管理図及び出来形管理資料で判定 厚さについては抜取コアーで判定
	2 コンクリート	配合、強度	品質管理資料 必要により抜取りコアー強度で判定
	3 施工状況	表面仕上りの状況 雨水等の排水状況を確認 目地仕上りの状況 養生	現地観察、工事写真で判定
7 橋梁 (1)　一般	1 基準高、縦横断勾配、橋長、幅、橋面、基礎工、雨水処理	施工精度、設計図書との対比、平坦性、取付道との取合、排水処理の状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、平坦性、アンカー据付の状況 支承の位置および配置、排水の処理	現地測定、現地観察、工事写真及び出来形管理資料で判定
	3 鉄筋及びコンクリート	「鉄筋工」「コンクリート工」「コンクリート擁壁工」の項参照	
(2)　下部工	1 基準高、形状寸法、位置の変移	橋座、パラペットの天端高、中心線とのずれ方向、中心間距離、対角線距離	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
(3)　ＲＣ橋 ＰＣ橋	1 桁（版）の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全長、支間、縦及び横方向の反り（ＰＣ）、幅、厚さ	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 ＰＣ鋼線（鋼棒）の配置、緊張	ＰＣ鋼線（鋼棒）の定着、装置、位置、方向、緊張力、ケーブルの伸装置のキャリブレーション、グラウト、養生	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定、緊急管理計画と施工記録、グラウトの管理
(4)　鋼橋	1 材料の品質	ロールキズ、われ腐触 うちきずの有無 指定寸法の確認 保管の方法	品質管理資料で判定
	2 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面対角、断面、対角、製作キャンバー、ウエブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、接合順序及び溶接方法の適否、ソールプレートの取付、主桁の通り、そり、鉛直度	原寸及び仮組検査又は現地搬入組立時に判定
	3 架設	架設法、継手部のすき間 部材の保管 ハイテンボルトの締付の良否	架設計画要領書 現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
(5)　溶接工	1 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
	2 溶接棒の種類	母材の種類および溶接方法	現地観察および工事写真で判定
	3 溶接工資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	4 施工状況	溶着金属表面の均一性、割れスラグ、ブローホールの有無 アンダーカット、オーバラップ等 母材の接合部の状態確認 母材歪みの有無、温度・湿度の適否 溶接棒の保管状況、溶接部の肉厚	現地観察及び工事写真 必要により放射線検査で判定 各種管理資料
(6)　塗装工	1 塗料の種類、品質、色別、色調、使用数量	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
	2 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	3 塗装回数	色層色調の確認	〃
	4 膜厚	設計との対比	現地測定（膜厚計による） 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	5 施工状況	塗膜の状態の確認（気泡むらの有無）、隅部・裏面・角部等の塗残しの有無の確認、塩分付着量の測定	現地観察及び工事写真で判定
(7) 橋面舗装（アスファルト）	1 厚さ 縦横断勾配	設計との対比	必要により500㎡に１箇所の割でコアーを採取するほか出来形管理資料で判定
	2 品質	配合、密度	コアーにより判定するが、コアーの無い場合は、品質管理資料等で判定
8 トンネル工	1 基準高、幅（スプリングラインおよび路面） 高さ、覆工厚 縦横断勾配 打音	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定 覆工厚については、削孔で厚さ確認
	2 コンクリート工	内空変位収束の確認 コンクリート施工の適否 （コンクリート工の項参照） セントルつま型枠の防水シート切断対策の適否 脱型時期及び養生方法の適否	
	3 使用材料の品質等	ＮＡＴＭにおけるロックボルトの品質、寸法、本数の確認、H型鋼の品質、形状、寸法、数量の確認 吹付コンクリートの強度	現地測定、工事写真、品質管理資料及び使用量一覧表で判定
	4 グラウト工	セメントの入荷数量、モルタル注入量の確認	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形管理資料、納品伝票で判定
	5 掘削	岩質の確認（設計との対比） 火薬と雷管の使用量の確認 支保工の設計との対比 余掘の低減方法の確認	現地観察、工事写真、使用量一覧表、出来形管理資料で判定

工　　種	検　査　項　目	検　査　内　容	検　査　の　方　法
	6 ロックボルト工	打設角度の確認 引抜き強度の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	7 防水工	吹付コンクリート面の凸凹の処理及びロックボルト頭部等の突出物の処理の確認 溶着接合部の密着度の確認（加圧試験、マイナスドライバー等） 補修箇所の適否、取付の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	8 施工状況	コンクリートの施工状況 インバートの施工基盤を掘りすぎた場合の処理状況 湧水処理の確認 排水方法の適否（位置、断面積） 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況 鋼アーチ支保工の足付けの確認 覆工の打音確認 坑口部地表の変位状況 内空変位状況とその対応	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	9 変位計測	内空変位量の確認 地表変位量の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定

（注）　上記の検査方法は、工種毎の一般的な方法であって、工種が多い場合、工事の重要度および規模によっては、検査員の判断により、他の方法もしくは省略してもよい。

別記 様式1

工 事 成 績 評 定 表

建設検査長	技術管理課長	課長補佐	所長	次長	技術次長	技査	課長	チーフ

契約書の工期を記入すること
（着手は自の年月日、
完成は至の年月日）

工事番号		所属名			
工事名		契約年月日			
工事場所		工期	着工		
請負者名			完成		
請負金額		竣工年月日			
現場代理人		検査年月日			
主任技術者		工事監督員			
監理技術者		工事副監督員			

竣工年月日は工事完成通知書の
完成年月日を記入すること

評定職員	主任・工事監督員職氏名		総括(専任)監督員職氏名		検査員職氏名	

評価項目		主任・工事監督員評定					総括監督員評定							検査員評定						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	Ⅰ.施工条件への対応										0.0									
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫			0.0																
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)					点							点							点	
評定点(65±加減点合計)		①			点		②					点		③					点	
7.評定点計											0.0		点							
		①		点×0.4＋			②		点×0.2＋		③			点×0.4＝						点
8.法令遵守等											0.0		点							
9.評定点合計											点			7.評定点-8.法令遵守等						

所見	主任監督員・工事監督員	総括監督員	検査員

・評定点合計が８０点以上、６０点未満の場合、各評定職員は必ず評価した内容等を詳細に

別記　　様式２

細　目　別　評　定　点　表

項　　目	種　　別	①主任監督員・工事監督員	②総括（専任）監督員	③検査員	細目別評定点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	×0.4＋2.9＝　　点			3.3点
	Ⅱ．配置技術者	×0.4＋2.9＝　　点			4.1点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	×0.4＋2.9＝　　点		×0.4＋6.5＝　　点	13.0点
	Ⅱ．工程管理	×0.4＋2.9＝　　点	×0.2＋3.2＝　　点		8.1点
	Ⅲ．安全対策	×0.4＋2.9＝　　点	×0.2＋3.3＝　　点		8.8点
	Ⅳ．対外関係	×0.4＋2.9＝　　点			3.7点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	×0.4＋2.8＝　　点		×0.4＋6.5＝　　点	14.9点
	Ⅱ．品質	×0.4＋2.9＝　　点		×0.4＋6.5＝　　点	17.4点
	Ⅲ．出来映え			×0.4＋6.5＝　　点	8.5点
４．工事特性	Ⅰ．施工条件への対応		×0.2＋3.3＝　　点		7.3点
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	×0.4＋2.9＝　　点			5.7点
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		×0.2＋3.2＝　　点		5.2点
７．法令遵守等			×1.0＝　　点		
評　定　点　計		点	点	点	100点
		40点	20点	40点	
				評　定　点　合　計	点

＊1　１～３の評点（加減点合計）＋４～６の評定（加点合計）－７の評点(減点）＝評定点合計
　　各評定点は、少数２位を四捨五入し小数１位止めとする。
＊2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別記　様式　３

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

当該工事の施工者に通知していますこの「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」は、平成24年4月1日以降に契約した工事から、入札契約担当部署で閲覧方式で、公表しています。

高　知　県　知　事

工事成績評定について(通知)

工　事　番　号		
工　事　名		
工　事　場　所		
工　期	着　工	
	完　成	
請　負　代　金　額		
契　約　年　月　日		
検　査　年　月　日		
出　来　高　金　額		
評　定　点		点
※　項目別評定点は、別表１のとおり		

契約書の工期を記入すること
（着工は自の年月日、
完成は至の年月日）

※掲載ホームページ
［高知県ホームページ］－［組織からさがす］－［土木部］－［技術管理課］
［高知県建設工事成績要綱・要領］－［要綱R03.7.1版］［要領R04.4.1版］

別表 1

項 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	／ 3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	／ 13 点
	Ⅱ. 工程管理	／ 8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	／ 8.8 点
	Ⅳ. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	／ 14.9 点
	Ⅱ. 品質	／ 17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	／ 5.2 点
8. 法令遵守等		(減点)
	評定点合計	／ 100.0 点

元 高 土 政 第 1331 号
令 和 2 年 4 月 17 日

各部局長
各課長　　様
各出先機関長

土 木 部 長

「高知県建設工事指名停止措置要綱」の一部改正について（通知）

「高知県建設工事指名停止措置要綱」の一部を別添のとおり改正し、令和２年４月 17 日から施行することとしましたので通知します。

高知県建設工事指名停止措置要綱

（指名停止）

第１条　知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第１項において準用する同規則第６条第２項の名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表第１の各号及び別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について県が発注する建設工事の入札参加者の指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

２　契約担当者（高知県契約規則第２条第３号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第２条　知事は、前条第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

２　知事は、前条第１項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

３　知事は、前条第１項又は前２項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第３条　有資格業者が１の事案により別表各号に掲げる措置要件の２以上に該当したときは、当該別表各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって当該事案に係る指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の２倍（当初の指名停止の期間が１月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第１の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再度同表の各号に掲げる措置要件

のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第２の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再度別表第２の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第４号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第２の第１号から第３号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後５年を経過するまでの間に、再度同表の第１号から第３号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 別表第２の第４号から第10号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後５年を経過するまでの間に、再度同表の第４号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

３　知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前２項及び次条第１号から第３号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍まで延長することができる。

５　知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号並びに前各項及び次条の規定による期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

６　知事は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第４条　知事は、第１条第１項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき（前条第２項の規定に該当することとなったときを除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２の第４号、第７号又は第８号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(2) 別表第２の第４号から第 10 号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(3) 別表第２の第４号から第６号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）。　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第３条第４項の規定による知事による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第２条第５項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第２の第４号から第６号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前３号の規定に該当することとなったときを除く。）。　それぞれ当該各号に定める短期に１月を加算した期間

(5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第２の第７号から第 10 号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなったときを除く。）。　それぞれ当該各号に定める短期に１月を加算した期間

（指名停止の通知）

第５条　知事は、第１条第１項若しくは第２条の規定により指名停止を行い、若しくは第３条第５項の規定に基づき指名停止の期間を変更し、又は同条第６項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により指名停止の通知をするときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第６条　契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第７条　契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第８条　知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年９月１日から施行する。

（高知県建設工事指名停止等措置要領の廃止）

２　高知県建設工事指名停止等措置要領（昭和62年１月高知県告示第50号）は、廃止する。

（施行期日）

この要綱は、平成18年５月26日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成18年７月27日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱別表第２の規定は、この施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月17日から施行する。

【別表第1関係】（県内において生じた事故等に基づく措置基準）

1 虚偽記載（第1号関係）

（1）県発注工事（県、県が出資する公社等の発注する工事をいう。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

（2）「認定した日から」とは、当該事実が措置要件に該当すると認められたときとする。以下同じ。

2 過失による粗雑工事（第2号、第3号関係）

（1）県発注工事に係る過失による粗雑工事（第2号関係）

県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）		期　　間
工事成績等	工事成績の評定点の合計 50点以上60点未満 50点未満	 1月 2月
	委託業務成績の評定点の合計 40点以上50点未満 40点未満	 1月 2月
	なお、平成17年3月31日以前の契約の場合は、工事成績、委託業務成績の評定点の合計が 55点以上65点未満 55点未満	 1月 2 月
完成検査以降	瑕疵	1月以上3月以内
	重大な瑕疵	4月以上6月以内

※重大な瑕疵とは、原則として建設業法（第28条違反など）に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

（2） 一般工事に係る過失による粗雑工事（第3号関係）

県内における工事で県発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期　　間
重大な瑕疵	1 月以上 3 月以内

※重大な瑕疵とは、原則として建設業法（第 28 条違反など）に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

以下省略

第７章　　施工計画

施工計画書の作成にあたって

1　当該工事を施工するにあたって、建設工事共通仕様書、各種示方書及び指針等において、遵守しなければならない事項は、施工計画書に必ず記載すること。（数値のあるものは、具体的に記載すること。）

この研修資料に記載している施工計画書は、あくまでも一つの事例として一般的な記述をしたものです。工事ごと現場条件等内容が違いますので受注者の皆さんは、工事の契約書・設計図書など十分理解するとともに、現場条件を調査のうえ、それぞれの現場の施工条件に整合した施工計画書を作成してください。

参考：高知県建設工事技術管理要綱（施工管理）第４条

2　施工計画書の作成区分等にあたっては、共通仕様書において、「工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、施工計画書を作成し、工事監督職員に提出しなければならない。」と定めており、二・三工事で省略できる項目でも施工内容等考慮して事前に監督職員と協議のこと。

3　施工計画の決定には、これまでの実績や経験を生かすとともに、常に改良を試み、理論と新技術・新工法を考慮して、現場の施工に合致した大局的な判断が大切である。

4　施工計画の検討は、担当の技術者のみでなく、会社の組織を活用して全社的な高度の技術水準で検討すること。

5　施工計画を決定するときは、一つの計画のみでなくいくつかの代案を作り、経済性も考慮した最も適した計画を採用すること。

6　打合せ等において特に指示された事項については、さらに詳細な施工計画書を提出すること。

7　施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、変更に関連する項目について変更計画書を提出すること。**※「軽微な変更」は、その都度の変更計画書の提出必要なし。**
（「軽微な変更」の例：数量のわずかな増減、安全・訓練の実施内容の変更）

8　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下、「施工方法等」という。)については、当該請負契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

9　総合評価方式により工事を落札し、施工計画や技術提案等において実施が前提となっている提案項目については、施工計画書の各項目の該当箇所に、その内容を記載し総合評価での提案であることを明示すること。

10　総合評価方式の施工計画で、工夫を認めて加算評価したあと、現場での実際の施工でもそれを実施した場合に限り、工事成績評定では創意工夫の考査項目に該当し、落札時の評価とは区別して、工事評定として改めて再評価をしたうえで、加点出来ることとしています。

総括監督員	専任監督員	主任監督員	工事監督員	工事副監督員

施　工　計　画　打　合　せ　簿

工事番号及び工事名	道交地防安（防災）第○○―△△―１号 県道○○△△線防災・安全交付金工事
打　合　せ　年　月　日	令和○○年○月○○日
打　合　せ　場　所	○○土木事務所
出　　席　　者	○○土木事務所　　ﾁｰﾌ（○○担当）　高知　県三 主　　幹　　土佐　藩三 株式会社○○建設　現場代理人　　南国　市朗 主任技術者　　大月　　都

打合せ内容については別紙のとおりです。

打ち合わせ記録

1　確認事項

(1)　工事着手予定日（　　年　　月　　日）　※緊急連絡先の確認　□確認　□未確認

(2)　請負代金内訳書　　確認　=　□提出　□未提出

(3)　工事カルテ(500万円以上10日以内)　　提出確認　□受注 □変更 □完成 □訂正

(4)　建退共掛金収納書届出書(契約後30日以内)　確認　　□提出 □未提出

(5)　技術者等配置確認　　□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者

(6)　特記仕様書及び施工条件明示　　□確認　□未確認

(7)　中間検査の有無及び時期　　□有　　□無

(中間検査が1回の場合は、30～35%で実施、中間検査が2回の場合は、1回目は25～30%、
2回目は60～65%で実施、中間検査が3回の場合は、1回目は25～30%、2回目は50～55%、
3回目は70～75%で実施することを基本とする。)

1回目　　%　　年　月　日　工程指定

2回目　　%　　年　月　日　工程指定

3回目　　%　　年　月　日　工程指定

(8)　設計図書の照査　□済　□未(予定日　　年　月　日)

(9)　工事用地の確認　　□丈量図

用地買収　=　□済　□未(予定買収日　　年　月　日)　□位置確認

買収条件　=　□無　□有(確認事項)

(10)　官公庁等への手続き

工事施工箇所だけではなく、
仮設施設が該当しないか確認すること。　7-76～7-78参照

□労働基準監督署　□海上保安部　□道路管理者　□河川管理者　□その他(　　)

(11)　総合評価方式　□確認　(区分)□高度技術提案型　□技術提案型　□施工計画型　□企業評価型

(12)　ワンデーレスポンス　　□確認

(13)　情報交換等確認方法

・段階確認実施表 ---------- □ 電子メール　□ 紙ベース　□情報共有

・工事日誌 ---------- □ 電子メール　□ 紙ベース　□情報共有

・工事に関する確認票 ---------- □ 電子メール　□ 紙ベース　□情報共有

・休日・夜間作業届 ---------- □ 電子メール　□ 紙ベース　□情報共有

・電子納品に関する各種ﾁｪｯｸｼｰﾄ ------- □ 電子メール　□ 紙ベース　□情報共有

(14)　その他　　□週休２日制　□ＩＣＴ施工　□ＩＣＴ施工（簡易型）　□遠隔臨場

・法定外の労災保険加入　　□済　　□未（予定　年　月　日）

□交通誘導員の長時間移動

保険期間は対象工事の工期をカバーしていること。

2　打ち合わせ事項

(記入例)　1．山留擁壁の起終点において、現地調査結果と地山状況により取り合わせ擁壁の高さを決定する。

2．測点No.12付近の電柱は、12月1日までに移転予定。

3．工事日誌の提出について確認。

4．排ガス未対策建設機械の使用について承認。

5．県内産資材使用状況の確認。

【中間検査が必要な工事】
・当初請負対象金額　5,000万円以上の工事
・新工法、新材料等を使用した工事、特殊工事

［作成例］

総括監督員	専任監督員	主任監督員	工事監督員	工事副監督員

受付印
年 月 日

令和○○年○月○○日

工事番号　○○○ 第 ○○－○○号

工 事 名　○○○○工事

工事場所　高知県 ○○市 ○○○

・一工事
請負金額5千万円以上の工事
急傾工事（維持工事は除く。）
・二工事
請負金額1千万以上5千万円未満の工事
・三工事
請負金額500万円以上1千万円未満の工事

施工計画書(○工事)

施工計画書の提出を省略できる工事
緊急を要する工事
請負金額500万円未満の工事

○○建設株式会社

現場代理人　南国　市朗

主任技術者　大月　都

注）工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更し提出しなければならない。

注）ICT活用工事の施工計画書を作成時には、本テキストを参考とし、別紙の通りICT施工にかかる主要機械等を必要に応じて記載すること。

目　　次

項　　目	頁
1　工　事　概　要	7－6
2　計 画 工 程 表	7－10
3　現 場 組 織 表	7－11
4　主 要 機 械 ・ 船 舶	7－13
5　主　要　材　料	7－14
6　施 工 方 法 （仮設備計画を含む）	7－15
7　施 工 管 理 計 画	7－43
8　緊 急 時 の 体 制	7－49
9　交　通　管　理	7－51
10　安　全　管　理	7－55
11　現場作業環境の整備	7－61
12　環 境 及 び 地 元 対 策	7－62
13　再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	7－63
14　そ　の　他	7－73

1 工事概要

(1) 工事概要

工事番号　　○○○ 第 ○○－○○号

工 事 名　　○○○○工事

工事場所　　高知県 ○○市 ○○○

工　　期　　（自） 令和 ○○年 ○○月 ○○日

（至） 令和 ○○年 ○○月 ○○日

契約金額　　¥　　（内消費税　　）

工事内容

施工延長 L＝○○. ○m(No.△～No.△)

土工　　切土 V＝○, ○○○m3　盛土 V＝○,○○○m3

擁壁工　　□号ブロック積擁壁 L＝○○. ○m　□号山留擁壁工 L＝○○. ○m

安全施設工 張り出し歩道 L＝○○m

舗装工　　車道 A＝○○○m2　歩道 A＝○○○m2

附帯工事　水路工 L＝○○m

(2) 施工特性

技術的な課題も記載すること。

当該道路工事現場は山間集落地に位置しているものの、人家は近接連担しています。現道は唯一の生活道路となっており、迂回路もなく交通量が多い。このため、安全第一の交通管理に努めます。

谷部には湧水が見られるため、降雨時の異常出水への安全対策や、盛土・擁壁工事の安全を確保するため湧水処理や流末処理を先行して施工します。

現道は通学路にもなっており、朝夕のラッシュ時には、人・自転車・車による交通混雑が予想されます。このため、作業時間は8:30～17:00とし朝夕のラッシュ時には、交通制限を伴う作業を極力行わず、地域住民、通行者に迷惑のかからないよう配慮し、作業員にも周知徹底を図り工事を進めていきます。

(施工上配慮すべき事項に関する提案)

総合評価方式で技術提案のある場合は必ず記載すること。

人家に近接して大量の道路盛土を施工するにあたっては、住民等の生活環境への負荷を最小限に抑える必要があります。(12　環境及び地元対策参照)

注)工事箇所周辺の地域地形等の土地利用や近接状況、気象等の自然環境と施工時期(降雨時期、出水、渇水時期等)、また、施工実行計画における制約条件等(作業時間、交通形態と制限、自然保護等)、工事施工条件となりうるもの(地域の地形・地質等)を把握し、施工実行計画作成の条件として工事現場作業及び地域周辺全体の安全性、施工性について記載する。

・施工特性一覧

1)　現場条件

ア　自然特性　□市街地　□郊外地　□山間集落地　□山間地
□現道　□バイパス　□急斜面　□谷間
□河川　□海上　□海中　□汀線

イ　土地利用　家屋=　□連担　□近接　□点在　□独立

ウ　土質等　□軟弱岩盤　□軟弱土質　□出水部分　□湧水部分

エ　季節等　□降雨危険　□出水危険　□台風危険　□渇水危険　□高波危険

2)　占有物件有無

ア　上空占用　□電気　□電話　□有線　□(　　)

イ　地下占用　□水道　□下水道　□電気　□ガス　□電話　□(　　)

3)　通行特性等

ア　歩行者　□通勤者　□学生　□身体障害者　□幼稚園児

イ　車両　□全面通行止　□時間制限　□片側交互制限　□迂回路　□仮設道路橋
時間帯(　　)ピーク時　　時　　分　～　　時　　分
(　　)ピーク時　　時　　分　～　　時　　分

ウ　船舶　□大型船　□小型船(□漁船・□釣り船・□遊船)　□定期航路船
時間帯(　　)ピーク時　　時　　分　～　　時　　分
(　　)ピーク時　　時　　分　～　　時　　分

エ　作業時間制約　□有　□無
制約時間　　時　　分　～　　時　　分

オ　周辺環境　□振動　□騒音　□排水　□塵煙埃　□水質汚濁　□水脈遮断

カ　関連施工調整（関連機関と実施施工調整）　□有　□無

4)　その他

この施工特性一覧については、それぞれ現場状況に応じて記載内容も含め、対応してください。

位置図

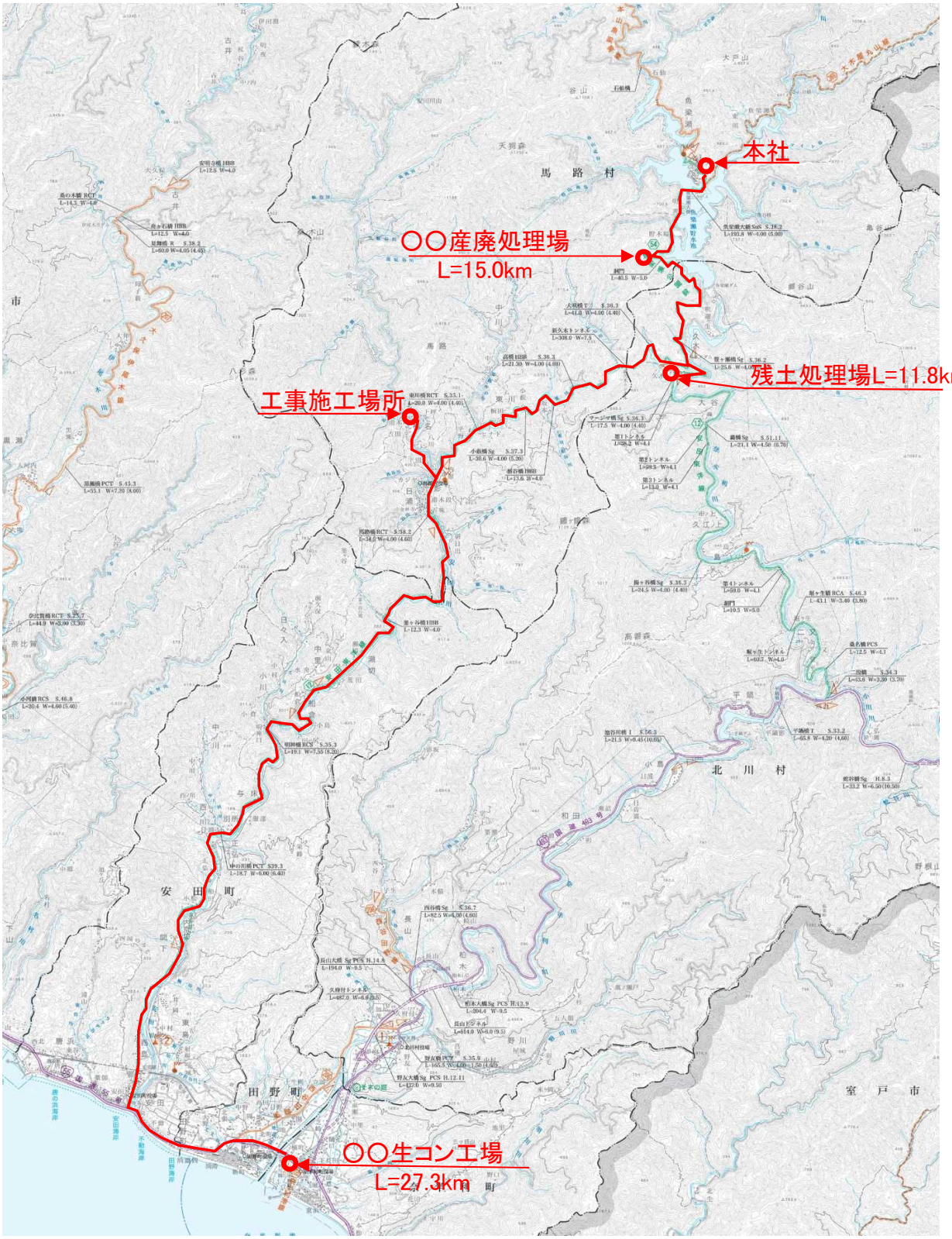
本社
〇〇産廃処理場
L=15.0km
残土処理場L=11.8km
工事施工場所
〇〇生コン工場
L=27.3km
馬路村
北川村
安田町
田野町
室戸市

平面図

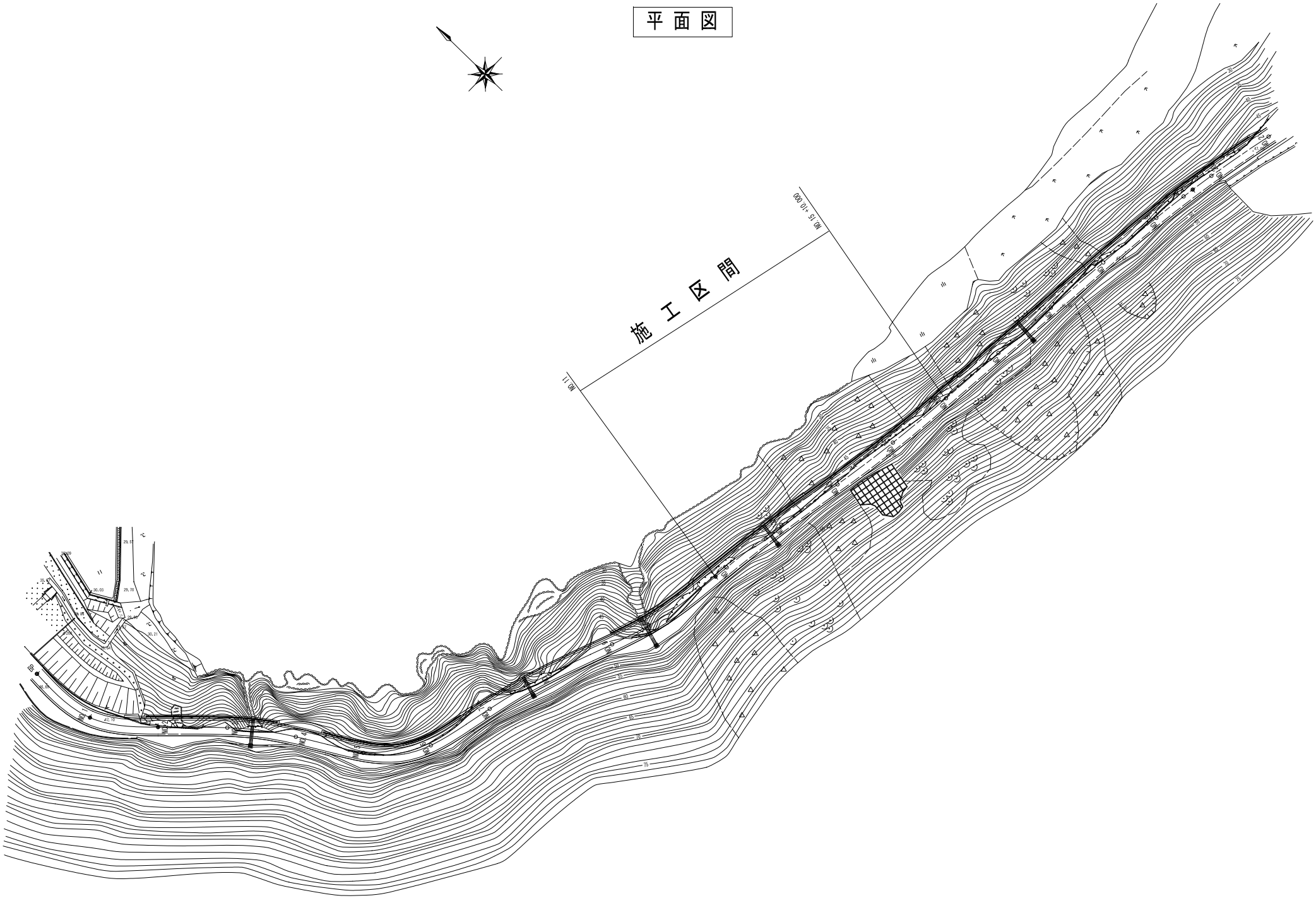

2 計画工程表　様式－2(標準様式)

総　合　工　程　表

工事名:　○○○○○○工事　道改地第○○－○号

工期　自令和○○年 6月1日 ～ 至令和○○年 2月 28日

工種	種別	数量	単位	金額(千円)	換算率	日標準作業量
	準備工及び跡片付け			16,805 13,864 12,856	12.7% 10.7% 10.8%	
土工	切土 盛土	1770 1520 832 1310	m^3 m^3	5,380 8,906 8,906	4.1% 6.9% 7.5%	○○㎡/日
擁壁工	2号ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁	117.3 147.0	m	16,200 13,159 13,159	12.3% 10.2% 11.1%	○○m/日
	1号山留擁壁	110 78.8 117	m	52,535 51,784 48,684	39.8% 40.0% 41.0%	○○m/日
排水工	~~U型側溝~~ L-1型側溝	1.0	式	2,650 5,107 5,107	2.0% 3.9% 4.3%	○○m/日
防護柵工	ｽﾄﾝｶﾞｰﾄﾞ ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	78 114.3 53.3 98.4 32 118.0	m m	4,110 2,222 2,222	3.1% 1.7% 1.9%	○○m/日 ○○m/日 ○○m/日
安全施設工	張り出し歩道	110 53.3	m	9,851 4,860 4,860	7.5% 3.8% 4.1%	○○m/日
~~舗装工~~	舗装工	821	m^2	4,609 4,609	0.0% 3.6% 3.9%	○○㎡/日
雑工	雑工	1.0	式	91 206 206	0.1% 0.2% 0.2%	
仮設工	仮締切工 仮設材撤去	1.0	式	8,460 5,379 3,579	6.4% 4.2% 3.0%	○日
付帯工	工場制作工	1.0	式	2,478 2,236 2,236	1.9% 1.7% 1.9%	○○日
	水路工	1.0	式	8,457 12,307 12,307	6.4% 9.5% 10.4%	○○m/日
法面工	法枠工 鉄筋挿入工	1.0	式	5,004 4,760	3.8% 3.7% 0.0%	○○本/日

6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月

備考

必要により工程計画実施表の後に『主要機械使用計画表』を作るものとする

準備工
☆測量及び丁張設置
☆重機械類搬入
☆現場事務所設置

工事総合工程表

総合進捗率

計画線は黒
実績線は赤
工程見直し計画線は青
変更後計画線は緑

90 80 70 60 50 40 30 20 10 % 0

6/1 始期日　6/15 着手　6/28 19条　7/10 18条　7/25 18条　8/8 中間検査 計:23% 実:35.7%　8/25 19条 工程見直し　11/14 中間検査 計:60% 実:61.2%　11/24 19条　2/8 第1回変更　2/28 完成　2/28 終期日

18条、19条の日付は協議成立日

注:印刷する場合見やすいサイズ(A1など)にする事
特記事項に(特に工程回復のためとった処置等があれば記入する。)

注)①契約工程の繰越が見込まれるものは、監督職員と協議のうえ標準工期による工事総合工程表を作成すること。②作成に際し進捗率の曲線は、バナナ曲線を描く工程内容を心がけ、定められた期間に余裕のある工期工程を目指した、工程表を作成すること。③工程の中期、後期には、工程の遅れを回復できる作業工程を検討しておくこと。④工程進捗率については、毎月15日及び月末に計画と実績の出来高を監督職員に報告すること。⑤重複作業、時間設定作業等、詳細な工程が必要な場合は、パーツ工程表、部分工程表等を作成しなければならない。⑥作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させること。

3　現場組織表

(1) 現場組織表

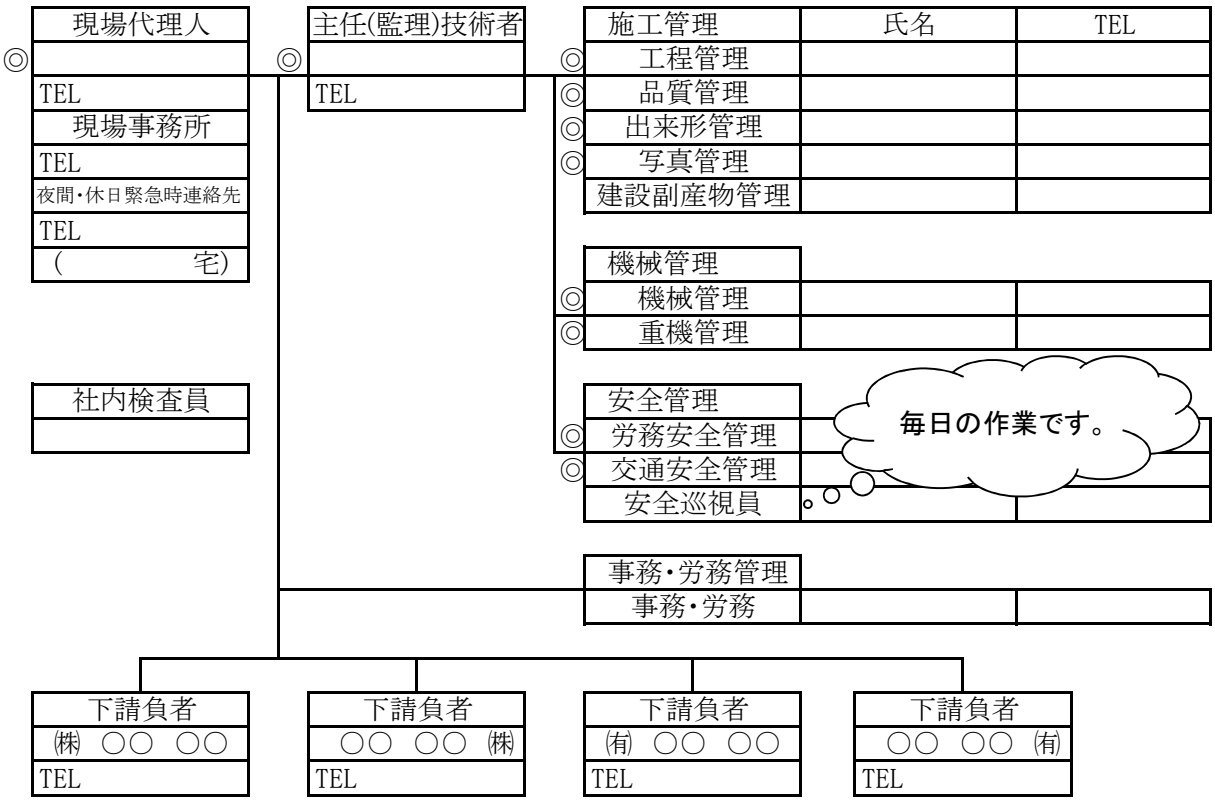

現場常駐者は、◎

(2) 現場職員経歴表

氏　　名	生　年　月　日	年　齢	経験年数	備　　考
				○○土木施工管理技士 番号
				監理技術者 番号
社内検査員 ○○　○○				○○土木施工管理技士 番号

※社内検査員を置く場合は資格提示
（10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士など1級の国家資格を有する者
※参照・・・・監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等
※資格免許等の写しは不要
※経験年数・・・・建設工事に関する技術上の実務経験年数（※10年とは、120箇月以上）

注）①工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。②現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。③施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。④監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。

(3) 作業主任・資格者等一覧表

【施工計画書】
・必要な免許種別を記載した<u>様式のみ</u>とする。(下表参照)

【現場への掲示】
・下表に氏名及び会社名(下請を含む)を記載すること。
・資格者一覧表(各種技能者・一般作業員)には、実際作業に従事する者、全員の氏名及び会社名を記載すること。

作業主任及び各種資格者については、現場組織表と併せて現場に掲示します。

作業主任者

免 許 種 別	氏　　名	正・副	会 社 名
足場の組立解体作業主任者		正	
		副	
型枠支保工の組立解体作業主任者		正	
		副	
地山の掘削作業主任者		正	
		副	
土止め支保工の解体組立作業主任者		正	
		副	

各種技能者・一般作業員

免 許 種 別	氏　　名	会 社 名
車輌系建設機械(積込み用・掘削用)運転者		
車輌系建設機械(解体用)運転者		
玉掛作業者		
移動式クレーン運転者		
アーク溶接作業者		
安全衛生推進者		
チェーンソー作業従事者		

安全衛生推進者(衛生推進者)を選任している場合は掲示する(事業規模10～50人)

注)　工事施工において、資格等の免許が必要な作業については、受注者の責任において免許等の確認と管理を行うための一覧表を作成する。
(資格等種別、氏名、主任の免許番号等を整理しておくこと。)

4 主要機械

	規　　格	台　数	使　用　工　種	備　　考
バックホウ	0.7m3(排ガス対策型)	2	掘削・積込み	低騒音型(自主的使用)
バックホウ	0.45m3(排ガス対策型)	2	掘削・積込み、管類布設	ｸﾚｰﾝ仕様○○t、低騒音型(自主的使用)
大型ブレーカ	油圧ブレーカ　800kg	1	撤去工	低騒音型(自主的使用)
ダンプトラック	10t	4	残土・撤去工運搬	
ブルドーザー	15t(排ガス対策型)	1	敷き均し・締固め	
バックホウ	0.45m3(排ガス対策型)	1	掘削・法面整形	MC or MG、低騒音型(自主的使用)
ブルドーザー	15t(排ガス対策型)	1	敷き均し・締固め	MC or MG、低騒音型(自主的使用)

主要な機械のみの記載でよい。
（ICT施工で使用する機械を追記する）

※実際に使用する主要機械を記入。(設計図書で、排出ガス対策型等の使用が義務付けられている場合は、規格欄に(排ガス対策型・低騒音型)と記入すること。
また、使用義務がないにもかかわらず、排出ガス対策型・低騒音型機械を使用した場合は備考欄に(自主的使用)と記載すること。)

※黒板を使用して形式明示写真を工事写真に添付すること。

5 主要材料 （記載例）

注意：使用材料承諾願いでは、使用する材料を記載すること。

別添様式

工事番号　　年度　第　　号

監督職員確認欄　　職氏名　施工計画書には記入の必要なし

工　事　名

工　　期　　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

分類	品名	規格寸法	予定数量	製造者	納入者	品質証明（有・無）	JISマーク表示（有・無）	搬入時期	県内産資材	木材証明書
コンクリート二次製品	U型側溝	車道用　300	50本	○○ブロック	○○ブロック	○	○	10月10日頃	○	
〃	ボックスカルバート	H2m×B3m×1．5m	5基	○○コンクリート	△△建材	○	○	10月10日頃	－	
木材	丸太	末口　12cm	50本	○○製材	△△商事			10月10日頃	○ 注1	○
									－ 注2	－
									－ 注3	○
									－ 注4	－
その他	生コンクリート	21－8－40　BB	150m^3	○コンクリート（有）	○コンクリート（有）		○	10月　1日頃	○	

主要な材料のみの記載でよい。
大型ブロック等で、標準型・半角型等々がある場合、全ての記載は必要なく標準型のみでよい。（写真撮影も標準型のみでよい）

県内産資材・・・・高知県内で・製造加工
必要に応じて、所在地を確認できる資料を監督員に提示すること。

※分類欄に、コンクリート二次製品、木材、その他資材の区別を記入すること。
※品質証明（有・無）の欄には、品質証明書等のある場合にのみ○印を記入すること。（使用材料の品質証明書等は受注者が保管すること。）
※実際に使用する材料を記入すること。
※JISマーク表示（有・無）の欄には、旧JIS認定又は新JIS認証のある場合にのみ○印を記入すること。
※納入者の欄には、該当する資材の購入先を記入すること。製造者から直接、購入する場合は製造者名を記入すること。
※県内産資材の記入欄は、高知県内で製造・加工された資材を使用する場合に、○印を記入すること。（必要に応じて製造者の所在地が確認できる資料を整備しておくこと。）
※木材証明書の記入欄は、県産木材使用（納入）証明書（高知県内の山林で育成した木であることの証明）がある場合に、○印を記入すること。
※木製型枠、工事看板等の仮設材料は記載の対象とならないので注意すること。

木材製品の記入について
注1：高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
注2：県外の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
注3：高知県の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合
注4：県外の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合

6 施工方法

(1) 施 工 順 序 フ ロ ー チ ャ ー ト

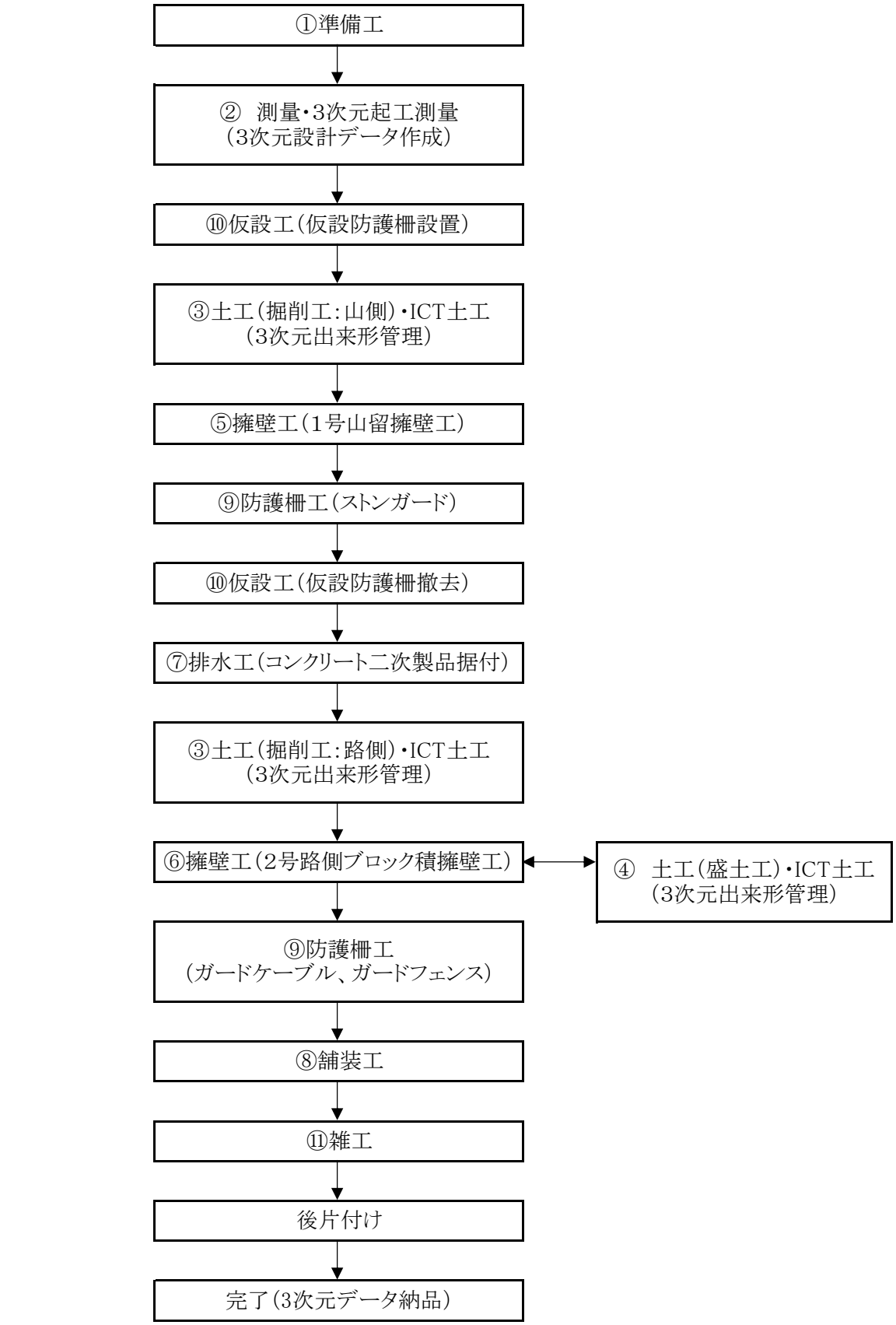

注）準備工から始まる各工種の施工順序毎、作業段階毎に施工方法、施工要点、留意事項、関係機関との調整、地下埋設物等の支障物件等について図面、フロー図等を併用し分かりやすく記載する。

(2) 施工に当たっての基本事項

① 本工事の施工は、設計図書、建設工事共通仕様書、建設工事技術管理要綱、土木工事技術者研修会資料、本施工計画書及び監督職員の指示に基づいて行います。

② 使用材料については、県内産資材を優先的に使用します。

③ 周辺住民及び道路利用者への影響に配慮しつつ、「安全は全てに優先する」を行動で示し、「決められたことを守り、守らせる」の安全衛生基本方針に基づき、工期内完成を目指します。

④ 工事の着工にあたり地域住民及び、関係機関への連絡をします。

⑤ 工事におけるICT活用工事の対象工種及び数量は、「ICT活用工事 計画書」(別紙－①)のとおりとする。

(3) 施工方法詳細

① 準備工

1) 地域住民に概略説明(戸別訪問)

2) 用地境界確認

3) 支障物件調査(電柱)

4) 工事看板・安全看板設置

5) 現場事務所設置

6) 工区内伐開・除草

② 測量

1) 設計図書及び計画表に従い、ﾄﾗﾊﾞｰ座標確認、中心線及び横断測量を行い、その成果表を提出します。

2) B.M測量は施工に必要な場所に仮B.Mを設置し、成果表にして工事監督職員に提出します。

3) 丁張は、工事施工上必要に応じて設置し、段階確認計画に従って段階確認を求めます。

③ 土工(掘削工)

掘削工フローチャート

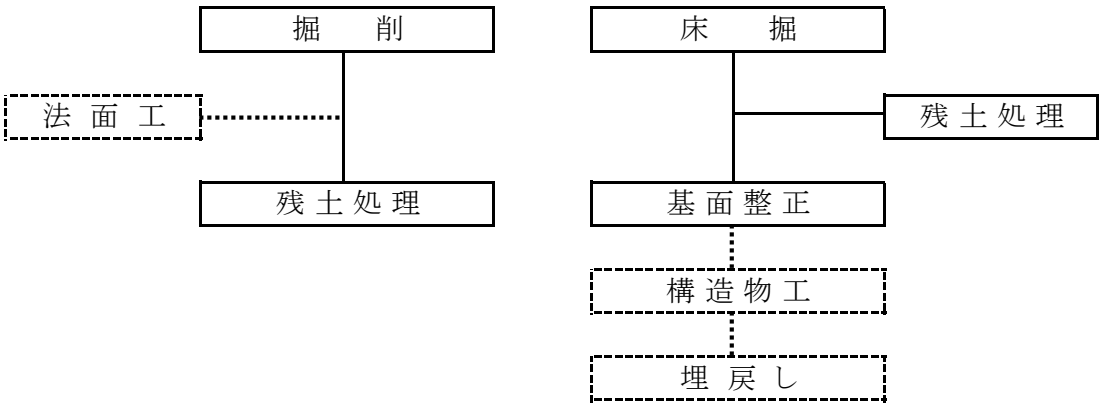

ア 掘削

土砂掘削はﾊﾞｯｸﾎｳで行い、岩掘削はﾊﾞｯｸﾎｳ、大型ﾌﾞﾚｰｶ、人力を併用して行います。

掘削は法頭から行い、地質変化時(土砂⇒岩)は監督職員の立会を求め、高さと幅の確認を行います。

地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工します。

湧水が発生した場合は、監督職員と協議します。また、施工中の地山の挙動を監視します。

イ 残土処理

ﾊﾞｯｸﾎｳにてダンプトラックに積込み所定の場所へ運搬捨土をします。

土捨場ではﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞにて適宜、敷均しを行います。

ウ 床掘・基面整正

床掘はﾊﾞｯｸﾎｳ(岩の場合は大型ﾌﾞﾚｰｶ併用)で行い、基面整正は人力で行います。

床掘完了後は監督職員の立会を求めて、構造物に適した地盤支持力を確認します。

基面の深堀には十分注意します。なお、岩盤を深堀した場合の埋戻しについては、監督職員と協議し、対策を講じます。

④ 土工(盛土工)

盛土工フローチャート

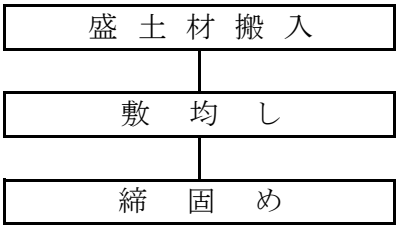

※盛土材として適切か否かの試験が必要な場合がある。
※軟弱地盤の場合には、詳細なフローが必要である。

ア 盛土材搬入

土取場よりﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸで盛土材を搬入します。木竹などの異物や、粘性土，岩塊などの不適土が混入しないように注意します。

イ 敷均し

ﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞを用いて所定の厚さに敷均します。 凹凸を生じさせないために、土質の変化、厚みのﾊﾞﾗﾂｷを少なくするように注意します。

作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにします。

構造物の近くは、重機械による損傷を無くするために人力で敷均します。

ウ 締固め

振動ﾛｰﾗ〇〇t又はﾀｲﾔﾛｰﾗ〇〇tを使用して各層ごとに所定の回数(初期の段階で締固めの密度試験を行い回数を決めます。例:20tのタイヤローラを10回往復させる。)締固めを行い、良質な盛土を造成します。

なお、構造物に近い場所などで狭隘な部分の締固めには、ランマー(ﾌﾟﾚｰﾄｺﾝﾊﾟｸﾀｰより望ましい)を使用します。(仕上厚　路体t＝0．3m以下、路床t＝0．2m以下)

エ 盛土施工に関する騒音・振動の低減対策(施工上配慮すべき事項に関する提案)

12 環境及び地元対策参照

総合評価方式で技術提案のある場合は必ず記載すること。

⑤ 擁壁工(1号山留擁壁工)

擁壁工フローチャート

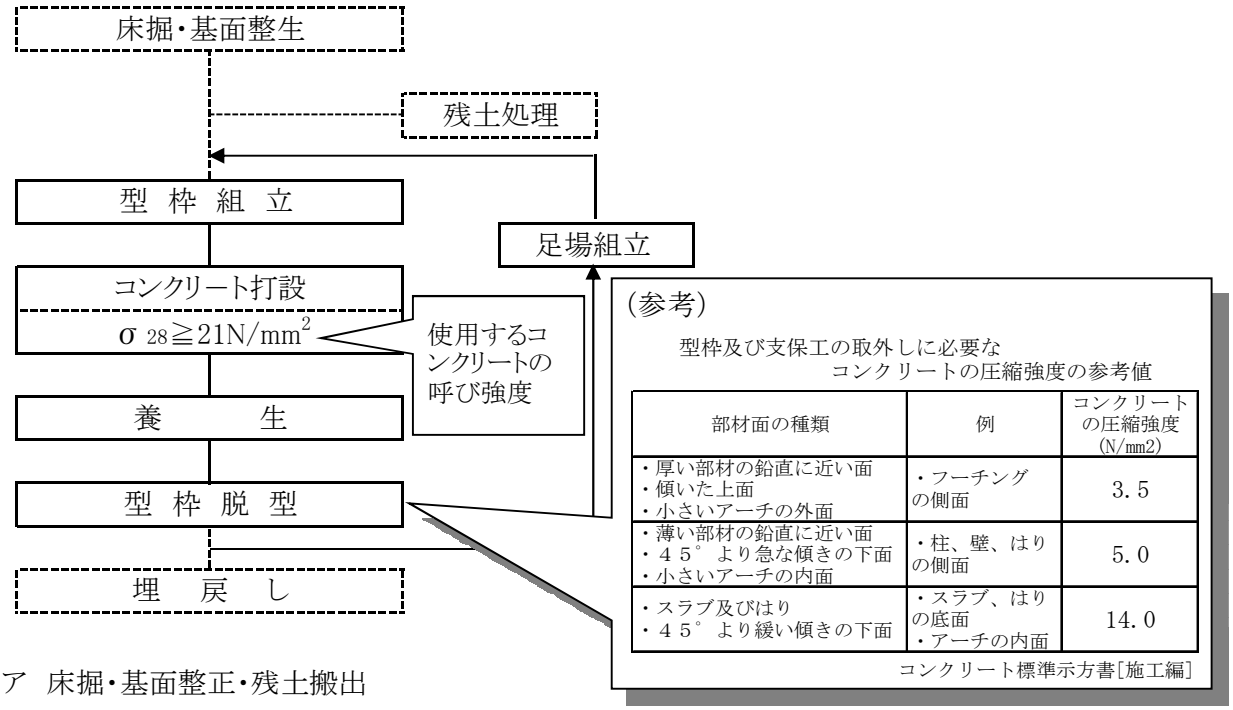

ア 床掘・基面整正・残土搬出

施工方法詳細③土工(掘削工)に準じるとともに、第3編 第2章 第3節 作業土工に基づいて行います。

イ 型枠組立・ｺﾝｸﾘｰﾄ打設

型枠組立は丁張に従って規定の形状寸法に設置します。

打設前に型枠内を清掃しｺﾝｸﾘｰﾄ中に異物の混入を防ぎます。また、底面にある水溜り等は、十分取除いた後、コンクリートを打設します。

練混ぜから打終るまでの時間は1.5時間を越えないものとします。

打設高は1層0.4～0.5mとし、締固めは棒状ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀを使用します。

1回(1日)のコンクリート打設高は○○mとします。

打設高さは必ず記入すること。
また、打設高さを変更する場合は、施工計画書の変更も行うこと。
(共通仕様書より)

冬季の施工になる場合は、天候・外気温に留意し、打設時間帯はできる限り午前中とします。

打込んだコンクリートは型枠内で横移動させないようにします。

シュート・ポンプ配管・バケット等の吐出し口と打込み面までの高さは1.5m以下とします。

打込みは、1区画内で水平になるようにします。

打込み中、表面にﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ水がある場合は、これを取り除いてからコンクリートを打ちます。

気温データの入手方法も記載すること。

ウ 養 生

養生マット又は、ぬれた布などにて行い、突風等に対する離脱防止措置を取ります。

養生期間については、(高炉セメントB種)日平均気温15°C以上の場合7日、10°C以上の場合9日、5°C以上の場合12日以上、常に湿潤状態に保ちます。

冬季には打設後速やかにｺﾝｸﾘｰﾄ表面の放熱を少なくする養生を行い、凍結を防止します。

(特に暑中コンクリート、寒中コンクリートなど特別なものについては、詳細な計画を具体的に記述すること。)

※日平均気温とは、1日24回(観測所により回数は異なる)の測定気温の平均値。

（参考）　**コンクリートの養生期間**

日平均気温	高炉セメントＢ種	普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ
15℃以上	７日	５日	３日
10℃以上	９日	７日	４日
５℃以上	１２日	９日	５日

建設工事共通仕様書（第１編 第３章 第６節）

エ 施工継目

硬化したコンクリートに新コンクリートを打継ぐ場合には、硬化したコンクリートのレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させます。

打継鉄筋は、D16mm-L=1.0mを0.5mピッチで設置します。

温度変化や乾燥収縮などにより生ずるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議のうえ設置します。

オ 足場組立・解体

枠組足場を使用し、組立前に足場材の点検を行い、不良品の混入を無くする。

ｺﾝｸﾘｰﾄ打設高（7工程）に合わせて、ﾗﾌﾀｰｸﾚｰﾝを使用して4段階に組立します。

擁壁の高さが7．0mになり上部になるに従って、構造物との隙間が大きくなることから充分な転倒防止、隙間対策を行います。

構造物完成後、ﾗﾌﾀｰｸﾚｰﾝを使用し組立とは逆の手順で解体します。

カ 型枠脱型

ｺﾝｸﾘｰﾄが所定の強度（部材によって異なる）を十分満足したら、構造物表面を損傷しないように脱型します。

脱型強度は通常の品質管理用以外に採取し、現場養生した6個のﾃｽﾄﾋﾟｰｽで確認します。

脱型後も、必要な期間養生します。

なお、短時間で脱型する場合は、コンクリートの急激な温度低下や乾燥はクラックの原因となるので、十分検討ののうえ実施します。

キ 埋戻し

ﾗﾌﾀｰｸﾚｰﾝにより土砂を埋戻、狭隘なため人力で敷均し所定の締固機械にて締固めします。

※鉄筋の組立がある場合は、「鉄筋工」の項目を作成すること。

※スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合は、打設計画を作成し、監督職員と協議すること。

⑥ 擁壁工（2号路側ブロック積擁壁工）

化粧ﾌﾞﾛｯｸ　控え35cm　間知積

ブロック積工フローチャート

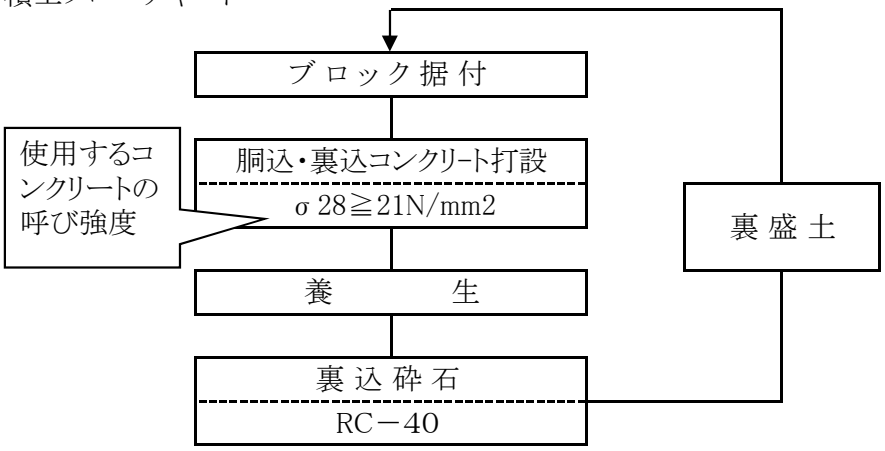

ア　ブロック据付

丁張りに従い、法勾配と幅員を確保しながら等高を保ち、前面に凹凸がないように据付ます。

施工にあたっては、等高を保ちながら1段毎に積上げ次工程に進むものとし、水抜きは2%程度の勾配で、2.0m^{2}に1箇所の割合で設置します。

材料は入荷時に検品し不良品は取り除くとともに、付着したゴミ、泥等の汚物を取除きます。

基礎の施工は、沈下、壁面の変形などが生じないように注意します。

端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込材の流出、地山の漏水や侵食等が生じないように施工します。

イ　胴込・裏込コンクリート打設

クレーン仕様（2.9t吊）バックホウによりコンクリート打設を行います。

コンクリート厚を確保するために裏型枠（鋼板）を設置し、又合端部に空隙が生じないように全面より確認しながら打設します。

ウ　養生

養生マットで行い、突風等に対する離脱防止措置を取ります。

エ　裏込砕石工

バックホウにて砕石を投入し、人力にて敷均しプレートコンパクターにて十分締固めします。

オ　裏盛土

路体、路床については施工方法詳細④土工（盛土工）に準じて行います。

⑦ 排水工(コンクリート二次製品据付)

排水工フローチャート

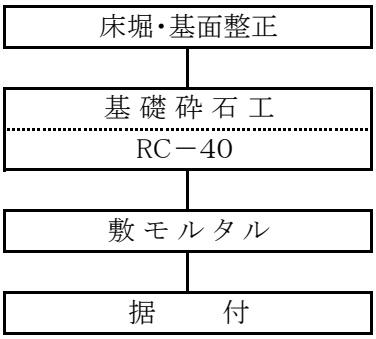

ア 床堀・基面整正・埋戻し

施工方法詳細③土工(掘削工)に準じるとともに、第3編 第2章 第3節 作業土工に基づいて行います。

特に下記について注意して施工します。

・床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないようにかつ不陸が生じないように施工します。
・岩盤の床掘り面は、深堀しないように施工します。
・床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排水します。
また、埋戻しの場合も同様とします。
・埋戻しは、一層の仕上がり厚を0.3m以下を基本として十分締固めます。

イ 基礎砕石工

バックホウにて砕石を投入し、人力にて敷均しﾌﾟﾚｰﾄｺﾝﾊﾟｸﾀｰにて締固めします。

ウ モルタル敷設

丁張りに従って規定の幅・厚さに敷均します。

エ コンクリート二次製品据付

丁張に従ってｸﾚｰﾝ仕様(2.9t吊)ﾊﾞｯｸﾎｳを使用して法線・高さを水準器等で確認しながら据付します。
継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう施工します。
材料は入荷時に検品し不良品は取り除きます。(返品，交換)

⑧ 舗装工

舗装工フローチャート

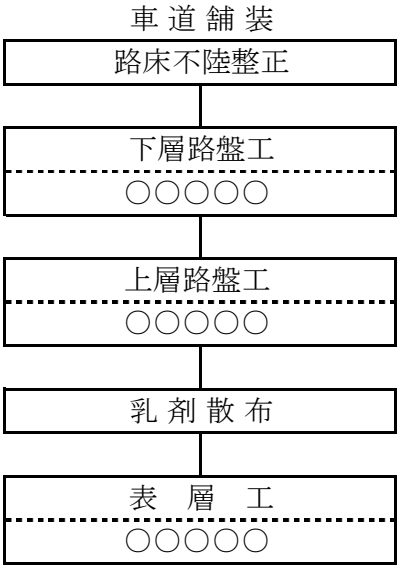

ア 路床不陸整正

モータグレーダで整正、マカダムローラー、タイヤローラー、振動ローラ等で締固めを行います。

イ 下層路盤工

ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸで搬入した砕石をﾓｰﾀｰｸﾞﾚｰﾀﾞで敷均し、ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗとﾀｲﾔﾛｰﾗを用いて所定の厚さ・密度が得られるように締固めを行います。

締固めに当たっては、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めます。

ウ 上層路盤工

下層路盤完了後粒調砕石をﾓｰﾀｰｸﾞﾚｰﾀﾞで敷均し、ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗとﾀｲﾔﾛｰﾗを用いて所定の厚さ・密度が得られるように締固めを行います。

締固めに当たっては、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めます。

エ 乳剤散布

エンジンスプレアーで所定量のアスファルト乳剤を縁石の構造物を汚さないよう均等に散布します。

乳剤散布に続いて砂散布も行います。

オ 表層工

合材は運搬中又は待機中にはシート掛けを行い、温度の低下を防止します。

ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｨﾆｯｼｬｰにて所定の厚さに敷均し、ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗ、ﾀｲﾔﾛｰﾗ、ﾌﾟﾚｰﾄｺﾝﾊﾟｸﾀｰにて所定の密度が得られるように締固めを行います。

気温が5℃以下のときには施工しません。雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物は速やかに締固めて仕上を完了します。

加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上とします。

⑨ 防護柵工 （ストーンガード・ガードケーブル・ガードフェンス）

防護柵工フローチャート

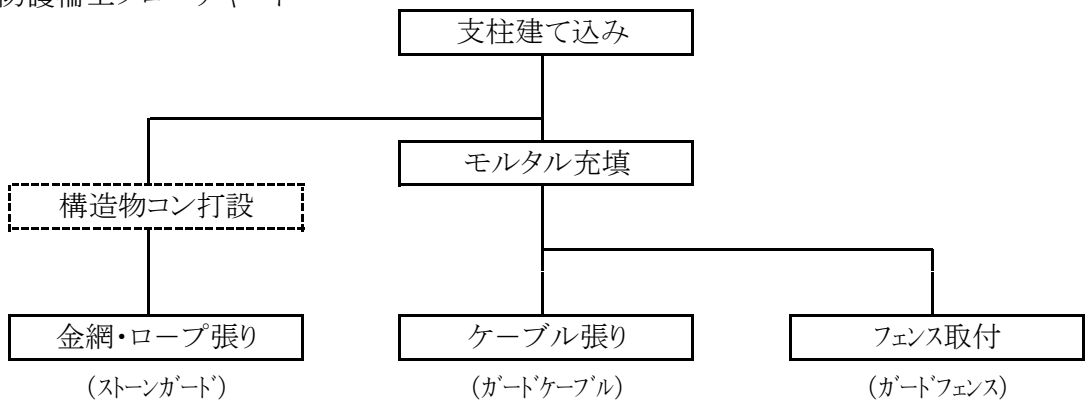

ア ストーンガード支柱建て込み

ラフターククレーン又は クレーン仕様(2.9t吊)バックホウで吊込み、鉛直度と高さを確認しながら位置出しし、鉄筋に溶接し固定します。

イ ワイヤーロープ・金網設置

ワイヤーロープを所定の張力まで緊張し、金網を設置します。

ウ ガードケーブル

支柱は人力で建込み、鉛直度と高さを確認しながらモルタルを充填します。

モルタル硬化後、ケーブルを緊張します。

エ ガードフェンス

支柱は人力で建込み、鉛直度と高さを確認しながらモルタルを充填します。

モルタル硬化後、フェンスを設置します。

⑩ 仮設備計画

(1) 仮設防護柵工(設置・撤去)

仮設防護柵工フローチャート

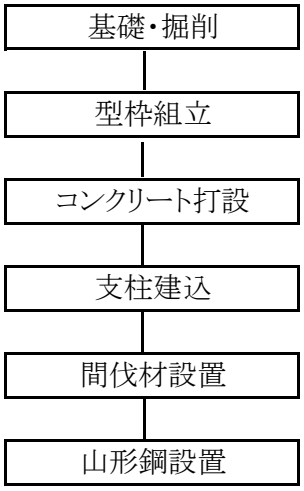

① 掘削・基面整生・残土搬出
施工方法詳細③土工(掘削工)に準じて行います。

② 型枠組立・コンクリート打設
型枠組立は、規定の形状寸法に設置します。
締固めは、型枠が動かないように十分配慮し、棒状バイブレータを使用します。

③ 養生
コンクリート養生は、養生マットで行い、突風等に対する離脱防止処置を行います。

④ 支柱建込
支柱建込は、移動式クレーン(5t未満)で吊り込み、鉛直度と高さを確認しながら砂を充填します。

⑤ 間伐材設置
間伐材は、移動式クレーンにて吊、所定の長さに切断し山形鋼を取付けます。

⑥ 仮設防護柵
設置と逆の工程で撤去します。

⑦ 応力計算書
別添

(2) 現場事務所・トイレ等
2階建 床面積 30.0m2 仮設トイレ1棟(水洗) 机、椅子、会議テーブル、パソコン、コピー機、消火器、救急箱、テレビ、ラジオ

(3) 水替ポンプ

常時用水　　（Φ250mm　1台）

床掘時の水替（Φ50mm　　1台）

注）工事に関する仮設備の構造、配置計画について位置図、概略図等を用いた具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等を添付する。

なお、一工事、二工事、三工事の区別なく請負者は全ての仮設備において、応力計算等安全を確認できるものを備えておかなくてはならない。

⑪ 雑工

4)-1 3次元起工測量 （UAVを使用する場合）

【参考】 UAVを用いた公共測量マニュアル(案) 平成29年3月 国土交通省国土地理院
(https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/index.html)
空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)
※ 記載内容以外については、国土交通省最新の各種基準に準じる。

UAV起工測量フローチャート

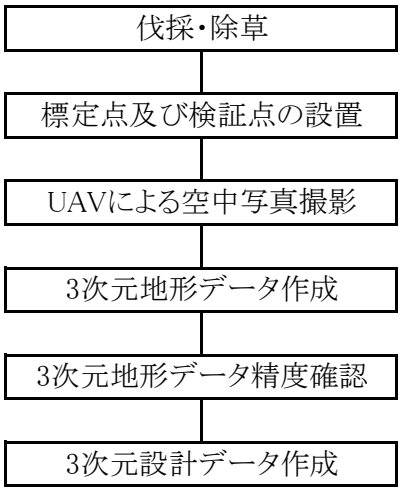

ア 伐採・除草

空中写真測量（無人航空機）は、起工測量時、計測範囲内の草類及び計測に支障のある樹木等については伐採・除草を実施する。

イ 標定点及び検証点の設置

計測対象範囲内における標定点及び検証点には、対空標識を設置する。

標定点は、計測範囲を包括するように外側標定点として撮影区域外縁に100m以内の間隔となるように3点以上設置し、内側標定点として400m以内の間隔に1点以上設置する。

また、検証点は計測対象範囲内に、標定点総数の半数以上を設置する。

ウ UAVによる空中写真撮影

飛行高度は起工測量時の測定精度が±10cm以内（地上画素寸法2cm以内）であることから、カメラの画素寸法、記録画素数、レンズ焦点距離の性能から撮影最大高度を計算にて算出する。

飛行速度は、空中写真が記録できる時間以上に撮影間隔がとれる速度とする。

撮影後に実際の写真重複度を確認できる場合には、同一コース内の隣接空中写真との重複度が80%以上、隣接コースの空中写真との重複度が60%以上を確保できるよう撮影計画を立案する。

また、撮影後に写真重複度の確認が困難な場合には、同一コース内の隣接空中写真との重複度は90%以上、隣接コースの空中写真との重複度は60%以上として撮影計画を立案する。

エ　3次元地形データ作成

点群作成ソフトにより、撮影した写真画像から点群データを作成する。

また、起工測量に不要となる点（対象範囲外のデータや機械、建物等）をフィルタリング処理する。

オ　3次元地形データ精度確認

点群データ作成後、計測対象範囲内に設置した標定点から現場座標系に変換し、測定精度（±10cm以内）を検証点により確認を行う。

測定精度結果については「精度確認試験結果報告書」（別紙－②）を確認票により提出する。

測定精度を確認後、測点毎に横断図を抽出し、発注図と重ね合わせて現況の差異を確認する。

工種別	UAV・TLS	UAV	UAV・TLS
	要求精度確認	地上画素寸法	計測密度
起工測量	±10cm以内	2cm/画素以内	1点以上/0.25m2(50cm×50cm)

（参照）　空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省

カ　3次元設計データ作成

【参考】　空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)
※　記載内容以外については、国土交通省最新の各種基準に準じる。

3次元設計データの作成は、設計図書（平面図、縦断図、横断図）と線形計算書に示される情報から幾何形状の要素（要素の始点や終点の座標・半径・クロソイドパラメータ・縦断曲線長、横断形状等）を読み取って、作成する。

作成されたデータは、設計図書や線形計算書の数値等が正確に反映されているか、3次元設計データチェックシート（別紙－④）を用いて確認し、監督職員へ確認票により提出する。

また、設計図書を基に作成した3次元設計データが出来形の良否判定の基準となることから、監督職員との協議を行い、作成した3次元設計データを設計図書として位置付ける。

4)-2 3次元起工測量 （TLSを使用する場合）

【参考】 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)
※ 記載内容以外については、国土交通省最新の各種基準に準じる。

TLS起工測量フローチャート

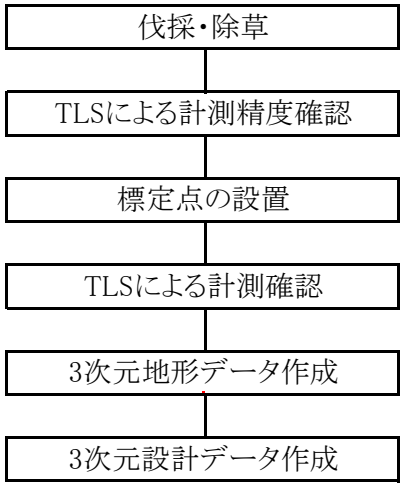

ア 伐採・除草

地上型レーザースキャナは、起工測量時、計測範囲内の草類及び計測に支障のある樹木等については伐採・除草を実施する。

イ TLSによる計測精度確認

実際に利用する機器の計測最大距離以上の範囲に既知点を2箇所（10m以上離れた箇所）以上に配置し、既知点の距離とTLSによる計測結果から求められる点間距離との差が±20mm以内であるかを確認する。

測定精度結果については「精度確認試験結果報告書」（別紙－③）を確認票により提出する。

ウ 標定点の設置

地上型レーザースキャナで計測したデータを現場座標系とするため、基準点及び水準点に標定点を設置する。

エ TLSによる計測

起工測量時の測定精度が±10cm以内であることから、計測密度は0.25m2（50cm×50cmメッシュ）当たり1点以上とする。

1回の計測で計測密度以上となる範囲がある場合や、不可視となる範囲がある場合は、設置箇所を複数回に分けて実施する。

オ 3次元地形データ作成

点群作成ソフトにより、複数回に分けて計測したデータ同士を結合し、起工測量に不要となる点（対象範囲外のデータや機械、建物等）をフィルタリング処理する。

計測密度を確認後、測点毎に横断図を抽出し、発注図と重ね合わせて現況の差異を確認する。 〔 4)-1 オ 精度表参照 〕

カ 3次元設計データ作成

〔 4)-1 カ 参照 〕

4)-3 ICT土工

【参考】 ICT建設機械 精度確認要領(案) 平成31年3月 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)
※ 記載内容以外については、国土交通省最新の各種基準に準じる。

(1) ICT建設機械による施工

1) ICT建機の適用

現場に適応した測位技術の選択(RTK-GNSS等 or TS等)を行い、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、施工を実施する。

・バックホウ(マシンコントロール or マシンガイダンス)
・適応範囲:道路土工(掘削工、盛土工、法面整形工)

2) ICTバックホウ機器仕様

・バックホウ

メーカ名 : ○○建機
形式(名称) : □□□3D標準仕様
標準バケット容量 : ○○m3
計測システム : RTK-GNSS

3) ローカライゼーション

RTK-GNSSシステムの利用に際しては、衛星測位結果と工事基準点座標とが整合するように、測位座標のローカライゼーションを実施する。

4) ICTバックホウの精度

ICTバックホウの測位精度は、ICT建設機械 精度確認要領(案)に基づいて、バケット位置(高さ)の取得精度が±50mm以内となるよう設定し、下記に示す精度確認パターンにおけるバケット精度を確認し、「バケット位置の取得精度記録シート」を作成して現場事務所に保管すると共に、監督職員の要求に応じて報告、提出する。

なお、精度の確認方法は、ICT装置のモニターが示すバケット先端座標値とTSで計測するバケット先端座標とを比較した高さの座標値の差分により確認する。

	バケット標高位置	バケット角度	バケット距離	バックホウ姿勢	上部旋回体向き	備考
ケース 1	0m	0度	近距離	水平	正面	比較基本姿勢
ケース 2	0m	60度	近距離	水平	正面	バケット角度
ケース 3	1.5m	0度	近距離	水平	正面	バケット高さ
ケース 4	0m	0度	遠距離	水平	正面	バケット距離
ケース 5	0m	0度	近距離	7.5度	正面	バックホウ姿勢
ケース 6	0m	0度	近距離	水平	90度	旋回体向き
ケース 7	0m	0度	遠距離	水平	90度	

(参照) ICT建設機械 精度確認要領(案) 平成31年3月 国土交通省

5) 施工期間中の確認事項

ICTバックホウの施工期間中は、バケット位置の取得精度と装着するICT機器装置の取り付け状況（日常点検）を日々の始業前に確認します。

① バケット位置の取得精度

日々の始業前に実施するバケットの取得精度確認方法は、4）に前述する精度確認方法のうちのいずれかの方法、あるいは3次元座標を持つ現地杭か3次元座標を与えた不動点にバケットをあわせて確認します。

② 日常点検

日常点検として、下表のチェックシートに記載した項目について作業開始前に確認し、チェックシート等に記録する。（通常の重機等の日常点検表を利用しても良い）

（様式－2）

日常点検のチェック項目（対象技術：ICTバックホウ）

		チェック実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		確認者	印	印	印	印	印
対象項目	確認箇所	内容	チェック結果	チェック結果	チェック結果	チェック結果	チェック結果
1）GNSS	・基準局	・ブラケット（ねじ）の緩みはないか？					
		・アンテナ，マストの変形はないか？					
		・GNSSは正しく起動しているか？（電力供給，バッテリ充電量）					
		・無線装置は正しく起動しているか？（電力供給，バッテリ充電量）					
2）GNSS	・上部旋回体後方	・ブラケット（ねじ）の緩みはないか？					
		・アンテナ，マストの変形はないか？					
3）センサ	・バケット部 ・アーム部 ・ブーム部 ・本体部	・ブラケット（ねじ）の緩みはないか？ ・センサの変形はないか？					
4）ケーブル	・バケット部～アーム部 ・アーム部～ブーム部 ・ブーム部～本体 ・GNSS～本体 等	・ケーブルの緩みはないか？ ・ケーブルの損傷はないか？					
5）データ確認	既知点	・測定較差が±50mm以内か？	バックホウ表示 / 較差	バックホウ表示 / 較差	バックホウ表示 / 較差	バックホウ表示 / 較差	バックホウ表示 / 較差
	・X座標						
	・Y座標						
	・標高						
			確認	確認	確認	確認	確認

※各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

（参照） ICT建設機械 精度確認要領（案） 平成31年3月 国土交通省

6) 施工方法

任意の位置にバケットを合わせ、ICT装置から提供される情報（設計面とバケット位置との差分情報）を確認しながら施工を行う。

掘削仕上がりの確認は、ICT装置のモニタに示される設計データとバケット位置情報との差分で確認を行いながら掘削作業を進める。

4)-4　3次元出来形管理（UAV or TLSを使用する場合）

【参考】　空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案) 令和2年3月 国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)

※　記載内容以外については、国土交通省最新の各種基準に準じる。

(1)　3次元出来形管理（UAV or TLS）

3次元出来形測量に求められる計測性能はUAVの場合は1cm/画素以内、TLSの場合は0.01m2(0.1m×0.1m メッシュ)当たり1点以上とし、測定精度は±50mm以内とする。

出来形管理における計測箇所は、下図に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±50mm以内に存在する計測点は評価から外す。

また、現地地形等の摺り合わせが必要な箇所などがある場合は、出来形管理の対象外とする。

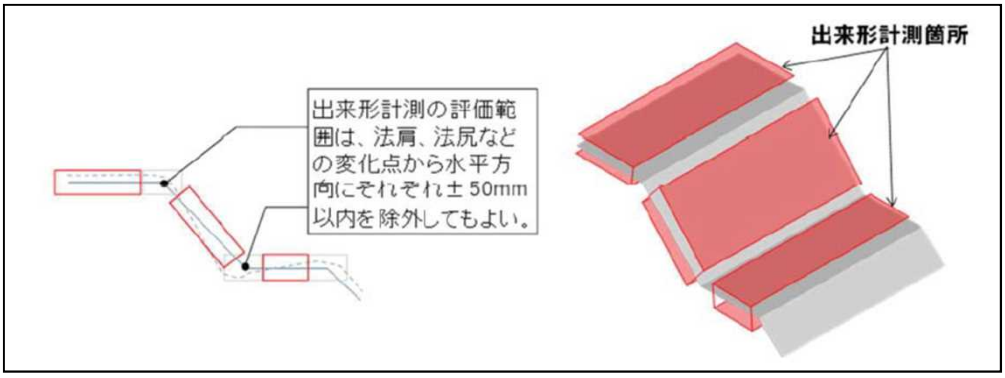

出来形管理資料の作成として、3次元設計データと出来形評価用データを用いて出来形管理図表（ヒートマップ）を作成する。

出来形計測データの点群密度は0.01m2あたり1点以上であるが、評価用データとしては1m2あたり1点程度のデータとする。

なお、出来形評価を行った結果、異常値有と判断された場合は、現地にて当該箇所の確認を行い、TSを用いた出来形管理要領に基づいた手法により補測する。

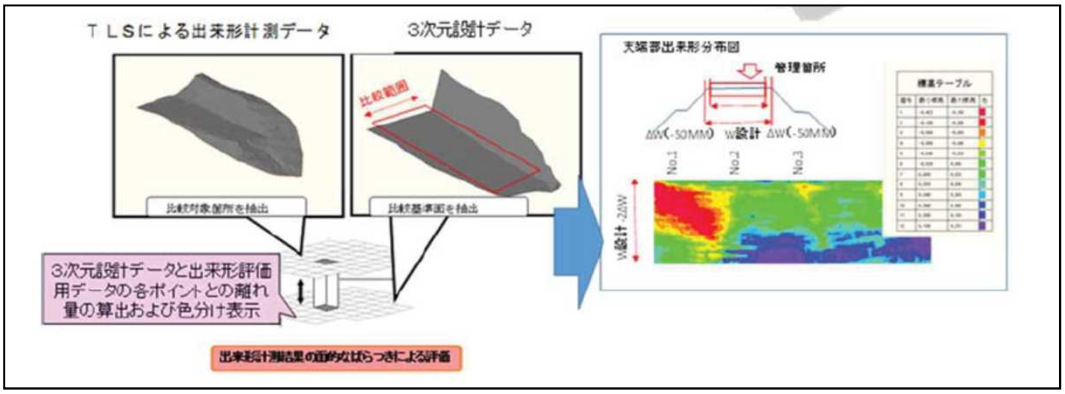

※ 出来形管理図表の例

様式－31-2

出来形合否判定総括表

工　種　道路土工　　測点　No.1～No.3

種　別　路体盛土工　　合否判定結果　合格

測定項目			規格値	判定	測点
天端標高較差	平均値	-11 mm	±50 mm		
	最大値(差)	42 mm	150 mm		
	最小値(差)	-62 mm	-150 mm		
	データ数	1000 点	1点／㎡以上(1000点以上)		
	評価面積	1000 ㎡			
	棄却点数	0 点	0.3%以下(3点以下)		
法面標高較差	平均値	7 mm	±80 mm		
	最大値(差)	92 mm	190 mm		
	最小値(差)	-60 mm	-190 mm		
	データ数	1700 点	1点／㎡以上(1700点以上)		
	評価面積	1700 ㎡			
	棄却点数	0 点	0.3%以下(5点以下)		

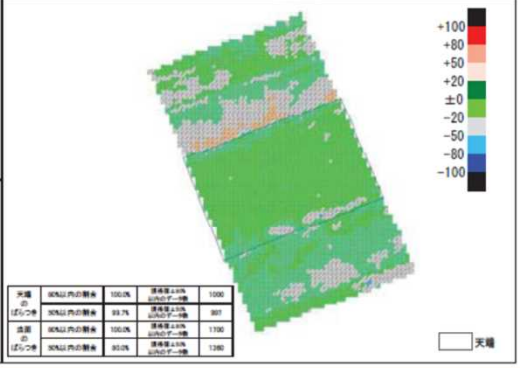

図　５－２　出来形管理図表　作成例（合格の場合）

様式－31-2

出来形合否判定総括表

工　種　道路土工　　測点　No.1～No.3

種　別　路体盛土工　　合否判定結果　異常値有

測定項目			規格値	判定	測点
天端標高較差	平均値	-71 mm	±50 mm	異常値有	
	最大値(差)	-18 mm	150 mm		
	最小値(差)	-122 mm	-150 mm		
	データ数	1000 点	1点／㎡以上(1000点以上)		
	評価面積	1000 ㎡			
	棄却点数	14 点	0.3%以下(3点以下)	異常値有	
法面標高較差	平均値	-53 mm	±80 mm		
	最大値(差)	32 mm	190 mm		
	最小値(差)	-120 mm	-190 mm		
	データ数	1700 点	1点／㎡以上(1700点以上)		
	評価面積	1700 ㎡			
	棄却点数	0 点	0.3%以下(5点以下)		

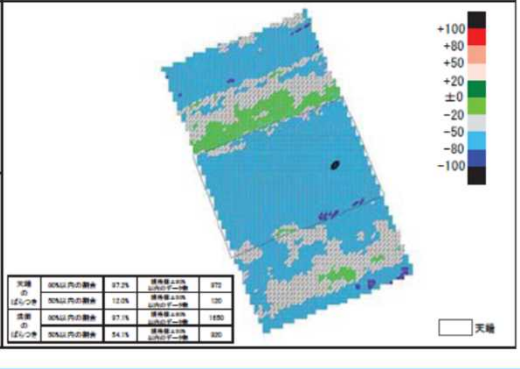

図　５－３　出来形管理図表　作成例（異常値有の場合）

別紙－①

（様式１）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　様

（受注者）

ＩＣＴ活用工事計画書（ICT土工）の提出

下記の工事について、ＩＣＴ活用工事(ICT土工)を実施します。

記

1　工事番号
2　工事名
3　工期
4　ＩＣＴ活用工事の内容（別紙「ＩＣＴ活用工事（ICT土工）計画書」のとおり）
5　ＩＣＴ活用方法
（　発注者指定型　・　施工者希望Ｉ型　・　内製化チャレンジＩ型　・　内製化チャレンジⅡ型　・　簡易型　）

別紙－①

(別紙)

ＩＣＴ活用工事(ICT土工)　計画書

（　発注者指定型・施工者希望Ｉ型・内製化チャレンジＩ型・内製化チャレンジⅡ型・簡易型　）

ICT を活用する 工種 数量	

施工プロセス		種別・項目		採用番号	番号・技術名
□	①３次元起工測量				1　空中写真測量 （ドローン等無人航空機） 2　レーザースキャナー 3　その他（　　）
□	②３次元設計データ作成				※　３次元出来形管理に用いる３次元設計データの作成であり，ＩＣＴ建設機械にのみ用いる３次元設計データは含まない。
□	③ＩＣＴ建設機械 による施工 ※当該工事に含まれる右記の種別全てで活用する場合は☑チェック	□	掘削工		1　３次元マシンコントロール (ブルドーザ) 2　３次元マシンコントロール (バックホウ) 3　３次元マシンガイダンス (ブルドーザ) 4　３次元マシンガイダンス (バックホウ)
		□	盛土工		
		□	路体盛土工		
		□	路床盛土工		
		□	法面整形工		
		□	作業土工		
□	④３次元出来形管理等の施工管理 ※当該工事に含まれる右記の項目全てで活用する場合は☑チェック	□	出来形		1　空中写真測量 （ドローン等無人航空機） 2　レーザースキャナー 3　その他（　　）
		□	品質		4　ＴＳ・ＧＮＳＳによる締固め回数管理（土工）
□	⑤３次元データの納品				
		□	ＩＣＴ付帯構造物設置工		対象工種（　　）
		□	ＩＣＴ法面工（吹付工）		対象工種（　　）

別紙－②　　(UAVの場合)

（1）試験概要

精度確認の対象機器 メーカー　　：㈱ＡＢＣ社 測定装置名称：○○○○ 測定装置の製造番号：○○○○	写真 ３次元起工測量を実施する対象機器
検証機器（真値を計測する測定機器） ☑ＴＳ　　：３級ＴＳ以上 □機種名（級別○級）	写真 ３次元起工測量の座標値確認に使用する機器
測定記録 測定期日：令和○○年○月○○日 測定条件：天候　晴れ 気温　８℃ 測定場所：（株）○○測量 現場内にて	写真 測定日，天候，測定者，場所
精度確認方法 ■既知点の各座標の較差	TSとUAVにより求めた座標値の差

別紙－②　（UAVの場合）

（４）精度確認試験結果（詳細）

①真値とする検証点の確認



計測方法：既知点　or　（ＴＳによる座標値計測）

真値とする検証点の位置座標			
	X	Y	Z
１点目	44044.720	-11987.655	17.890
２点目	44060.797	-11993.390	17.530

②空中写真測量（ＵＡＶ）による計測結果



空中写真測量（ＵＡＶ）で測定した検証点の位置座標			
	X’	Y’	Z’
１点目	44044.700	-11987.644	17.870
２点目	44060.778	-11993.385	17.521

③差の確認（測定精度）

空中写真測量による計測結果（X’,Y’,Z’）― 真値とする検証点の座標値（X,Y,Z）

検証点の座標間較差			
	ΔX	ΔY	ΔZ
１点目	-0.020	-0.011	-0.020
２点目	-0.019	-0.005	-0.009

X成分（最大）＝-0.020m（-20mm）　；合格（基準値 50mm 以内）

Y成分（最大）＝-0.011m（-11mm）　；合格（基準値 50mm 以内）

Z成分（最大）＝-0.020m（-20mm）　；合格（基準値 50mm 以内）

別紙－③　　（TLSの場合）

（様式－３）

精度確認試験結果報告書

計測実施日：令和２年２月18日
機器の所有者・試験者あるいは精度管理担当者：(株) ○○測量
精度　太郎

精度確認の対象機器 メーカ　　：　㈱ＡＢＣ社 測定装置名称：○○○○ 測定装置の製造番号：○○○○	写真 ３次元起工測量を実施する対象機器
検証機器（真値を計測する測定機器） ☑ＴＳ　　：３級ＴＳ以上 □機種名（級別○級）	写真 ３次元起工測量の点間距離確認に使用する機器
測定記録 測定期日：令和２年２月１８日 測定条件：天候　晴れ 気温　８℃ 測定場所：(株) ○○測量 現場内にて	写真 測定日，天候，測定者，場所
精度確認方法 ■既知点の各座標の較差	TSとTLSにより求めた点間距離の差

別紙－③　　(TLSの場合)

・精度確認試験結果（詳細）

① 真値の計測結果



計測方法：既知点 or TS による座標値計測

真値とする検証点の位置座標			
	X	Y	Z
1点目	44044.720	-11987.655	17.890
2点目	44060.797	-11993.390	17.530

② GNSS による計測結果



RTK 法またはネットワーク RTK 法で測定した位置座標			
	X'	Y'	Z'
1点目	44044.700	-11987.644	17.870
2点目	44060.778	-11993.385	17.521

③ 差の確認（測定精度）

GNSS による計測結果（X',Y',Z'） ― 真値とする検証点の座標値（X,Y,Z）

既知点の座標間較差			
	ΔX	ΔY	ΔZ
1点目	-0.020	-0.011	-0.020
2点目	-0.019	-0.005	-0.009

X成分（最大）　＝-0.020m（-20mm）　；合格（基準値±20mm 以内）

Y成分（最大）　＝-0.011m（-11m）　；合格（基準値±20mm 以内）

Z成分（最大）　＝-0.020m（-20mm）　；合格（基準値±30mm 以内）

別紙－④

参考資料－２　３次元設計データチェックシート

２－１道路土工

（様式－１）

令和　　年　　月　　日

工　事　名：

受 注 者 名：

作　成　者：

３次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック結果
１）基準点及び工事基準点	全点	・監督職員の指示した基準点を使用しているか？	
		・工事基準点の名称は正しいか？	
		・座標は正しいか？	
２）平面線形	全延長	・起終点の座標は正しいか？	
		・変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・各測点の座標は正しいか？	
３）縦断線形	全延長	・線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・曲線要素は正しいか？	
４）出来形横断面形状	全延長	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・基準高、幅、法長は正しいか？	
５）３次元設計データ	全延長	・入力した２）～４）の幾何形状と出力する３次元設計データは同一となっているか？	

※１ 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

※２ 受注者が監督職員に様式－１を提出した後、監督職員から様式－１を確認するための資料の請求があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提示するものとする。

・工事基準点リスト（チェック入り）
・線形計算書（チェック入り）
・平面図（チェック入り）
・縦断図（チェック入り）
・横断図（チェック入り）
・３次元ビュー（ソフトウェアによる表示あるいは印刷物）

※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合は、これに替えることができる。

別紙－④　（参考資料）

・３次元設計データチェックシート

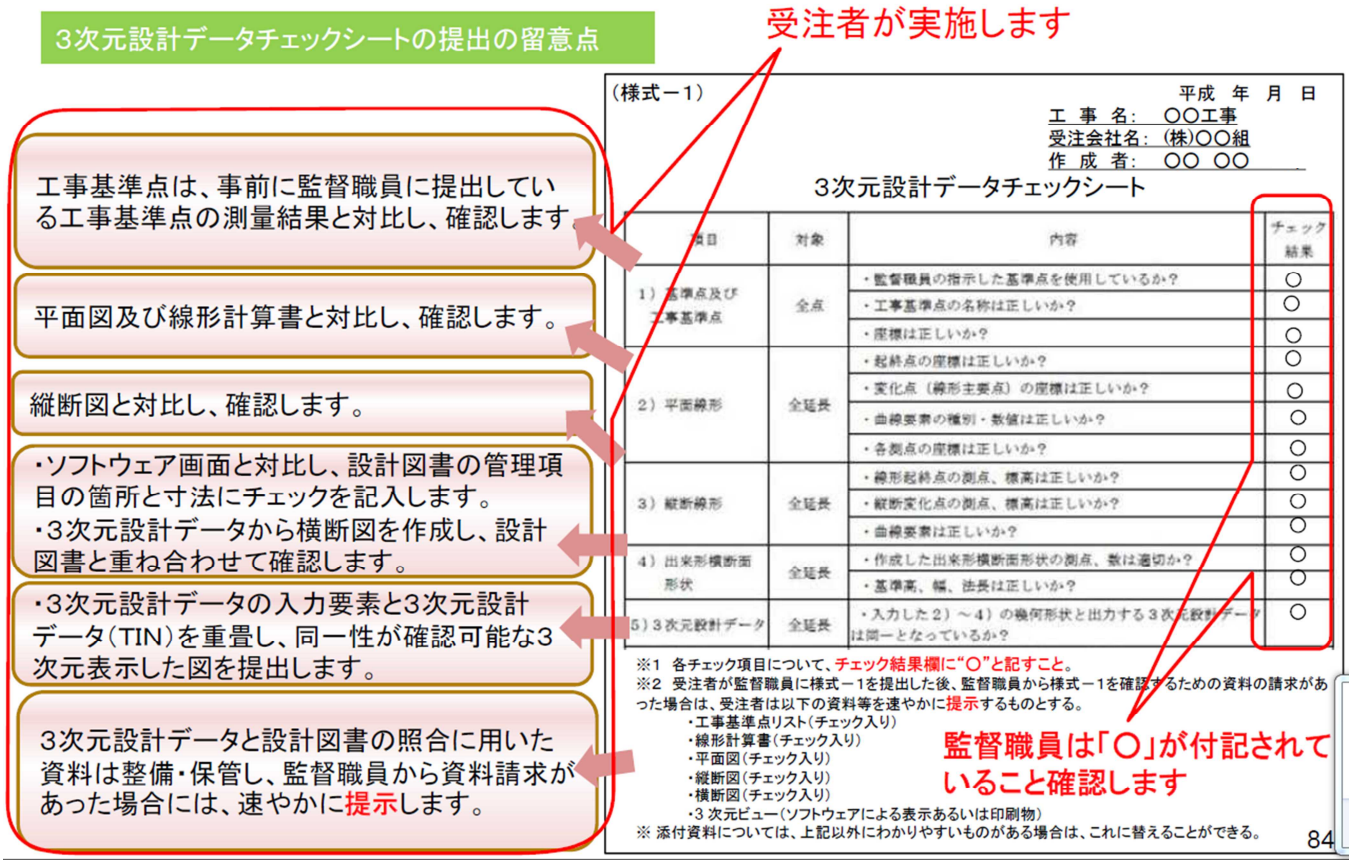

・基準点及び工事基準点の確認

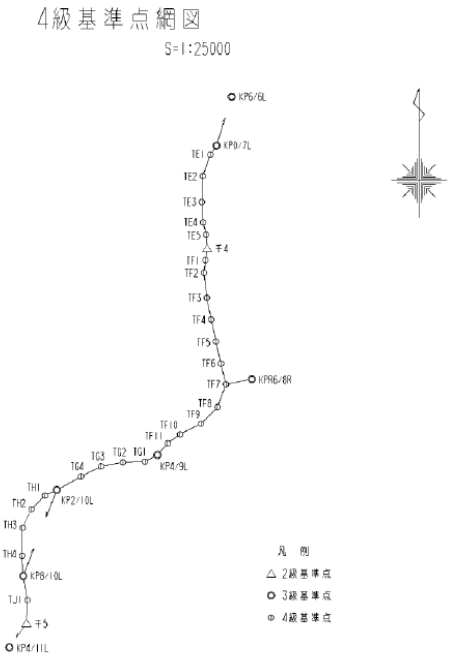

使用する基準点の座標値の確認

基準点成果表

世界測地系

測点名	X座標	Y座標	備考	測点名	X座標	Y座標	備考
〒4	-103592.645	-53971.965	2級基準点	TF4	-104073.411	-53943.604	4級基準点
〒5	-106133.790	-55192.361	〃	TF5	-104222.811	-53911.981	〃
KP6/6L	-102566.552	-53805.858	3級基準点	TF6	-104371.743	-53878.598	〃
KP0/7L	-102897.874	-53908.500	〃	TF7	-104511.791	-53845.280	〃
KP6/8R	-104477.348	-53669.206	〃	TF8	-104665.056	-53902.104	〃
KP4/9L	-104993.148	-54307.238	〃	TF9	-104780.424	-54013.042	〃
KP2/10L	-105230.181	-54987.389	〃	TF10	-104853.023	-54154.538	〃
KP8/10L	-105811.653	-55214.489	〃	TF11	-104914.141	-54238.118	〃
KP4/11L	-106294.412	-55308.723	〃	TG1	-105038.052	-54392.649	〃
TE1	-102958.485	-53948.860	4級基準点	TG2	-105043.204	-54539.888	〃
TE2	-103102.553	-54001.759	〃	TG3	-105069.858	-54688.396	〃
TE3	-103279.147	-54006.884	〃	TG4	-105138.964	-54823.046	〃
TE4	-103416.596	-53999.420	〃	TH1	-105267.033	-55067.216	〃
TE5	-103497.830	-53978.296	〃	TH2	-105361.017	-55160.314	〃
TF1	-103671.867	-53983.149	〃	TH3	-105486.259	-55218.934	〃
TF2	-103757.779	-53993.677	〃	TH4	-105675.217	-55221.966	〃
TF3	-103925.787	-53973.651	〃	TJ1	-105975.513	-55186.171	〃

別紙－④　（参考資料）

・線形計算の確認

曲線等の諸元・座標値の確認

線形計算書

要素番号		1	直線									
BP	:	X =	-87,422.0000	Y =	42,916.0000	方向角	=	357° 19' 14.6661"	測点	0	+	0.0000
BC1	:	X =	-87,400.5562	Y =	42,914.9965	要素長	=	21.4672	測点	1	+	1.4672
要素番号		2	円(左曲がり)									
BC1	:	X =	-87,400.5562	Y =	42,914.9965	方向角	=	357° 19' 14.6661"	測点	1	+	1.4672
EC1	:	X =	-87,378.1512	Y =	42,876.2809	方向角	=	258° 36' 16.6569"	測点	3	+	2.8173
I.P	:	X =	-87,372.6270	Y =	42,913.6895	I.A	=	98° 42' 58.0092"				
S.P	:	X =	-87,382.7562	Y =	42,905.7863	要素長	=	41.3501				
M	:	X =	-87,401.6781	Y =	42,891.0228							
		R =	24.0000	L =	41.3501	C	=	36.4221	IA =	98°	42'	58.0092"
		TL =	27.9598	SL =	12.8477							
要素番号		3	直線									
EC1	:	X =	-87,378.1512	Y =	42,876.2809	方向角	=	258° 36' 16.6569"	測点	3	+	2.8173
BC2	:	X =	-87,386.2592	Y =	42,846.0530	要素長	=	41.0369	測点	5	+	3.8542
要素番号		4	円(右曲がり)									
BC2	:	X =	-87,386.2592	Y =	42,846.0530	方向角	=	258° 36' 16.6569"	測点	5	+	3.8542
EC2	:	X =	-87,365.8523	Y =	42,816.4520	方向角	=	350° 33' 36.7373"	測点	7	+	3.9774
I.P	:	X =	-87,391.3702	Y =	42,820.6947	I.A	=	91° 57' 20.0805"				
S.P	:	X =	-87,382.3348	Y =	42,826.9237	要素長	=	40.1232				
M	:	X =	-87,361.7520	Y =	42,841.1135							
		R =	25.0000	L =	40.1232	C	=	35.9535	IA =	91°	57'	20.0805"
		TL =	25.8682	SL =	10.9745							
要素番号		5	直線									
EC2	:	X =	-87,365.8523	Y =	42,816.4520	方向角	=	350° 33' 36.7373"	測点	7	+	3.9774
BC3	:	X =	-87,363.8225	Y =	42,816.1146	要素長	=	2.0576	測点	7	+	6.0350

7 施工管理計画

(1) 下請管理

下請施工については、施工体制台帳(建設工事の請負契約に該当する場合)、施工体系図を作成し、下請契約書の写しを添付し提出します。現場に備え置く施工体制台帳は、契約書等の写しと一対に整理します。(建設業法施行規則第14の7)

下請契約範囲が終了した時点で出来形・書類・施工管理等について、元請が下請業者から受取検査を行い、引渡しを受けます。(建設業法第24条の4)

(2) 工程管理計画

工程管理は、次の要領で行います。

① 別紙総合工程表に基づき管理します。
② 計画に対し注意すべき差異(○○%)が生じた場合、処置方法を検討し工事監督員と協議します。
③ 18条・19条協議、又は設計変更により工事内容に変更があった場合には、必要に応じて総合工程表を変更(見直)します。

(3) 品質管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱に基づき管理します。

(4) 出来形管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) or 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)に基づき管理します。
なお、規格値については、自社の管理基準に基づき管理します。

施工に使用する基準を記載する。
(必要に応じて別紙可)

(5) 写真管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) or 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)に基づき管理します。

施工に使用する基準を記載する。
(必要に応じて別紙可)

(6) 段階確認計画表・実施表

① 現況測量、丁張設置、床堀及び諸構造物については、段階確認計画表に基づいて、工事監督員に立会確認を要請し、承認、確認を受けて次工程に進みます。
② 工事主体部分や重要な部分を施工する時については、工事監督員に前もって連絡します。
③ 別紙段階確認実施表を使用します。

(7) 気象管理

現場事務所にテレビ、ラジオを常備し、雨量計(簡易)を設置して気象情報を入手します。

※ 元請人の義務(第24条の2～24条の7)
(検査及び引渡し)
第24条の4 元請負人は、下請負人からその請け負つた建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

2 元請負人は、前項の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

(3) 品質管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱に基づき管理します。
（他の機関の規格値使用の場合は、出所を明確にすること。）

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	自社管理基準	自社管理方法等	試験成績等による確認	その他特記事項
	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ総量（Na2O換算）3.0kg以下／m3 抑制効果のある混合セメント等の使用	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	配合設計の資料にて提示、6ヶ月以上及び産地が変わった場合提示	品質証明書等	○	要綱P.502
	施工	必須	塩化物総量規制	原則0.30kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	1回／打設（鉄筋構造物） 打設が午前、午後にまたがる場合は午前1回とする。（規制値の1／2以下の場合）	試験結果表		要綱P.504
			単位水量測定	単位水量 配合設計±15kg／m3	使用量が100m3／日以上の場合（午前・午後2回） 構造物の重要度と規模に応じて、100～150m3ごとに1回 重要構造物 100m3／1日打設量に1回 その他 150m3／1日打設量に1回 （回数の多い方を採用）	重要構造物であり、1回／100m3試験を行う。	試験結果表		要綱P.505
			スランプ試験	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 重要構造物 1回／20～150m3，1回／日 （回数の多い方を採用） その他 1回／150m3、1回／日 （回数の多い方を採用）	1回／50m3、1回/日 （回数の多い方を採用）	品質管理図表		
			コンクリートの圧縮強度試験	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 ○重要構造物 1回／日または1回／20～150m3 20m3未満 1回／種別以上または品質証明 ○その他 50m3以上 1回／150m3 50m3未満 1回／種別以上または品質証明	重要構造物であり、1回／50m3 試験を行う。	品質管理図表		
			空気量測定	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回／日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 重要構造物 1回／20～150m3，1回／日 （回数の多い方を採用） その他 1回／150m3、1回／日 （回数の多い方を採用）	1回／50m3、1回/日 （回数の多い方を採用）	品質管理図表		要綱P.506

※ 上記の自社管理基準及び管理方法等は一般的な例ですので、温度管理、クラック防止等の管理があれば記載する。
※ 現場における試料の採取場所は、型枠投入直前を基本とする。
※ 品質管理基準の運用フロー参照

(4) 出来形管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱に基づき管理しま(他の機関の規格値使用の場合は、出所を明確にすること。)

工種	種別	測定項目		規格値(mm)	自社規格値(mm)	測定基準	自社測定箇所、基準	自社管理方法	その他特記事項
掘削工・法面整形工(面管理)	切土法面(小段含む) 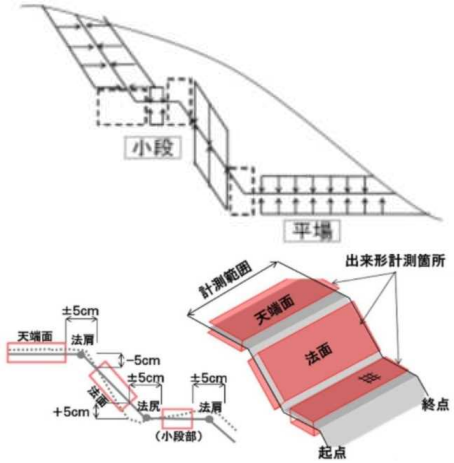 	標高較差	水平または 平均値	±70	±35	個々の計測値は±５０mmが含まれている。 法肩、法尻から水平方向に±５ｃｍ以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５ｃｍ以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	計測は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または、水平較差を算出する。計測密度は１点／ｍ２(平面投影面積当たり)以上。	出来形管理図表	高知県建設工事技術管理要綱 I-5
			個々の計測値	±160	±80				
		TS等を使用する場合は、線(断面)管理で可							
擁壁工	現場打擁壁工	基準高 ▽		±50	±40	延長40m(測点間隔２５ｍの場合は５０ｍ)につき1箇所、延長４０ｍ(又は５０ｍ)以下のものは１施工箇所につき２箇所	測定箇所の断面図等 縦断方向の測定箇所の表示	出来形管理図表等	要綱P.400
		厚さ t		-20	-16				
		裏込厚さ		-50	-40				
		幅 w1、w2		-30	-24				
		高さ h	h<3m	-50	-40				
			h≧3m	-100	-80				
		延長 L		-0.5%ただし 最大-200 最小-50	-0.4%ただし 最大-160 最小-40	1施工箇所	1施工箇所		
		勾配の開き		±0.5分	±0.4分				

※出来形管理計画表を作成するときには、「各工事の検査の方法」の項も参考に、「規格値」が設けられていない場合も設計を満足する管理をしなければならない。

※自社管理値、自社測定箇所、基準、自社管理方法はあくまで参考例であるので、自社で実際することを個々に検討し記述すること。

※測定箇所は図面等で管理箇所、管理測点を明記すること。

(5) 写真管理計画表

建設工事共通仕様書、建設技術者必携、建設工事技術管理要綱に基づき管理します。

区 分	工 種	写真管理項目		備 考
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	打合簿に添付
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理写真	コンクリート (施工)	スランプ試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
出来形管理写真				

(6) 段階確認計画表・実施表

基本姿勢

測量、(丁張)、床掘、基礎、型枠及び諸構造物(下記詳細)については、施工段階において工事監督職員に立会確認を要請し、承認、確認を受けて次工程に進みます。

工事主体部分や重要な部分を施工するときには、工事監督職員と協議しその指示に従います。

様式 1-1

段 階 確 認 計 画 表

(建設工事監督技術基準参照)

種 別	確 認 項 目	確認時期	確認の程度	協議指示
(掘削工) 掘 削	・(丁張、法線、位置確認) ・土(岩)質、地質境界を確認 ・取り上げ寸法確認	(丁張設置完了時) 土(岩)質変化時 施工完了時	(1回) 1回/地質変化毎	
(路体盛土工) 路 体	・使用材料土質試験 ・敷き均し及び転圧の厚さ、基準高、方向、施工機種等の確認 ・締固密度測定	材料試験時 敷き均し、転圧時 締固密度測定時	1回/地質変化毎 1回/40m 1回/1,000m3	 ※No10 ※No.1(3層目)

※ 確認の項目・程度については、打合せ時に工事監督職員と打合せのこと。

様式-1-2

工務課長		チーフ		監督員	

受注者が確認を行った日

監督員が確認した日

電子メールで書類のやり取りを行う場合は電子印。
紙ベースで行う場合はサイン。

段　階　確　認　実　施　表

令和　　年度

工事名　　工事　工事番号　　第　　号　受注者名　　No.

種　別	位置・測点・高さ等	確　認　項　目	確　認　事　項			実施日　年　月　日 確認日　年　月　日	監督員サイン（電子印） 受注者サイン（電子印）
			確認方法	位置・測点等	確　認　項　目	指　示　事　項	指示事項確認
落石防護柵工		材料確認 （ストンガード材料） 数量・寸法	現地 Web現地		材料確認 （ストンガード材料） 数量・寸法	なし	

現地確認（Web現地確認を含む）した場合は、本表への写真添付は不要。
※監督職員が段階確認写真を必要とする場合は、自ら撮影するか、受注者に写真等のデータ送信を依頼する。
（受注者に写真等の撮影を依頼し、提出を求めるのはNG。）

電子メールで行う場合の手順

①.受注者はＰＤＦファイル形式またはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。
②.監督員は、紙に出力し決裁を開始する。　③.監督員は決裁終了後、PDFファイルに監督員の電子印を押して受注者にメール送信する。紙書類は発注者が保管する。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。

注）段階確認計画表の項目について、確認工程等を監督職員と事前に打ち合わせること。段階確認を実施した記録を紙ベースで行う場合は、受注者が保管し検査時に提出しなければならない。 また、電子メールで行う場合は発注者が保管し、検査時に使用する。

8 緊急時の体制

※緊急事態が発生した場合、発見者は下記の要領で速やかに連絡し、指示を受けるとともに処理体制を整える。

(1) 連絡系統図

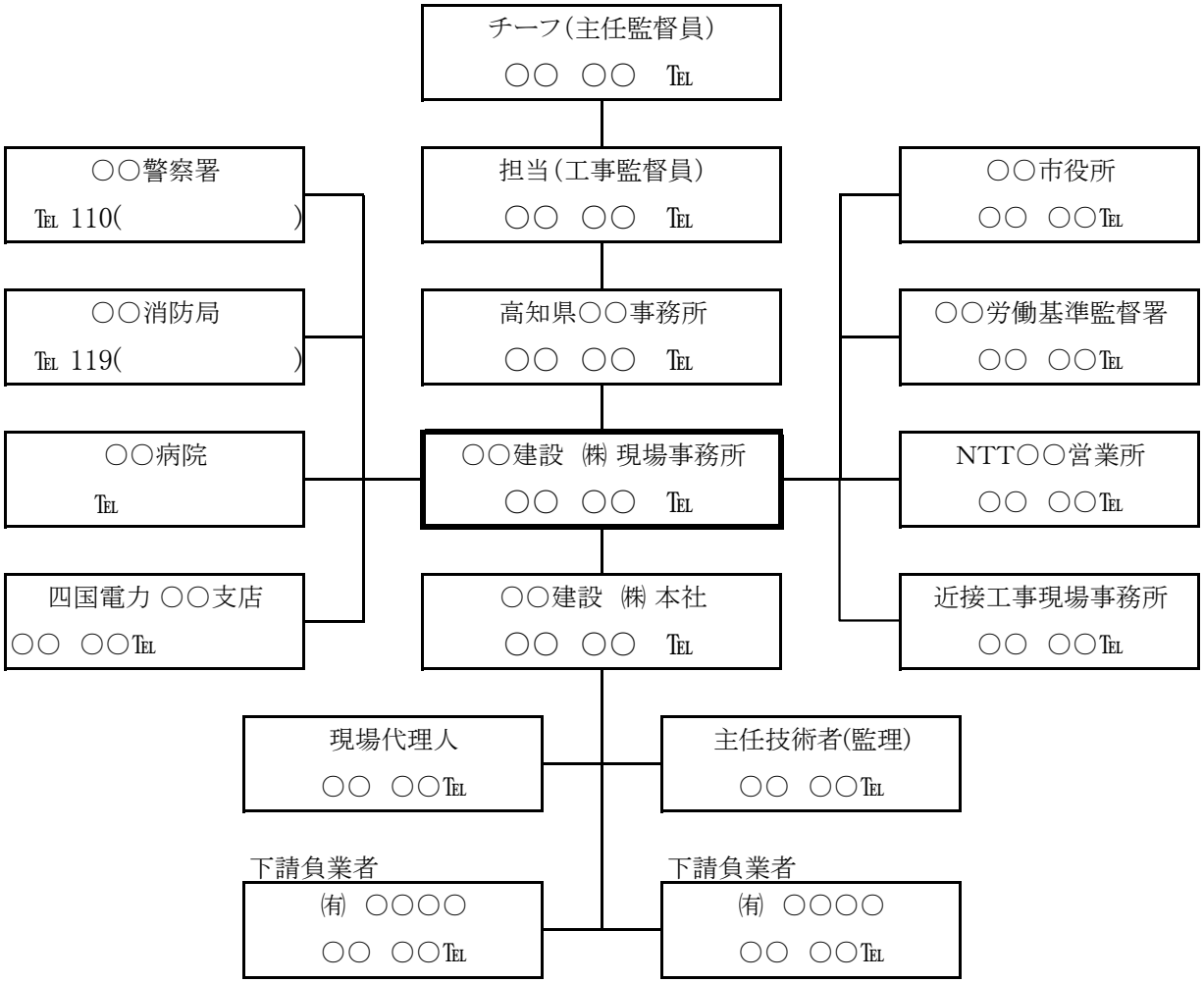

通報責任者

○ ○ ○ ○

休日・夜間の連絡先

職 種	氏 名	連 絡 先	備 考
現場代理人	○ ○ ○ ○		
主任技術者	○ ○ ○ ○		
技 術 員	○ ○ ○ ○		

(2) 緊急体制組織

災害対策部長	
○○ ○○	
TEL・FAX	

災害対策副部長	
氏 名	○○ ○○
TEL・FAX	

情報連絡係	○○ ○○
対策係	○○ ○○
庶務係	○○ ○○
○○係	○○ ○○

(3) 緊急出動人員等

① 職員及び作業人数　　社 員　　：　3　名

② 重機類の種別規格等　　ダンプトラック(2t)：　1　台　　バックホウ(0.14m^3)：　1　台
ダンプトラック(4t)：　1　台　　バックホウ(0.45m^3)：　1　台

③ 機材資材の種類と数量等

名　　称	規　　格	数　量	保 管 場 所	備　　考
ブルーシート	10m×10m	3枚	現場事務所	
土のう袋	大型	20袋	〃	
土のう	普通	200袋	〃	
トラロープ	30m巻	2巻	〃	

注)大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生または、その恐れがある場合の体制と対策、緊急出動可能人員及び機械機材等について記載。
　また、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。系統図には、夜間・日祭日における連絡先も記入する。

(1)連絡系統図
　現場事務所、現場代理人、主任又は監理技術者、施工者の本社又は支店、隣接工事事務所及び現場代理人、主な工種の下請負者。
　発注者の事務所等(監督職員への連絡方法を含む)。
　警察署等、労働基準監督署、消防署、病院、その他関係機関。
　通報責任者を指定し氏名を記載。

(2)緊急体制組織
　事故、災害発生等緊急時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
　不慮の事故が発生した場合には、早急に発注者に報告を行う。

(3)緊急出動人員等
　職員及び作業人数
　重機械類の種別規格等
　機材資材の種類と数量等

9 交通管理

(1) 交通処理計画

① 工事施工個所の危険区域には、警戒標識、保安灯、バリケード等によって回りを囲み、墜落等の危険防止に努める。
② 工事車両の出入りする場所は、安全標識を立て交通安全に努める。
運転手には、交通法規を遵守させ、安全運転をするように十分な教育をします。
現場内の制限速度は20kmとします。

(2) 交通誘導員配置計画

伐開作業及び切土、積込み、運搬作業には必要に応じ交通整理員を配置し、通行車両の誘導整理を行います。

配置計画表　　注)a:有資格者

	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度			合計
a	8人	4人	2人	2人	2人	2人			20人
b	2人	2人	2人	2人	2人	2人			12人

(3) 保安施設配置計画

① 工事場所の、通行人及び通行車輌から見やすいところに、施工体系図を含む諸標識板を設置します。
② 工事場所の起点、終点側に工事看板、工事予告版、協力依頼板を設置します。
③ 保安施設に使用する標識、看板及び設置は工事看板配置図のとおりです。

(4) 現場補修・維持管理

利用区間の道路は、点検整備、清掃して交通事故の防止に努めます。

(5) 残土搬出経路

残土運搬経路図のとおりです。

(6) 積載超過運搬防止策

① 指導事項
当工事に関係するすべての関係者に、積載超過運転防止に関する指導を行います。
② 各種資材の積載量の確認方法

重量換算表

1) 生コンクリート

単位重量	4t車	10t車
2.35t/m3	1.5m3	4.0m3

※納入伝票にて確認する。

2) 土砂・砕石等

品　名	単位重量	2t車	4t車	10t車
土　　砂	1.8t/m^3	1.1m3	2.2m3	5.5m3
砕　　石	2.04t/m^3	0.9m3	1.9m3	4.9m3
ｱｽﾌｧﾙﾄ	2.35t/m3	0.8m3	1.7m3	4.2m3

※上表については荷姿及び納入伝票より確認する。

③ 積載量(土砂，砂，砕石)の確認方法

積載重量測定参考図
この図はひとつの例です。実際に使用する車両で、積載重量を確認する方法を記入してください。

(10tﾀﾞﾝﾌﾟ)

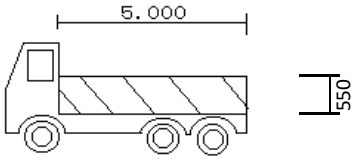

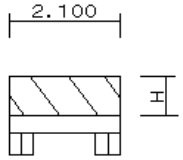

10tボディー容量＝5.0m×2.1m×0.55m
10t積載容量
(土砂)H＝5.5m3÷(5.0m×2.1m)≒0.52m
(砕石)H＝4.9m3÷(5.0m×2.1m)≒0.47m
(ｱｽﾌｧﾙﾄ)H＝4.2m3÷(5.0m×2.1m)≒0.40m

(4tﾀﾞﾝﾌﾟ)

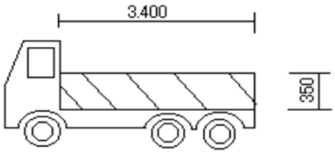

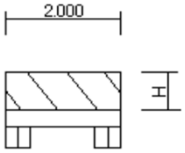

4tボディー容量＝3.4m×2.0m×0.35m
4t積載容量
(土砂)H＝2.2m3÷(3.4m×2.0m)≒0.32m
(砕石)H＝1.9m3÷(3.4m×2.0m)≒0.28m
(ｱｽﾌｧﾙﾄ)H＝1.7m3÷(3.4m×2.0m)≒0.25m

(2tﾀﾞﾝﾌﾟ)

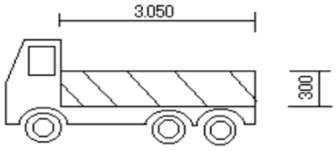

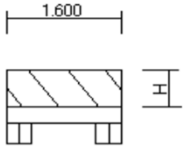

2tボディー容量＝3.05m×1.6m×0.3m
2t積載容量
(土砂)H＝1.1m3÷(3.05m×1.6m)≒0.22m
(砕石)H＝0.9m3÷(3.05m×1.6m)≒0.18m
(ｱｽﾌｧﾙﾄ)H＝0.8m3÷(3.05m×1.6m)≒0.16m

注)工事に伴う交通処理及び交通対策について、現場状況に応じた交通処理計画を記載する。迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置についても記載する。
工事施工にあたっては、交通渋滞を抑える為、路線の交通特性等充分検討(交通ピーク時をはずす、事前告知等)のうえ、規制計画を立てる。
また、具体的な安全施設設置計画、交通誘導員等の配置計画、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入搬出経路、指定された工事用道路の維持管理・補修方法、過積載防止対策等について記載する。

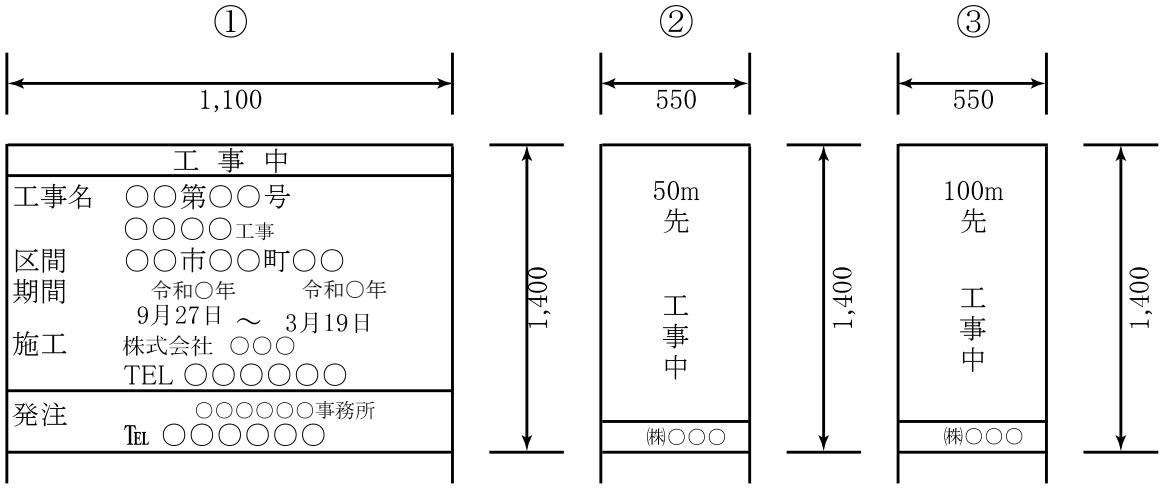

※道路工事の場合は7-45の工事看板

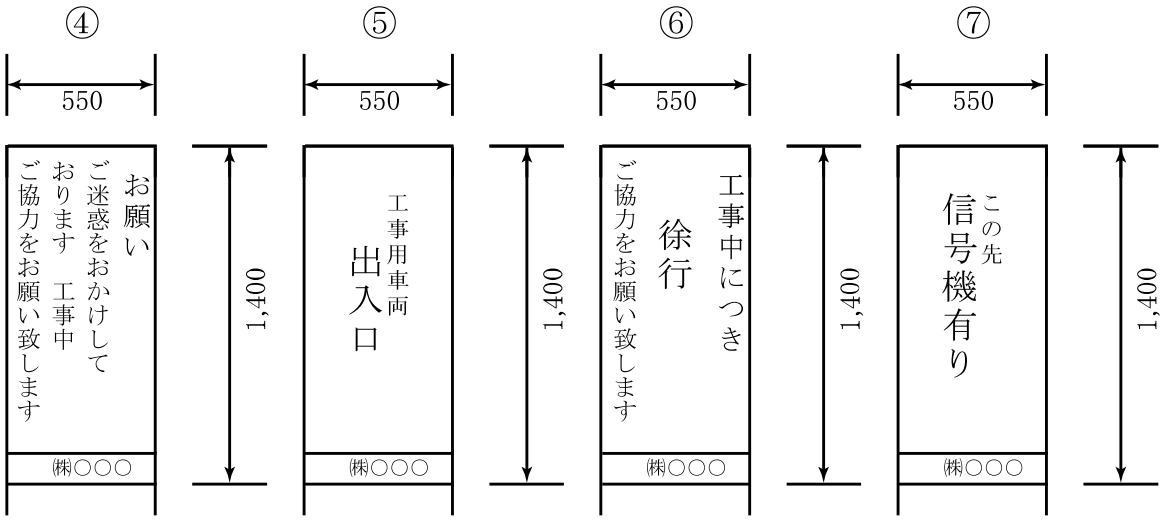

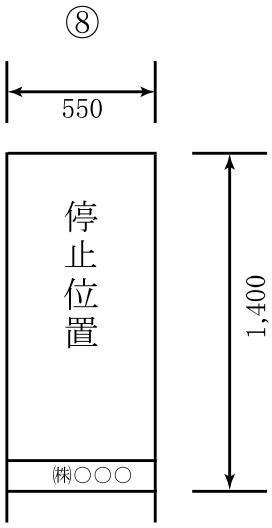

工事看板を一般道路に設置する場合は、建築限界（道路構造令第12条）を確保するとともに、道路利用者の視距を確保し交通安全には十分配慮する。

道路工事現場における標示施設等の設置基準について

（道路課）

１９高道路第191号
平成19年７月20日付け通知

■　平成１８年３月　道路局長通知（改正）

目的
道路利用者に対し道路工事に関する情報を分かりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事含む）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取り扱いを定める。

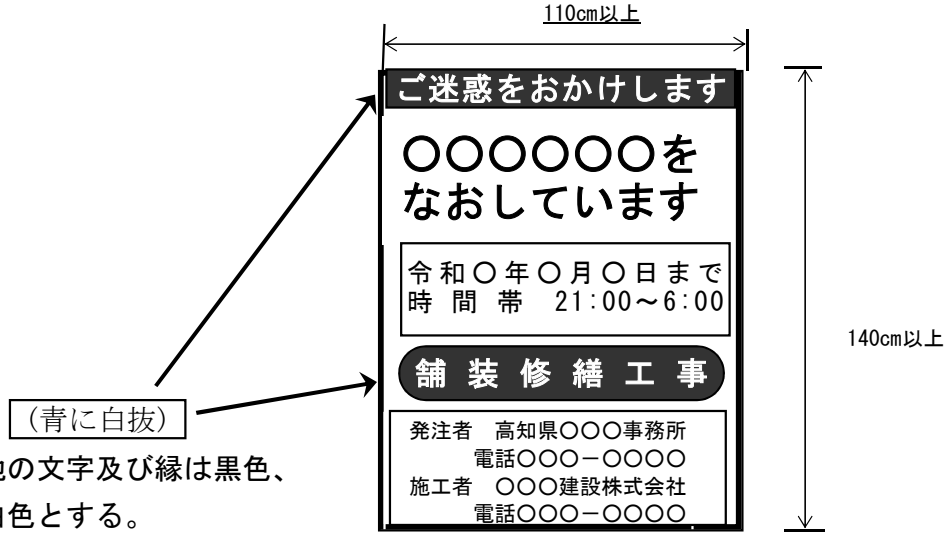

その他の文字及び縁は黒色、
地を白色とする。

10　安全管理

※工事安全衛生管理体制は、工事現場に応じた実効性のある体制を組織することとし、下請けが無い工事では必要のない項目は記載不要。

（1）　工事安全衛生管理体制

下記の安全衛生管理体制（フロー）に基づき、災害の未然防止に努め休業災害ゼロをめざします。

注）ここでは、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」に基づき、労働者数が１０～４９人規模の建設工事現場について例示している。労働者数が１０人未満の工事現場にあっては、全くこれと同様の体制を組織することは困難と考えられるが、事故がこのような小規模現場でより多く発生していることを深く認識し、この体制に準じつつ、現場の実状を踏まえ効果的な安全管理体制を組織すること。

安全衛生管理体制　（フロー）　※（おおむね労働者数が10人以上、49人規模の場合）

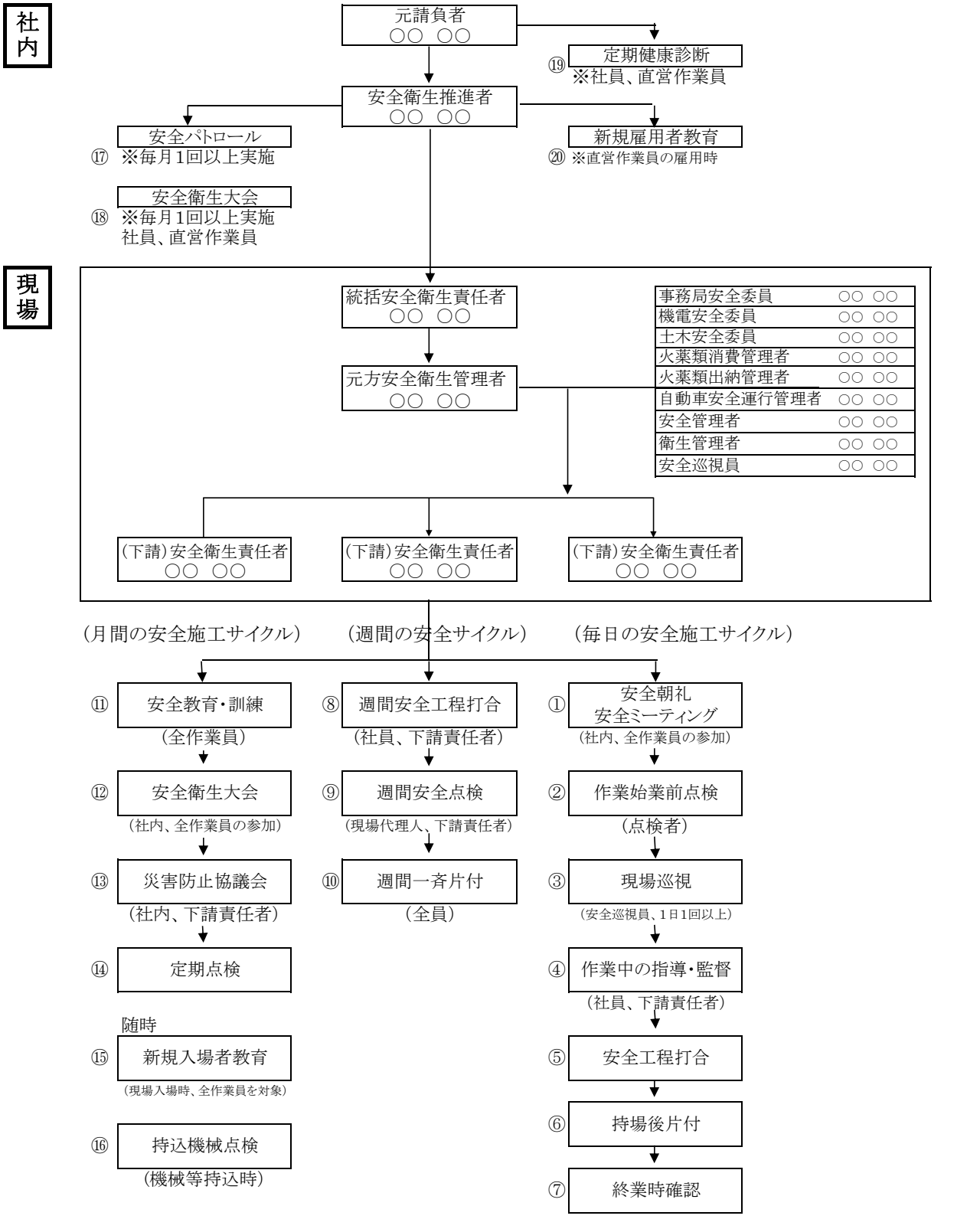

(2) 安全衛生管理計画

1) 毎日の安全施工サイクル

① 安全朝礼・安全ミーティング(KYK:危険予知活動)

毎朝、社員、全作業員が元請現場事務所前に集合し、体操、点呼、全員挨拶、当日の主な作業内容、特に危険な作業と場所、前日の巡視結果の伝達と対策等の指示を行い「安全一言」を現場代理人の発声により全員で唱和します。

朝礼に引続き、下請負者(職種別)別に安全衛生責任者がリーダーとなり、前日の作業指示書に基づき、作業員の適正配置、作業内容と指示事項を伝達、さらに危険度の高い作業について危険予知活動を実施し、安全意識の高揚を図り、活動結果については、活動報告書に記録します。

② 作業開始前点検

建設機械運転者、工具等取扱者が明確に限定されているものはその者、複数の作業員が使用するものについては、指名した者が行います。また、作業場所、仮設設備についても指名した者が行い、点検表に記録します。

③ 現場巡視

統括安全衛生責任者(元方安全衛生管理者)は工事場所全域を巡回し、作業員の配置と作業状況、設備、機械等の保安状況の確認、是正指示(指導・改善)を行い、巡視の結果は、安全衛生日誌に記録し保存します。

④ 作業中の指導・監督

安全担当者、下請安全衛生責任者は、施工中随時、指示、打合せ、教育したことが実行されているかを監督、指導します。不備、不良、異常の場合は、その場で是正させるか、作業を中止させ安全工程打合せで確認させ、協議します。なお経過については、安全衛生日誌に記録します。

⑤ 安全工程打合せ

午後作業開始前に、元請の現場事務所で統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、下請安全衛生責任者、主任技術者で各自の作業の打合せをし、上下作業、接点作業、共用の荷揚げ設備使用などについて連絡・調整を行います。

⑥ 持場後片付け

各自作業場所の片付け清掃を行い、明日の作業に支障のないように配慮します。

⑦ 終業時確認

元請・下請各安全当番者は、後片付け、清掃、作業員の退場、施錠の確認をし元請現場代理人に報告させます。

2) 週間の安全施工サイクル

⑧ 週間安全工程打合

毎週末、社員、下請責任者が参加し、週間の作業予定、作業の連絡、調整、機械設備等の配置に関する計画及び作業に伴う安全対策について、打合せを行います。

⑨ 週間安全点検

毎週末、安全担当者は作業環境、作業設備、建設機械及び各種工具類について点検を実施し、労働災害の未然防止、能率の向上を図ります。

⑩ 週間一斉片付

毎週末、現場内全域について、統活安全衛生責任者が責任者となり、全員で一斉片付を実施し、快適職場の実現、規律維持、機器・資材管理の向上等を図ります。

3) 月間の活動サイクル

⑪ 安全教育・訓練

毎月初めに、作業員全員の参加により半日以上の時間を割当て、下記計画に基づき安全教育・訓練を実施し、実施状況については、記録し保存します。

安全・訓練等の実施計画

時　期	実　施　内　容	参　加　者
6月	工事内容の周知徹底 予想される事故対策 通勤災害に対する指導 ゼロ災害を目指して(ビデオ)	作業員全員
7月	熱中症対策 重機・吊荷対策 クレーン不倒への闘い(ビデオ)	〃
8月	熱中症対策 緊急時の連絡体制 労働災害に潜むヒーマンエラー(ビデオ)	〃
9月	墜落災害防止 交通災害防止 助かった(ビデオ)	〃
10月	転落災害防止 第三者に対する事故防止 墜落物語(ビデオ)	〃
11月	整理整頓 安全意識の向上 事故ゼロへの挑戦(ビデオ)	〃

⑫ 安全衛生大会

毎月、社員・作業員全員の参加により元請現場事務所前で、統括安全衛生責任者の講和、工程説明、特に注意すべき作業の安全対策等について安全衛生意識の高揚を図ります。

⑬ 災害防止協議会(安全衛生協議会)

災害防止協議会規約を定めて、工事作業所災害防止協議会組織により、元請現場事務所で工程計画に基づく、週間及び月間の工程説明、工程に伴う安全上の注意事項、職種別間の連絡調整事項、発注者からの指示事項などを中心に協議します。

協議会における会議の議事で重要なものに係る事項は記録し、下請負者に配布します。

なお、朝礼等を通じて全ての現場作業員に周知します。

⑭ 定期点検

現場内における機械、設備、作業環境等の異常の有無を点検指示者が点検表により行い、安全を確認します。

4) 随　時

⑮ 新規入場者教育

統括安全衛生責任者は、新規入場者及び、作業内容変更時に、工事内容の周知、混在作業の場所の状況、危険箇所、安全衛生管理の基本方針、目標等について教育を実施します。

⑯ 持込機械点検

下請負者の持込機械については、持込時の点検表で確認し、持込機械届受理証を交付します。

5) 社　内

⑰ 社内安全パトロール

原則として毎月1回、安全パトロール員による現場内のパトロールを行い点検表に記録し、是正指導事項等については改善処置をします。

開催の有無も含めて、各会社の運営方針による

⑱ 社内安全衛生大会

月1回社員、直営作業員全員の参加により安全意識の高揚を図るため、安全大会を実施します。

⑲ 定期健康診断

年1回社員、直営作業員は定期健康診断を受診します。下請負者については、新規入場時に健康診断実施の有無・結果を確認し、作業配置等について指導します。

⑳ 新規雇用者教育

直営作業員の雇用時には、安全衛生推進者が社内の安全衛生基本方針、安全衛生の目標等について教育を実施します。

(3) 近接工事との調整

近接工事が発注された場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、工事関係者連絡協議会を組織します。

(4) 第三者施設安全管理対策

○○○○に近接しているため、○○の通行状況を把握し、工事現場の防護設備・要注意箇所の施工方法、見張り員の配置等を検討し、必要に応じて具体化する等常時○○に注意しながら施工します。

(5) 異常気象時の対策

① 作業中止基準に達した場合の対応

工事責任者は、作業中止の基準に達した場合は、確実に作業員へ伝達され周知徹底が図られたことを確認します。

② 警戒、各種点検

天気予報等であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておきます。

警報及び注意報が解除され、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検します。

作業中止基準

天候	中止基準	対応及び情報の入手方法
大雨		
強風		
雷鳴		
地震		
波浪		

※中止基準は現場事務所に掲示する事

(6) 現場備品整備

契約書、仕様書、設計図書、高知県建設工事技術管理要綱、建設工事技術者研修資料及び、労働安全衛生法の関係法令、並びに技術指針等を備え付け、施工の各段階毎に確認を行います。

(7) 作業安全管理(主な工種)

安全対策項目(山腹掘削工)

① 地形状況、気象予報等の確認
② 降雨集水経路、漏水、含水量等作業施工条件の確認
③ 掘削時監視要員の配置及び作業員の避難方法、場所の確保
④ 地山土質の締め固まり度等の確認
⑤ 掘削作業員の安全保安防護具の装着の確認
⑥ 作業中の下方通行安全確保等の確認
⑦ 落石等の仮設防護柵設置及び補修点検の確認　等

(8) 事故報告

共通仕様書(1－1－1－29事故報告書)に規定しているとおり、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに、提出します。

工 程 別 安 全 衛 生 管 理 計 画 表

工期：令和○○年　6月1日～令和○○年11月30日　　統括安全衛生責任者：○○　○○

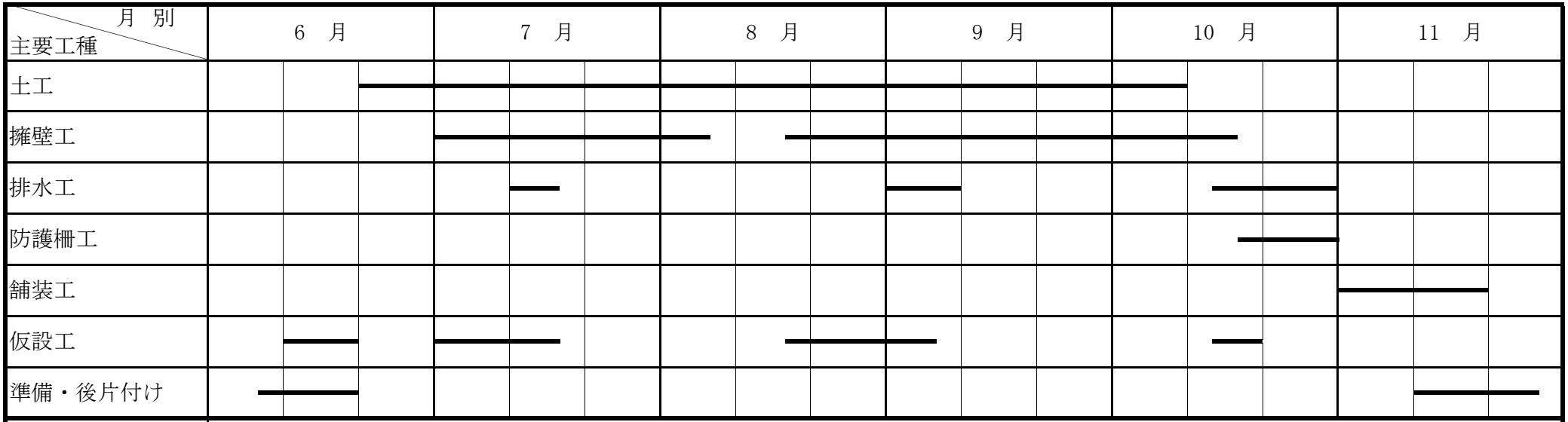

安全衛生基本方針	「安全は全てに優先する」を行動で示し、「決められたことを守り、守らせる」					
安全衛生目標	休業災害ゼロ					
月別重点目標	通勤災害の防止 重機災害の防止	クレーン災害の防止 重機災害の防止	行動災害の防止 重機災害の防止	土砂災害防止 重機災害の防止	墜落・転落の防止 重機災害の防止	行動災害の防止 重機災害の防止
安全教育・訓練計画	工事内容の周知徹底 予想される事故対策 通勤災害に対する指導 ゼロ災害を目指して(ビデオ)	熱中症対策 重機・吊荷対策 クレーン不倒への闘い(ビデオ)	熱中症対策 緊急時の連絡体制 労働災害に潜むヒューマンエラー(ビデオ)	墜落災害防止 交通災害防止 助かった(ビデオ)	転落災害防止 第三者に対する事故防止 墜落物語(ビデオ)	整理整頓 安全意識の向上 事故ゼロへの挑戦(ビデオ)
行　事　予　定	災害防止協議会設置・開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施	災害防止協議会開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施	災害防止協議会開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施	災害防止協議会開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施	災害防止協議会開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施	災害防止協議会開催 安全大会 新規入場者教育 安全パトロール実施

(参考)

労働災害防止協議会規約(案)

(名　称)
第1条　この協議会は、「○○○○○○工事」災害防止協議会という。

(目　的)
第2条　この協議会は、労働安全衛生法第30条第1項並びに安全衛生規則第635条に基づき、関係協力業者との間及び関係協力業者相互間における連絡調整、並びに労働安全衛生教育その他安全衛生上必要な措置を講じ、労働災害の防止を図ることを目的とする。

(業　務)
第3条　この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。
1　会議及び役員の協議事項の周知徹底の方法
2　作業間の連絡及び調整に関する事項
3　作業所の巡視に関する事項
4　安全衛生教育に関する事項
5　次に掲げる措置とその周知に関する事項
(1)　クレーン等運転合図の統一
(2)　危険標識の統一、明示及び立入禁止の措置に関する事項
(3)　警報の統一及び退避の措置
(4)　有害物、危険物の集積箇所の統一
(5)　爆発、火災の救護
(6)　建設物、設備、原料又は材料を使用する場合に必要な措置に関する事項

(役員の構成)
第4条　この協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
委員	1名(下請負者各)
幹事	1名

(役員の選任)
第5条　会長は、統括安全衛生責任者がこれにあたる。
副会長は、関係協力業者の中から会長が指名する。
委員は、関係協力業者の安全衛生管理責任者があたる。
幹事は、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)
第6条　会長は、協議会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長が職務不能な場合はその職務を代理する。
委員は、協議会において意見を述べ、協議運営の推進に努めなければならない。
幹事は、関係協力業者間の連絡、協議会の開催の準備、議事録の作成、その他の庶務を行う。

(役員の義務)
第7条　委員は、協議会が開催されるときは、必ず出席しなければならない。やむを得ない理由により出席できない場合は、あらかじめその趣旨を会長に申出て、代理人を出席させることができる。
2　委員は、統括安全衛生責任者の作業所の巡視に協力し、指導事項又は勧告に対して、速やかに改善しなければならない。

(協議会の開催)
第8条　協議会は、毎月末開催するほか会長が必要と認めたときに開催する。

(記録の保存)
第9条　協議会の出席者及び協議事項は、これを記録し保存する。

付　則
この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

11 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、環境美化などのイメージアップを考慮して、次の項目について実施します。

項　目	実施内容、イメージアップ内容	実　施　場　所
仮設関係	・工事PRのための、工事説明・完成予想図の掲示 ・仮囲いの美装、フラワーポット等の設置 ・現場事務所の敷地の敷砂利、出入口の整備(敷鉄板等)	・現場事務所周辺 ・現場出入口
安全関係	・バリケードのカラー化、デザインフェンスの設置 ・漫画化などデザイン工事標識の設置 ・照明施設の設置 ・安全意識高揚のため、安全旗・安全標識の掲揚	・現場事務所周辺 ・現場出入口
営繕関係	・作業員休憩所、食堂の設置 ・トイレの水洗化、手洗い・洗面台の設置	・現場事務所
その他事項	・地元とのコミュニケーションのための工事説明会や、パンフレット等の配布	

12 環境及び地元対策

(1) 騒音対策

7-6の1工事概要(2)施工特性を反映した内容を記載すること。

① 当該工事箇所は、人家があるために、建設機械類は、低騒音、低振動型を使用します。
② コンクリートの打設時、工事現場及び付近におけるミキサー車の待機場所等については、十分気を配り、また、空ぶかしをしないよう注意します。
また、騒音測定を行い、基準を超える値が出れば、シート等を覆い騒音対策を講じます。

(2) 振動対策

工事に使用する重機の移動に際しては、振動による周囲への影響を防止するため、低速走行とします。

(3) 汚水対策

汚水を直接河川に流出させないため、沈殿池を設置し上水を流出させます。また、必要により水質調査を実施します。

(4) 防塵対策

防塵対策としては、散水、清掃を実施します。

(5) 地元対策

事前調査に基づき、工事内容や工事期間等の概要を沿線人家等へ戸別説明し、工事施工に当たっての要望等の聞取りを行い、工事を進めます。

(6) 施工上配慮すべき事項に関する提案

総合評価方式で技術提案のある場合は必ず記載すること。

人家に近接して大量の道路盛土を施工するにあたって、住民等の生活環境への負荷を最小限に抑えるため、次の事項を実施します。

① 3m程度の仮設防音壁を設置するとともに、官民境界付近に振動・騒音測定表示板を設置し、近隣住民に測定値を公開します。
② 工事用道路に敷き鉄板を敷設し、鉄板の溶接により、ばたつきによる振動・騒音の発生を抑制します。
③ 作業停止時はエンジンを停止し、アイドリングストップを励行します。
④ 盛土施工に先立ち、振動・騒音低減を図るため、極力小型重機の使用を原則とし、試験盛土を実施します。1層当たりの仕上がり厚を20～30cm、転圧機械を3機種組み合わせ、所要の密度試験に加え、振動・騒音調査を行い、総合的な合否判定により転圧仕様を決定します。

注)現場周辺の環境保全について対策、方法等を記載する。
工事施工に当たって配慮すべき対策項目は、
①工事関係＝工事施工の周辺住民等への周知、施工工程の周知、作業日作業時間等の周知、苦情処理対策等
②公害関係＝騒音、振動、排水、塵挨、煤煙、粉塵、水質汚濁等。
③交通関係＝工事車両、資材運搬車両等の関係車両による沿道障害等。
④作業関係＝作業障害、作業員地元対応、工事用地外の土地使用等。
⑤現場関係＝作業資材等の整理整頓、作業終了時整理と安全、工事完成後の整理整頓等。

13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

1 再生資源の利用の促進

(1) 再生資源利用計画書及び実施書(建設資材搬入)‥‥‥‥‥‥‥‥様式 1
(2) 再生資源利用促進計画書及び実施書(建設副産物搬出)‥‥‥様式 2

2 建設副産物の適正処理

産業廃棄物処理については、マニュフェストにより管理し、E表を工事監督職員に提示します。
また、産業廃棄物処理表にて管理します。

E表は監督職員が確認すること。検査時には検査員が確認するので提示する。

注) 再生資源計画書については、最終請負金額100万円以上の建設工事が対象となります。

各年度の完成工事に対して実績調査が実施され、目標達成が求められます。なお、下記の目標値は「建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案)」に記載の数値です。

＜参考＞

(1) 四国地方建設リサイクル推進計画（建設副産物対策四国地方連絡協議会）

品目	2024年度 目標値(達成基準)	(直近) 2018年度 実績値
アスファルト・コンクリート塊(再資源化率)	100%(99%以上)	99.9%(高知県)
コンクリート塊(再資源化率)	100%(99%以上)	99.8%(高知県)
建設発生木材(再資源化・縮減率)	100%(95%以上)	95.5%(高知県)
建設汚泥(再資源化・縮減率)	95%(95%以上)	98.2%(高知県)
建設発生土(建設発生土有効利用率)	80%以上(80%以上)	68.9%(高知県)

※ 再生資源利用実施書の入力値は、必ず確認すること。

(2) 再生資源換算係数 (t/m3)

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値
	建廃ガイドライン値 ※注1	参考値	参考値
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)
アスファルト塊		1.8	2.35
建設発生木材	0.4～0.7	0.5	
砕石	―	―	2.0 ※注2

注1) 建廃ガイドライン値:「「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修」による値。
注2) 盛土状態での換算値。「「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会」等による値。

建設副産物情報交換システム　工事ID：6043647

COBRISで作成されていることを示す「工事ID」が記載されていること。
<u>（計画書と実施書のIDが同一であることも確認）</u>

様式１・イ　再生資源利用計画書　－建設資材搬入工事用－

－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版－

表面

1. 工事概要

発注機関名	高知県　土木部本課（建築課・住宅課を除く）	発注機関コード*1	3 9 0 1 0 9
発注担当者チェック欄		担当者	○○　××
TEL	088-000-0000		

法人番号	5 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 3
請負会社名	(株)□□□□建設
建設業許可　または解体工事業登録	

法人番号が入力されていること。
（法人番号の指定を受けていない場合は不要）

工事名	国道○○○号道路改築工事	工事種別コード*3	B - 1
工事施工場所	高知　都 道 府 県　高知　市 区 町 村　丸の内○-○-○	住所コード*4	3 9 2 0 1
工期	平成 30 年 5 月 10 日から　平成 31 年 1 月 31 日まで		
工事概要等	△△△△	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	▲▲▲▲

請負金額	万円（税込み）
再資源化等が完了した年月日	平成　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	m2	階数	地上　階
延床面積	m2		地下　階
構造（数字に○をつける）	1. 鉄骨鉄筋コンクリート造　2. 鉄筋コンクリート造　3. 鉄骨造　4. コンクリートブロック造　5. 木造　6. その他		
使途（数字に○をつける）	1. 居住専用　2. 居住産業併用　3. 事務所　4. 店舗　5. 工場、作業所　6. 倉庫　7. 学校　8. 病院診療所　9. その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用計画

高知県内の生コンは、ほぼ全て「1.生コン(バージン骨材)」となる。

新材利用の場合は、再生資材利用量は「0」となる。

建設資材（新材を含む全体の利用状況）／左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入してください）

	分類	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量（A）小数点第三位まで		再生資材の名称コード*7	再生資材利用量（B）小数点第三位まで		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	1	[illegible]		2000.000	トン		0.000	トン						0.0 %
						トン			トン						%
	合計				2000.000	トン		0.000	トン						0.0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	90	[illegible]		20.000	トン	90	0.000	トン			1			0.0 %
						トン			トン						%
	合計				20.000	トン		0.000	トン						0.0 %
	木材	1	[illegible]		30.000	トン	1	30.000	トン	国道○○○号道路改築工事	1	1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	3 9 2 0 1	100.0 %
						トン			トン						%
	合計				30.000	トン		30.000	トン						100.0 %
	アスファルト・コンクリート					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
その他の建設資材	土砂	2		1	1000.000	締めm3	2	1000.000	締めm3	県道◆◆◆◆道路改良工事	2	1	高知県高知市稲荷町□-□	3 9 2 0 1	100.0 %
		3		1	2000.000	締めm3	3	2000.000	締めm3	国道○○○号道路改築工事	1	1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	3 9 2 0 1	100.0 %
	合計				3000.000	締めm3		3000.000	締めm3						100.0 %
	砕石	1	RC-40	3	300.000	m3	1	300.000	m3	□□□□砕石工業	4	1	高知県吾川郡いの町枝川○-○	3 9 3 8 6	100.0 %
						m3			m3						%
	合計				300.000	m3		300.000	m3						100.0 %
	塩化ビニル管・継手					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	石膏ボード					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	その他の建設資材					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%

コード*5
コンクリートについて
1. 生コン（バージン骨材）　2. 再生生コン（Co再生骨材H）
3. 再生生コン（Co再生骨材M）　4. 再生生コン（Co再生骨材L）
5. 再生生コン（その他再生材）　6. 無筋コンクリート二次製品（バージン骨材）
7. 無筋コンクリート二次製品（リユース品）　8. 再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
9. 再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　10. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品（バージン骨材）　2. 有筋コンクリート二次製品（リユース品）
3. 再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）　4. 再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　5. その他
木材について
1. 木材（ボード類を除く）　2. 木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1. 粗粒度アスコン　2. 密粒度アスコン　3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン　5. 改質アスコン　6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材　8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土　2. 第二種建設発生土　3. 第三種建設発生土　4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土以外の泥土　6. 浚渫土　7. 土質改良土　8. 建設汚泥処理土
9. 再生コンクリート砂　10. 山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1. クラッシャーラン　2. 粒度調整砕石　3. 鉱さい　4. 単粒度砕石
5. ぐり石、割ぐり石、自然石　6. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管　2. その他
石膏ボードについて
1. 石膏ボード　2. シージング石膏ボード　3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード　5. 石膏ラスボード　6. その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目を具体的に記入して下さい）

コード*6
アスファルト・コンクリートについて
1. 表層　2. 基層
3. 上層路盤　4. 歩道
5. その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1. 道路路体　2. 路床　3. 河川築堤
4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用　6. 水面埋立用
7. 圃場整備（農地整備）
8. その他
砕石について
1. 舗装の下層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の裏込材、基礎材
4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 水道（配水）用　2. 下水道用　3. ケーブル用
4. 農業用　5. 設備用　6. その他
石膏ボードについて
1. 壁　2. 天井　3. その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7
コンクリートについて
1. 再生生コン（Co再生骨材H）　2. 再生生コン（Co再生骨材M）
3. 再生生コン（Co再生骨材L）　4. 再生生コン（その他再生材）
5. 無筋コンクリート二次製品（リユース品）　6. 再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
7. 再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　8. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品（リユース品）　2. 再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
3. 再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　4. その他
木材について
1. 再生木材（ボード類を除く）　2. 再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1. 再生粗粒度アスコン　2. 再生密粒度アスコン
3. 再生細粒度アスコン　4. 再生開粒度アスコン
5. 再生改質アスコン　6. 再生アスファルトモルタル
7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土　2. 第二種建設発生土　3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土　5. 浚渫土以外の泥土　6. 浚渫土
7. 土質改良土　8. 建設汚泥処理土　9. 再生コンクリート砂
砕石について
1. 再生クラッシャーラン　2. 再生粒度調整砕石　3. 鉱さい　4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管　2. その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8
再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場（内陸）
3. 他の工事現場（海面）
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他

コード*9
施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した場合は、コードの説明が表示されます。

様式２・ロ　再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要　表面（様式１）に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用：用途コード*10	現場内利用：②利用量 小数点第三位まで	現場内利用：うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化：減量法コード*11	減量化：③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について：搬出先名称（2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容コード*12	搬出先場所住所	住所コード*4	運搬距離	搬出先の種類コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	300.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1 ○○○商事 搬出先2	公共 民間(○) 公共 民間	3	高知県高知市本町○－○	39201	20 km	5	300.000 トン	0.000 トン	300.000 トン	100.0 %
特定建設資材廃棄物	建設発生木材A（伐木、除根材等を除く）	トン		トン	トン			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
特定建設資材廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	100.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1 ○○○産業 搬出先2	公共 民間(○) 公共 民間	3	高知県高知市本町○－○	39201	20 km	4	100.000 トン	0.000 トン	100.000 トン	100.0 %
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	建設発生木材B	トン		トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	建設汚泥	トン		トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	金属くず	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	廃石膏ボード	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	紙くず	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設廃棄物	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
建設発生土	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
建設発生土	第三種建設発生土	3500.000 地山m³	4	2000.000 地山m³	0.000 地山m³			搬出先1 県道▼▼▼道路改築工事 搬出先2 高知市○○町ストックヤード	公共(○) 民間 公共(○) 民間	1 2	高知県高知市安室町○－○－○ 高知県高知市○○町□－■	39201 39201	10 km 20 km	5 5	1000.000 地山m³ 500.000 地山m³	地山m³	1500.000 地山m³	100.0 %
建設発生土	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
建設発生土	浚渫土以外の泥土	地山m³						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
建設発生土	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³						搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
建設発生土	合計	3500.000 地山m³		2000.000 地山m³	地山m³										1500.000 地山m³	地山m³	1500.000 地山m³	100.0 %

下に表示されているｺｰﾄﾞの説明を参考に、入力内容を必ず確認すること。
※「ｺﾝｸﾘｰﾄ塊」や「ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊」は中間処理施設への搬出が義務づけられています。
(平成19年3月26日付け18高建管第883号)
※中間処理施設に搬出する場合は、「8.海面処分場」、「9.内陸処分場」ではない。また、高知県の場合、「6.サーマルリサイクル」、「7.単純焼却」、「8.海面処分場」を搬出先とすることは無いと思われる。

発生土現場内利用

現場外搬出分

施工条件明示書に示された「指定の区分」を選択。

コード*10
1. 路盤材　2. 裏込材
3. 埋戻し材
4. その他

コード*11
1. 焼却　2. 脱水
3. 天日乾燥
4. その他

コード*12
施工条件について
1. A指定処分（発注時に指定されたもの）
2. B指定処分（もしくは準指定処分）（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3. 自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1. 売却
2. 他の工事現場
3. 広域認定制度による処理
4. 中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）
7. 中間処理施設（単純焼却）
8. 廃棄物最終処分場（海面処分場）
9. 廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1. 売却
2. 他の工事現場（内陸）
3. 他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ（再利用の目的がある場合）
6. 工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ（再利用の目的がない場合）
7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8. 廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9. 廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10. 土捨場・残土処分場

※ 6, 9, 10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した場合は、コードの説明が表示されます。

様式１　**再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－** －「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版－

表面

1. 工事概要

項目	内容	項目	内容
発注機関名	高知県　土木部本課（建築課・住宅課を除く）	発注機関コード*1	390109
発注担当者チェック欄		担当者	○○　△△
TEL	088-000-0000		

項目	内容	項目	内容
法人番号	5000020390003		
請負会社名	(株)□□□□建設	請負会社コード*2	86000
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事　号		
会社所在地	高知市丸ノ内1-2-10	TEL / FAX	088-000-0000

項目	内容
記入年月日	H. 31年 1月 11日
工事責任者	◇◇　◇◇
調査票記入者	●●　●●

項目	内容	項目	内容
工事名	国道○○○号道路改築工事	工事種別コード*3	B-1
工事施工場所	高知 都道府県　高知 市区町村　丸の内○-○-○	住所コード*4	39201
工事概要等	△△△△	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	▲▲▲▲
請負金額	1000 万円（税込み）（1万円未満四捨五入）	工期	平成 30年 5月 10日から 平成 31年 1月 31日まで
左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	500 万円（税込み）（1万円未満四捨五入）	再資源化等が完了した年月日	平成　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

項目	内容	項目	内容
建築面積	m2	階数	地上　階 / 地下　階
延床面積	m2		
構造（数字に○をつける）	1. 鉄骨鉄筋コンクリート造　2. 鉄筋コンクリート造　3. 鉄骨造　4. コンクリートブロック造　5. 木造　6. その他		
使途（数字に○をつける）	1. 居住専用　2. 居住産業併用　3. 事務所　4. 店舗　5. 工場、作業所　6. 倉庫　7. 学校　8. 病院診療所　9. その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用実施

建設資材（新材を含む全体の利用状況）／左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入してください）

分類	小分類	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	単位	再生資材の名称コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	単位	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	1	18-8-40BB		2100.000	トン		0.000	トン						0.0 %
						トン			トン						%
	合計				2100.000	トン		0.000	トン						0.0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	1	PU1 B300 H300×600		20.000	トン		0.000	トン						0.0 %
						トン			トン						%
	合計				20.000	トン		0.000	トン						0.0 %
	木材	1	間伐材　杉丸太		40.000	トン	1	30.000	トン	国道○○○号道路改築工事	1	1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	39201	75.0 %
						トン			トン						%
	合計				40.000	トン		30.000	トン						75.0 %
	アスファルト・コンクリート					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
その他の建設資材	土砂	2		1	1100.000	締めm3	2	1100.000	締めm3	県道◆◆◆◆道路改良工事	2	1	高知県高知市稲荷町□-□	39201	100.0 %
		3		1	2000.000	締めm3	3	2000.000	締めm3	国道○○○号道路改築工事	1	1	高知県高知市丸ノ内○-○-○	39201	100.0 %
	合計				3100.000	締めm3		3100.000	締めm3						100.0 %
	砕石	1	RC-40	3	300.000	m3	1	300.000	m3	□□□□砕石工業	4	1	高知県吾川郡いの町枝川○-○	39386	100.0 %
						m3			m3						%
	合計				300.000	m3		300.000	m3						100.0 %
	塩化ビニル管・継手					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	石膏ボード					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%
	その他の建設資材					トン			トン						%
						トン			トン						%
	合計					トン			トン						%

コード*5

コンクリートについて
1. 生コン（バージン骨材）　2. 再生生コン（Co再生骨材H）
3. 再生生コン（Co再生骨材M）　4. 再生生コン（Co再生骨材L）
5. 再生生コン（その他再生材）　6. 無筋コンクリート二次製品（バージン骨材）
7. 無筋コンクリート二次製品（リユース品）　8. 再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
9. 再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　10. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品（バージン骨材）　2. 有筋コンクリート二次製品（リユース品）
3. 再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）　4. 再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　5. その他
木材について
1. 木材（ボード類を除く）　2. 木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1. 粗粒度アスコン　2. 密粒度アスコン　3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン　5. 改質アスコン　6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材　8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土　2. 第二種建設発生土　3. 第三種建設発生土　4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土以外の泥土　6. 浚渫土　7. 土質改良土　8. 建設汚泥処理土
9. 再生コンクリート砂　10. 山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1. クラッシャーラン　2. 粒度調整砕石　3. 鉱さい　4. 単粒度砕石
5. ぐり石、割ぐり石、自然石　6. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管　2. その他
石膏ボードについて
1. 石膏ボード　2. シージング石膏ボード　3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード　5. 石膏ラスボード　6. その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目を具体的に記入して下さい）

コード*6

アスファルト・コンクリートについて
1. 表層　2. 基層
3. 上層路盤　4. 歩道
5. その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1. 道路路体　2. 路床　3. 河川築堤
4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用　6. 水面埋立用
7. 圃場整備（農地整備）
8. その他
砕石について
1. 舗装の下層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の裏込材、基礎材
4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 水道（配水）用　2. 下水道用　3. ケーブル用
4. 農業用　5. 設備用　6. その他
石膏ボードについて
1. 壁　2. 天井　3. その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7

コンクリートについて
1. 再生生コン（Co再生骨材H）　2. 再生生コン（Co再生骨材M）
3. 再生生コン（Co再生骨材L）　4. 再生生コン（その他再生材）
5. 無筋コンクリート二次製品（リユース品）　6. 再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
7. 再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　8. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品（リユース品）　2. 再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
3. 再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　4. その他
木材について
1. 再生木材（ボード類を除く）　2. 再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1. 再生粗粒度アスコン　2. 再生密粒度アスコン
3. 再生細粒度アスコン　4. 再生開粒度アスコン
5. 再生改質アスコン　6. 再生アスファルトモルタル
7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土　2. 第二種建設発生土　3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土　5. 浚渫土以外の泥土　6. 浚渫土
7. 土質改良土　8. 建設汚泥処理土　9. 再生コンクリート砂
砕石について
1. 再生クラッシャーラン　2. 再生粒度調整砕石　3. 鉱さい　4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管　2. その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位２品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8

再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場（内陸）
3. 他の工事現場（海面）
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他

コード*9

施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

様式２　再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要　表面（様式１）に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 千百十一	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	350.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1	○○○産業	公共 民間（○）	3	高知県高知市本町○-○	3 9 2 0 1	2 0 km	5	350.000 トン	0.000 トン	350.000 トン	100.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		トン	トン		
	建設発生木材A	トン		トン	トン			搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	アスファルト・コンクリート塊	100.000 トン		0.000 トン	0.000 トン			搬出先1	○○○産業	公共 民間（○）	3	高知県高知市本町○-○	3 9 2 0 1	2 0 km	4	100.000 トン	0.000 トン	100.000 トン	100.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		トン	トン		
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	建設発生木材B	トン		トン	トン			搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1		公共 民間				km		トン	トン	トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン	トン		
	金属くず	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	廃石膏ボード	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	紙くず	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1		公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2		公共 民間				km		トン			
建設発生土	第一種建設発生土	地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先1		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3		
	第二種建設発生土	地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先1		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3		
	第三種建設発生土	3500.000 地山m^3	4	2000.000 地山m^3	0.000 地山m^3			搬出先1	県道▼▼▼道路改築工事	公共（○） 民間	1	高知県高知市安芸町○-○-○	3 9 2 0 1	1 0 km	5	1000.000 地山m^3	地山m^3	1500.000 地山m^3	100.0 %
								搬出先2	高知市○○町ストックヤード	公共（○） 民間	2	高知県高知市○○町□-■	3 9 2 0 1	2 0 km	5	500.000 地山m^3	地山m^3		
	第四種建設発生土	500.000 地山m^3		0.000 地山m^3	0.000 地山m^3			搬出先1	□□□□砕石工業	公共 民間（○）	2	高知県高知市□□□□	3 9 2 0 1	2 0 km	10	500.000 地山m^3	地山m^3	地山m^3	0.0 %
								搬出先2		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3		
	浚渫土以外の泥土	地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先1		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3		
	浚渫土（浚渫船浚渫を除く）	地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先1		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
								搬出先2		公共 民間				km		地山m^3	地山m^3		
	合計	4000.000 地山m^3		2000.000 地山m^3	地山m^3											2000.000 地山m^3	地山m^3	1500.000 地山m^3	87.5 %

再生資源利用促進率が、「建設リサイクル推進計画 2024年度目標値(研修会テキストp.7-63)」より低いものについては、必ず確認すること。

コード*10
1. 路盤材　2. 裏込材
3. 埋戻し材
4. その他

コード*11
1. 焼却　2. 脱水
3. 天日乾燥
4. その他

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード*12
施工条件について
1. A指定処分（発注時に指定されたもの）
2. B指定処分（もしくは準指定処分）（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3. 自由処分

コード*13

【建設廃棄物の場合】
1. 売却
2. 他の工事現場
3. 広域認定制度による処理
4. 中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）
7. 中間処理施設（単純焼却）
8. 廃棄物最終処分場（海面処分場）
9. 廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1. 売却
2. 他の工事現場（内陸）
3. 他の工事現場（海面）ただし、廃棄物最終処分場を除く
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）
6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がない場合）
7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8. 廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9. 廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10. 土捨場・残土処分場

※ 6, 9, 10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

再生資源利用促進実施書等の記載における留意点

○平成30年度の建設副産物実態調査は、再生資源利用促進実施書等から、コンクリート、アスファルトコンクリート、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等の各品目における再資源化・縮減率等を集計します。

○これらの集計結果は、**調査対象品目と搬出先の選択が大きく影響しますので、適切な登録をお願いいたします**。（登録においては、該当する調査対象品目および搬出先種類をよくお確かめください。）

令和4年度以降も、引き続き適切な登録をお願いします。

◆特に留意する点

①一般廃棄物は登録しないこと！

・登録は一般廃棄物を除いた建設副産物（建設発生土、スクラップ等の有価物、産業廃棄物※）が対象となります。 ※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。

・維持管理工事で発生する剪定枝葉、刈草、清掃作業に伴い出てくるゴミは一般廃棄物なので対象外になります。

②枝葉、刈草は建設発生木材として登録しないこと！

・一般廃棄物以外の剪定枝葉、刈草については「建設発生木材」ではなく、「その他分別された廃棄物」の品目として登録してください。

③搬出先種類コードの「10. その他」は選択しないこと！

・「10.その他」については、「その他の再利用に供しない施設等への搬出」の場合に選択するものであり、特別な場合を除き選択しないでください。（一般的には選択することはほとんど無いものと思われます。なお、選択した場合、最終処分の取扱いとなります。）

④搬出先を混同しないこと（搬出先の定義を理解すること）

・平成27年度及び平成28年度簡易的副産物実態調査で行ったリサイクル阻害要因調査によれば、下記の誤りが見られた。

○建設廃棄物
・コード4. 中間処理施設（再資源化施設）、又はコード5. 中間処理施設（再生資源処理）とすべき箇所をコード7. 中間処理施設（単純焼却）、又はコード9. 最終処分場と入力

○建設発生土
・コード2. 他の工事現場とすべき箇所をコード12. 建設発生土受入地（公共事業土捨場）と入力

表１　建設副産物搬出〔調査対象品目〕

	調査対象品目の名称 （発生時の性状で区分）	定　　義
建設廃棄物	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	アスファルトコンクリートの破片
	建設発生木材Ａ （柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	木製資材（角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等）が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
	建設発生木材Ｂ （立木、除根材などが廃棄物となったもの）	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥	・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの（コーン指数がおおむね200kN/㎡(2kgf/㎠)以下または一軸圧縮強さが50kN/㎡(0.5kgf/㎠)以下） ・廃ベントナイト泥水 ・リバース工法等に伴う廃泥水 出典：「建設廃棄物処理ガイドライン」㈱ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 （H2厚生省衛産37号）
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず	工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック （廃塩化ビニル管・継手を除く）	フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
	その他分別された廃棄物	上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの
	混合状態の廃棄物 （建設混合廃棄物）	上記の建設廃棄物が混合状態となったもの
建設発生土	表２　参照 第１種建設発生土 ～浚渫土 （建設汚泥を除く）	・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注１）上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。
但し、「混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注２）分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表２　土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/㎡	土質材料の工学的分類 大分類	土質材料の工学的分類 土質	備考 含水比（地山）Ｗｎ（%）	備考 掘削方法	ｾﾝｻｽ上の区分
第１種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずる物	第１種	―	礫質土	礫｛G｝ 砂礫｛ＧＳ｝	―	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、１ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、２ランククランク下の区分とする。	第１種建設発生土
			砂質土	砂｛S｝ 礫質土｛ＳG｝			
	第１種改良土		人工材料	改良土｛Ｉ｝	―		改良土
第２種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずる物	第２a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫｛ＧＦ｝	―		第２種建設発生土
	第２b種		砂質土	細粒分まじり砂｛ＳＦ｝	―		
	第２種改良土		人工材料	改良土｛Ｉ｝	―		改良土
第３種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物	第３a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂｛ＳＦ｝	―		第３種建設発生土
	第３b種		粘性土	シルト｛M｝、粘土｛C｝	40%程度以下		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土｛Ｖ｝	―		
	第３種改良土		人工材料	改良土｛Ｉ｝	―		改良土
第４種建設発生土 粘性土及びこれに準ずる物〔第３種建設発生土を除く〕	第４a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂｛ＳＦ｝	―		第４種建設発生土
	第４b種		粘性土	シルト｛M｝、粘土｛C｝	40～80%程度		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土｛Ｖ｝	―		
			有機質土	有機質土｛O｝	40～80%程度		
	第４種改良土		人工材料	改良土｛Ｉ｝	―		改良土
泥　　土	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂｛ＳＦ｝	―		浚渫土
	泥土b		粘性土	シルト｛M｝、粘土｛C｝	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土｛Ｖ｝	―		
			有機質土	有機質土｛O｝	80%程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土｛Ｐｔ｝	―		

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日　国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

表３　搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
１．売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
２．他の工事現場（内陸）	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
３．他の工事現場（海面）	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
４．土質改良プラント（再利用先工事が決定）	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事の予定がある場合
５．土質改良プラント（再利用先工事が未決定）	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事が未決定の場合
６．ストックヤード（再利用先工事が決定）	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事の予定がある場合
７．ストックヤード（再利用先工事が未決定）	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事が未決定の場合
８．工事予定地	次年度以降に工事計画等の予定地（仮置き場）へ搬出した場合
９．採石場・砂利採取跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
10．廃棄物最終処分場（覆土としての受入）	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
11．廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
12．建設発生土受入地（公共事業の土捨場）	公共事業で確保した建設発生土受入地（土捨場）へ搬出した場合
13．建設発生土受入地（農地受入）	個人農家の農地を嵩上げする目的などで、搬出した場合
14．建設発生土受入地（民間土捨場・残土処分場）	民間の建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

<table>
<tr><th colspan="2">建設廃棄物の場合</th></tr>
<tr><th>コード</th><th>定　　義</th></tr>
<tr><td>１．売却</td><td>搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）</td></tr>
<tr><td>２．他の工事現場</td><td>廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）</td></tr>
<tr><td>３．広域認定制度
による処理</td><td>廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合</td></tr>
<tr><td>４．中間処理施設
（再資源化施設：
合材プラント）</td><td>アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント</td></tr>
<tr><td>５．中間処理施設
（再資源化処理：
合材プラント以外）</td><td>建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。
<table>
<tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>施設の種類</th><th>主な再生材</th></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊</td><td>建設廃材処理施設
（ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊の破砕施設）</td><td>再生砕石</td></tr>
<tr><td>建設発生木材</td><td>チップ化施設、選別施設処理施設</td><td>木材チップ</td></tr>
<tr><td>建設汚泥</td><td>汚泥処理施設
（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td><td>流動化処理土
改良建設汚泥</td></tr>
<tr><td>廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ</td><td>廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）</td><td>ﾍﾟﾚｯﾄ、再生油、固形燃料</td></tr>
<tr><td>廃塩化ビニル管・継手</td><td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td><td>塩化ビニル管</td></tr>
<tr><td>廃石膏ボード</td><td>廃石膏ボード処理施設</td><td>石膏ボード</td></tr>
<tr><td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td><td>選別施設</td><td>土砂、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、木くず､廃プラ等の単品</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>６．中間処理施設
（サーマルリサイクル）</td><td>建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。
<table>
<tr><td>建設発生木材</td><td>燃料化施設を有する建設発生木材処理施設
例：バイオマス発電施設、セメント工場</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>７．中間処理施設
（単純焼却）</td><td>建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの
<table>
<tr><td>建設発生木材</td><td>チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設
例：木くずの単純焼却施設</td></tr>
<tr><td>建設混合廃棄物</td><td>選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設
例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>８．廃棄物最終処分場
（海面処分場）</td><td>（廃棄物処理法で規定された）海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出</td></tr>
<tr><td>９．廃棄物最終処分場
（内陸型処分場）</td><td>（廃棄物処理法で規定された）内陸型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出</td></tr>
<tr><td>１０．その他の処分</td><td>その他の再利用に供しない施設等への搬出</td></tr>
</table>

14 その他

(1) 作業時間

① 原則として、日曜日と第二・第四土曜日は休日とします。
② 標準作業時間は、(8:00～16:30)とします。
③ 夜間、休日等に作業を行う場合は、あらかじめ工事監督職員に書面で提出します。

(2) 計画の届出

掘削高さが10m以上のため、建設工事計画届を、高知労働基準監督署に提出します。

※安衛法第88条第1項、第2項の届出は設置等の工事の開始日の30日前まで、
安衛法第88条第4項の届出は工事の開始日の14日前までに届出が必要です。

(3) 工事カルテ作成、登録

工事実績情報を工事受注時、変更時、完成時、訂正時に(財)日本建設情報総合センターに登録します。
なお、工事実績情報資料を、竣工検査時に必要書類として添付します。

(4) 社内検査

中間・完成時前に社内検査員により、設計図書と社内検査項目に基づき社内検査を実施し、社内検査結果報告書にて管理資料に添付します。

(5) 大型連休、夏季休暇、年末年始休暇の安全対策

① 休暇前日に現場内一斉点検を行い、特に危険と見られる地点には、立入禁止処置を行う。
② 休暇の期間は、担当者を決め安全パトロールを行う。

変更施工計画書の取扱い（事前打合せ必要）

総括監督員	専任監督員	主任監督員	工事監督員	工事副監督員

（第〇回変更）

令和　　年　　月　　日

受付印

年月日

工事番号　〇〇〇第〇〇－〇〇号
工 事 名　〇〇〇〇工事
工事場所　高知県〇〇市〇〇〇

施工計画書（〇工事）

施工計画打合せの協議を行った後に施工計画打合せ簿と併せて提出すること。

〇〇建設株式会社

現場代理人　〇〇〇〇

主任技術者　〇〇〇〇

施工計画に変更があった場合で、施工前に監督員と打合せが必要と判断した場合

①施工計画書が変更となる場合は、表紙（鏡）の右上に変更回数を標記する。

②施工計画書の変更履歴表を整理する。

（変更例）

- 新たに工種が追加となった場合
- 施工方法が変更となる場合
- その他施工前に打合せが必要な事項

上記と同時に下請負業者を追加した場合もこの計画書で提出

※電子納品は当初版から変更箇所を修正した最終版を格納すること。
施工計画書の変更内容が明確となるように変更履歴を作成。
ただし、下請関係提出資料のうち、2）施工体制台帳・3）下請契約書の写しについては、電子納品化する必要なし。
また、下請契約書の写しは、注文請書の写しでもよい。

変更施工計画書の取扱い（事前打合せ不要）

総括監督員	専任監督員	主任監督員	工事監督員	工事副監督員

（第〇回変更）

令和　年　月　日

受付印
年月日

工事番号　〇〇〇第〇〇－〇〇号
工 事 名　〇〇〇〇工事
工事場所　高知県〇〇市〇〇〇

施工計画書（〇工事）

（打合せ無し）

〇〇建設株式会社

現場代理人　〇〇〇〇

主任技術者　〇〇〇〇

施工計画に変更があった場合でも軽微な変更で監督員と打ち合わせの必要がないと判断した場合

①施工計画書が変更となる場合は、表紙（鏡）の右上に変更回数を標記する。日付は提出日とする。

②施工計画書の変更履歴表を整理する。

（変更例）

●下請負業者を追加した場合に必要な提出書類。

1）変更の施工計画書（鏡）
2）施工体制台帳
3）下請契約書の写し
4）工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（押印不要）
5）現場組織表（作業主任・資格者一覧不要）
6）安全管理（安全衛生管理体制フロー）

※電子納品は当初版から変更箇所を修正した最終版を格納すること。
施工計画書の変更内容が明確となるように変更履歴を作成。
ただし、下請関係提出資料のうち、2）施工体制台帳・3）下請契約書の写しについては、電子納品化する必要なし。
また、下請契約書の写しは、注文請書の写しでもよい。

（参考資料）

漁港関係事業（海上工事関係）

様式の分類	工事・作業又は行事許可の申請
様　式　名	作業許可申請書（許可・届出）
該当条文等	港則法第 31 条第 1 項、同法第 37 条の 5 海上交通安全法第 30 条第 1 項、同法第 31 条第 1 項
説　　明	**〇港則法第 31 条** 1　特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。 **〇港則法第 37 条の 5** 第 31 条の規定は、特定港以外の港について準用する。 **〇海上交通安全法第 30 条** 1　次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。 一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者 ニ 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者 **〇海上交通安全法第 31 条** 1　次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。 一 前条第 1 項第 1 号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者 ニ 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者
受付窓口	第五管区海上保安本部　高知海上保安部　交通課
受付期間	工事作業の許可申請書（届出書）は、原則として着工日の 1 ヶ月前に高知海上保安部に提出
提出書類	作業許可申請書
備　　考	
担当部署	事業担当課室：漁港漁場課 電話　088-821-4615　FAX　088-821-4529 メール　040501@ken.pref.kochi.lg.jp
ダウンロード書類	海上保安庁ホームページ http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/index.html

（参考資料）

河川管理者許認可申請関係

河川法許認可申請（高知県ホームページ＞組織でさがす＞土木部＞河川課＞河川法許認可申請

許認可の名称及び根拠法令

河川法第20条　河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
河川法第23条　流水の占用の許可
河川法第24条　土地の占用の許可
河川法第25条　土石等の採取の許可
河川法第26条第1項　工作物の新築等の許可
河川法第27条第1項　土地の掘削等の許可



（参考資料）

道路占用許可申請手続

○手続きの流れ

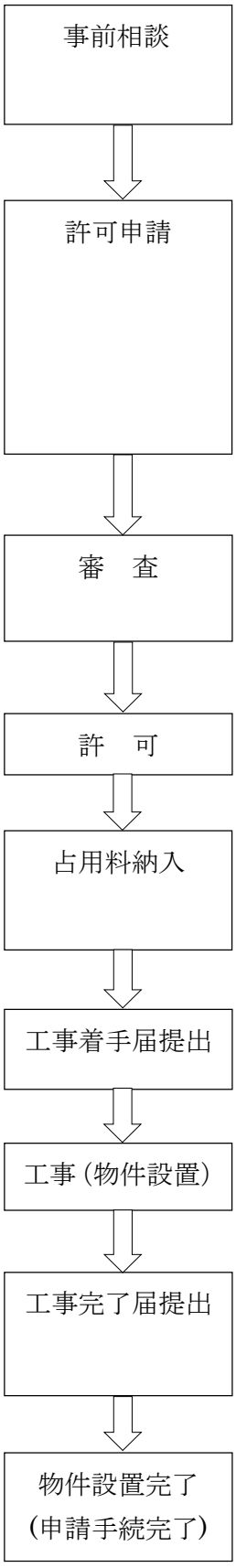

道路に工事用の看板を立てたり、道路の余幅地に資材置場や現場事務所を設置したり、道路敷地を使いたい時には、道路の占用許可が必要になります。その場合には、申請事務を円滑に進めるために、前もって所轄の土木事務所に相談してください。

工事時期等の事前調整などが終了したら、土木事務所に備え付けの、申請書で道路占用許可申請書（正副２通）を提出してください。申請書には作業内容等が判る各種図面などを添付する必要があります。

申請書の用紙は、インターネットで高知県や土木事務所のホームページでも入手できます。

※高知土木事務所の例

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170106/shinsei-kyoninka.html

土木事務所で、申請の内容について審査を行い、必要な場合には土木事務所から補正要求があるので補正をお願いします。

通常、審査には数週間程度かかります。

審査の結果、許可の場合は許可証が交付されます。この時点で占用物件の設置が認められることになります。

許可後に送付される納入通知書を受け取ったら、最寄りの銀行などで期日までに占用料を支払ってください。ただし占用料免除の場合は不要です。

工事を開始する前に、必ず工事着手届を所轄の土木事務所に提出してください。

物件を設置するのに工事を伴わない場合、着手届及び完了届は不要です。

工事が完了したら、速やかに工事完了届（必ず施工前・中・後の写真添付）を所轄の土木事務所に提出してください。場合により土木事務所で現地を見るなどして工事完了を確認します。

これで手続きは終了ですが、道路交通（車両・バイク・自転車・歩行者等が安全に道路を使用できる。）に支障（夜間の視認性、強風被害等）が無いよう、常に物件の管理・点検をお願いします。

（※道路占用許可とは別に、所轄警察署の道路使用許可が必要となる場合があります。）

第１号様式　　（参考資料）

（記載例）

元高知◇土第１０００号
令和２年３月××日

〇〇〇〇課長
土木政策課長　様
技術管理課長

※最終報告の場合は【最終】と記載してください

△△△土木事務所長

工事事故等報告書―第３報―

担当者名　道路建設課　〇〇

商号又は名称代表者氏名（元請業者名）	（株）県庁第一建設
許可関係	許可番号般―２９第 100001 号・許可年月日Ｈ２９年４月１日
事故の発生した工事番号・工事名・工期・工事区分	元災第１１１１号 県道県庁丸ノ内線道路災害復旧工事 令和元年６月１日　～　令和２年３月 31 日 （県工事・一般工事）
事故を起こした業者の元請・下請の別、県入札参加資格の有無	元請（県入札参加資格　有・無　）下請（県入札参加資格　有・無　） 下請　（株）県庁第三建設
事故の概要 （詳しく記入）	事故発生日：令和２年３月〇日 路側擁壁背面の盛土材締固め作業中、作業員が締固め重機と接触し、右足を骨折した。
法令（建設業法・労働基準法・労働安全衛生法等）に対する違反の有無 （詳しく記入）	（主任(監理)技術者・現場代理人の専任、事故時の専任、関係法令等の違反等） 労働安全衛生法及び規則に違反したとし〇〇労働基準監督署から是正勧告書が出されている。
契約・設計図書・指示書に対する違反の有無 （詳しく記入）	(契約・設計図書・指示書どおりの施工が行われているか) 無、契約・設計図書のとおりの施工がなされていた。
建設業者の作業マニュアル・現場指示の的確性（詳しく記入）	（作業マニュアルどおりに行われているか、現場指示は適切か） 作業マニュアルに、締固め重機稼動中の見張り員の記載が明確にされておらず、また、作業員への指導もなされていなかった。
関係機関への通報等	（労働基準監督署、警察署等への届出の状況） 〇月〇日〇時　△△警察署に連絡。◇月◇日◇時現場検証 〇月〇日　△△労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出
事故後の情状 （示談・誠意等）	負傷者は、事故直後（〇月〇日）△△病院に搬送され、入院治療を行い、◇月◇日退院し、×月×日現場復帰。 （現場復帰まで５０日間）
所　　見 （詳しく記入）	事故の原因について 盛土材締固め重機稼動中の注意を怠ったために発生した事故であるが、負傷者が全治するまで６０日以上を要しておらず（５０日）、指名停止措置要件に該当しない。

＊（注）１　事故状況を把握できる範囲内で第１報を速やかに報告し、詳細については続報によること。
２　添付書類としては、業者からの事故報告書、契約書、設計書工事概要、労働者死傷病報告書（業者が労働基準監督署へ提出）、診断書、事故状況説明図、写真等。（何れも写しでよい）
３　労働基準監督署の行政処分等（使用停止命令、是正勧告書、指導票）があれば、速やかに報告のこと。
４　本報告書は発注者が提出すること。

（参考資料）

第１号様式

※様式は、イントラ【掲示板・様式】の【様式】土木政策課　高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱について（様式）R2.4.17　からダウンロードしてください。

第　　号
年　月　日

〇〇〇〇課長
土木政策課長　様
技術管理課長

所属長名

工事事故等報告書―第　報―

（担当者：　　）

商号又は名称代表者氏名（元請業者名）	
許可関係	許可番号　第　　号・許可年月日　年　月　日
事故の発生した工事番号・工事名・工期・工事区分	第　　号 工事 年　月　日　～　年　月　日 （県工事・一般工事）
事故を起こした業者の元請・下請の別、県入札参加資格の有無	元請（県入札参加資格　有・無　）下請（県入札参加資格　有・無　）
事故の概要 （詳しく記入）	事故発生日：　年　月　日
法令（建設業法・労働基準法・労働安全衛生法等）に対する違反の有無 （詳しく記入）	（主任(監理)技術者・現場代理人の専任、事故時の専任、関係法令等の違反等）
契約・設計図書・指示書に対する違反の有無 （詳しく記入）	（契約・設計図書・指示書どおりの施工が行われているか）
建設業者の作業マニュアル・現場指示の的確性（詳しく記入）	（作業マニュアルどおりに行われているか、現場指示は適切か）
関係機関への通報等	（労働基準監督署、警察署等への届出の状況）
事故後の情状 （示談・誠意等）	
所　　見 （詳しく記入）	事故の原因について

＊（注）１　事故状況を把握することができる範囲内で第１報を速やかに報告し、詳細については、続報によること。
２　添付書類としては、業者からの事故報告書、契約書、設計書工事概要、労働者死傷病報告書（業者が労働基準監督署に提出）、診断書、事故状況説明図、写真等（いずれも写しで可）。
３　労働基準監督署の行政処分等（使用停止命令、是正勧告書、指導票）があれば、速やかに報告のこと。
４　本報告書は発注者が提出すること。

第８章　　その他資料

主 要 資 料 等 一 覧 表

提出書類			備考	根拠法等
項目		内容		
契約関係	1 工事費内訳書	入札時	全ての建設工事が対象	
	2 工事請負契約書			
	3 契約保証又は履行保証		請負対象金額500万円以上	契約書4条
	4 現場代理人及び技術者届			契約書10条、業法26条
	5 工事着手届			仕様書1-1-1-8
	6 請負代金内訳書	※１	契約後５日以内	契約書3条、業法20条
	7 工事カルテ		500万円以上契約後１０日以内（当初、変更[工期・請負代金額・技術者変更]、完成、訂正） ※単価契約工事の場合は登録不要	仕様書1-1-1-5 特記仕様書
	8 建退共掛金収納書		契約後３０日以内	諸法、仕様書1-1-1-40
	9 工事変更契約		変更契約書	契約書25条
	10 工事完成通知書		工事完成後１０日以内 ＊監督職員が設計図書と照合して完成を確認したうえ受理すること	契約書32条
検査関係	1 材料検査		工事で使用する各種材料のうち完成後外面から直接明視できないもの等新工法、新材料を採用した工種工事監督職員、検査員が指示するもの監督職員と協議確認のうえ施工のこと	契約書13 条
	2 段階確認等		諸工作物等の各段階検査に於いて監督職員が立会、検査、確認等を要するもの	契約書14条、要綱4条7,、仕様書3-1-1-6
	3 破壊検査		受注者が材料検査、段階確認等を請求しないで施工し、その適否が確認できない場合	契約書32条
	4 部分使用（契約書第34条）		発注者は、工事目的物の全部又は、一部を使用する場合、確認検査を行い受注者の承諾を得て使用する	契約書34条、仕様書1-1-1-22
	5 部分引渡（契約書第39条）		工事完成に先だって引渡し（重複工事で他工事が施工し、完成検査で確認できない場合等を含む）を指定した場合は、部分完成検査を行う	契約書39条
	6 完成検査		工事の全部又は一部が完成した場合、工事完成通知を受理した日から１４日以内に完成検査を完了し、当該検査の結果を通知する　※緊急応急工事については１０日以内	契約書32条、要綱11条、仕様書1-1-1-20
	7 契約不適合責任		工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する	契約書45条

注1） 根拠法等欄記載の略称

- **契約書**;高知県建設工事請負契約書
- **業法**;建設業法
- **再生法**;リサイクル法、廃掃法、建設リサイクル法
- **適正化法**;公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- **安衛法**;労働安全衛生法等
- **要綱**;高知県建設工事技術管理要綱
- **安施技指**;土木(森林)工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術視指針、港湾工事安全施工技術指針
- **諸法**;公害対策基本法、騒音・振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、火薬類取締法、土壌汚染対策法、道路交通法、道路運送法、雇用保険法、労働者災害補償保険法など
- **仕様書**;高知県建設工事共通仕様書
- **特記**;特記仕様書

※１　請負代金内訳書について

【建設工事契約事務処理要領の第３を参照】

入札時に提出を受けた工事費内訳書は、契約締結時の請負代金内訳書に代わるものとして取り扱う

提出書類			備考	根拠法等
項目		内容		
施工計画書（※変更がある場合は、その都度事前に提出すること。）				契約書11条、要綱全般、仕様書1-1-1-4
	1 工事概要	工事名、工事場所、契約金額、工事内容、工期		要綱4条2･5、仕様書1-1-1-4
	2 計画工程表	総合工程表	但し、当初請負代金額1000万円未満は省略、工期が短いものについては、技術管理要綱工程表様式５で代用できる	契約書11条、要綱3条,4条,5条、仕様書1-1-1-4
	3 現場組織表	現場組織	作業主任・資格者等一覧表様式のみ	業法24条の2、要綱4条3
		施工体制台帳	体制台帳は下請があれば全て作成	業法24条の7、契約書6条･7条･10条、適正化法、要綱4条11、仕様書1-1-1-9.10.24A
		施工体系図	体系図は下請があれば全て作成	
	4 主要機械・船舶	機械名、形式、台数、目的、使用工程	主要な機械のみ記載 型式明示写真(黒板)撮影	諸法、要綱4条3
	5 主要材料	材料の品名・形状・寸法・製造業者	主要な材料のみ記載	契約書13条、要綱4条3
	6 施工方法（仮設備計画を含む）	施工方法及び施工の順序	ただし二、三工事であっても応力計算等安全を確認できるものは整備しておくこと	要綱4条3
	7 施工管理	品質管理計画表		要綱3条･4条3･7条、9条7
		出来形管理計画表		要綱3条･4条3･6条1･8条1･9条6
		写真管理計画表		要綱2条･3条･4条3･9条
		段階確認計画表		契約書14条、要綱4条3･7･8、仕様書3-1-1-6
	8 緊急時の体制	緊急時の連絡系統図		契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-11.26、特記
	9 交通管理	交通安全管理、工事標識		契約書29条、要綱4条3、仕様書1-1-1-32、特記、諸法
	10 安全管理	安全管理組織・安全訓練等		契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-11.26、特記
	11 現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等		要綱4条3
	12 環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等		契約書29条、要綱4条3･4、9条9仕様書1-1-1-30、諸法
	13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法			再生法、要綱4条3
	14 その他			

※下請業者が追加となった場合、施工体制台帳・工事作業所災害防止協議会
兼施工体系図現場組織表・安全管理（安全衛生管理体制フロー）も同時に変更提出必要

提出書類			備考	根拠法等
項目		内容		
工程管理	1 総合工程表		当初請負代金額1000万円未満は省略	契約書11条、要3条･4条3･5条、仕様書1-1-1-4.24
	2 PERT工程表	監督職員指示工事		
	3 部分工程表	監督職員指示工事		
施工管理	1 起工測量	全工事	測点及び現地変化点について測量し計画と比較	仕様書1-1-1-37
	2 設計図書照査等報告	全工事	設計図書と対比して報告	契約書18条、要綱4条2、仕様書1-1-1-3
	3 段階確認実施表	段階確認		契約書14条、要綱4条3･7･8、仕様書3-1-1-6
出来形管理	1 変更申請図	計画変更のある全工事	＊金抜き設計書を作成 ＊工事写真等の管理資料を添付すること	契約書18条･31条、要綱6条1、仕様書1-1-1-14、13-1-1-7
	2 施工経過図	場所ちコンクリート（主な構造物）及びトンネル掘削等の施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成する。 なお、契約額1000万円未満は省略。	型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌と整合性を図る	要綱6条1
	3 完成図	全工事	平面図、横断図、展開図等（数字を対比記入）＊展開図については、主な工種のみ	要綱6条1、仕様書3-1-1-7
	4 出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略	展開図に測定数値を記入し省略することができる	要綱2条･6条1
	5 使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	伝票類は提示することとし、提出は不要	要綱6条1、危険物
品質管理	1 アルカリ骨材反応対策	コンクリート使用工事 （注意） ・この場合の荷卸時は、施工時の品質確保のための検査を示す。 ・小規模工事や重要構造物については、８－５～８－１０による。	品質証明書にて確認 （骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合）	要綱7条
	2 塩化物総量規制		鉄筋構造物について試験 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が５０ｍ３未満の場合、1回以上か品質証明書等のみとすることができる （用心鉄筋を有さない無筋構造物の場合省略できる）	
	3 単位水量測定		1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が１００ｍ３／日以上の場合(午前1回、午後１回)	
	4 スランプ管理図		荷卸時、１回／日、及び荷卸時に品質変化が認められた時	
	5 コンクリート圧縮強度総括表		荷卸時、１回／日 重要構造物1回／２０～１５０m3 その他　1回／１５０ｍ３	
	6 空気量測定		荷卸時、１回／日、及び荷卸時に品質変化が認められた時	
	7 コンクリート品質管理図		材令28日強度試験データーが１０個以上の場合はＸ－Ｒｓ－Ｒｍ管理図も作成する	

提出書類			備考	根拠法等
項目		内容		
写真管理	1 着手前及び完成写真			要綱2条・3条・4条 3・9条検査規程11条
	2 施工状況写真			
	3 安全管理写真（交通安全を含む）			
	4 使用材料写真		鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。（形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、だたし保管状況については撮影する	
	5 出来形管理写真		完成後明視でき容易に測定可能な箇所は省略 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）は省略	
	6 品質管理写真		公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合は省略	
	7 災害写真			
	8 事故写真			
	9 その他（公害・環境・補償等）			
その他	1 材料使用承諾願	生コンクリート	・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる ※ＪＩＳ製品は上記資料の提出は不要	契約書13条、要綱4条3
		アスファルト		
		各種材料		
	2 工事日誌		毎月曜日提出。鉛筆書きは不可 施工経過図と整合を図ること （請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示すること）	契約書11条、要綱4条10
	3 工事打合せ書	工事条件変更等確認請求書	契約書18.19条で実施・監督職員の指示は工事日誌、指示簿等による	契約書18条
		工事の内容変更通知書		契約書19条
		工事に関する承諾票		
		工事日誌（打合せ内容を記入）		契約書11条、要綱4条10
		指示簿		
	4 現場出来形寸法		表示（マーキング）	

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の改定について

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の一部を改定しましたので、施工管理に当たっては、適切に取り扱ってください。

記

1　改定内容

次の工種の施工に係る試験区分のうち、必須の試験項目に関する一部。

セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）

2　適用　平成２３年７月１日以降に着手する工事

【改定のポイント】

1　コンクリート重要構造物のコンクリート圧縮強度試験は打設量５０m3 ごとに１回以上としていたが、コンクリート標準示方書どおりの１回／日又は打設量２０～１５０m3 ごとに１回とする。（例えば２００m3／日打設の場合は２回／日となる）

2　コンクリート重要構造物のスランプ試験、空気量測定は、１回／日又は１日当りの打設量５０m3 ごとに回数の多い方としていたが、同様に１回／日又は打設量２０～１５０m3 ごとに１回とする。

3　コンクリート重要構造物の総使用量２０m3 未満の上記試験については、１回以上又は品質証明書等によることができる。

【改定の内容：セメント・コンクリートのみ抜粋】

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
塩化物総量規制	「原則０．３０ｋｇ/ｍ３以下」	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503） または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
単位水量測定	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3 の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3 の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3 の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m3/日以上の場合；２回／日（午前１回、午後１回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3 ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20ｍｍ～25ｍｍの場合は 175ｋｇ／m3、40ｍｍの場合は 165ｋｇ／m3 を基本とする。

注）コンクリートダムにおいても、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が１００m3/日以上となる場合には、特記仕様書で本項を適用するように規定すること。

（特記仕様書記載例）

第○○条　施工管理

・

・

２　コンクリートの品質管理は品質管理基準による他、単位水量測定を実施するものとする。試験方法等はセメント・コンクリートに準じること。

どちらか回数の多い方

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
スランプ試験	スランプ 5 ㎝以上 8 ㎝未満 ：許容差±1.5 ㎝スランプ 8 ㎝以上 18 ㎝以下：許容差±2.5 ㎝（コンクリート舗装の場合）スランプ 2.5㎝：許容値±1.0 ㎝ （道路橋床版の場合） スランプ 8㎝を標準とする。	・荷卸し時 1 回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 重要構造物のコンクリート使用量が 20m3 未満の場合は 1 回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。
コンクリートの圧縮強度試験	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1 回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 本（σ7･･･3 本、σ28･･･3 本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3･･･3 本についても採取する） 1 週の圧縮強度試験は、監督職員による立会は不要。	・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 重要構造物のコンクリート使用量が 20m3 未満の場合は 1 回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・σ28 については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。

どちらか回数の多い方

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
空気量測定	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 重要構造物のコンクリート使用量が 20m3 未満の場合は 1 回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。
	以下省略		

コンクリート品質管理基準の運用フロー

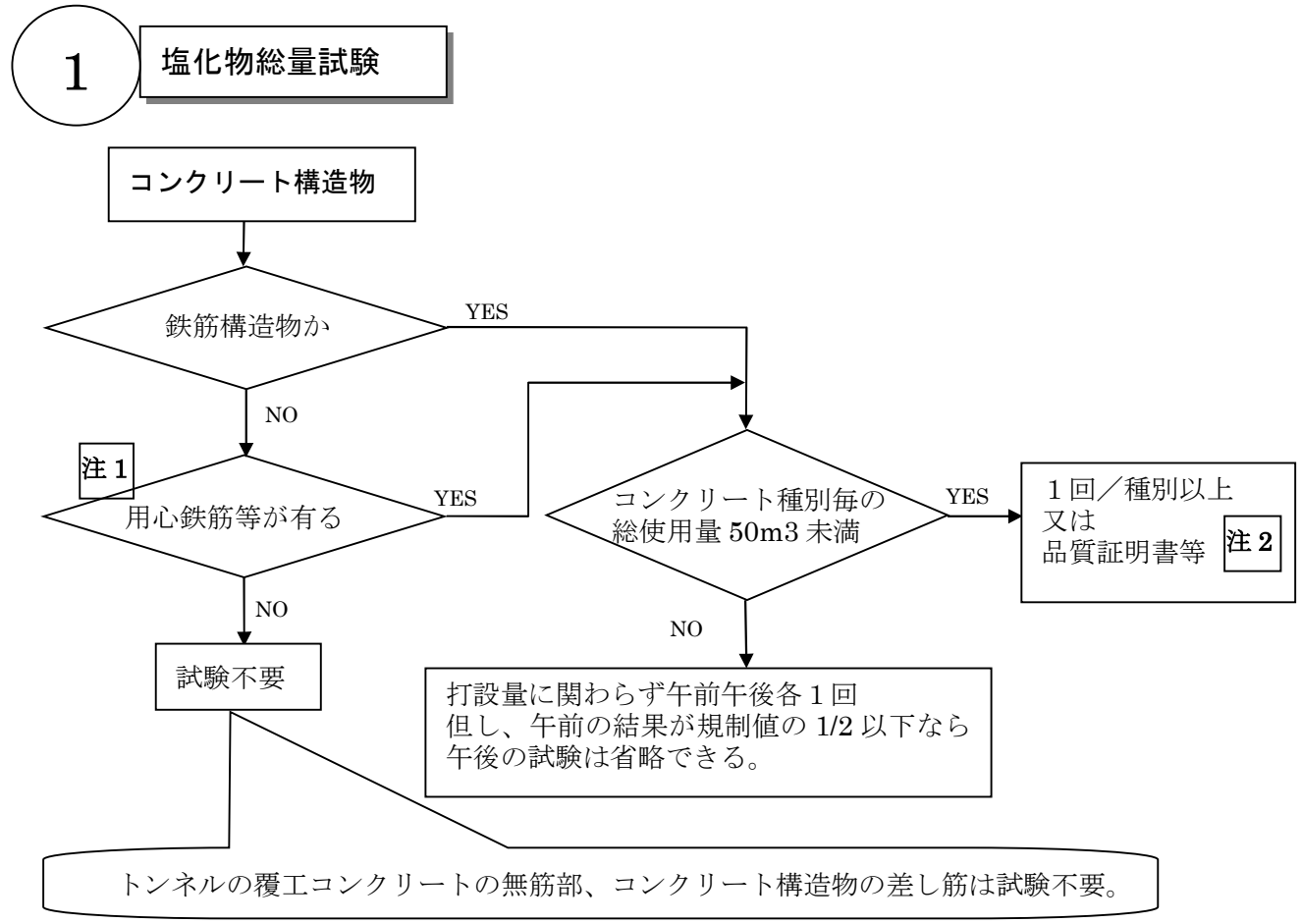

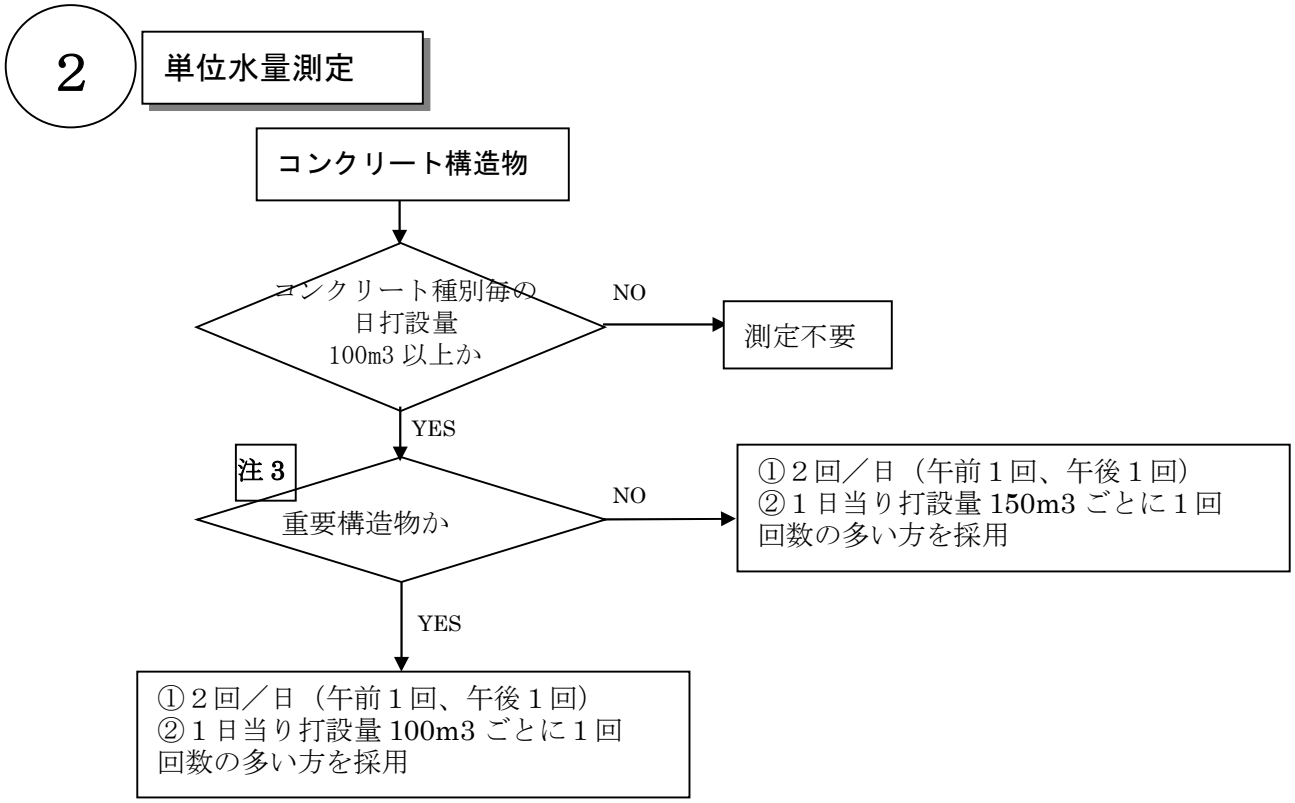

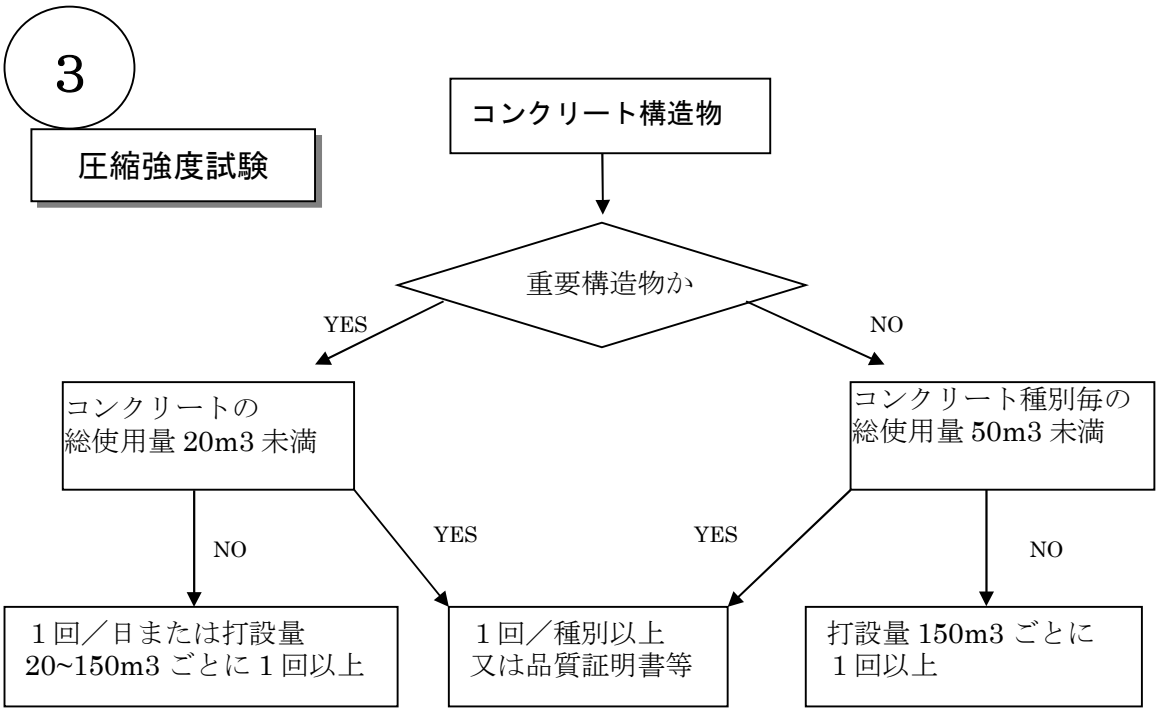

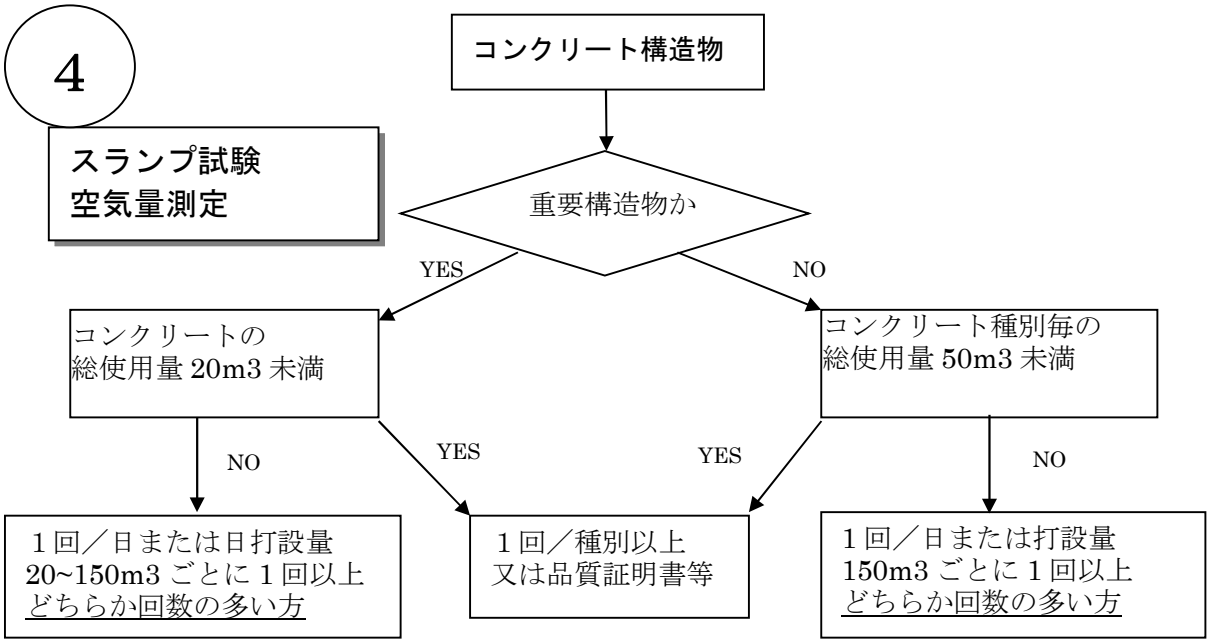

注１：用心鉄筋とは、荷重による応力集中、温度や乾燥収縮によるひび割れに対して、設計計算上は算定されないが、用心のために用いる補助の鉄筋。

注２：品質証明書とは、施工業者（購入者）の求めに応じて、生コン工場（生産者）が発行する証明書で、当該製品の荷降ろし地点における品質を製造者の責任で保証する書類。

注３：重要構造物とは、

①高さが５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁

②内空断面積が 25m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類

③橋梁上・下部工

④トンネル

⑤高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門

をいう。但し、いずれの工種も工場製品は除く。

29 高土政第 1248 号
平成 30 年３月 26 日

各部局長
議会事務局長
公営企業局長
教育長
警察本部長
監査委員事務局長
様

土木部長

設計変更に関する事務取扱要領の一部改正について（通知）

設計変更に関する事務取扱要領（平成18年３月30日付け17高建管第729号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

１　改正内容

平成 30 年４月の基準書改定に合わせて、工事価格の端数処理について、変更を行うものです。

２　施行日

この改正は、平成 30 年４月１日から施行し、積算単価適用日が施行日以降の設計書に適用する。

なお、積算単価適用日が平成 30 年３月 31 日以前の積算単価を適用している設計書については、従前の例による。

別紙

設計変更に関する事務取扱要領

（基本原則）

第１条　工事の発注に当たっては、事前の設計及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要を生じないように措置すべきである。しかしながら、工事にはその性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合等があり、このような原因により設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において、標準書式の工事請負契約書（昭和 48 年６月６日制定。以下「契約書」という。）の規定に基づき、その一部を変更することができる。

（設計変更の範囲）

第２条　設計変更の範囲は次のとおりとする。

２　変更見込金額が当初請負代金額の 30%以内（変更見込額が 75 万円未満の増減である場合を除く。）かつ 2,000 万円以内の範囲で増減する場合で、それぞれ次の要件を満たしている場合に限るものであること。

（１）　延長（数量）

当初設計の 20%以内の範囲で増減をする場合

（２）　単価

当初設計にない新たな工種が生じた場合及び契約書第 25 条の規定に基づく変更をする場合

（３）　箇所

当初設計の起・終点を 20%の範囲で変更する場合。ただし、変更前の工事箇所と変更しようとする工事箇所とが連続している場合であること。

（４）　工法

当初設計に基づく決定工法では施行が不可能な事態が生じた場合における決定工法と同一程度の効用を有する工法に変更する場合

３　次の各号に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず設計変更することができる。

（１）　工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合

（２）　契約書第 18 条第４項の規定に基づき、前号に規定される以外の事由により設計変更しようとする場合又は実施設計書の施工条件を処理するために設計変更しようとする場合にあっては、前項の列記部分以外で定める範囲において設計変更をすることができる。

（３）　特別の事情により、知事が特に必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、設計変更することができる。

（別途契約）

第３条　変更見込額が当初請負代金の 30%を超え（変更見込額が 75 万円未満の場合を除く。）又はその額が 2,000 万円を超えるときは、別途契約を締結しなければならない。ただし、前条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、この限りでない。

（設計変更の手続）

第４条　設計変更の手続は、次によるものとする。

２　工事施工中において設計を変更する必要が生じたときは、原則として変更設計書を作成し、必要により契約変更の手続をとること。

３　本庁において契約した工事について設計を変更する必要が生じたときは、原則として次のとおり事業主管課と事前協議を行うこと。

（１）　後日の設計変更により措置できる見込みの変更については、その都度変更は行わず、事前協議書（別紙様式１）により事業主管課長に対して行う事前協議（以下「事前協議」という。）により変更の承認があったものとし、工事の継続施工の迅速化等を図るものとする。ただし、変更部分が工法的にも簡易であり、また、その数量も軽微なものと認められるものは、事前協議を省略することができる。

なお、事前協議の変更の承認のみでは、変更契約を行っていない施工部分の支払はできないので、この部分の支払については、契約変更の手続き等を経て行うものとする。

（２）　設計変更の事前協議の対象及び範囲は、次のとおりとする。

ア　主務大臣の承認を必要とする設計変更

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定に基づき補助事業等に要する当該箇所における決定工事費の配分等の変更で主務大臣の承認を必要とするものにかかる設計変更

イ　第２条第３項第１号又は第３号による設計変更

４　条件変更等の処理方法は次のとおりとする。

（１）　受注者から契約書第 18 条第１項に基づく通知を受け、確認を求められた場合の処理は、次によるものとする。

ア　監督職員は、受注者に対して工事条件変更等確認要求書（別紙様式２）に「変更事項」を記入させ、２部提出させるものとする。

イ　監督職員は、確認要求書の記載事項を調査及び確認のうえ、「変更事項に対する措置方法」欄へ指示事項等を明記し、所属長（土木事務所において施工する工事にあっては土木事務所長、事務所において施工する工事にあっては事務所長をいう。次号において同じ。）の決裁を受けるものとする。

ウ　決裁後、確認要求書の１部は記名押印のうえ、受注者に送付するものとする。

エ　設計変更の事前協議を要するものは、前項に規定する事業主管課長の承認後、この処理を行うものとする。

オ　設計変更の事前協議に時間を要する場合及び設計を伴うなどの変更事項に対する措置方法の決定に時間を要する場合は、その旨を記載し、回答することとして、措置方法の決定後、契約書第 18 条第３項に基づき内容変更通知書（別紙様式３）により指示を行うものとする。

（２）　契約書第 19 条に基づく設計変更の必要が生じた場合又は監督職員自らが契約書第 18 条第１項に掲げる事実を発見した場合の処理は、次によるものとする。

ア　監督職員は、工事の内容変更通知書（別紙様式３）に所定の事項を記入のうえ、所属長の決裁を受けるものとする。

イ　決裁後、受注者に対し通知書を２部送付して、変更の同意を求めるものとする。

ウ　受注者が変更に同意すれば、通知書に記名押印のうえ、１部提出させるものとする。

エ　設計変更の事前協議を要するものは、事前協議のうえ、この処理を行うものとする。

（３）　前２号に掲げる場合以外の変更内容が極めて軽微なものについては、従来どおり工事日誌への記入による指示等とするものであること。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

第５条　設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

（設計変更に伴う積算）

第６条　設計変更を行う単価及び歩掛については、次のとおり設計変更の生じた時期や内容によって積算を行うものとする。

（１）　現地精査等に伴う数量の変更については、既契約の歩掛及び単価を使用。

（２）　構造、工法、位置、断面等の変更にあって、同工種又は類似工種の追加については、既契約の歩掛及び単価を使用。

（３）　構造、工法、位置、断面等の変更にあって、新工種の追加については、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。

（４）　工事を追加する場合は、同工種又は類似工種、新工種ともに、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。

ここで、「変更通知時点」とは、発注者と受注者の協議が調った日をいう。また、「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意思による工事内容の追加であ

り、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

（参考）設計変更の積算の組合せ

変更の内容		積算歩掛	積算単価
変更の種別	工種内容		
現地精査等に伴う数量変更		既設計の歩掛	既設計の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既設計の歩掛	既設計の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

（設計変更の処理方法について）

第７条 設計変更に伴う金入り変更設計書は、次のとおり作成するものとする。

（１） 変更設計の対照を行う場合においては、次により上下二段書きで対照すること。

ア 変更設計の事項は下段に記載し、対照する元設計事項は当該欄の上段に記載する。

イ 変更設計に新たな事項を加えた場合の上段への記載は空白とする。

ウ 変更で既計上の事項が無くなるときは、下段に「０」を記載し、上段には元設計事項を記載する。

エ 変更の無い事項は、元設計事項を上下段に記載する。

（２） 変更後の工事価格の算出については、土木工事標準積算基準書によるものとする。

（３） 協議の対象として算出した変更請負金額となるべき額に１円未満の金額が生じた場合は、その端数は切り捨てて契約すること。

２ 請負代金の部分払をする場合において、設計の変更をしなければ支払ができない工事については、変更を必要とする部分のうち、支払に支障のない限度（間接的に影響する部分は考慮しない。）の変更を行うことにより、支払の迅速化を期するようにすること。

３ 前項以外の変更（最終変更を含む。）については、請負代金の部分払のための設計変更、出来高検査調書、設計変更事前協議書等の以前の変更記録及び現場の状態を十分考慮して慎重に行うこと。

附 則

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、平成30年４月１日から施行する。ただし、同日以降の積算単価が適用される設計書に適用し、同日前の積算単価が適用される設計書については、なお従前の例による。

別紙様式2

所長					監督職員

決裁欄については、監督職員と協議すること

工 事 条 件 変 更 等 確 認 要 求 書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　濵田　省司　　様

（受注者）

㊞

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、つぎのとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名（工事番号）	
2 工事場所	
3 工期	
4 変更事項	建設工事請負契約書第18条第1項第　　号による。
	具体的事項（必要に応じて図面、写真を添付して説明すること）

うえのことについては、つぎのとおり措置して下さい。

令和　　年　　月　　日

（受注者）

様

高知県知事　濵田　省司　印

5 変更事項に対する措置方法（図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く）

設計変更ガイドラインに基づき明記すること

【概算増減額：〇〇千円増】

注　1　受注者は「変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。
　　2　監督職員は記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

別紙様式3
（第18条第3項）
（第19条第1項）

所長					監督職員

工 事 の 内 容 変 更 通 知 書

令和　　年　　月　　日

（受注者）

様

高知県知事　濵田　省司　印

下記工事について工事の内容を変更したいので、建設工事請負契約書第　　条　　項に基づき通知します。

記

1 工事名（工事番号）	
2 工　事　場　所	
3 工　　期	
4 変　更　内　容	**設計変更ガイドラインに基づき明記すること** **【概算増減額：〇〇千円増】**
5 変　更　理　由	

上記については、同意します。

令和　　年　　月　　日

高知県知事　濵田　省司　　様

（受注者）

㊞

所　長	技術次長		工務課長	チーフ	担　当	

材　料　使　用　承　諾　願

令和○年○月○日

高知県知事　濵田　省司　　様

受　注　者　高知市丸の内1-2-3
株式会社　高知建設

兼務の場合は現場代理人兼主任技術者と記入

現場代理人
主任技術者

記

1 工事番号　道改国第123-12号

2 工　事　名　国道123号道路改築工事

3 申請事項　別紙のとおり

上記申請事項を承諾します。

令和○年○月○日

条　　件

高知県知事　濵田　省司

所　長	技術次長		工務課長	チーフ	担　当	

承　　諾　　願

令和○年○月○日

高知県知事　濵田　省司　　様

出来形管理図書作成を委託する場合の承諾願いの例。ただし、記載内容及び添付資料があればよいので、この様式にはこだわらない。

受　注　者　高知市丸の内1-2-3
株式会社　高知建設

現場代理人

主任技術者

記

1 工事番号　道改国第123-12号

2 工　事　名　国道123号道路改築工事

3 契　約　日　令和○年○月○日

4 工　　期　令和○年○月○日　～　令和○年○月○日

5 申請事項　高知県建設工事技術管理要綱　第６条２項に基づき出来形管理図書の作成を委託したく承諾をお願いします。

委託先（予定）：県総合コンサルタント株式会社

上記申請事項を承諾します。

令和○年○月○日

条　　件

協議時には、現場代理人・主任　監理技術者のいずれかを立会させること。
契約締結後は、契約書の写しを提出し、担当者の雇用関係を証する資料を提示すること。

高知県知事　濵田　省司

工　事　に　関　す　る　確　認　票

令和　　年　　月　　日

工事番号		受注者名	
工　事　名		現場代理人	（電子印）
		主任技術者	（電子印）

確認事項

電子メールで行う場合の手順

①.受注者はＰＤＦファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。
②.監督員は、紙ベースで決裁者までの押印と保存。　③.②で決裁が終われば①に監督員の電子印を押して受注者にメール送信する。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。

添　付　図　　葉

上記事項の確認をお願いします。

上記事項を確認する。 令和　　年　　月　　日	チーフ	㊞	監督職員	㊞

工　事　に　関　す　る　確　認　票

令和　　年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">工事番号</td><td></td><td>受注者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　事　名</td><td></td><td>現場代理人</td><td colspan="3">（電子印）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">確
認
事
項</td><td colspan="3" rowspan="2">１．休日（夜間）作業届</td><td>主任技術者</td><td colspan="3">（電子印）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（作業日、作業時間）　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時　　分から　　時　　分まで
（作業内容）
（作業理由）

<u>電子メールで行う場合の手順</u>
①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。 ②.監督員は、紙に出力し決裁を開始する。 ③監督職員は決裁終了後、<u>ファイル等に整理しておく。</u>受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。

添　付　図　　葉</td></tr>
<tr><td colspan="6">上　記　事　項　の　確　認　を　お　願　い　し　ま　す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上　記　事　項　を　確　認　す　る。
令和　　年　　月　　日</td><td>チーフ</td><td>㊞</td><td>監督職員</td><td>㊞</td></tr>
</table>

工　事　日　誌

工務課長		チーフ		監督員	

工事番号 工　事　名		工　　期	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日
受注者名		現場代理人	
		主任技術者	

月日	月　日(月)		月　日(火)		月　日(水)		月　日(木)		月　日(金)		月　日(土)		月　日(日)	
作業内容	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温
法面工			No.3+10～No.5 ラス金網		No.3+10～No.5 ラス金網		No.3+10～No.5 法枠位置出し		No.3+10～No.5 法枠位置出し		休工		休工	
擁壁工	No.1～No.1+10 1号山留擁壁 2リフト型枠				No.1～No.1+10 No.2～No.2+10 1号山留擁壁 2リフト打設									
排水工	1号集水桝 基礎砕石 敷モルタル		1号集水桝 型枠		1号集水桝 打設									

作業内容はできるだけ具体的に記載する。
作成は始期日から記載する。

電子メールで行う場合の手順

①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式を、監督員にメール送信する。
②.監督員は、紙に出力し決裁する。

備　考	
	＊ここに記入しなければならない項目
	1　工事着手日には作業内容(現場事務所の設置、測量等)を記載
	2　監督員の指示等
	3　安全教育(実施日、実施時刻を記入:○月△日　□時～▽時)
	パトロール(実施日を記入:●月▲日)
	4　毎月15日と月末に計画と実績の進捗率
	5　段階確認の内容・確認者

※共通仕様書
「工事着手日」参照

※鉛筆書きは不可。

支　給　材　料　受　領　書

高知県知事　濵田　省司　様

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　高知市丸の内1-2-3
株式会社　　高知建設
代表取締役　　高知　太郎

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工 事 名						
工事番号						
工事場所						
品　　目	規　格	単　位	数　　量			備　　考
			前回まで	今　回	累　計	

(2部作成しその1部は受注者が保管する)

別紙

材　料（木材）使　用　承　諾　願

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

受注者
住所
会社名
現場代理人
主任技術者

兼務の場合は現場代理人
兼主任技術者と記入

記

1. 工事番号
2. 工　事　名
3. 工事場所
4. 契　約　日　　令和　　年　　月　　日
5. 工　　期　　（自）令和　　年　　月　　日～（至）令和　　年　　月　　日
6. 申請事項　　下記のとおり

材料名	規格・形状	数量	単位	県産材利用		合法証明		木材市場	製造・加工業者
				県産材	県外産	有	無		
			m3 m3	○	○	○	○	△△共販所	製品 メーカー

※【県産材利用欄】：県産材、その他産材いずれか該当する方に「○」を記載し、県産材の場合は、別記第１号様式を、県外産の場合は、別記第2号様式を添付する。

※【合法証明欄】：合法性証明がある木材の場合は有に、無い場合は無に「○」を記載する。

※承諾願い提出時、納入していなければ証明は無理。

下記の条件へ
「納入があった場合には、別記第１号・第2号様式を速やかに提出すること」と記入

7. 県産材を使用できない理由
   □県内に流通が無いため
   □県産木材の価格が著しく高いため
   □納期に間に合わないため
   □その他（理由：

上記の材料の使用を承諾願います。

下記の条件をもって、材料の使用を承諾します。

令和　　年　　月　　日

高知県知事

条件
納入があった場合には、別記第　　号様式を速やかに提出すること。

別記第1号様式

県産木材納入証明書

令和　年　月　日

〇〇建設株式会社　様

証明者
住所
氏名
TEL
※【認定番号：〇〇第〇〇号】

下記のとおり高知県産木材を納入したことを証明します。

記

納入元	名　称			
	住　所			
	※認定番号	〇〇第〇〇号		
納入材の内容	樹　種			
	納入量	m3 本	m3 本	m3 本
	※規　格	φ＝　mm L＝　mm	φ＝　mm L＝　mm	φ＝　mm L＝　mm
合法性が証明された木材であるか	□有 □無 （いずれかチェック）	無の場合の理由 □平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 □現地発生材を使用 □その他（理由：　　）		

注1. 県産木材の販売者（木材市場、小売、卸売業、製材業等）が、県産木材の購入者（工事受注者）に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。（FSC・SGEC）
森林認証番号例・・・SW－COC－第〇〇号

別記第2号様式

県外産合法木材納入証明書

令和　年　月　日

〇〇建設株式会社　様

証明者
住所
氏名
TEL
※【認定番号：〇〇第〇〇号】

下記のとおり合法木材を納入したことを証明します。

記

納入元	名　称			
	住　所			
	※認定番号	〇〇第〇〇号		
納入材の内容	樹　種			
	納入量	m3 本	m3 本	m3 本
	※規　格	φ＝　mm L＝　mm	φ＝　mm L＝　mm	φ＝　mm L＝　mm
合法性が証明された木材であるか	□有 □無 （いずれかチェック）	無の場合の理由 □平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 □現地発生材を使用 □その他（理由：　　）		

注1. 木材の販売者（木材市場、小売、卸売業、製材業等）が、購入者（工事受注者）に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。 認定番号例・・・全森合認第〇〇号

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。（FSC・SGEC）
森林認証番号例・・・SW－COC－第〇〇号

木製型枠の確認

(1)型枠や仮設材は材料ではないことから、施工計画書中の使用材料への記載や材料承諾願の提出の必要はない。ただし、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を行うこと。
(2)県産材で製作された型枠については、上記の確認時に製造者の証明(スタンプ)※があることの確認を行うこと。

※製造者の証明(スタンプ)
・型枠として購入した場合、型枠1枚に対して1箇所にスタンプが表示されている。
・県産材で製作された板材を使用し受注者が自ら型枠を製作した場合、型枠となる前の板材1ロット(型枠1枚分(0.6坪))に対して1箇所にスタンプが表示されている。

表示例

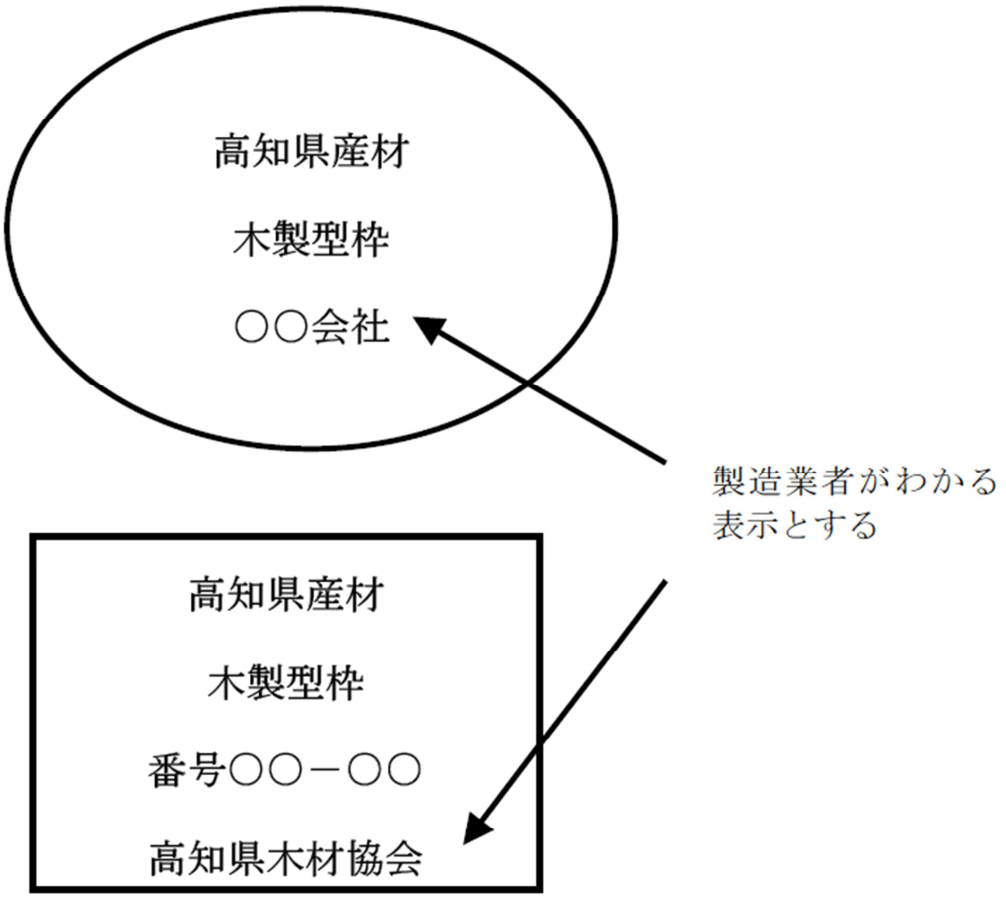

コンクリートの品質検査の改正について

レディーミクストコンクリートは、フレッシュコンクリートを商品として購入するもので、購入にあたって施工者は、原則としてJISA5308（製造～荷卸し）に適する品質のものを受け入れなければならない。また、コンクリート構造物の耐久性能は、設計、材料、施工のすべての影響を受けやすく、生産者・施工者・発注者は、所要の性能が得られるように各々の立場でコンクリート標準示方書等に基づき耐久性能の向上に向け取り組んでいく必要があり、各々が責任を持って品質検査を行うこと。

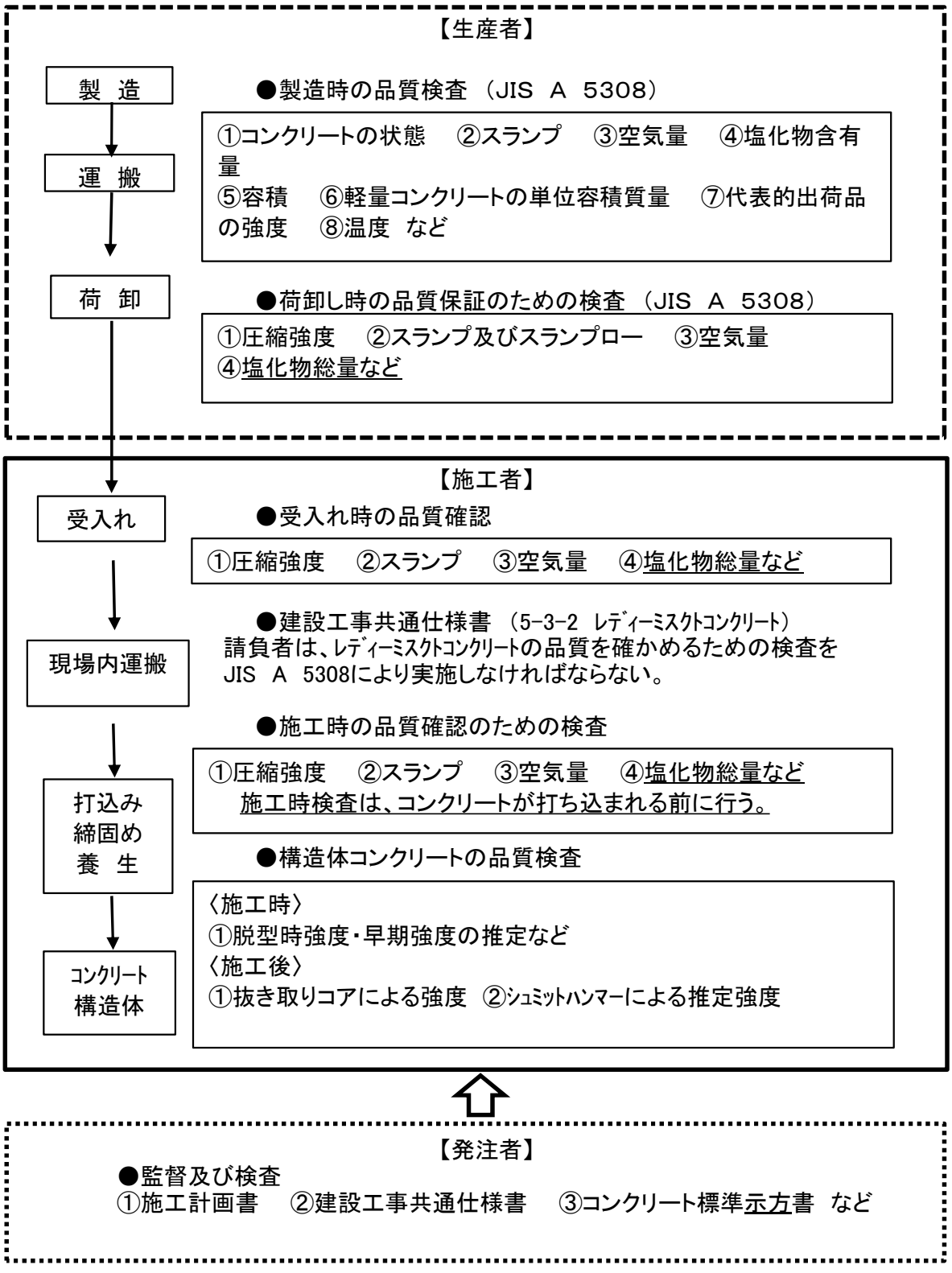

コンクリートの品質検査の時期及び頻度について

項　　目		生産者が行う荷卸し検査	施工時の品質確保検査 （品質管理基準）	規格値
圧縮強度		荷卸し時 普通、軽量、舗装ｺﾝｸﾘｰﾄ ・・・・・150m3毎に1回 高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ ・・・・・100m3毎に1回	施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて 20～150m3毎に1回	1回の試験結果は指定強度の呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）
フレッシュコンクリートの状態			施工時	ワーカビリティが良く、品質が均質で安定していること。（コンクリート標準示方書）
スランプ		荷卸し時、必要に応じて適宜	施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて20～150m3毎に1回どちらか回数の多い方。	許容誤差：スランプ5ｃｍ以上８ｃｍ未満＝±1.5ｃｍ、スランプ８ｃｍ以上１８ｃｍ以下＝±2.5ｃｍ 空気量±１.5%
空気量		荷卸し時、必要に応じて適宜		
温度				
単位容積質量				
塩化物総量		工場出荷時に行うことができる	施工時 ｺﾝｸﾘｰﾄの打設が午前、午後にまたがる場合は午前中に1回/日、試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は午後の試験を省略可能。用心鉄筋を有しない無筋構造物は除く。	原則とし0.30kg／m³以下
アルカリ骨材反応			試験成績表等による確認	アルカリ総量抑制（アルカリ総量（Na2O換算）3kg／m³以下）
配合	単位水量		1日当たりのｺﾝｸﾘｰﾄ種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合、2回/日（午前1回、午後1回）又は構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回	・測定した単位水量が、配合設計±１５kg／m³の範囲である場合はそのまま施工してよい。 ・測定した単位水量が、配合設計±１５kg／m³を超え２０kg／m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車は打設する。その後、配合設計±１５kg／m³以内に安定するまで、運搬車３台毎に１回、単位水量の測定をする。
	単位セメント量		計量印字記録（コンクリート標準示方書）	許容範囲内にあること。
	水セメント比		セメントの計量印字記録と骨材の表面水率及び単位水量の計量印字記録から求める。工事開始時、及び材料或いは配合が変化した時。（コンクリート標準示方書）	
	その他、コンクリート材料の単位量		コンクリート材料の計量印字記録。荷卸し時、午前２回以上、午後２回以上。（コンクリート標準示方書）	

※施工時とは、コンクリート投入直前時のことである。

試験成績証明書の取り扱いについて（例）

工事材料の品質については、JIS規格に適合し、又はこれと同等以上の品質を有することが求められる。

受注者は、設計図書に定めた工事材料の品質と同等以上の材料について、試験成績証明書や品質証明書を添えて材料使用承諾願いを監督職員に提出しなければならない。その場合、試験成績証明書や品質証明書は、物理的・化学的性質を満足し、納入材料との関係を確認できるものとし、証明書の信頼性を高めるため下記事項を記載しなければならない。

【必要な記載事項】
①日付；年月日
②宛名；依頼主等
③品名、品番、供試体等
④検査品のロット番号
⑤試験項目、規格値等
⑥試験結果、試験方法
⑦試験機関等；住所、名称、印、連絡先（電話、FAX）
⑧試験責任者；住所、氏名、印

【場合により記載が必要なもの】
①証明書の有効期間
②試験者の資格；資格名、登録番号
③品質管理方法

＜記入例（自由様式）＞

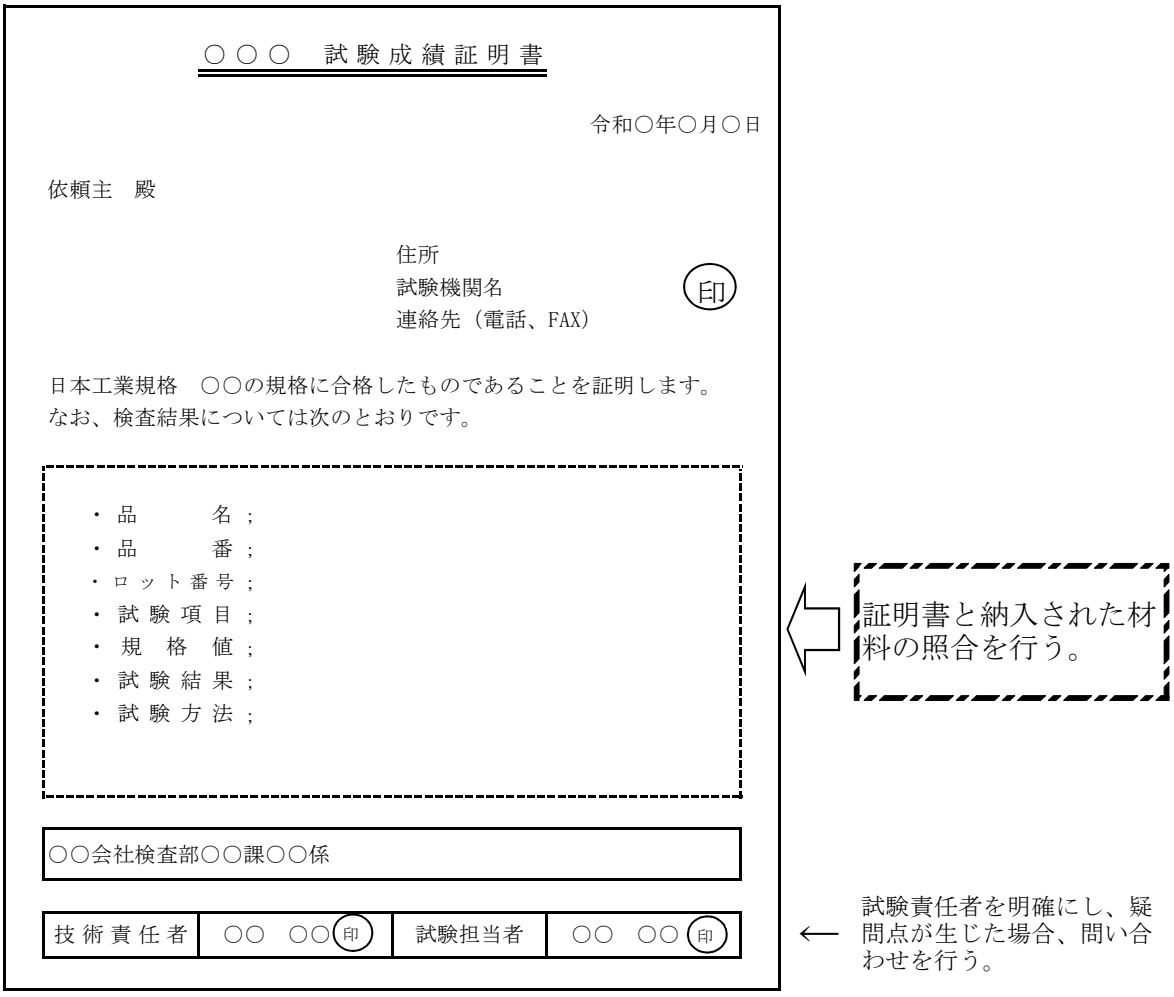

事　務　所　名
工　事　番　号
工　　事　　名

表題名（例）

完　　成　　写　　真

工事箇所：高知県○○市（郡）○○○○

※写真の紙質は写真用紙にする必要はありません

検査日　　：令和○○年○月○○日
検査員　　：技査　○○　　○○
施工業者：○○建設株式会社

（注）表題名：　完成、中間、出来高の区分けをすること。

事　務　所　名
工　事　番　号
工　　事　　名

表題名（例）

完 成 検 査 結 果 報 告 書

工事箇所：高知県○○市（郡）○○○○

検査日　：令和○○年○月○○日
検査員　：技査　○○　○○
施工業者：○○建設株式会社

（注）表題名：　完成、中間、出来高の区分けをすること。

検 査 検 測 結 果 表

検査年月日

検 査 員

	検査項目	工 種	測 点	位 置	設計値	検測値	誤差(mm)	規格値(mm)	合否
	注 1 出来形管理図表、3段書上段に検査員測定値を記入たものは、検測結果表に記入の必要なし。								
	2 出来形管理図表が作成されてないものについては、検測結果表に記入。								
	3 測定位置の平面図、ポンチ絵は不要。								
	4 テストハンマー等については、検測結果表に記入。								
	5 その他特殊工事については、検査員の指示によること。								
	6 コンクリート強度試験の設計値は配合強度とし、設計図書で指定された強度を( )書きで併記すること。(記入例:21(18)N/mm2)								
	7 コンクリート強度試験の規格値は配合強度に基づいた値とすること。								

出 来 形 管 理 図 表

検　測　者	主任技術者又は監理技術者

上段：（　　）は自社管理値mm

下段：規格値mm

2号路側ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁

検測年月日	測　点	基準高天端　▽ (±40) ±50			基礎コン　t1 (-40) -50			裏込砕石（底面）　t2 (-40) -50			SL=1.8コン　t3 (-40) -50			SL=1.8裏込砕石　t4 (-40) -50			天端コン　t5 (-40) -50		
		設　計	実　測	差	設　計	実　測	差	設　計	実　測	差	設　計	実　測	差	設　計	実　測	差	設　計	実　測	差
1月29日	NO.12	300.973	300.970	-3															
12月20日		300.973	300.968	-5	0.56	0.65	+90	—	—	—	0.56	0.57	+10	0.33	0.33	±0	0.56	0.57	+10
1月29日	NO.13	301.263	301.247	-16				0.60	0.60	±0									
12月20日		301.263	301.256	-7	0.56	0.59	+30	0.60	0.60	±0	0.56	0.56	±0	0.40	0.40	±0	0.56	0.56	±0
1月29日	NO.14	301.919	301.925	+6				0.70	0.72	+20									
12月20日		301.919	301.921	+2	0.56	0.56	±0	0.70	0.71	+10	0.56	0.56	±0	0.52	0.65	+130	0.56	0.57	+10

検測年月日	測　点	裏込砕石（天端）　t6 (-40) -50			高さ(裏込天端)　h (-40) -50			法長　SL (-80 ,-40) -100,-50		
		設　計	実　測	差	設　計	実　測	差	設　計	実　測	差
2月15日	NO.12							3.54	3.54	±0
1月29日								3.54	3.54	±0
12月20日		0.05	0.05	±0	0.200	0.200	±0	3.54	3.54	±0
2月15日	NO.13							3.80	3.82	+20
1月29日								3.80	3.82	+20
12月20日		0.15	0.15	±0	0.200	0.190	-10	3.80	3.82	+20
1月29日	NO.14							4.47	4.47	±0
12月20日		0.30	0.35	+50	0.200	0.190	-10	4.47	4.48	+10

ブロック積工

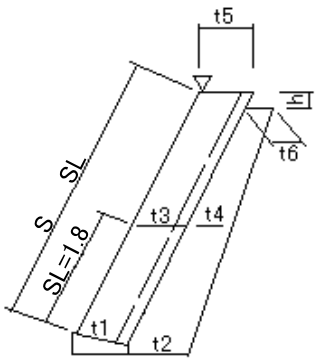

※3段書き

上段　検査職員測定値(赤)
中段　監督職員測定値(青)
下段　管理値(黒)

段階確認の測定値は、監督職員測定値欄へ記載すること。
段階確認は、現地確認が原則であるが、やむを得ず書類により確認したものについても、同様に扱う。

【漁港・港湾用】

消波ブロック　32t　型

出来形管理表（外観）

現場代理人：

主任技術者：

工事名：○○港改修工事

観察日	No	豆板	欠け	目違	クラック	観察者
年月日	1	OK	OK	OK	OK	高知　太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮　花子
年月日	2	OK	OK	OK	OK	高知　太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮　花子
年月日	3	OK	OK	OK	OK	高知　太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮　花子
年月日	4	OK	NG	OK	OK	高知　太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮　花子
年月日	5	OK	OK	OK	OK	高知　太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮　花子
	6					
	7					
	8					

観察日	No	豆板	欠け	目違	クラック	観察者
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					

異形ブロックの外観判定基準の目安

1，ブロック1個につき豆板は100c㎡以内で深さが3cm以内

2，ブロックの完成品及び移動中の欠けが最大径10cm深さ5cm以内でブロック1個につき1箇所

3，型枠目違が1cm以内

展　　開　　図

s=1:100

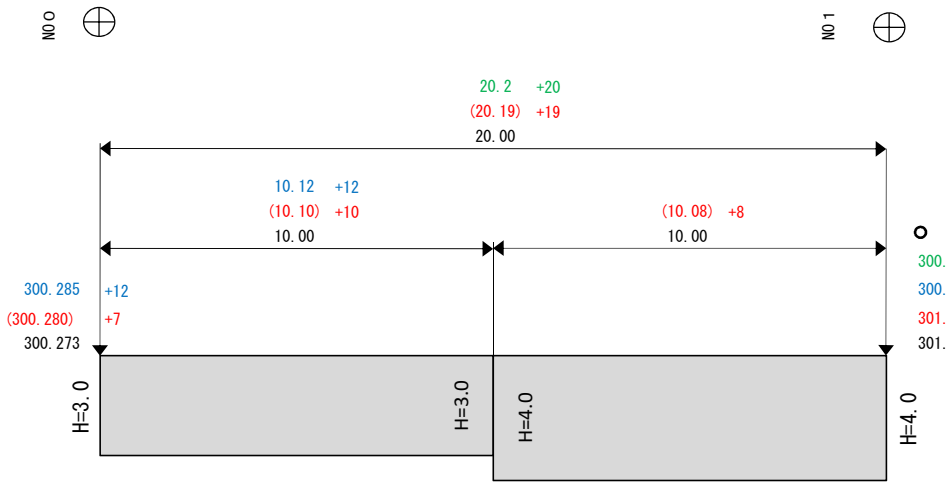

規格値(単位mm等)も
入れること。

300.270 +7 ……検査職員測定値
300.276 +13 ……監督職員測定値
301.275 +12 ……自社測定値
301.263 ……設計値

測定項目		規格値	自社管理値
基準高 ▽		±50	±40
厚 さ t		−20	−16
裏 込 厚 さ		−50	−40
幅 w1、w2		−30	−24
高さ h	h<3m	−50	−40
	h≧3m	−100	−80
延長 L		−0.5%ただし 最大−200 最小−50	−0.4%ただし 最大−160 最小−40
勾配の開き		±0.5分	±0.4分

NO　O

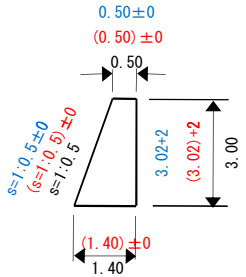

NO O+10

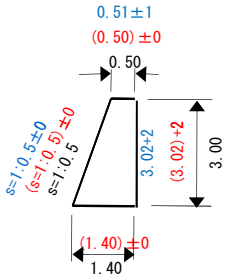

NO O+10´

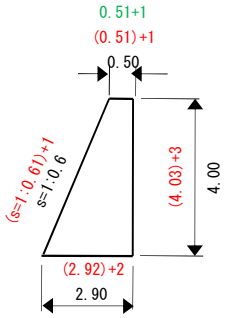

NO　1

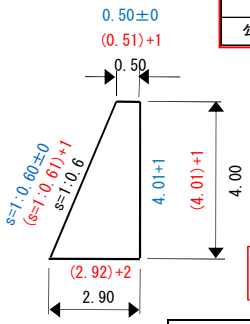

出来形管理図

注）出来形管理図表は、図面で表示可能なものは省略可。
省略する場合、展開図に監督職員や検査職員の測定値を記入すること。
測定値は測定者が分かるよう色等により工夫すること。（自社測定値・・・赤色、監督職員及び検査職員・・・任意）
完成図の利用も可。

高 知 県			
工事種別	○ ○ ○ ○ 工事　第 ○ ○ 号		
図面名称	擁壁工 展開図	縮尺	図示
路線名	○ ○ ○ ○		
工事箇所	○○ (市)郡 ○○ (町)村 大字 ○○ 地内		
設計種別	第一回変更図	図面番号	1 / 1
事務所名	○ ○ 事務所		

施 工 経 過 図

山留擁壁工

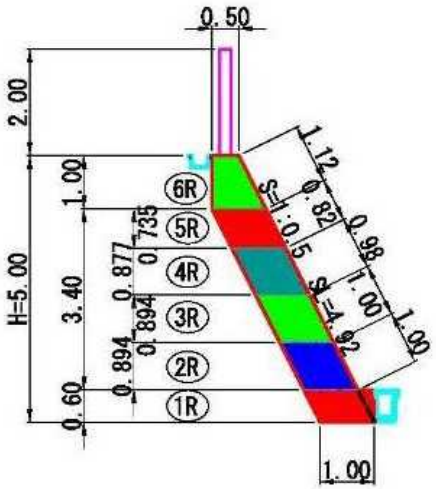

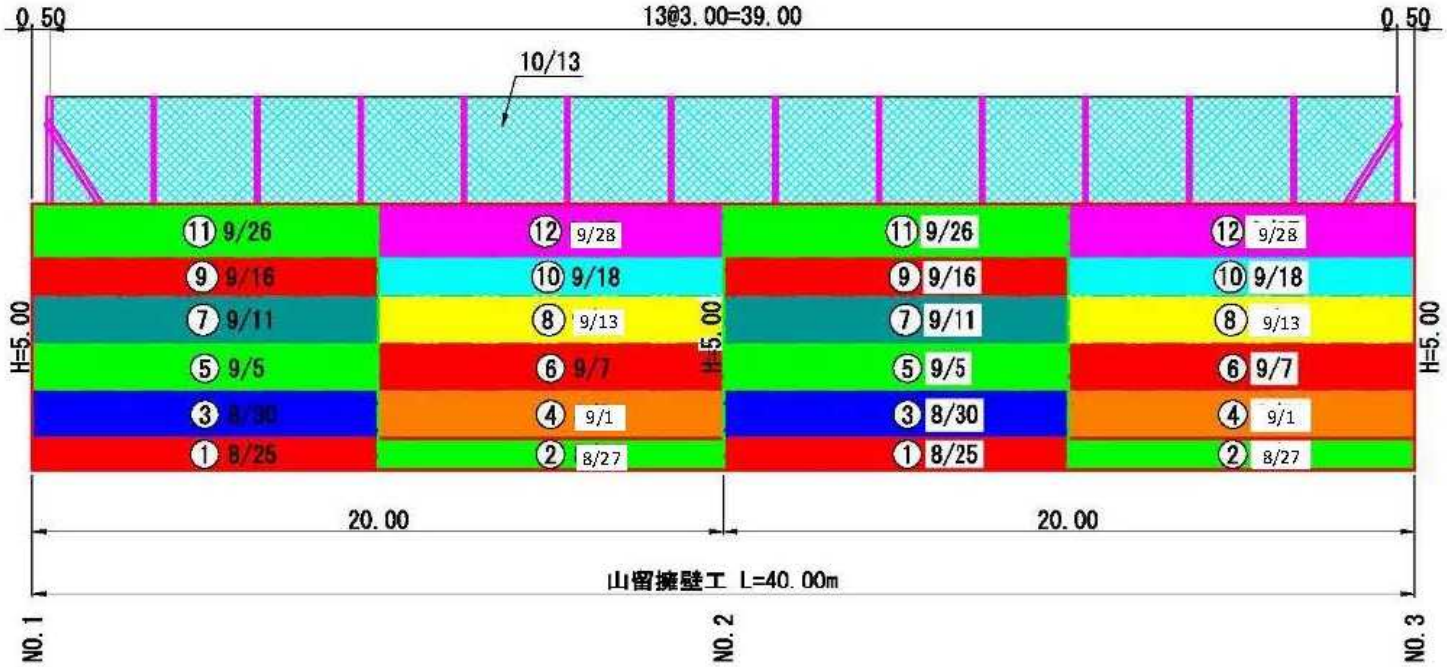

山留擁壁工 施工経過表

打設番号	型枠組立	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設日	脱型日	養生期間	備考
1	8/23 ～ 8/24	8/25	8/29	8/25 ～ 9/2	ﾃｽﾄﾋﾟｰｽ 9本採取
2	8/24 ～ 8/25	8/27	8/31	8/27 ～ 9/3	
3	8/28 ～ 8/29	8/30	9/4	8/30 ～ 9/6	
4	8/28 ～ 8/29	9/1	9/5	9/1 ～ 9/8	
5	9/4 ～ 9/5	9/5	9/9	9/5 ～ 9/12	
6	9/4 ～ 9/5	9/7	9/11	9/7 ～ 9/15	
7	9/9 ～ 9/11	9/11	9/15	9/11 ～ 9/19	
8	9/11 ～ 9/12	9/13	9/16	9/13 ～ 9/20	
9	9/15 ～ 9/16	9/16	9/20	9/16 ～ 9/25	ﾃｽﾄﾋﾟｰｽ 6本採取
10	9/16 ～ 9/18	9/18	9/22	9/18 ～ 9/26	
11	9/22 ～ 9/25	9/26	10/2	9/26 ～ 10/4	
12	9/23 ～ 9/26	9/28	10/2	9/28 ～ 10/5	

平面図　S=1:250

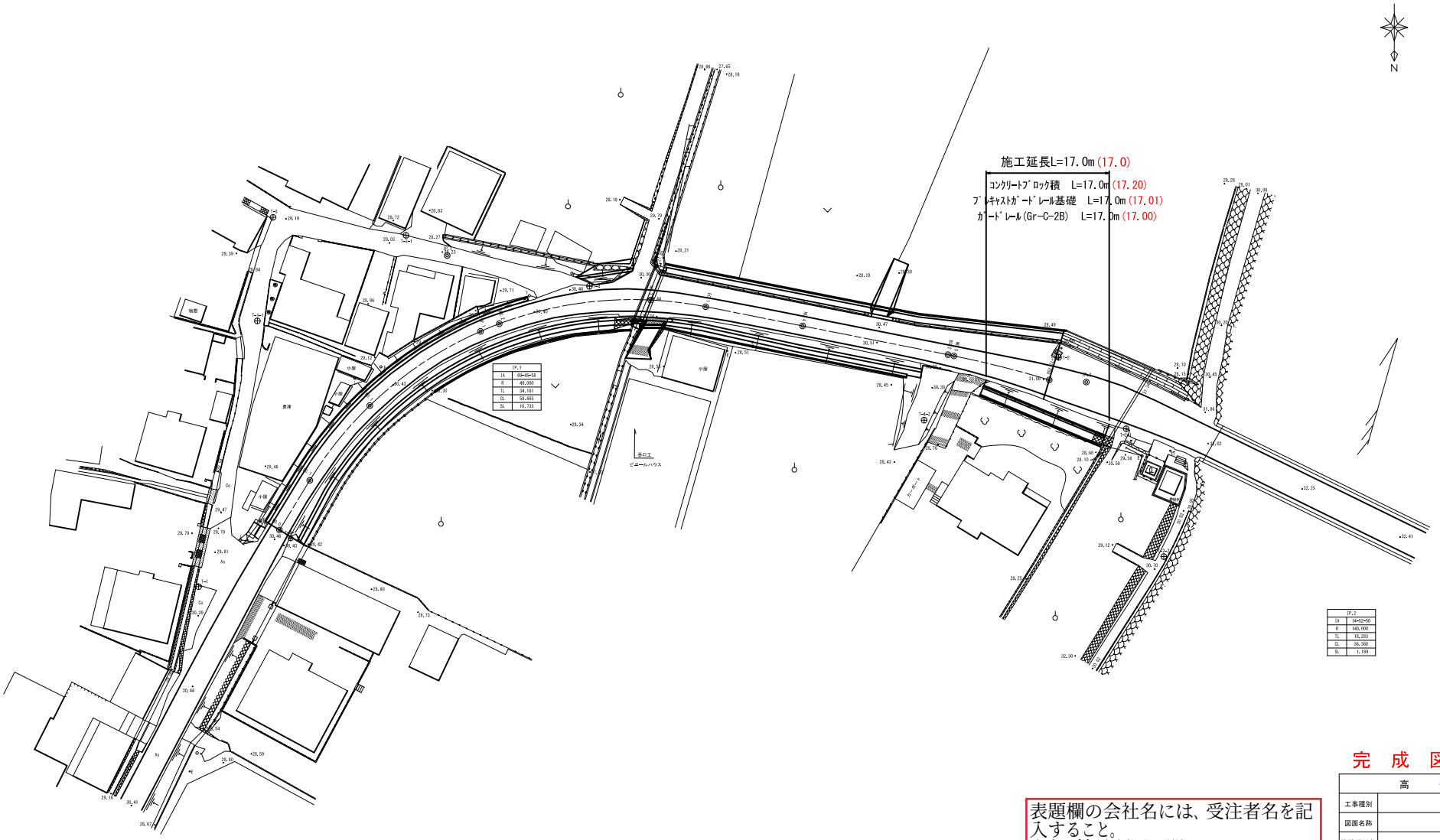

完　成　図

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン　工事編)

高　知　県			
工事種別			
図面名称		縮　尺	図　示
路線河川名			
工事箇所			
設計種別		図　面 番　号	——
事務所名			
会社名			

横断図 S=1:100

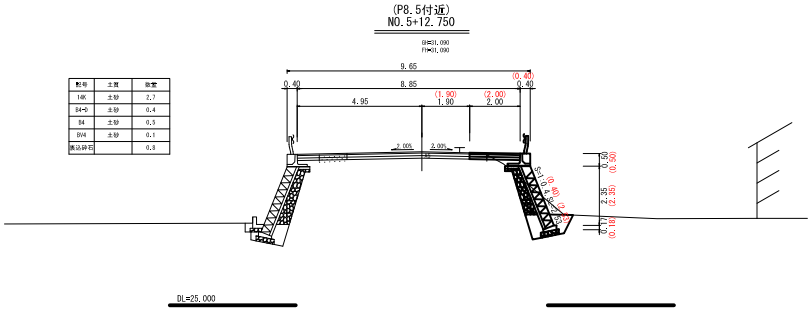

記号	土質	数量
14K	土砂	2.7
B4-D	土砂	0.4
B4	土砂	0.5
BV4	土砂	0.1
裏込砕石		0.8

展開図 S=1:100

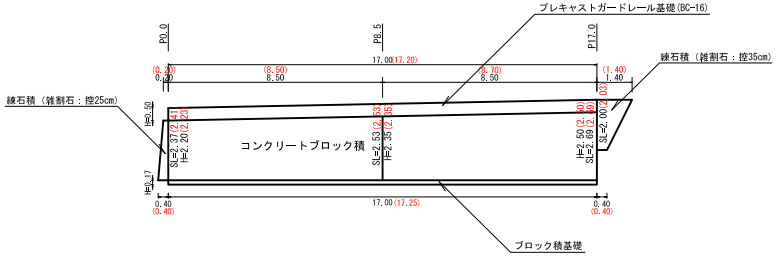

ブロック積基礎 S=1:20

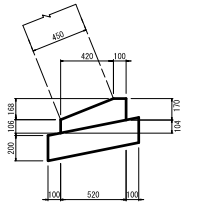

材料表 10.0m当り

名称	単位	数量	摘要
基礎砕石	m2	7.20	RC-40
型 枠	m2	2.76	
コンクリート	m3	0.80	σ28≧18N/mm2
目地材	m2	0.08	t=10mm

ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ基礎 S=1:20

BC-16

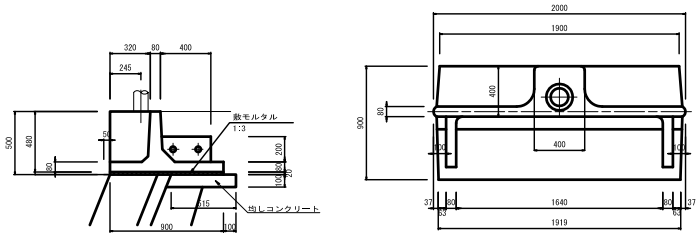

種 類	底 版 幅	長さ	参考質量	間詰コン	止型枠	敷モルタル	均しコンクリート
BC-16	0.9m	2.0m	666kg	0.016m³	0.042m²	0.036m³	0.106m³

※ブロック1個当り数量

ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ S=1:20

(Gr-C-2B)

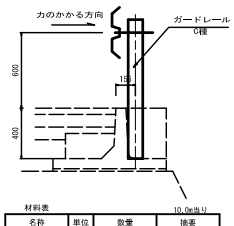

材料表 10.0m当り

名称	単位	数量	摘要
ガードレール	m	10.0	Gr-C-2B(φ114.3)

完 成 図

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン工事編)

高 知 県			
工事種別			
図面名称		縮 尺	図示
路線河川名			
工事箇所			
設計種別		図 面 番 号	――
事務所名			
会 社 名			

舗装工展開図

S=1:100

（路盤工）

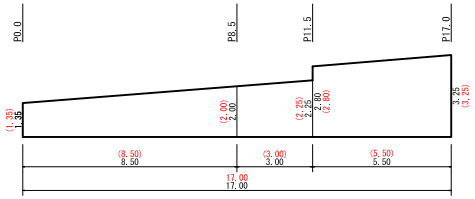

（表層工）

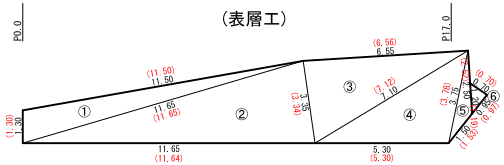

構造物取壊し工展開図

S=1:100

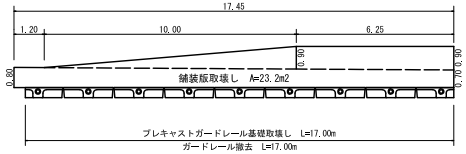

既設ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ基礎

BC-20　　S=1:20

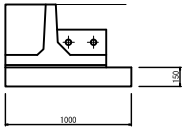

種 類	底 板 幅	長 さ	参考質量
BC-20	0.8m	2.0m	630kg

※ブロック1個当り数量

完　成　図

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン 工事編)

高　知　県			
工事種別			
図面名称		縮尺	図示
路線河川名			
工事箇所			
設計種別		図面番号	——
事務所名			
会社名			

工事名： 令和○○年度　○○改良工事　　受注者： ○○建設株式会社

呼び名： 21-8-40 BB

コ　ン　ク　リ　ー　ト　品　質　管　理

生コン工場： 有限会社○○生コン

打設日	○/○	○/○	○/○	○/○		○/○		○/○		○/○		○/○		○/○		○/○		○/○	○/○	○/○	○/○		○/○		○/○
(AM・PM)	AM	PM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	AM	PM	AM	PM	PM
○ﾃｽﾄﾋﾟｰｽ：▲写真	○▲	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
スランプ	7.5	8.0	7.5	8.5	9.0	8.5	8.0	7.5	8.0	7.5	8.5	7.0	7.5	8.0	7.5	8.5	8.0	8.0	7.0	8.0	7.5	8.0	7.5	8.5	8.0
空気量	4.0	4.6	4.7	4.0	4.5	4.3	4.2	4.5	4.6	4.1	4.6	4.3	4.5	4.0	4.5	4.4	4.6	4.7	4.5	4.3	3.9	4.5	4.5	4.7	4.4
σ7圧縮強度	13.5																								
σ28推定強度	29.0																								
σ28圧縮強度	30.1																								
打設時外気温(℃)	8.0	12.0	10.0	10.0	13.0	11.0	15.0	11.0	16.0	12.0	15.0	9.0	11.0	11.0	13.0	10.0	14.0	12.0	11.0	13.0	9.0	12.0	10.0	15.0	13.0

スランプ〔cm〕

設計：8cm
(±2.5cm)
UCL:10.5cm
CL: 8.0cm
LCL: 5.5cm

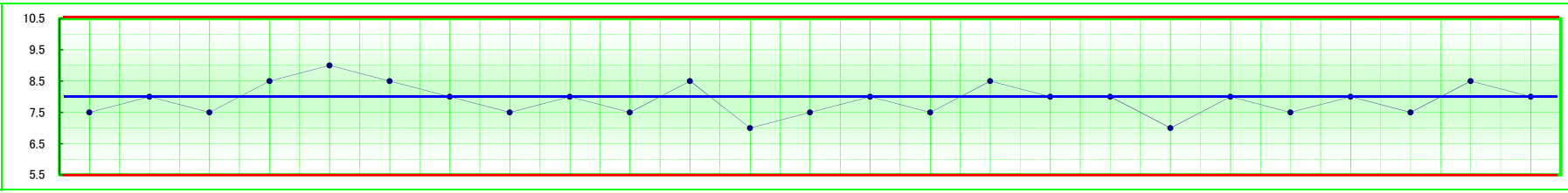

空気量〔%〕

設計：4.5%
(±1.5%)
UCL:6.0%
CL:4.5%
LCL:3.0%

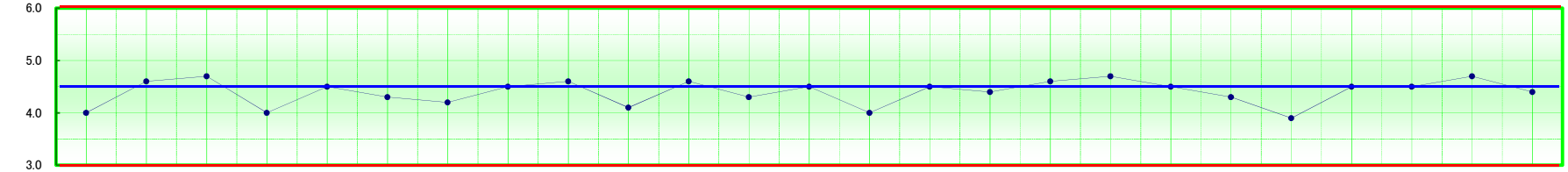

σ7圧縮強度〔N/mm2〕

LCL:10.0N/mm2

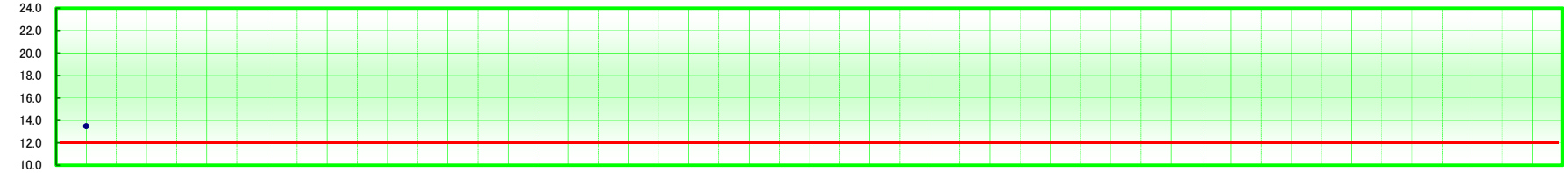

σ28圧縮強度〔N/mm2〕

LCL:21.0N/mm2

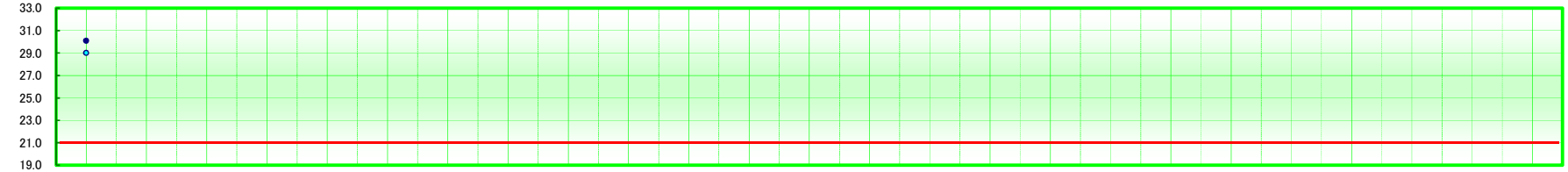

打設工種(位置)	○○工																								
	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m	H=○○m

記事

推定強度：σ28=σ7*1.50+5.99

※σ7=(21-5.99)/1.5=12.01N/mm2

この表は管理例であり、様式ではありません。工夫を施した管理を行ってください。

班長	監督職員	現場代理人	主任技術者

４週推定式 （$\sigma_{28} = 1.1 \times \sigma_{7} + 9.8$）

コンクリート(２１－８－４０，ＢＢ)圧縮強度総括表

製　作　日	試　験　日	X1	X2	X3	X	4週推定強度	備　　考
R1.7.15	1週　R1.7.22	18.2	18.7	18.8	18.6	(30.3)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 7.0cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 1R	4週　R1.8.12	25.6	27.4	25.9	26.3		空気量= 3.8%
R1.7.23	1週　R1.7.30	19.0	19.5	17.7	18.7	(30.4)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 9.0cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 2R	4週　R1.8.20	26.1	26.4	26.7	26.4		空気量= 3.5%
R2.3.15	1週　R2.3.22	20.8	20.1	19.9	20.3	(32.1)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 8.5cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 3R	4週　R2.4.12						空気量= 4.2%
R2.3.17	1週　R2.3.24	20.5	20.3	20.5	20.4	(32.2)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 7.5cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 4R	4週　R2.4.14						空気量= 4.5%
R2.3.18	1週　R2.3.25	19.5	20.4	19.7	19.9	(31.7)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 9.0cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 5R	4週　R2.4.15						空気量= 3.8%
R2.3.23	1週　R2.3.30	20.9	21.1	20.3	20.8	(32.7)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 7.5cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 6R	4週　R2.4.20						空気量= 4.3%
R2.3.24	1週　R2.3.31	19.6	19.4	20.5	19.8	(31.6)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 7.0cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 7R	4週　R2.4.21						空気量= 4.4%
R2.3.26	1週　H30.4. 2	22.1	22.5	22.8	22.5	(34.6)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 8.5cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 8R	4週　R2.4.23						空気量= 3.9%
R2.3.30	1週　H30.4. 6	21.1	21.3	21.6	21.3	(33.2)	ｽﾗﾝﾌﾟ＝ 7.5cm
ｲﾝﾊﾞｰﾄ 9R	4週　R2.4.27						空気量= 4.2%

Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データーシート

名称	○○○改良工事			期間	自	年 月 日
品質特性	圧縮強度 標準４週	測定単位	N/mm²		至	年 月 日
規格限界 最大		試料 大きさ	１回 ３測定	測定者		㊞
規格限界 最小	30.00	試料 間隔	打設日毎			

測点又は月日		試番験号	測定値 a	b	c	d	計 Σ	平均値 x	移動範囲 Rs	測定値の範囲Rm n=2	n=3	n=4
4	24	1	40.62	41.00	41.38		123.00	41.00			0.76	
4	25	2	38.20	38.70	39.50		116.40	38.80	2.20		1.30	
4	25	3	41.25	39.73	39.85		120.83	40.28	1.48		1.52	
4	28	4	37.43	38.20	39.60		115.23	38.41	1.87		2.17	
4	28	5	40.49	39.98	40.49		120.96	40.32	1.91		0.51	
		小計						198.81	7.46		6.26	
4	29	6	40.49	39.73	39.47		119.69	39.90	0.42		1.02	
4	29	7	39.47	37.94	39.98		117.39	39.13	0.77		2.04	
4	30	8	39.34	38.20	39.47		117.01	39.00	0.13		1.27	
		小計						118.03	1.32		4.33	
4	30	9	40.74	40.62	38.45		119.81	39.94	0.94		2.29	
5	1	10	37.18	36.92	36.92		111.02	37.01	2.93		0.26	
5	1	11	39.22	38.20	39.22		116.64	38.88	1.87		1.02	
5	2	12	37.18	37.18	37.43		111.79	37.26	1.62		0.25	
5	2	13	38.07	38.20	38.58		114.85	38.28	1.02		0.51	
		小計						191.37	8.38		4.33	
5	6	14	39.47	39.47	39.22		118.16	39.39	1.11		0.25	
5	6	15	40.62	40.49	40.62		121.73	40.58	1.19		0.13	
5	7	16	40.49	40.49	39.47		120.45	40.15	0.43		1.02	
5	7	17	40.74	39.98	40.23		120.95	40.32	0.17		0.76	
5	8	18	37.69	37.18	39.22		114.09	38.03	2.29		2.04	
5	8	19	38.45	38.71	39.47		116.63	38.88	0.85		1.02	
5	9	20	37.18	37.31	37.18		111.67	37.22	1.66		0.13	
		小計						274.57	7.70		5.35	

$\bar{X} \pm E_2\bar{R}s = 39.762 \pm 2.66 \times 1.865$
$= 44.723 \sim 34.801$
$D_4\bar{R}s = 3.27 \times 1.865 = 6.099$
$D_4\bar{R}m = 2.57 \times 1.252 = 3.218$

$\bar{X} \pm E_2\bar{R}s = 39.605 \pm 2.66 \times 1.254$
$= 42.941 \sim 36.269$
$D_4\bar{R}s = 3.27 \times 1.254 = 4.101$
$D_4\bar{R}m = 2.57 \times 1.324 = 3.403$

$\bar{X} \pm E_2\bar{R}s = 39.093 \pm 2.66 \times 1.430$
$= 42.897 \sim 35.289$
$D_4\bar{R}s = 3.27 \times 1.430 = 4.676$
$D_4\bar{R}m = 2.57 \times 1.148 = 2.950$

$\bar{X} \pm E_2\bar{R}s = 39.139 \pm 2.66 \times 1.308$
$= 42.618 \sim 35.660$
$D_4\bar{R}s = 3.27 \times 1.308 = 4.277$
$D_4\bar{R}m = 2.57 \times 1.014 = 2.606$

項目	$\bar{X}$	$\bar{R}s$	$\bar{R}m$
平均	39.762	1.865	1.252
個数	5	4	5
小計	198.81	7.46	6.26
累計	198.81	7.46	6.26
平均	39.605	1.254	1.324
個数	8	7	8
小計	118.03	1.32	4.33
累計	316.84	8.78	10.59
平均	39.093	1.430	1.148
個数	13	12	13
小計	191.37	8.38	4.33
累計	508.21	17.16	14.92
平均	39.139	1.308	1.014
個数	20	19	20
小計	274.57	7.70	5.35
累計	782.78	24.86	20.27

n	E_2	D_4
2	2.66	3.27
3	1.77	2.57
4	1.46	2.28
5	1.29	2.11

記事

[注] 1．品質特性、測定単位は施工管理基準により記入する。
2．規格限界、設計基準値は施工管理基準、設計図書、仕様書に定められた値を記入する。
3．管理限界線に引直しは５＋３＋５＋７＋１０＋１０＋１０方式による。

[備 考] ―― 管理限界線計算のためのデータの区間を示す。
---- 上記の管理限界線を適用する区間を示す。
4．以下最近の２０個（平均値ｘを１個とする）のデータをもちい次の１０個に対する管理限界とする。

Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理図

名　　称	○○○改良工事			期　間	自	年　月　日	
品　質　特　性	圧縮強度 標準４週	測　定　単　位	N/mm²		至	年　月　日	
規　格　限　界	上限	試料	大きさ	１回　３測定	測　定　者		
	下限 30.00		間　隔	打設日毎			㊞

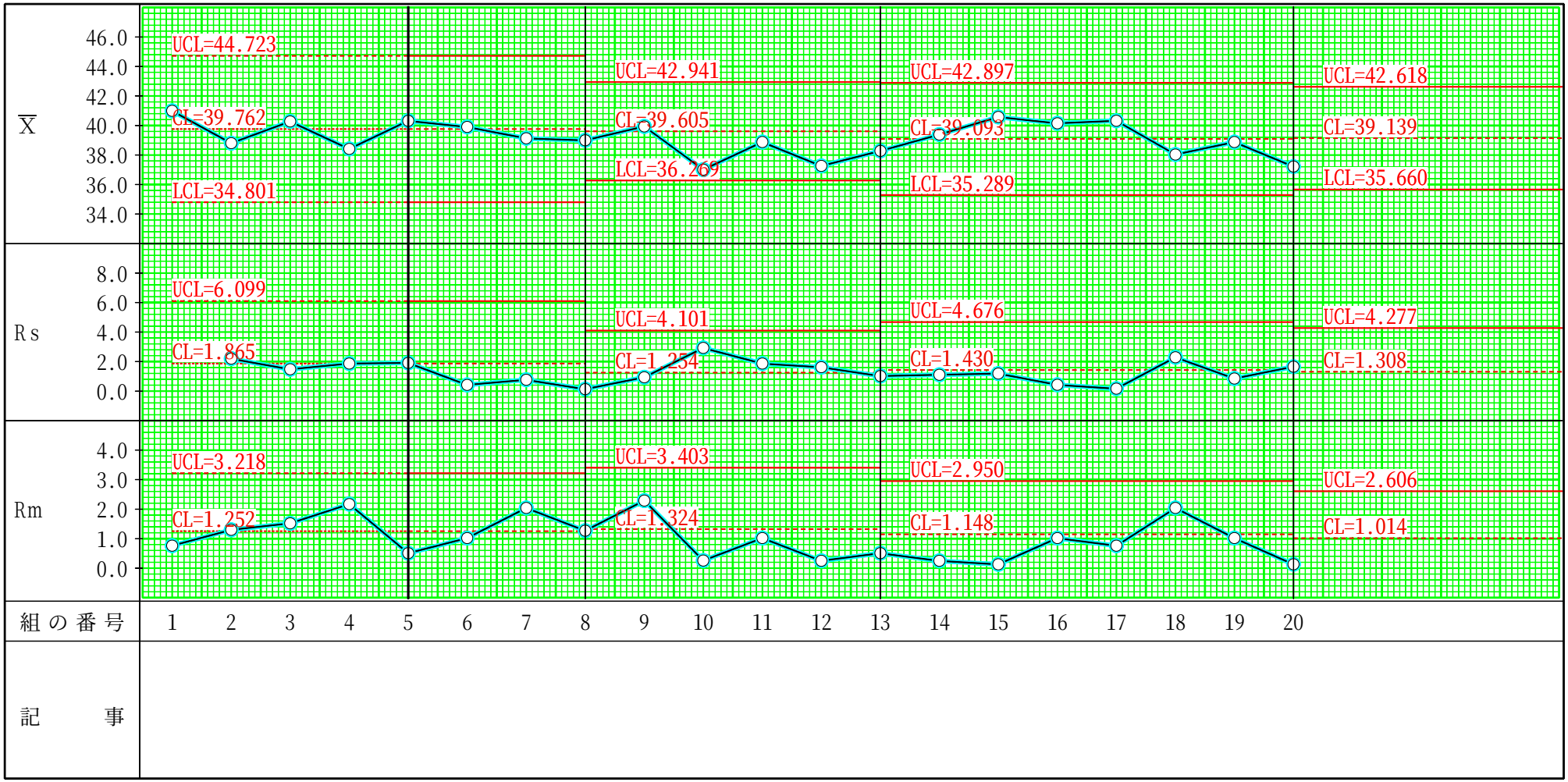

（注）１．管理図は、Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データシートから記入する。
　　２．記事欄には、異常原因、その他必要事項を記入する。

JIS A 1210 JGS 0711	突固めによる土の締固め試験（測定）	

調査件名　○○地区土質調査
ＳＩ

試験年月日　令和 ○年 ○月 ○日

試料番号　（深さ）8号道路

試　験　者　石田　太郎

試験方法	Ｅ－ｂ	土質名称				
試料の準備方法	乾燥法，~~湿潤法~~	ランマー質量 kg	4.5	モールド	内径 cm	15
試料の使用方法	~~繰返し法~~，非繰返し法	落下高さ cm	45		高さ[1] cm	12.50
含水比 試料分取後 w_0 %		突固め回数 回/層	92		容量 V cm^3	2209
含水比 乾燥処理後 w_t %	2.4	突固め層数 層	3		質量 m_1[2] g	3895

測定 No.		1	2	3	4
(試料+モールド) 質量 m_2[2]	g	8944	9186	9305	9372
湿潤密度 ρ_t	g/cm^3	2.286	2.395	2.449	2.479
平均含水比 w	%	2.4	4.0	4.8	6.3
乾燥密度 ρ_d	g/cm^3	2.232	2.303	2.337	2.332
含水比 容器 No.		58	92	27	10
m_a	g	1412.7	1538.4	1511.6	1329.4
m_b	g	1386.3	1490.5	1454.1	1268.6
m_c	g	287.6	293.9	257.0	304.2
w	%	2.4	4.0	4.8	6.3
容器 No.					
m_a	g				
m_b	g				
m_c	g				
w	%				

測定 No.		5	6	7	8
(試料+モールド) 質量 m_2[2]	g	9276	9175		
湿潤密度 ρ_t	g/cm^3	2.436	2.390		
平均含水比 w	%	8.5	10.1		
乾燥密度 ρ_d	g/cm^3	2.245	2.171		
含水比 容器 No.		51	33		
m_a	g	1591.4	1479.6		
m_b	g	1488.5	1367.8		
m_c	g	277.8	261.1		
w	%	8.5	10.1		
容器 No.					
m_a	g				
m_b	g				
m_c	g				
w	%				

特記事項

1）内径15cmのモールドの場合はスペーサーディスクの高さを差引く。
2）モールドの質量は底板を含む。

$$\rho_d = \frac{\rho_t}{1 + w/100}$$

JIS A 1210 JGS 0711	突固めによる土の締固め試験（締固め特性）	

調査件名　○○地区土質調査
ＳＩ

試験年月日　令和 ○年 ○月 ○日

試料番号（深さ）　8号道路

試　験　者　石田　太郎

試験方法		Ｅ－ｂ		土質名称				
試料の準備方法		乾燥法，~~湿潤法~~		ランマー質量 kg	4.5	土粒子の密度 ρ_s g/cm³		2.810
試料の使用方法		~~繰返し法~~，非繰返し法		落下高さ cm	45	試料調製前の最大粒径 mm		
含水比	試料分取後 w_0 %			突固め回数 回/層	92	モールド	内径 cm	15
	乾燥処理後 w_1 %	2.4		突固め層数 層	3		高さ[1] cm	12.50
測定 No.		1	2	3	4	5	6	7	8
平均含水比 w %		2.4	4.0	4.8	6.3	8.5	10.1		
乾燥密度 ρ_d g/cm³		2.232	2.303	2.337	2.332	2.245	2.171		

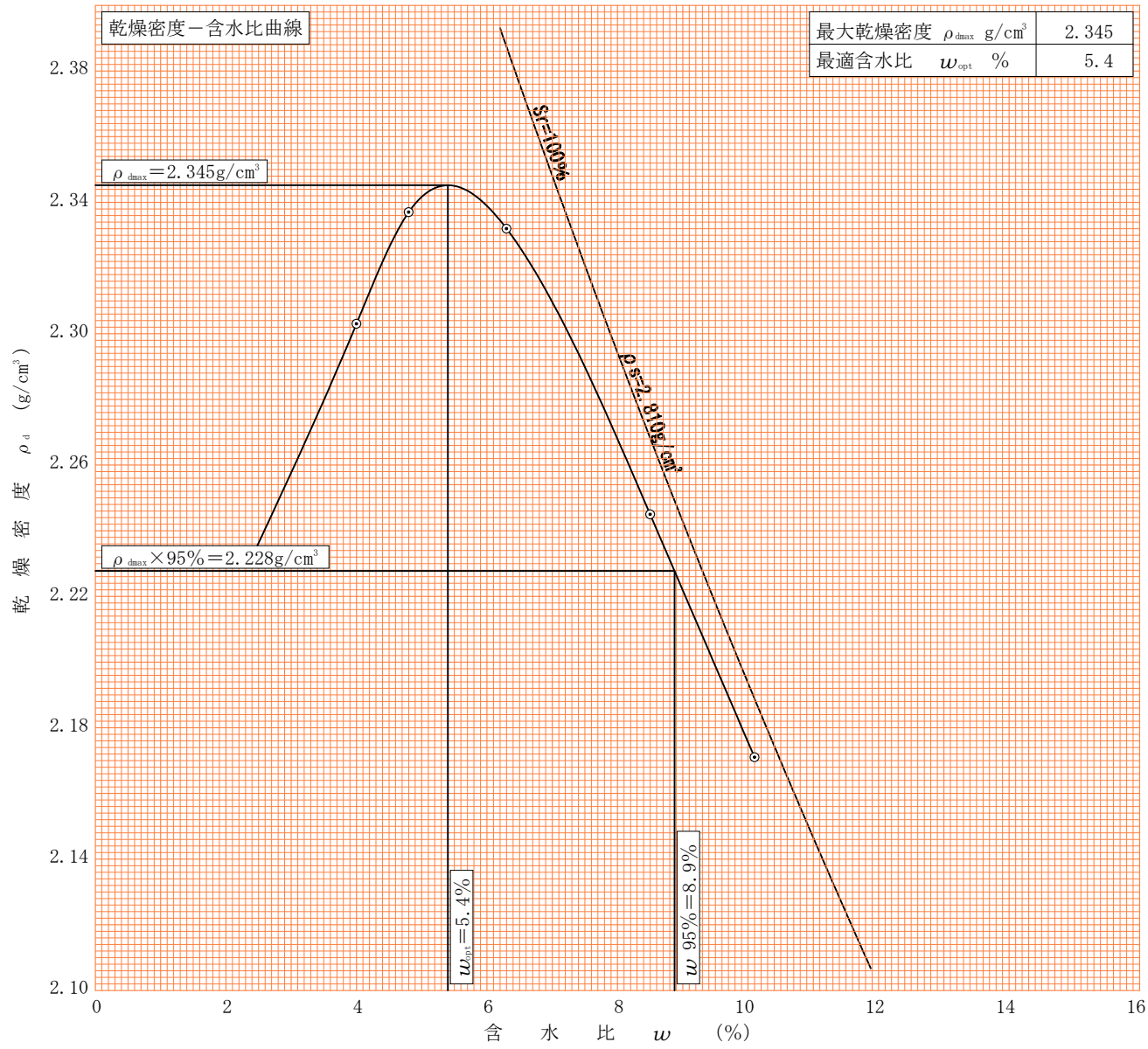

特記事項

1）内径15cmのモールドの場合はスペーサーディスクの高さを差引く。

ゼロ空気間隙曲線の計算式

$$\rho_{dsat} = \frac{\rho_w}{\rho_w/\rho_s + w/100}$$

(社)地盤工学会 *4522*

様式－５	現場における土の乾燥単位体積重量試験	検印	

工事名	局改第　○　○　号	試験日	令和○○年3月20日
測定箇所	Ａ２橋台　路床	試験者	○　○　○　○
土の最大粒径		測定容器番号	
試験用砂の単位体積重量　γｓｔ＝	1,462	ベースプレートの砂の重量　Wjb＝	1516.0

試験孔からとり出した土の湿潤重量、含水比及び乾燥重量の測定

試験孔のNo	湿潤土及び乾燥土重量測定		含水比の測定			
1	容器の番号					
	(湿潤土＋容器) の重量　g	2081.1	WW	2081.1	DW	1896.4
	容器の重量　g		DW	1896.4	TW	0.0
	湿潤土の重量　WwA　g	2081.1	Ww	184.7	WS	1896.4
	乾燥土の重量　Wo　g	1896.4	WI	9.7%		
2	容器の番号					
	(湿潤土＋容器) の重量　g	2158.4	WW	2158.4	DW	1954.1
	容器の重量　g		DW	1954.1	TW	0.0
	湿潤土の重量　WwA　g	2158.4	Ww	204.3	WS	1954.1
	乾燥土の重量　Wo　g	1954.1	WI	10.5%		
3	容器の番号					
	(湿潤土＋容器) の重量　g	2162.3	WW	2162.3	DW	1965.1
	容器の重量　g		DW	1965.1	TW	0.0
	湿潤土の重量　WwA　g	2162.3	Ww	197.2	WS	1965.1
	乾燥土の重量　Wo　g	1965.1	WI	10.0%		

試　験　孔　の　体　積

試　験　孔　番　号	1	2	3	予　備　欄
砂の重量　Wjs　g	4000.0	4000.0	4000.0	
残った砂の重量　Wj3　g	1032.8	978.2	982.9	
試験孔に入った砂の重量　g (Wjs－Wj3) －Wjb	1451.2	1505.8	1501.1	
試験孔の体積　V	992.6	1030.0	1026.7	

土の単位体積重量及び締固め度　　最大乾燥密度　2.023　g／cm³

試　験　孔　番　号	1	2	3	平　均　値
土の湿潤単位体積重量γｔ	2.097	2.096	2.106	2.100
土の乾燥単位体積重量γｄ	1.911	1.887	1.914	1.907
締固め度　％	94.5%	93.8%	94.6%	94.3%

備　　考

乾燥土重量：$Wo=\dfrac{WwA\times100}{100+W}$　　土の乾燥単位体積重量：$\gamma d=\dfrac{Wo}{V}$

試験孔の体積：$V=\dfrac{(Wjs-Wj3-Wjb)}{\gamma st}$　締固め度：$=\dfrac{\text{現場密度}}{\text{最大乾燥密度}}\times100$

土の湿潤単位体積重量：$\gamma t=\dfrac{WwA\times100}{V}$

規格値：最大乾燥密度の90％以上

コンクリート中の塩分測定表

工 事 名　　測定者

測定年月日 時　　間	種類	コンクリートの種類	混和剤の種類 (m^3当りの使用量)	セメントの種類	単位水量 (kg/m^3)	測定器名	測定結果				備　　考
							番号	測定値 (%)	塩分量 (kg/m^3)	許容値 (kg/m^3)	
令和○○年○月○日 9:20	吹付コンクリート	18-8-25	2.89 Kg	高炉	165	カンタブ	1	0.07		0.3	
							2	0.06			
							3	0.06			
							平均	0.063	0.10		
令和○○年○月○日 13:10	吹付コンクリート	18-8-25	2.89 Kg	高炉	165	カンタブ	1	0.07		0.3	
							2	0.07			
							3	0.06			
							平均	0.067	0.11		
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				

（注）測定器具及び測定換算表などの資料を添付すること　　塩分量（kg/m^3）＝（単位水量（kg/m^3））×測定値）÷100

ひび割れ調査票 【記載例】

調 査 者 名

工事番号	道改国○○―○号	工事名	国道○○号改築工事
受注者名	○○建設㈱		
構造物形式	鉄筋コンクリート		
構造物名	○号ボックスカルバート		
位置	測定No○○		
構造物竣工年月日	令和○○年○月○日		
設計ｺﾝｸﾘｰﾄ種類	21-8-25BB	使用ｺﾝｸﾘｰﾄ種類	24-8-25BB

ひび割れの有無	(有) 無	本数: (1～2本) 3～5本 多数
		ひび割れ総延長 約 3.5 m
ひび割れ発見日	令和○○年○月○日	最大ひび割れ幅(○で囲む) 0.2mm以下 (0.3mm以下) 0.4mm以下 0.5mm以下
ひび割れ調査日	令和○○年○月○日	0.6mm以下 0.8mm以下 その他＿＿＿＿mm
		発生時期(○で囲む) 数時間～1日 数日 数10日以上 (不明)
		規則性: 有 (無)
		形態: 網状 (表層) 貫通 表層or貫通
		方向: 主筋鉄筋方向 直角方向 両方向 (鉄筋とは無関係)

構造物一般図ひび割れ発生状況箇所のスケッチ図

添付しない場合は
(別添資料－○参照)と記入し、
資料提出

コンクリート構造物のクラック調査・対策のフロー図について （案）

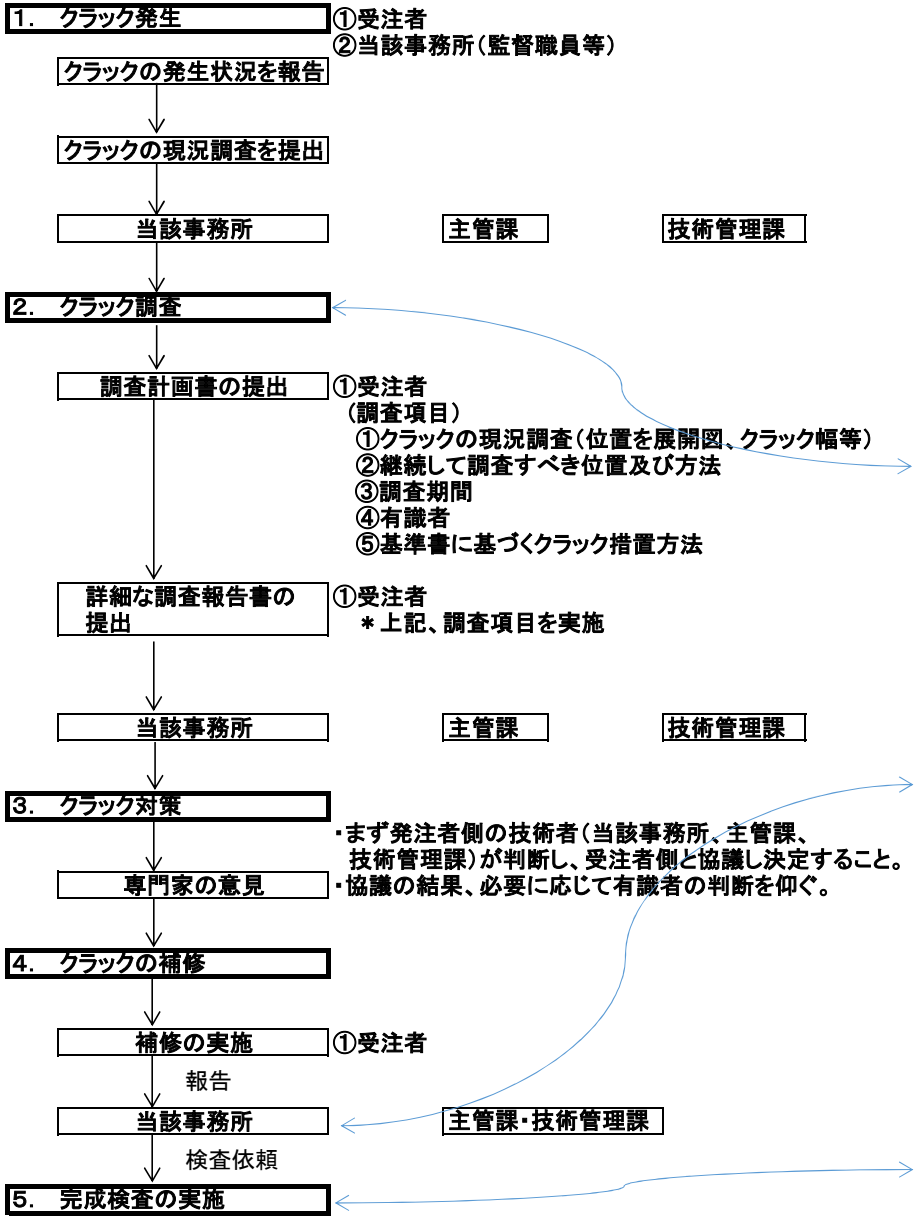

（参考）

コンクリート構造物にクラックが生じた場合、検査に向けて事務所、主管課、技術管理課の三者の対応について

1. 当該事務所はクラックの現況調査を行い、その結果を展開図に記入するとともにクラックの幅を記入する。

①主管課に報告し、必要ならば調査方法、対策について三者（当該事務所、主管課、技術管理課）で協議を行う。

②また、工事成績評定に影響すると判断される場合は、技術管理課と協議を行う。

2. 当該事務所はクラックが生じた工事について、完成検査を受検できる対応が出来ているかを確認した後、検査依頼を行うこと。

①常日頃はもちろんのこと、完成検査通知書が提出された時、現地でクラックの有無について最終的に確認を行うこと。

②クラックが生じた場合は、施工者が「コンクリート構造物のクラック対策フロー図」（別添資料）に基づいた対策を行っていることを確認する。

③その対策が適切であれば検査は実施するが、不適切であれば検査は出来なくなります。

④また、進行性があるものは合否の判定が非常に難しく、検査は出来なくなる恐れがあります。

3. 検査員は事務所がクラックの対応が適切に行われている場合は、その措置を含め合否を判定し、工事成績評定を行う。

なお、クラックの対策については、検査前に当該事務所又は主管課が技術管理課に説明すること。

テストハンマーによる強度推定調査票

測 定 者　黒 潮　太 郎

構 造 物 形 式		鉄筋コンクリート									
構 造 物 の 名 称		○号ボックスカルバート(NO. ○○付近)									
設計コンクリート種類		21-8-25-BB				使用コンクリート種類		24-8-25-BB			
調査箇所	測 点	下流より2m		下流より8m		下流より15m					
	場 所	右岸側壁		左岸側壁		右岸側壁					
	位 地	底版よりH=1.2m		底版よりH=1.0m		底版よりH=1.3m					
コンクリート打設日		令和○○年6月10日		令和○○年6月15日		令和○○年6月15日					
調 査 日		令和○○年7月3日		令和○○年7月3日		令和○○年7月3日					
反発硬度		33	30	31	30	33	34				
		34	38	30	34	30	31				
		32	36	32	32	35	32				
		34	34	30	33	32	31				
		34	35	31	32	31	30				
		34	35	27	32	30	29				
		33	32	33	30	27	32				
		33	33	33	32	32	28				
		28	36	31	29	30	30				
		32	30	30	30	31	28				
		平均値	33.3	平均値	31.1	平均値	30.8	平均値		平均値	
打 撃 方 向		水平		水平		水平					
乾 燥 状 態 (補正値)		(乾燥) 0		(乾燥) 0		(乾燥) 0		・乾燥 0		・乾燥 0	
		・湿っている +3		・湿っている +3		・湿っている +3		・湿っている +3		・湿っている +3	
		・濡れている +5		・濡れている +5		・濡れている +5		・濡れている +5		・濡れている +5	
		(0)		(0)		(0)		( )		( )	
材 齢		○○ 日		○○ 日		○○ 日		日		日	
		(1.06)		(1.16)		(1.16)		( )		( )	
推定強度 (N/mm2)		25.9		25.1		24.6					

1 材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、下表の補正値及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。

2 材齢10日以前の試験は、実施しない。

3 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

（補正表）

材令	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
補正値	1.55	1.51	1.46	1.42	1.38	1.34	1.29	1.25	1.21	1.16	1.12	1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.03	1.02	1.00

テストハンマーによる強度推定調査の適正な実施について

1. 下記工種については、品質管理基準に基づき「テストハンマーによる強度推定調査」を実施しなければなりません。その方法は、同基準に規定する試験方法（ＪＳＣＥ－Ｇ５０４：２０点法）でなければなりません。（品質管理基準）ＪＳＣＥ－Ｇ５０４は「土木学会規準」のことで、コンクリート標準示方書[規準編]に掲載されています。

記

①高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁
②内空断面積２５m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類
③橋梁上・下部工
④トンネル
⑤高さ３m以上の堰・水門・樋門

但し、上記のいずれの工種についてもプレキャスト製品、ＰＣは除く。

2. 品質管理基準に規定する試験方法「２０点法」は、１箇所の測定打撃点数を２０点とし、測定値の平均値の±２０％以上に該当する測定値は捨てて再測定、２０点の平均値から推定強度を算定するものです。

3. 検査技術基準（必携ｐ９０）にシュミットハンマー検査例として、「１２点法」が例示されていますが、これは、あくまで検査時の例ですので、間違わないようにしてください。

この手法は時間制約のある検査時にのみ限定する。

品質管理はこの手法で行うこと

参考:12点法（検査技術基準例示の方法）

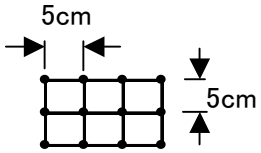

品質管理で行う20点法（JSCE-G504）

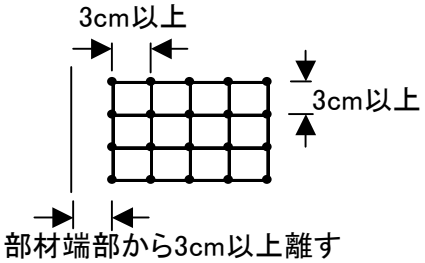

測定値の最大と最小を棄却し、１０点の平均値を算出する。	測定値の平均値の±２０％以上に該当する測定値は捨てて再測定し、２０点の平均値を算出する。

テストハンマー　材齢補正値

材齢	
1	－
2	－
3	－
4	－
5	－
6	－
7	－
8	－
9	－
10	1.55
11	1.51
12	1.46
13	1.42
14	1.38
15	1.34
16	1.29
17	1.25
18	1.21
19	1.16
20	1.12
21	1.11
22	1.09
23	1.08
24	1.06
25	1.05
26	1.03
27	1.02
28	1.00

品質管理で行う20点法（JSCE-G504）

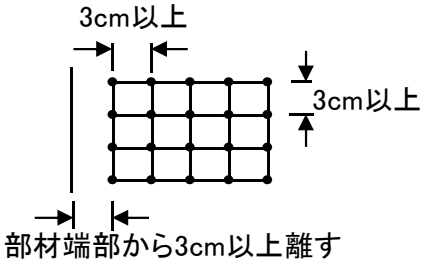

（調査時期について）

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、左記補正値及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。

- 材齢10日以前の試験は、実施しない。
- 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

参考：12点法（検査技術基準例示の方法）

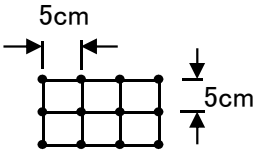

「20点法」は、1箇所の測定打撃点数を20点とし、測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定、20点の平均値から推定強度を算定する。

【打撃硬度の適否判定方法】

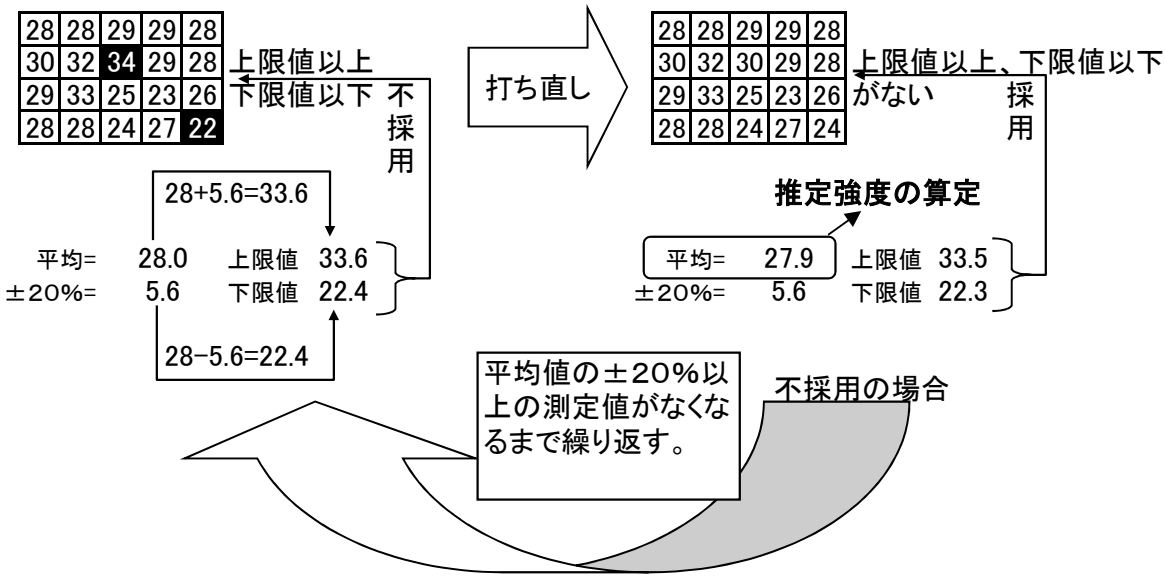

テストハンマーによる推定強度（単位　N/mm^2）

（水平　0度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	7.5	7.6	7.7	7.8	8.0	8.1	8.2	8.3	8.5	8.6
21	8.7	8.9	9.0	9.1	9.2	9.4	9.5	9.6	9.7	9.9
22	10.0	10.1	10.3	10.4	10.5	10.6	10.8	10.9	11.0	11.2
23	11.3	11.4	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0	12.2	12.3	12.4
24	12.6	12.7	12.8	12.9	13.1	13.2	13.3	13.4	13.6	13.7
25	13.8	14.0	14.1	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0
26	15.1	15.2	15.4	15.5	15.6	15.7	15.9	16.0	16.1	16.2
27	16.4	16.5	16.6	16.8	16.9	17.0	17.1	17.3	17.4	17.5
28	17.7	17.8	17.9	18.0	18.2	18.3	18.4	18.5	18.7	18.8
29	18.9	19.1	19.2	19.3	19.4	19.6	19.7	19.8	19.9	20.1
30	20.2	20.3	20.5	20.6	20.7	20.8	21.0	21.1	21.2	21.3
31	21.5	21.6	21.7	21.9	22.0	22.1	22.2	22.4	22.5	22.6
32	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.6	23.8	23.9
33	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.0	25.2
34	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.4
35	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6	27.7
36	27.9	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0
37	29.1	29.3	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3
38	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4	31.5
39	31.7	31.8	31.9	32.1	32.2	32.3	32.4	32.6	32.7	32.8
40	33.0	33.1	33.2	33.3	33.5	33.6	33.7	33.8	34.0	34.1
41	34.2	34.4	34.5	34.6	34.7	34.9	35.0	35.1	35.2	35.4
42	35.5	35.6	35.8	35.9	36.0	36.1	36.3	36.4	36.5	36.6
43	36.8	36.9	37.0	37.2	37.3	37.4	37.5	37.7	37.8	37.9

F=0.0980665×(-184+13.0×R)　　（水平　0度）

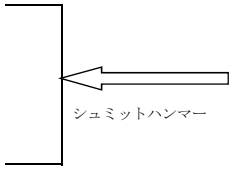

（下向　-45度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1	11.2	11.3	11.5	11.6	11.7
21	11.8	12.0	12.1	12.2	12.3	12.5	12.6	12.7	12.8	13.0
22	13.1	13.2	13.3	13.5	13.6	13.7	13.8	14.0	14.1	14.2
23	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0	15.1	15.2	15.3	15.4
24	15.6	15.7	15.8	15.9	16.1	16.2	16.3	16.4	16.6	16.7
25	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	17.9
26	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7	18.8	18.9	19.1	19.2
27	19.3	19.4	19.6	19.7	19.8	19.9	20.1	20.2	20.3	20.4
28	20.6	20.7	20.8	20.9	21.1	21.2	21.3	21.4	21.6	21.7
29	21.8	21.9	22.0	22.2	22.3	22.4	22.5	22.7	22.8	22.9
30	23.0	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2
31	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.0	25.2	25.3	25.4
32	25.5	25.7	25.8	25.9	26.0	26.2	26.3	26.4	26.5	26.7
33	26.8	26.9	27.0	27.2	27.3	27.4	27.5	27.7	27.8	27.9
34	28.0	28.2	28.3	28.4	28.5	28.7	28.8	28.9	29.0	29.1
35	29.3	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3	30.4
36	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5	31.6
37	31.8	31.9	32.0	32.1	32.3	32.4	32.5	32.6	32.8	32.9
38	33.0	33.1	33.3	33.4	33.5	33.6	33.8	33.9	34.0	34.1
39	34.3	34.4	34.5	34.6	34.8	34.9	35.0	35.1	35.3	35.4
40	35.5	35.6	35.7	35.9	36.0	36.1	36.2	36.4	36.5	36.6
41	36.7	36.9	37.0	37.1	37.2	37.4	37.5	37.6	37.7	37.9
42	38.0	38.1	38.2	38.4	38.5	38.6	38.7	38.9	39.0	39.1
43	39.2	39.4	39.5	39.6	39.7	39.9	40.0	40.1	40.2	40.4

F=0.0980665×(-146+12.7×R)　　（下向　-45度）

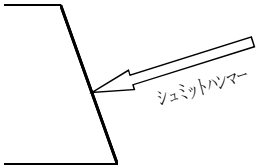

（下向　-90度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	11.8	11.9	12.0	12.1	12.3	12.4	12.5	12.6	12.7	12.9
21	13.0	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6	13.7	13.9	14.0	14.1
22	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0	15.1	15.2	15.3
23	15.4	15.6	15.7	15.8	15.9	16.1	16.2	16.3	16.4	16.5
24	16.7	16.8	16.9	17.0	17.2	17.3	17.4	17.5	17.7	17.8
25	17.9	18.0	18.1	18.3	18.4	18.5	18.6	18.8	18.9	19.0
26	19.1	19.2	19.4	19.5	19.6	19.7	19.9	20.0	20.1	20.2
27	20.3	20.5	20.6	20.7	20.8	21.0	21.1	21.2	21.3	21.5
28	21.6	21.7	21.8	21.9	22.1	22.2	22.3	22.4	22.6	22.7
29	22.8	22.9	23.0	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9
30	24.0	24.1	24.3	24.4	24.5	24.6	24.8	24.9	25.0	25.1
31	25.3	25.4	25.5	25.6	25.7	25.9	26.0	26.1	26.2	26.4
32	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6
33	27.7	27.8	27.9	28.1	28.2	28.3	28.4	28.6	28.7	28.8
34	28.9	29.1	29.2	29.3	29.4	29.5	29.7	29.8	29.9	30.0
35	30.2	30.3	30.4	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3
36	31.4	31.5	31.6	31.7	31.9	32.0	32.1	32.2	32.4	32.5
37	32.6	32.7	32.9	33.0	33.1	33.2	33.3	33.5	33.6	33.7
38	33.8	34.0	34.1	34.2	34.3	34.4	34.6	34.7	34.8	34.9
39	35.1	35.2	35.3	35.4	35.5	35.7	35.8	35.9	36.0	36.2
40	36.3	36.4	36.5	36.7	36.8	36.9	37.0	37.1	37.3	37.4
41	37.5	37.6	37.8	37.9	38.0	38.1	38.2	38.4	38.5	38.6
42	38.7	38.9	39.0	39.1	39.2	39.3	39.5	39.6	39.7	39.8
43	40.0	40.1	40.2	40.3	40.5	40.6	40.7	40.8	40.9	41.1

F=0.0980665×(-130+12.5×R)　　（下向　-90度）

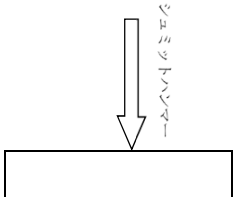

コンクリート構造物せん孔検査例

砂防ダム

打継目注水検査

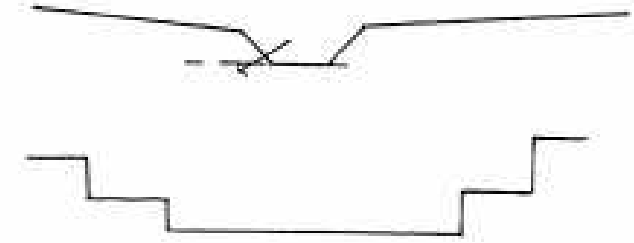

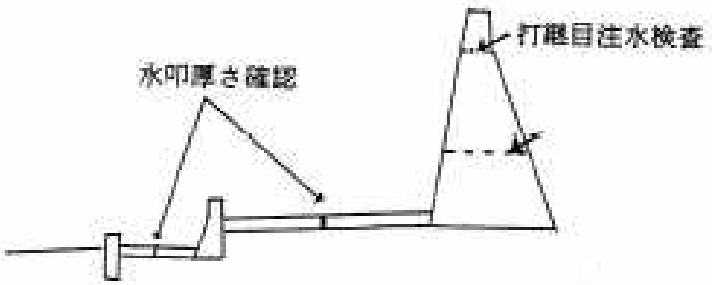

コンクリート積みブロック

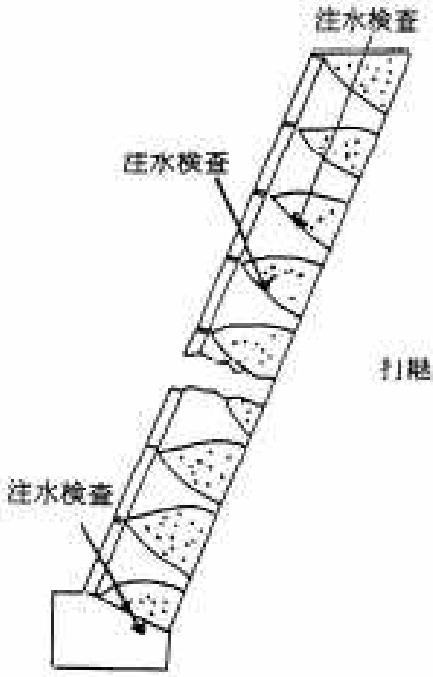

コンクリート擁壁

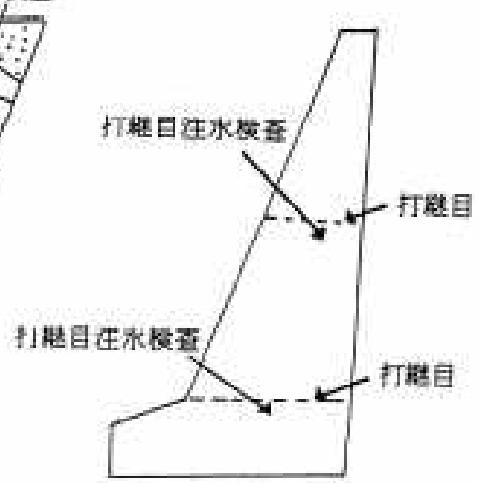

出来形管理写真撮影における取り扱いについて

R3.4.1　技術管理課

◆段階確認において監督職員または現場技術員が現地立会した場合は出来形管理写真撮影は省略する。

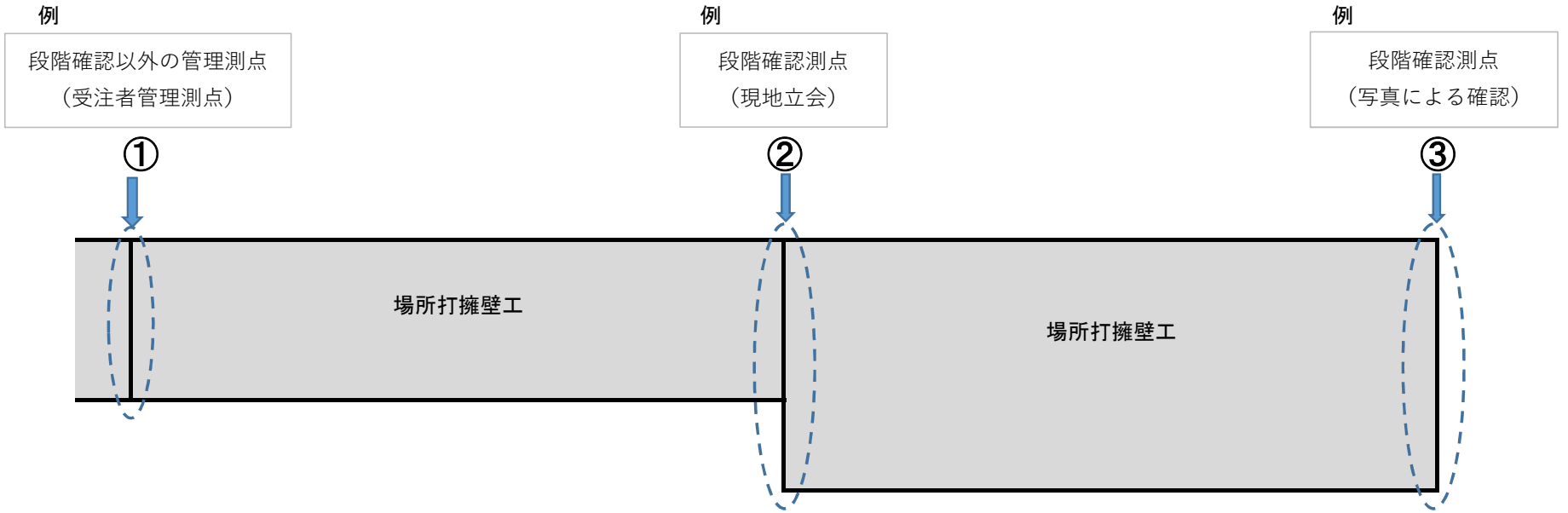

管理測点	出来形管理（寸法）	段階確認実施表	出来形写真撮影	摘　要
①	○必要	－	○必要	
②	○必要	○必要	×不要	※遠隔臨場にも適用する。
③	○必要	○必要	○必要	※段階確認実施表に写真を添付して監督職員に提出。

※注意：出来形管理以外（使用材料写真及び品質管理写真等）については省略できない。

写真での段階確認時の鉄筋組み立て完了写真の撮り方
（出来形管理写真）

＜例：橋台＞

（全景写真）

背景：Ａ１橋台フーチング鉄筋組み立て全景

（黒板）

工事番号；
工事名；
工種；　Ａ１橋台
　フーチング　鉄筋組立完了

全景

（全体と黒板アップの２枚程度撮影する）

※フーチング、立壁、左ウイング、右ウイング、パラペット等毎に全景を撮る

※組立状況が分かるようにリボンロット等を当てる。
（幅、延長等にリボンロット等を当てることにより全体像をつかめる程度とし、全景のためリボンロットの数値は判読できなくてもよい。）

（部分写真）

背景：Ａ１橋台フーチングの鉄筋組立てにリボンロット等を当てる

（黒板）

工事番号；
工事名；
工種；　Ａ１橋台
フーチング　鉄筋組立完了
　Ｆ１　D19mm　@0.25m　　N=50本
　Ｆ２　D22mm　@0.125m　N=80本
　Ｆ３　D25mm　@0.125m　N=75本
　Ｆ４　D32mm　@0.125m　N=75本
　　・・・

自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し
当てたリボンロット等が全て判読できる必要があるので
規格２本（Ｆ１、Ｆ２）毎に１枚写真を撮ることが望ましい。

（リボンロット等は10本程度の配筋のピッチ等が分かるように当てる。）

（加工写真）

背景：加工した鉄筋にリボンロット等を当てる

（黒板）

工事番号；
工事名；
工種；　Ａ１橋台
　鉄筋加工
　Ｆ１　D19mm　　N=50本
　Ｆ２　D22mm　　N=80本
　Ｆ３　D25mm　　N=75本
　　・・・

寸法、径を表示した
加工図を書く

自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し、
当てたリボンロット等が全て判読できる必要があるので
規格２本（Ｆ１、Ｆ２）毎に１枚写真を撮ることが望ましい。

1. 自主管理用の鉄筋組み立て完了写真の撮り方（出来形管理写真）



RC橋脚工
P3橋脚
配筋確認

躯体上面
（部分）



RC橋脚工
P5橋脚
配筋確認

底版側面
（部分）

※この写真は前頁の黒板表記とはリンクしていません。

検査用コア抜取位置決定方法の例

位置決定については、事前に検査員と協議すること。

施工規模を入力

【決定例】

施工延長	600 m
施工面積	5,700 m2
抜取コア数	10 個
ブロック長	60.000 m(端数)

＜採取コア数＞
①1000m2未満は ３箇所
②1000～2000m2は ６箇所
③2000m2以上は
６＋１箇所／1000m2

m ～ m

コアNo.	ブロック	列番号	起点からの距離
No.1	0 ～ 60	9	15
No.2	60 ～ 120	1	89
No.3	120 ～ 180	6	178
No.4	180 ～ 240	1	203
No.5	240 ～ 300	3	293
No.6	300 ～ 360	7	325
No.7	360 ～ 420	1	390
No.8	420 ～ 480	8	441
No.9	480 ～ 540	1	488
No.10	540 ～ 600	8	551

乱数表の数値を読み取って入力

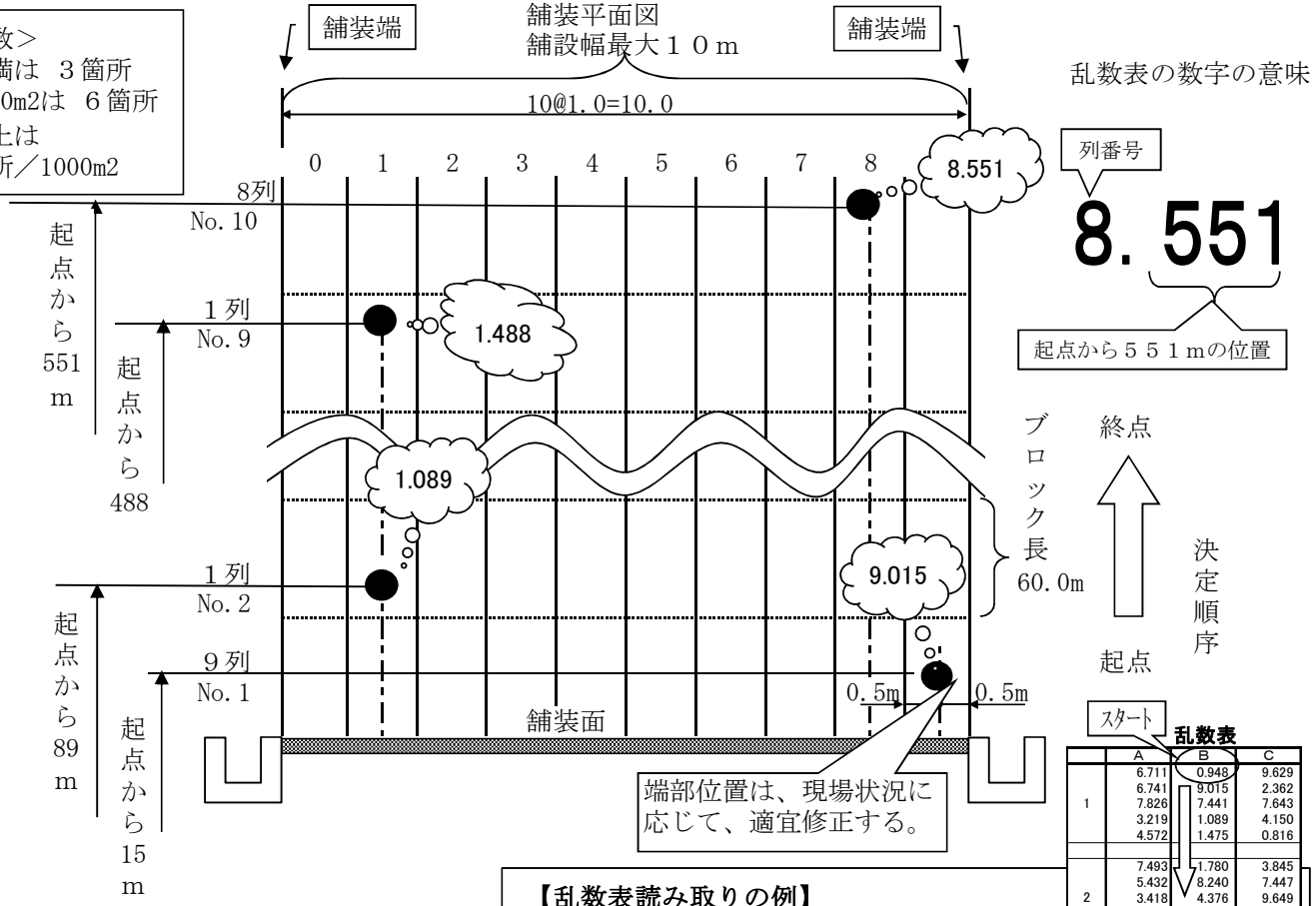

乱数表の数字の意味

列番号 **8.551**

起点から５５１ｍの位置

スタート

乱数表

	A	B	C
	6.711	0.948	9.629
	6.741	9.015	2.362
1	7.826	7.441	7.643
	3.219	1.089	4.150
	4.572	1.475	0.816
	7.493	1.780	3.845
	5.432	8.240	7.447
2	3.418	4.376	9.649
	0.470	6.178	8.970
	3.869	8.365	7.538

【乱数表読み取りの例】

Ｂ－１からスタートの場合（スタート位置は任意に選択）

・最初に選択するコア位置（Ｎｏ．１）は、小数点以下３桁が、
０００以上０６０未満の乱数を読むと、９．０１５
9列↑ ↑ 15m地点

・次に選択するコア位置（Ｎｏ．２）は、小数点以下３桁が、
０６０以上１２０未満の乱数を読むと、１．０８９
1列↑ ↑ 89m地点

以下同様に繰り返す。

【コア抜取位置決定要領】

① 道路横断方向の列間隔は１．０ｍを基本とする。
（舗装幅が６．５ｍ等端数の場合は、列間隔又は端部列幅で調整する。）
② 左側から０列～９列（最大）とする。
③ 1000m2未満は３個以上、1000～2000m2は６個、2000m2を超えるものは1000㎡毎に１個追加。
④ 延長（縦断）方向の採取ブロックは、ブロック長＝舗装延長÷抜取コア数で設定する。
⑤ ブロック毎に、採取コアの位置を乱数表により決定していく。
⑥ 乱数表は、読み取り開始位置から順次乱数を（下右へ）読んでいく。ブロックが変わっても後戻りしない。
⑦ 小数点以下３桁が合致しても、整数部（列番号）が該当しない場合は、これをとばして次の乱数を探す。

乱数表

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	6.711	0.948	9.629	9.459	8.441	6.838	0.413	8.691	0.219	8.528
	6.741	9.015	2.362	5.449	0.206	9.325	5.549	0.696	5.231	4.059
1	7.826	7.441	7.643	3.532	0.759	8.692	0.645	9.525	1.094	2.044
	3.219	1.089	4.150	0.906	1.628	8.751	3.888	4.313	7.746	7.753
	4.572	1.475	0.816	4.899	1.764	6.280	5.820	5.727	1.694	7.262
	7.493	1.780	3.845	1.717	7.311	9.943	5.238	7.821	8.203	7.827
	5.432	8.240	7.447	9.468	6.171	4.887	1.745	1.507	4.324	8.216
2	3.418	4.376	9.649	6.855	2.220	7.808	7.428	2.529	2.979	1.833
	0.470	6.178	8.970	5.236	2.604	1.370	6.050	2.472	8.457	0.049
	3.869	8.365	7.538	8.558	5.123	2.291	1.354	2.425	5.820	0.283
	0.589	6.675	8.083	7.571	6.462	1.755	0.330	0.386	3.496	3.593
	9.711	7.869	7.979	0.698	7.335	2.906	9.156	1.223	0.604	6.967
3	2.304	3.439	7.034	6.230	9.100	0.966	4.203	5.548	7.818	2.402
	3.288	6.568	8.000	6.649	2.270	9.018	8.822	1.049	4.651	4.612
	6.733	0.869	0.912	3.293	0.622	9.771	7.847	2.129	7.029	7.360
	8.187	7.779	3.986	3.590	8.417	8.319	2.121	4.916	0.571	2.160
	7.753	7.579	1.652	5.736	7.620	5.946	5.005	6.507	4.706	6.427
4	5.789	8.998	2.610	1.644	6.889	7.133	7.848	4.489	2.704	0.974
	2.567	8.771	5.046	8.498	6.241	8.551	2.907	1.235	9.777	0.181
	5.051	4.514	6.158	7.912	8.821	0.902	6.091	2.080	1.867	3.615
	3.088	3.988	3.727	9.823	0.056	4.667	1.488	1.819	9.778	4.720
	6.049	3.906	5.920	0.444	5.240	2.322	5.196	8.422	1.497	4.808
5	3.645	1.952	1.042	8.386	7.887	3.000	3.904	3.038	0.692	4.151
	4.571	0.861	7.133	0.087	8.221	3.563	4.607	0.356	4.894	3.604
	6.963	1.203	0.791	3.405	0.127	5.194	9.001	1.022	4.150	5.056
	.									
	4.182	0.687	4.922	1.634	0.313	2.002	3.113	0.392	8.649	6.969
	0.985	9.232	1.206	3.450	7.304	0.876	6.195	0.484	9.309	8.405
6	5.771	0.535	4.759	6.538	3.841	5.791	6.196	8.763	2.445	1.772
	8.206	4.767	5.322	3.649	6.886	8.704	1.880	6.696	5.753	8.883
	1.795	3.006	5.499	3.389	2.784	6.547	7.811	0.186	6.105	0.528
	7.055	9.892	1.944	8.586	6.573	6.973	7.541	7.851	0.557	3.633
	9.793	3.087	8.449	2.829	7.784	3.109	3.559	4.139	7.146	5.357
7	3.155	4.969	1.712	2.220	4.150	4.563	5.213	4.620	7.072	3.057
	3.092	8.082	3.716	0.146	8.122	4.880	5.577	9.911	3.014	6.529
	9.805	4.950	0.494	7.134	1.249	8.582	8.267	1.738	2.286	1.593
	0.086	2.806	3.903	2.904	8.441	2.084	0.197	5.350	9.012	9.467
	7.476	8.409	6.833	7.325	9.771	6.534	7.255	6.250	5.509	0.193
8	6.384	3.696	8.028	3.619	2.650	7.255	8.054	5.568	5.894	9.650
	4.812	3.900	8.805	8.629	3.796	1.885	0.795	3.706	7.896	3.289
	2.060	4.230	9.571	7.703	1.488	8.115	9.168	3.807	4.547	3.775
	1.321	9.610	4.346	0.095	6.209	4.543	8.740	0.800	1.235	3.506
	1.284	5.472	3.575	8.847	7.520	2.127	7.348	3.369	1.013	7.736
9	5.738	7.605	1.235	2.961	1.048	0.265	2.540	6.154	1.354	5.937
	2.518	7.582	1.189	1.390	5.366	5.626	3.889	0.479	7.622	8.253
	1.088	9.470	7.654	4.507	7.124	5.348	1.001	5.199	9.352	1.268
	7.844	4.986	2.982	1.244	1.154	3.254	6.828	5.227	7.544	2.250
	9.933	5.775	8.616	9.053	4.048	1.512	0.110	7.958	7.353	3.590
10	3.851	6.406	5.330	5.006	8.455	9.170	4.846	5.237	4.683	5.878
	4.596	1.096	2.402	1.729	3.114	1.086	3.720	9.279	7.232	8.457
	7.540	4.225	6.684	2.205	6.193	5.661	6.202	5.531	5.620	9.907

乱数表

	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
	4.434	5.025	6.498	7.700	4.382	5.681	9.295	3.682	7.001	3.971
	3.720	3.293	0.952	6.841	0.706	5.767	9.247	7.343	2.700	1.046
1	5.995	9.391	0.141	5.086	5.584	9.850	5.163	4.543	1.237	1.727
	9.404	5.259	1.173	7.276	5.697	8.558	2.528	0.594	5.322	4.067
	6.351	3.398	8.547	1.783	0.664	8.817	8.847	1.225	6.003	4.265
	2.634	3.120	2.964	0.910	4.342	0.709	0.163	7.014	4.384	3.340
	0.992	6.310	3.391	0.201	8.343	8.055	7.041	4.735	5.544	6.459
2	2.802	4.296	8.130	9.136	6.833	8.215	6.434	2.204	5.340	6.062
	7.971	6.694	0.340	2.694	5.589	6.864	7.189	2.959	4.059	2.091
	6.895	1.366	6.168	1.312	7.795	6.757	5.234	3.489	3.891	8.462
	5.817	8.037	2.022	3.970	1.339	4.097	2.462	1.367	1.502	0.277
	3.740	5.569	7.064	4.189	5.525	9.231	7.649	6.885	6.614	0.995
3	2.844	4.878	8.931	7.329	5.070	3.728	7.990	6.846	1.878	3.339
	7.387	0.723	7.929	9.198	0.080	9.217	0.130	2.668	0.083	0.467
	0.131	7.604	7.141	3.001	5.914	4.552	0.525	0.075	2.559	2.586
	0.237	9.445	8.196	9.149	4.780	8.531	2.748	3.081	6.966	4.536
	7.189	0.937	9.827	7.178	4.392	9.024	6.878	0.016	6.843	8.096
4	3.069	5.911	6.626	8.913	0.608	7.814	9.052	8.418	9.498	4.575
	5.121	7.840	4.865	6.209	6.558	7.592	8.715	2.537	6.955	3.569
	2.120	9.673	0.773	1.046	6.114	5.669	8.016	6.262	9.431	7.607
	0.247	2.460	7.097	4.196	6.160	3.067	3.789	4.003	0.094	7.095
	9.525	3.542	6.442	4.125	3.474	6.036	8.024	3.539	3.800	2.286
5	9.885	0.142	7.294	8.174	1.166	5.601	1.997	4.918	0.104	9.188
	0.225	4.636	8.582	5.523	4.962	7.369	6.658	4.758	3.076	0.215
	6.925	2.929	9.193	3.165	4.392	5.807	2.564	1.154	6.569	5.516
	4.351	0.171	7.466	6.132	2.008	3.755	4.316	4.101	7.111	4.488
	2.930	0.554	2.950	5.487	3.545	6.969	9.467	8.966	2.538	1.336
6	8.811	5.497	3.376	5.386	0.411	8.927	0.943	2.968	9.611	3.544
	9.231	6.887	0.891	2.081	0.267	6.797	2.065	3.316	0.938	2.776
	5.220	3.747	9.698	5.349	2.316	6.088	4.267	4.652	8.029	6.341
	6.368	8.112	6.575	7.749	0.177	9.585	2.574	8.219	6.858	7.783
	0.981	1.475	1.096	9.915	7.003	2.787	5.498	8.282	8.697	4.237
7	3.207	6.574	5.846	2.014	1.166	2.350	9.403	5.760	1.486	9.668
	0.463	4.898	6.652	2.159	0.561	0.822	1.019	9.717	3.751	3.954
	9.067	5.222	5.208	5.160	0.106	7.801	8.038	3.061	7.532	6.660
	8.970	6.973	6.628	7.441	5.589	3.334	3.454	0.782	7.103	6.276
	4.625	3.228	3.805	5.046	6.977	5.852	3.369	3.558	0.167	1.223
8	1.443	0.184	4.735	3.259	9.029	5.926	8.523	1.025	6.415	0.015
	6.505	3.162	4.057	4.022	4.463	4.669	2.778	1.109	9.221	7.441
	6.297	7.257	0.493	3.435	9.307	6.571	7.159	5.895	8.546	3.244
	0.033	2.681	2.644	2.062	6.676	7.819	5.972	8.331	1.116	3.563
	4.911	5.958	0.278	3.749	6.894	3.454	7.170	4.367	0.289	7.681
9	9.952	6.619	2.677	1.844	6.573	6.453	8.234	4.124	9.105	6.987
	6.841	2.752	0.882	2.580	1.955	5.568	6.225	2.528	9.740	1.613
	2.765	1.374	1.988	9.902	2.356	1.724	3.927	7.101	2.732	9.120
	6.373	8.802	4.578	5.138	0.690	1.495	2.965	0.753	0.689	2.892
	4.618	8.317	2.416	1.529	7.310	4.254	4.708	7.678	3.238	7.394
10	4.831	9.247	6.753	5.423	9.883	6.126	2.952	4.120	0.531	6.370
	2.290	2.475	7.539	7.050	8.822	6.191	7.334	6.615	9.859	2.312
	5.778	7.846	2.382	1.650	0.813	6.700	9.082	0.604	9.231	9.591

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

１．平成１４年５月３０日から対象建設工事には分別解体等及び再資源化等が義務付けられました

建設リサイクル法の対象となる建設工事には特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等をすることが義務付けられます。

建設リサイクル法の対象となる建設工事は、次に示す特定建設資材をいずれか１品目以上使用した建築物等を解体する工事、又は特定建設資材をいずれか１品目以上使用する建築物等の新築工事等で、下表に示す規模の基準以上の建設工事です。

●特定建設資材

①コンクリート　②コンクリート及び鉄から成る建設資材　③木材
④アスファルト・コンクリート

●対象建設工事の規模の基準

工　事　の　種　類	規　模　の　基　準
建築物の解体工事	床面積の合計　　８０㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計　５００㎡
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額　　１億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額　５００万円

●特定建設資材廃棄物とは

特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの
①コンクリート塊　②建設発生木材　③アスファルト・コンクリート塊

２．対象建設工事の発注者や請負者は次のことを行う必要があります

●適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や、請負者による分別解体等及び再資源化等の実施、発注者への再資源化完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられます。

●受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続が整備されました。

※工事発注者にも対象建設工事の届出が義務付けられており、違反すれば罰則が科せられます。届出は工事着手の７日前までに、対象建設工事の施工場所を管轄する高知県の各土木事務所に（高知市内で施工する場合は、高知市役所に）届出書を提出することとなります。

１９高建管第 1133 号
平成 20 年 3 月２４日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長　　様

建 設 管 理 課 長

公共工事に伴う発生土の取扱いについて（通知）

公共工事に伴う発生土には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）で「汚泥」として取り扱われる建設汚泥があり、しゅんせつ工事や通常の掘削工法で発生する土砂とそれぞれ区別して取り扱う必要があります。

このたび、文化環境部廃棄物処理推進課と協議した結果、発生土の分別、限りある資源の有効な利用（自ら利用・個別指定制度の活用）、生活環境の保全及び公共工事の円滑な実施を図ることを目的として、発生土を下記の事項で取扱うこととします。

なお、この取扱いは高知市以外で施工する工事に適用し、高知市内で施工する工事は適用外となるので注意してください。高知市内で施工する工事についても、高知市環境部廃棄物対策課と協議中ですので、協議が整いましたら別途通知します。

記

１　適用

本通知は、下記文書に基づいて発出するもので、適用の詳細については各々の通知によること。

（１）昭和４６年１０月１６日付け環整第４３号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」
（２）平成１３年6月１日付け環廃産第２７６号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
（３）平成１７年7月２５日付け環廃産発第０５０７２５００２号「建設汚泥処理物の廃棄物妥当性の判断指針について」
（４）平成１８年7月４日付け環廃産発第０６０７０４００１号「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」
（５）平成１９年1月２４日付け１８高建管第７３９号「発生土利用基準について」
（６）平成１９年1月２４日付け１８高建管第７４０号「建設汚泥処理土利用技術基準について」
（７）平成１９年3月２６日付け１８高建管第８８３号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」

2　発生土の取扱いフロー

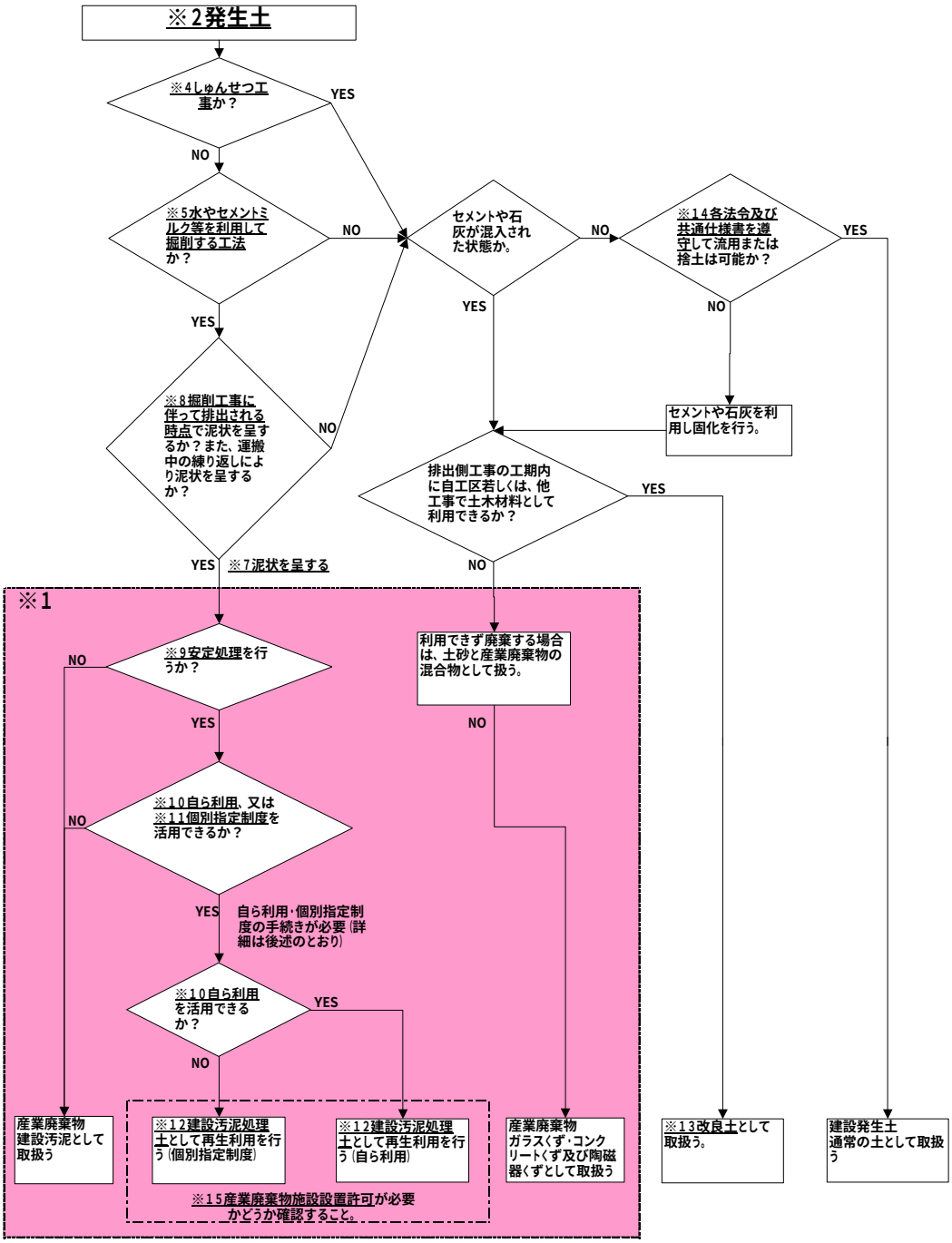

※1 ----- の範囲・・・

廃棄物処理法の適用範囲となるため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）による管理若しくは、自ら利用、個別指定制度を活用する場合に求める各資料による管理を行うこと。また、建設廃棄物を現場内で一時的に保管する場合は、廃棄物処理法に定める保管基準に従い廃棄物の種類ごとに保管（平成１３年６月１日付け環廃産第２７６号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」6.2 作業所（現場）内保管を参照）すること。

※２発生土・・・

図１公共工事における発生土であり、※３生活環境の保全上支障のないものと判断したもの。

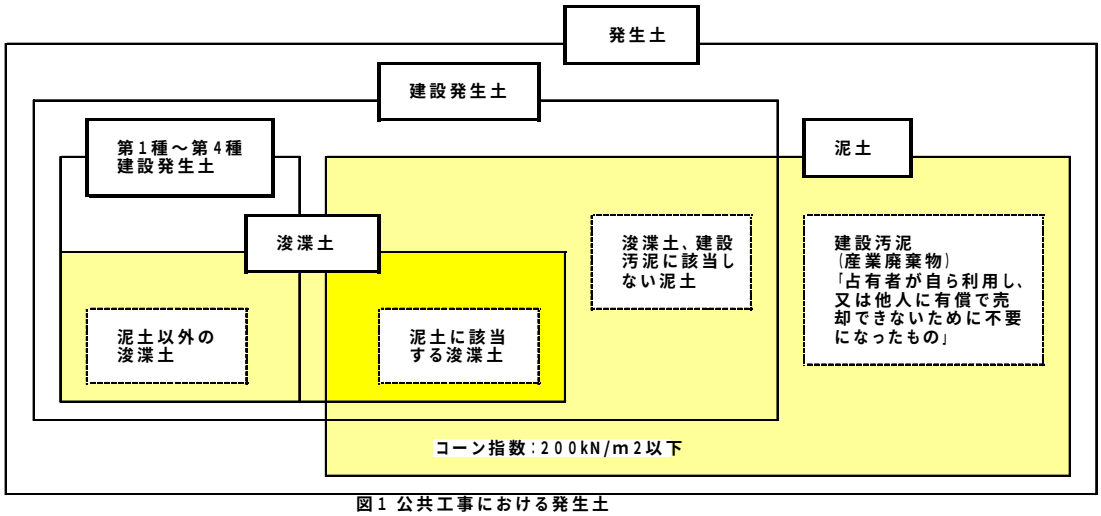

図１ 公共工事における発生土

※３生活環境の保全上支障のないもの・・・

環境基本法に基づく土壌環境基準および土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合するもの。

※４しゅんせつ工事・・・

環整第４３号「ア　港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの」にて判断する（側溝堆積土除去等を含む）。

※５水やセメントミルク等を利用して掘削する工法・・・

後述の代表的掘削工法にて例示する、泥水循環工法（泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等）、泥水非循環工法（泥土圧シールド工法・アースドリル工法・プレボーリング工法・中堀工法等）、※６柱列式連続壁工法（ソイルセメント壁工法等）、その他これらに準じる工法（ＮＡＴＭ工法、深層混合処理工法等）が該当工法であり、その他の工法で掘削し地盤条件（地下水位、湧水など）や自然条件（降雨など）によって泥状の掘削物が発生する場合は該当しない。

※６柱列式連続壁工法・・・

セメントミルクを注入する工法であり、一体の施工システムより排出されたものが、不要なもので※７泥状を呈するものであれば建設汚泥であり、泥状を呈しないものであればガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの判断を行う。

※７泥状を呈する・・・

標準仕様ダンプトラックに山積みができない状態である。その確認する手法として、人がその上を歩けるか、歩けないかで判断しており、機器を用いて計測した場合は、コーン指数がおおむね２００ｋＮ／ｍ２以下又は一軸圧縮強度がおおむね５０ｋＮ／ｍ２以下を示す場合である。

※８掘削工事に伴って排出される時点・・・

発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシス

テムから排出される時点とする。（例えば、ＮＡＴＭ工法では、水処理施設から汚泥脱水施設へ排出した時点とする）

※９安定処理・・・

※８掘削工事に伴って排出される時点でセメントや石灰、良質土混合処理等による安定処理等を行いその性状を改良し、泥状を呈しない状態にすること。

※１０自ら利用・・・

・排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者が施工する複数の工事間において、再度、建設資材として確実に再生利用することであり、※３生活環境の保全上支障のないものであること。

・※１２建設汚泥処理土の利用にあたっては、設計図書や仕様書などに示した数量、品質等に適合したものであり、かつ構造的に安定された工事であること。

・平成１９年3月２９日付１８高建管第８８３号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」を確認し、同通知文書「別紙－２建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）及び「別紙－３再生利用に関する実施要領」に則って運用すること。

・発注者は利用側工事の発注者と協議・調整を行い、様式１「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」を作成すること。

・排出側工事の元請業者に「ガイドライン」の様式２「建設汚泥再生利用計画書」及び様式３「建設汚泥リサイクル伝票」を作成させ提示をうけること。

・排出事業者の元請負業者に「ガイドライン」の様式４「建設汚泥再資源化等実施書」を作成させ提出すること。また、中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写しを併せて提出すること。

・発注者は様式１、様式４及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写し保管し、排出側工事の元請負業者は様式２、様式３及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書を保管すること。また、適正処理を確認する観点から環境部局からの求めがあれば提示すること。

・以上のことを行っていない場合は、**当初から不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は廃棄物であったものと判断される。（廃棄物処理法違反）**

※１１個別指定制度・・・

廃棄物の再生利用指定制度の個別指定制度（廃棄物処理法施行規則第９条第２号、第１０条の３第２号）を活用する場合は、再生活用業者（排出事業者、利用者、廃棄物処理業者のいずれか）が申請書を作成し、環境部局に許可を受けること。ただし、申請から許可までに一定の審査期間が必要であるため、工事発注前の段階から事前に環境部局に対して協議を行うこと。運用にあたっては※１０自ら利用に記述している「別紙－２ガイドライン」、「別紙－３再生利用に関する実施要領」に則って行い、環境部が申請者に対して求めがあれば、発注者は資料の写しを提出すること。

※１２建設汚泥処理土・・・

平成１９年1月２４日付１８高建管第７４０号「建設汚泥処理土利用技術基準について」参照

※１３改良土・・・

平成１９年1月２４日付１８高建管第７３９号「発生土利用基準について」参照

※１４各法令及び共通仕様書を遵守・・・

共通仕様書の「１－１－４０諸法令の遵守」に記載している諸法令はもとより、同仕様書内の「１－１－３６環境対策」や「１－１－３８交通安全管理」を確認し、設計図書等の仕様を遵守すること。

共通仕様書抜粋

１－１－３６　環境対策

１．請負者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和６２年4月１６日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

１－１－３８　交通安全管理

１．請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、或いは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第２８条によって処置するものとする。

※１５産業廃棄物施設設置許可・・・

建設汚泥を建設汚泥処理土として再生利用する場合で、下記に該当する中間処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（環廃産第２７６号）抜粋

８．２　中間処理施設

汚泥の脱水施設　処理能力１０ｍ３／日を超えるもの

汚泥の乾燥施設　処理能力１０ｍ３／日を超えるの（天日乾燥にあっては１００ｍ３／日を超えるもの）

３　発生形態での判断および掘削工法の種類

（１）しゅんせつを目的とする掘削工事

廃棄物処理法では工法を問わず「港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂、その他これに類するもの」を同法の規定する廃棄物の対象としていない。従って、河川等のしゅんせつや道路側溝の清掃等により生じる土砂は不要なものであっても廃棄物ではなく、土砂の扱いとする。なお、ヘドロについては土砂の扱いであっても環境対策に十分注意した処理を行うこと。

（２）水やセメントミルク等を利用して掘削する工事（廃棄物処理法で「地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事」とするもの）

水を利用し掘削を行う工法は、「人為的」に泥状物質を発生させる工法であるため、土砂か建設汚泥かの判断を行う。また、セメントミルクを注入する工法で発生するものは、可能な限り改良土若しくは建設汚泥処理土として再生利用を行うこと。また、やむをえず廃棄するものは全て産業廃棄物として取扱い、建設汚泥

またはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして処分する。

ア　掘削工法の種類

（ア）泥水循環工法（泥水シールド、リバースサーキュレーション、連続地中壁（循環式））

（イ）泥水非循環工法（泥土圧シールド（推進）工法、連続地中壁工法（バケット式アースドリル工法、プレボーリング工法、中堀工法）

（ウ）柱列式連続壁工法（ソイルセメント壁工法）

（エ）その他これに準じる工法

ＮＡＴＭ工法、深層混合処理工法等

（3）その他の工事で行われる掘削工事

水を利用しない一般的な掘削工法で発生した泥土は産業廃棄物に該当しない土砂として扱う。ただし、セメントや石灰が混入された状態であったり、これらを使用して固化処理を行った場合は、可能な限り改良土として再生利用を行うこと。また、やむをえず廃棄するものは全て土砂と産業廃棄物（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）の混合物として扱う。

ア　掘削工法の種類

（ア）一般的な掘削工法の例示

ａ人力による掘削

ｂバックホウによる掘削工法

ｃブルドーザによる掘削工法

ｄリッパーによる掘削工法

ｅクラムシェルによる掘削工法

ｆグラブ船による掘削工法

ｇポンプ船による掘削工法

ｈケーソン工法

ｉオールケーシング工法

ｊその他、水を利用しない掘削工法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）確認時の留意事項

参考資料

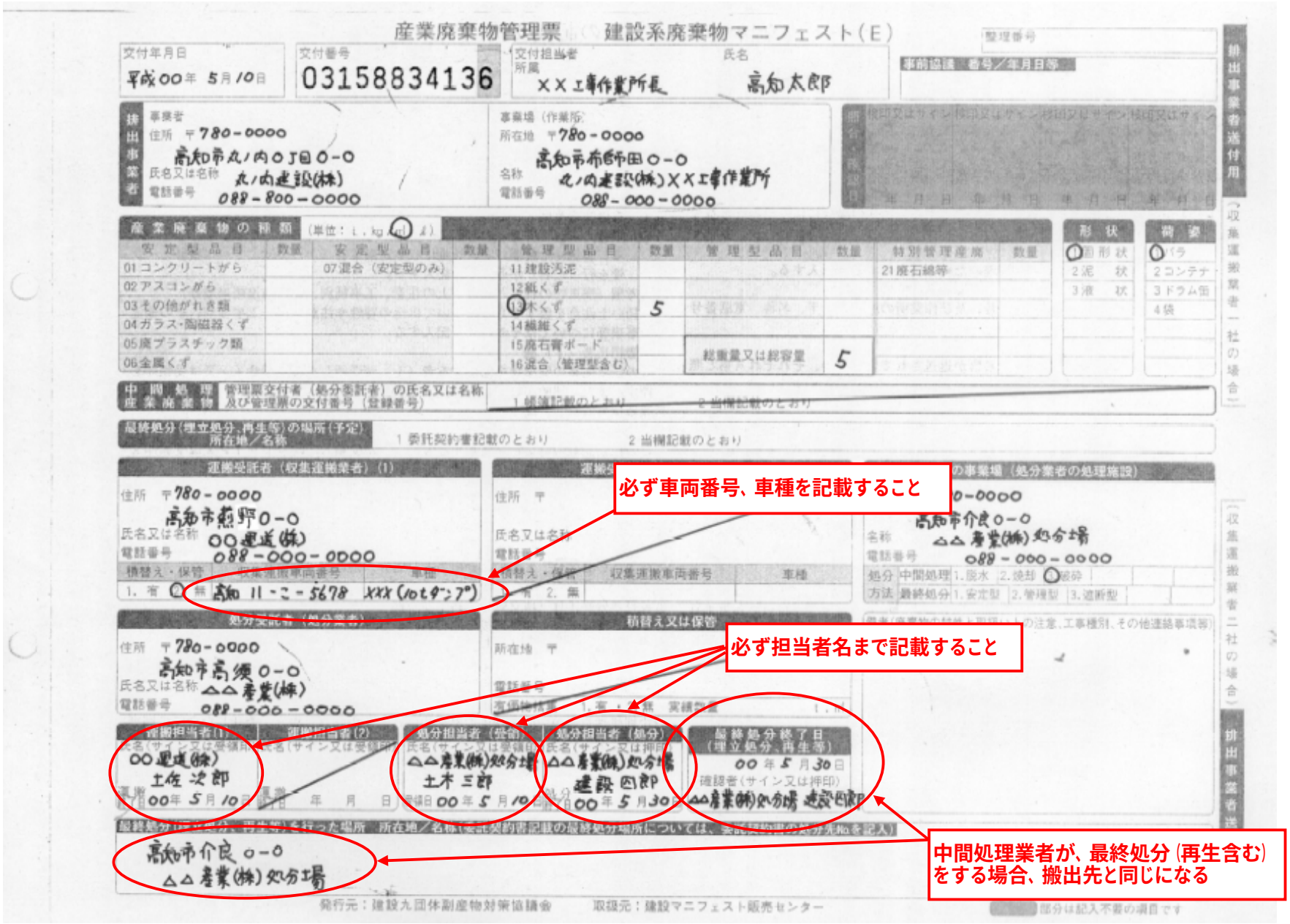

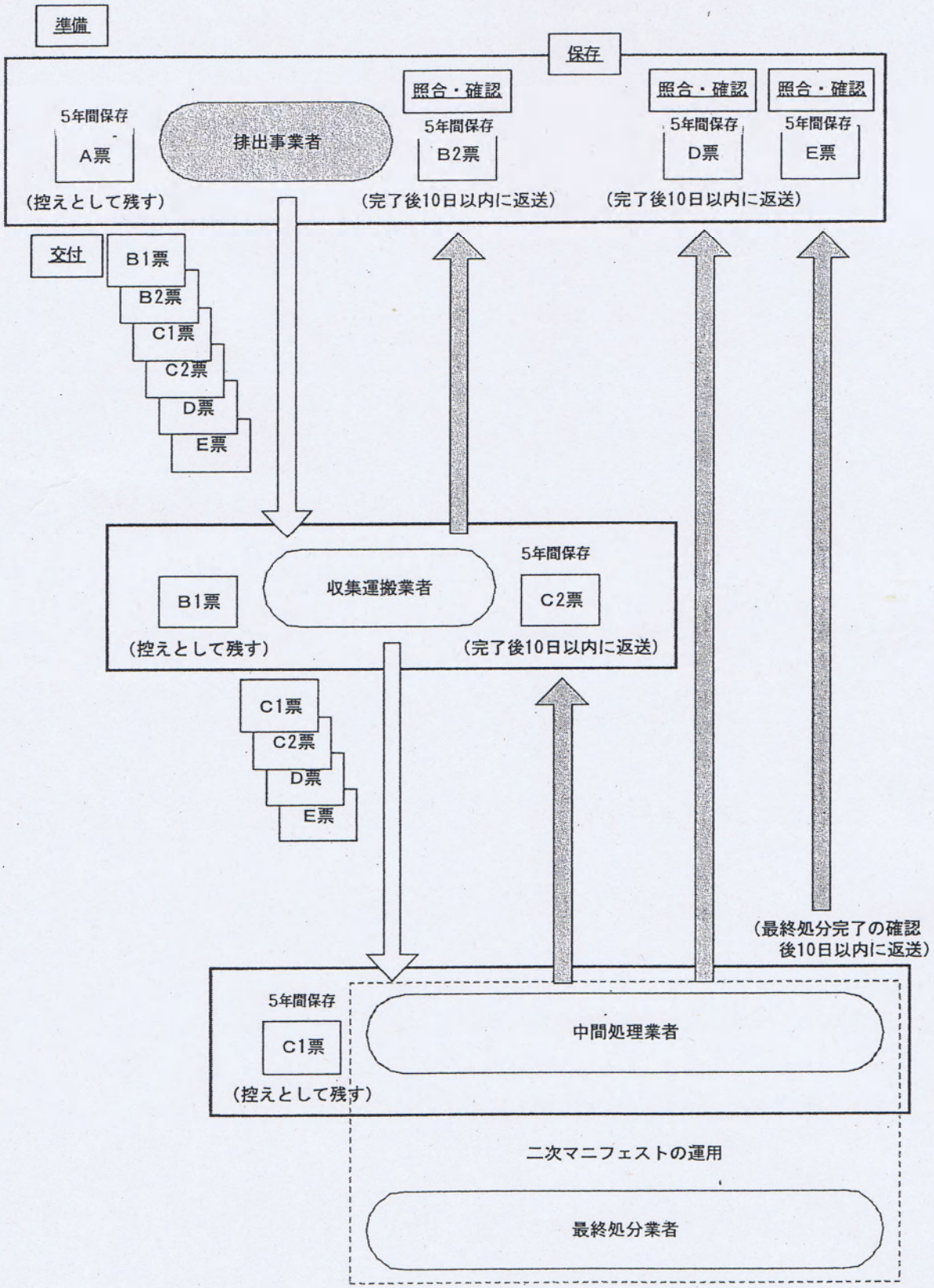
準備
保存
照合・確認
照合・確認
照合・確認
5年間保存
5年間保存
5年間保存
5年間保存
A票
排出事業者
B2票
D票
E票
（控えとして残す）
（完了後10日以内に返送）
（完了後10日以内に返送）
交付
B1票
B2票
C1票
C2票
D票
E票
5年間保存
B1票
収集運搬業者
C2票
（控えとして残す）
（完了後10日以内に返送）
C1票
C2票
D票
E票
（最終処分完了の確認
後10日以内に返送）
5年間保存
C1票
中間処理業者
（控えとして残す）
二次マニフェストの運用
最終処分業者

図　マニフェストの流れ

産業廃棄物管理票に関する報告書について

産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、毎年６月３０日までに、その年の３月３１日以前の１年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、別紙様式により報告書を作成し、当該事業場を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

１　記載上留意すること。

（１）業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。

（２）産業廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項、同法施行令第２条及び第２条の４の区分に準拠します。

なお、電気製品が廃棄物になったものなど、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取扱うことも可能です（別添１に準拠します。）。

（３）排出量

単位は「トン（ｔ）」を用いて記載します。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を基本としますが、それが困難な場合には、廃棄物の種類ごとの立法メートルとトンの換算例を別添２のとおり整理していますので、これを参考に記入してください。

（４）石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項において石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにする必要があります。

※管理票の代わりに、電子マニフェストを利用した登録、報告を実施している場合にあっては、この報告書の提出義務はありません。

その他ご不明な点は、最寄りの福祉保健所衛生環境課又は高知県環境対策課にお問い合わせください。

高知県環境対策課　　電話 088-821-4540
088-821-4523

（別添１）

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
１	燃え殻	１．１４
２	汚泥	１．１０
３	廃油	０．９０
４	廃酸	１．２５
５	廃アルカリ	１．１３
６	廃プラスチック類	０．３５
７	紙くず	０．３０
８	木くず	０．５５
９	繊維くず	０．１２
１０	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	１．００
１１	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	１．００
１２	ゴムくず	０．５２
１３	金属くず	１．１３
１４	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	１．００
１５	鉱さい	１．９３
１６	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	１．４８
１７	動物のふん尿	１．００
１８	動物の死体	１．００
１９	ばいじん	１．２６
２０	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	１．００
２１	建設混合廃棄物	０．２６
２２	廃電気機械器具	１．００
２３	感染性産業廃棄物	０．３０
２４	廃石綿等	０．３０

【注１】上記の換算係数は１立方メートル当たりのトン数（ｔ/立米）。

【注２】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意してください。

【注３】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ１～１９に該当する品目の換算係数に準拠してください。

【注４】「２ｔ車１台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和　　年度分）

集計した年度を記載してください。

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　殿

報　告　者
住　　所　〒
氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電　話　番　号

実際に排出した事業場（支店名、営業所名、工場名等）の名称を記載してください。工事現場から直接、処分会社に運搬した際は工事名（工事が複数の際は代表的な工事名、例：○○線道路改良工事他）を記載してください。

実際に排出した事業所の住所（工場、営業所の住所等）を記載してください。工事現場から直接処分場に運搬したときは、廃棄物を積み込んだ場所を記載してください。また、複数の工事現場を一つにまとめるときは、「○○市△△町××　他」というように記載してください。郵便番号の記載もお願いします。

不明な点を問い合わせすることがありますので、問い合わせができる電話番号を記載してください。部署が複数に分かれている事業所においては、担当課名や担当者名を併せて記載してください。

日本産業分類で分類されている業種（中分類もしくは小分類）を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業種		
事業場の所在地	〒					電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

「がれき類、ガラスくず、木くず等」法で定められている種類を記載してください。
原則として、一つのマニフェストで一種類の廃棄物しか使用できません。
廃パソコンや蛍光管のように複数の種類が一体不可分のものは「廃プラ、金属くず（廃パソコン）」というように記載してください。

単位は「トン」です。リットル等で記載されている場合は、換算係数を参考にして、トン換算してください。（リットルの際は換算係数をかけて千で割ってください。）

運搬を開始した場所の許可番号です。
自社で運搬した場合は「自己運搬」と記載してください。

運搬を委託した業者が最後に運び込む場所の住所です。
（1社に処分場までの運搬を委託したときは、処分場の住所になります。）

運搬先の住所と同じであれば記載する必要はありません。（1社に処分場までの運搬を委託したときは、「運搬先の住所」と同じになりますので記載の必要はありません。

備考
1　年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2　政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3　類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

会社、営業所、工場等から排出時の記載例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和　　年度分）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　殿

報　告　者
住　　所　〒783－××××
南国市△△町◇◇番地
氏　　名　株式会社　〇〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　088－〇〇〇－××△△
担当:〇〇課　××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社　〇〇〇						業種	家具小売業	
事業場の所在地	〒783－××××　南国市△△町◇◇番地					電話番号　088－〇〇〇－××△△			
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	金属くず	0.02	3	03900××××××	（有）〇〇	吾川郡いの町××	03920××××××	◎◎（株）	
2	ガラスくず、廃プラスチック、金属くず（廃パソコン）	0.005	5	03910××××××	（株）××	高知市△△	09220××××××	◇◇（株）	
3	廃プラスチック、金属くず、廃酸（廃バッテリー）	0.005	1	03900×××××× 03950××××××	△△（株）	香川県丸亀市△△			
4				03710×××××× 03760××××××	（株）▼▼	大阪府大阪市〇〇	06620×××××× 06670××××××	（株）××	

区間委託をしたときの記載例

区間委託の場合、上の行に第1区間の運搬を委託した収集運搬業者、下の行に第2区間の運搬を委託した業者を記入する。第3区間、第4区間の委託がある場合は、同様に記入する。処分受託者氏名や許可番号は、最終運搬区間を委託した収集運搬業者を記入した行のみに記入する。

備考
1　この報告書は、[redacted]について6月30日までに提出すること。
2　同一の都道府県[redacted]定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種[redacted]
4　業種には日本標[redacted]
5　運搬又は処分を[redacted]産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について右[redacted]ばいじん等に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

工事現場で排出時の記載例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和　　年度分）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　殿

報告者
住所　〒 78×−×××
高知市××町××
氏名　××建設(株)　代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　088−×××−××××
担当:〇〇課　××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	県道〇〇××線道路改良工事　他					業種	土木工事業		
事業場の所在地	〒781−1102　土佐市高岡町乙×××　他					電話番号	088−×××−××××		
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	金属くず	4	2	03900××××××	(有)〇〇	吾川郡いの町××	03920××××××	◎◎(株)	
2	木くず	10	5	03910××××××	(株)××	高知市△△	09221××××××	◇◇(株)	
3	木くず	5	2	3910××××××	高知　太郎	南国市▼▼	03940××××××	(株)■■	
4	がれき類	10	2		自己運搬	南国市□□	03940××××××	(有)※※	

備考
1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック類	2	1	03900××××××	××(有)	須崎市××	03920××××××	×××(株)	
6	廃石膏ボード	3	2	03910××××××	◿◿◿(株)	愛媛県西条市▽▽	03820××××××	(株)▽▽	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

（日本工業規格　A列4番）

平成17年4月1日から、

産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）が必要となります。

産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがある車両での産業廃棄物の収集・運搬。

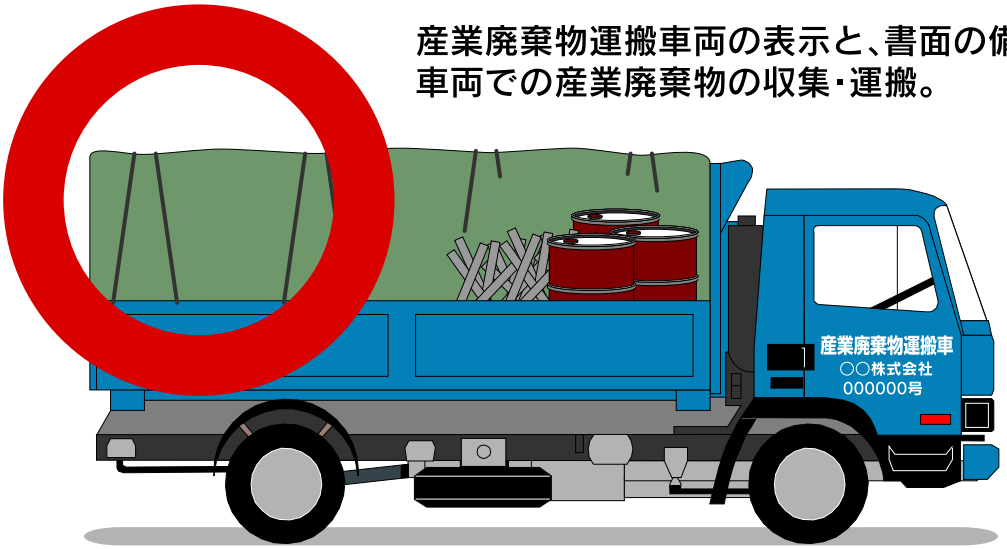

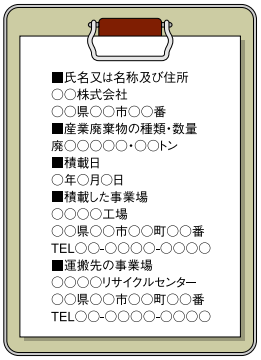

産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがない車両での産業廃棄物の収集・運搬。

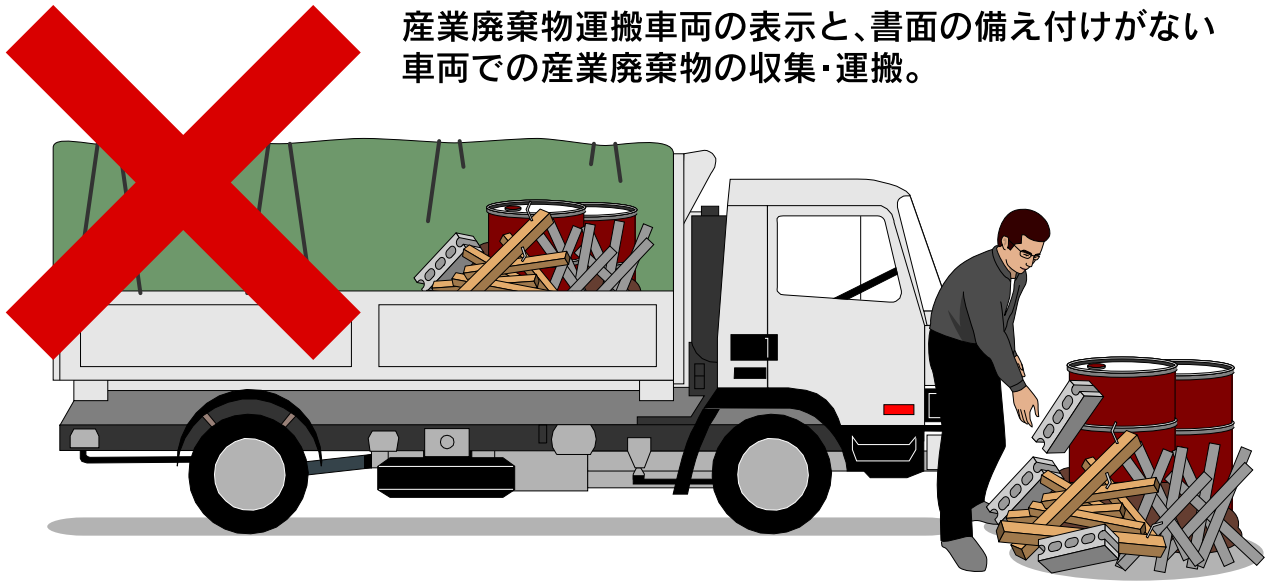

環境省
廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

❶表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

（みほん）

排出事業者が自分で運搬する場合

1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2.排出事業者名

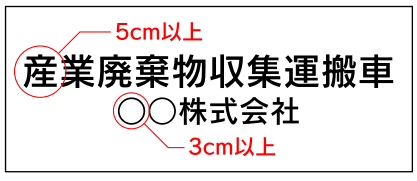

表示

注意点
- 見やすいこと
- 鮮明であること
- 両側面に表示すること
- 識別しやすい色の文字であること

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2.業者名
3.許可番号（下6けた以上）

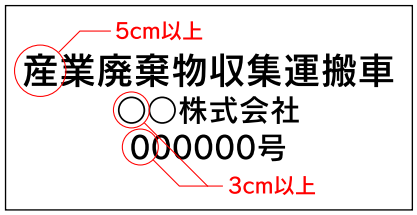

●実際の表示の例

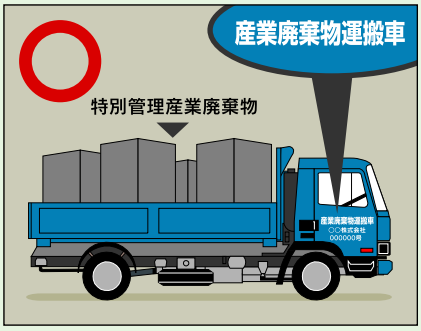

特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。

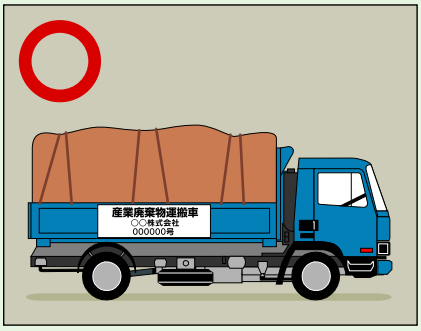

左右で表示位置が違っても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。

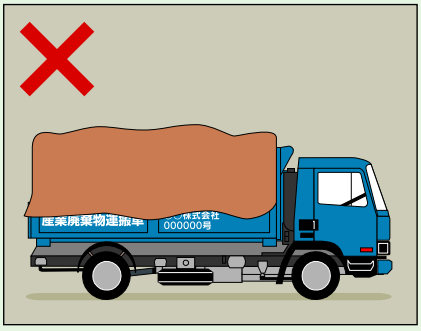

表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

❷書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

（みほん）

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し　（※）

書面

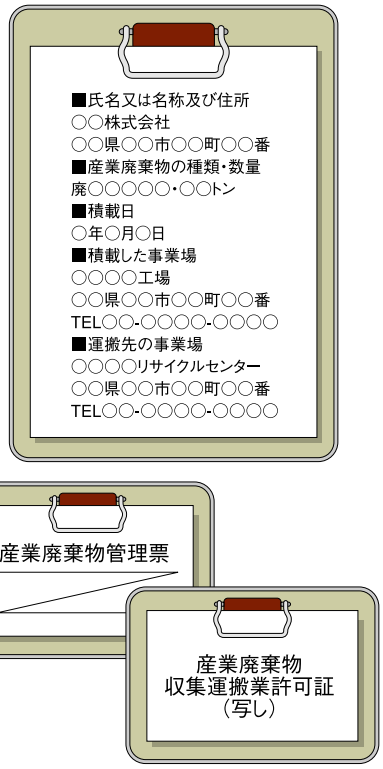

●実際の書面の例

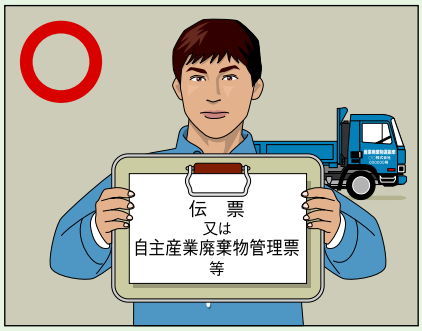

排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。



電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。

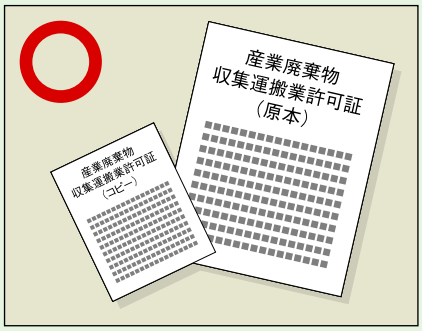

処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類（電子情報でも可）が必要になります。

- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- その運搬を委託した者の氏名又は名称
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、連絡先

（ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。）

❸その他の留意事項

○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、もっぱら特定家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫〈冷凍庫〉、洗濯機）や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けている場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、環境大臣から再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。（詳細は、廃棄物規制課までお問い合わせください。）

○表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反（廃棄物処理法違反）となり、行政命令の対象（排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など）になります。

この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受けることになります。



＜相談・連絡先＞

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部局までお問い合わせ下さい。

●電子マニフェストについてのお問い合わせ

公益財団法人 **日本産業廃棄物処理振興センター　情報処理センター**（サポートセンター）

TEL. 0800-800-9023　E-mail　info@jwnet.or.jp

〒102-0084　東京都千代田区二番町三番地　麹町スクエア７階

●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課

TEL. 03-3581-3351（代表）

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

建設廃棄物の場外保管の届出について

建設廃棄物を建設現場等以外の場所に保管する場合は、次の手続きが必要です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条第3項・第4項）

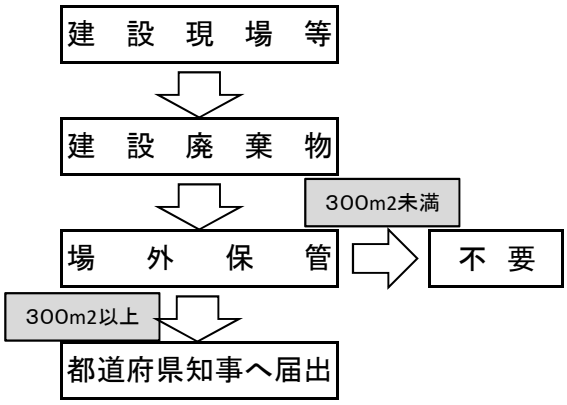

※届出対象外
①産業廃棄物処理業者の施設における保管
②産業廃棄物処理施設における保管
③PCB特措法に基づき届け出たPCB廃棄物の保管

※面積は敷地の面積（仮置き面積ではない）

（別添　1）

変更届・・・あらかじめ届出

廃止届・・・保管をやめた日から30日以内に届出

非常災害時の保管・・・保管をした日から14日以内に届出

※保管基準

〇保管場所の周囲に囲いが設けられていること（保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること）

〇見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

・掲示板の大きさ　縦60cm以上×横60cm以上

・産業廃棄物の保管の場所である旨の表示

・保管する産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、その旨を含む）の表示

・保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先

・屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さ

保管施設における掲示板の例

積替、処分等

（特別管理）産業廃棄物　〇〇保管施設	
名称、代表者 本社所在地 管理責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
保管する 産業廃棄物の種類	がれき類、木くず
最大保管高さ	3．0m
最大保管量	50．0m3

60cm以上

60cm以上

その他ご不明な点は、最寄りの福祉保健所又は高知県環境対策課にお問い合わせください。

【別添　１】

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年　　月　　日

高知県知事　濵田　省司　様

届出者

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第３項前段 / 第１２条 第 ４ 項 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所　在　地	
	面　積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあっては規則第１条の６の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日		年　　月　　日

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条第１項第１号ホ又は第２号ロ（３）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本工業規格　A列４番）

解体する建物に
トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が
残っていませんか！



●トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には
有害物質であるＰＣＢ※が含まれているかもしれません！
（※ポリ塩化ビフェニル）

●PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、
コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。

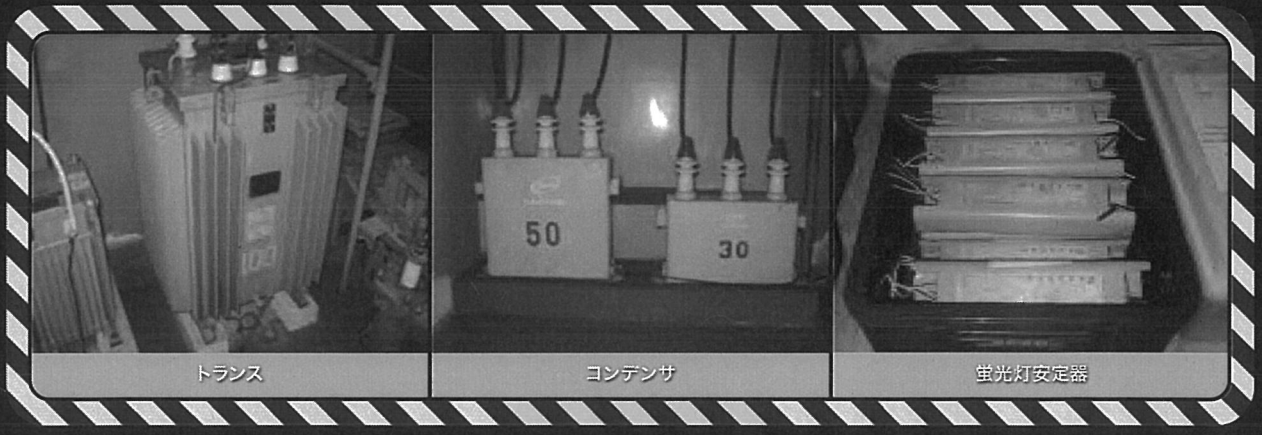

環境省

トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である
PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。
PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として
売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。
PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、
厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。

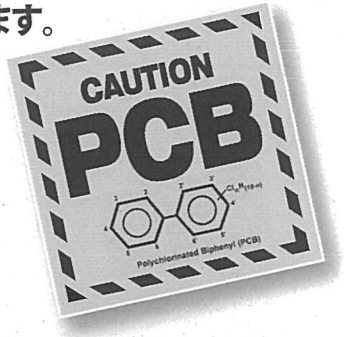

「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて

所有者の方へ

まず、廃電気機器に
PCBが含まれているか否かの
調査をしてください。

解体工事業者の方へ

PCBが含まれている廃電気機器を
許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器（高濃度PCB廃棄物）

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月をもとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会（JEMA）に問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

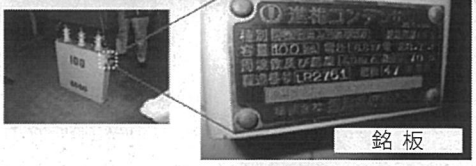
銘板

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人 日本照明工業会にお問い合わせください。

http://www.jlma.or.jp /kankyo/pcb/index.htm



■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器（微量PCB汚染廃電気機器等）

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。

産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当）　0120-985-007　**http://www.sanpainet.or.jp/**
［（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 内］　（平日10:00～17:00）

H25.8（P4）

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の規制が強化されました。

2020年4月施行

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



建設・解体業者

やるべきこと

❶解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

改正点 **その書面の写しを3年間保存。**

❷フロン類の回収を充塡回収業者に依頼。
（工事の発注者から充塡回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）

❸フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。

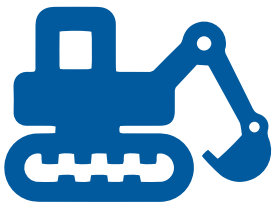



フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま行う機器廃棄は即座に罰則。

違反した場合、50万円以下の罰金

廃棄物・リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
○書面を**工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存**します。

事前確認書面

機器がある場合

フロン類が回収済み

○工事発注者から**フロン類の引取証明書の写しをもらいます。**

フロン類が未回収

方法②の場合

方法①：工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充塡回収業者に依頼します。
方法②：工事発注者に対して、発注者自ら（又は第三者に委託して）フロン類の回収を充塡回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○充塡回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書（写し）

充塡回収業者※



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者

機器がない場合

機器がない場合でも、書面を保存してください！

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます！

※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、**二酸化炭素の100～10,000倍**という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。



約50t-CO_2 ＝

エアコン1台分
ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg



レジ袋 約150万枚分



トラック 地球2.4周分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト　検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/

■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局　http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　TEL：03-3581-3351（内線6753）
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室　TEL：03-3501-1511（内線3711）

作業の種類別資格者等（抜粋）

参考資料

職長	教育	法 60 令 19 安則 40	免許
作業主任者	免許及び技能講習	法 14 令 6 安則 78	技能講習
各種技能者	免許及び技能講習	法 61 令 20 安則 41、78	特別教育
一般作業員	特別教育	危険有害な作業に従事する時には特別の教育を行う。	指名配置
		法59③安則36	
	安全衛生教育	雇入れ時、作業変更時には安全教育を行う。法59、①、②	

1．地山の掘削 ― 作業主任者（高さ２m以上のとき 安則 359） ― ｶﾞｽ導管防護作業指揮者（安則 362） ― 誘導者（安則 365） ― 点検者（安則 358） ― 可燃性ｶﾞｽ測定者（安則 322）

2．土止め支保工の組立解体 ― 作業主任者（安則 374）

3．型枠支保工の組立解体 ― 作業主任者（ｽﾗﾌﾞ、桁等の支保工 安則 246）

4．ずい道等の建設 ― ずい道の掘削等作業主任者（安則 383の2）／ずい道等の覆工作業主任者（安則 383の4） ― 作業者（安則 36―㉚）

5．足場の組立解体 ― 作業者（安則36-㊴）／作業主任者 ― 作業指揮者 ※ ― 監視人
（つり足場、張出足場、５m以上の足場 安則 565）（５m未満の足場 安則 529）（３m以上の高所からの投下 安則 536）

6．木造建築物の組立等 ― 作業主任者（軒高５m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業 安則 517の12）

7．建築物等の鉄骨の組立解体 ― 作業主任者 ― 作業指揮者 ※ ― 監視人
（５m以上の建築物の骨組・塔（金属製） 安則 517の４）（５m未満の建築物 安則 529）（３m以上の高所からの投下 安則 536）

8．橋梁架設等 ― 鋼橋架設等作業主任者（高さ５m以上又は支間30m以上 安則 517の8） ― 作業指揮者 ※（５m未満の橋梁 安則 529）
／ｺﾝｸﾘｰﾄ橋梁架設等作業主任者（高さ５m以上又は支間30m以上 安則 517の8） ― 作業指揮者 ※（５m未満の橋梁 安則 529）

※作業主任者選任の作業を除く。

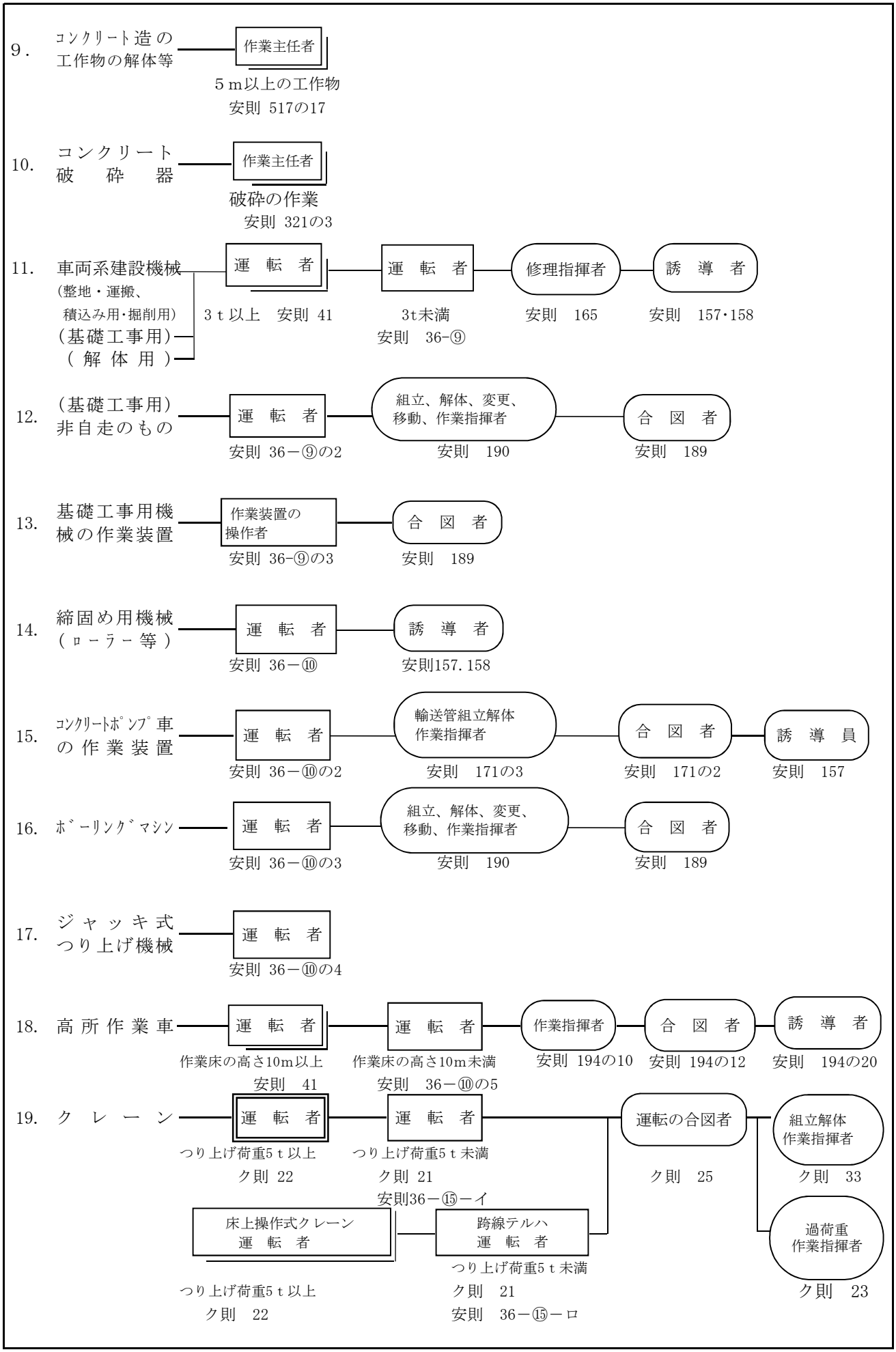
9. コンクリート造の工作物の解体等
作業主任者
5ｍ以上の工作物
安則 517の17
10. コンクリート破砕器
作業主任者
破砕の作業
安則 321の3
11. 車両系建設機械
(整地・運搬、積込み用・掘削用)
(基礎工事用)
(解体用)
運転者
3ｔ以上 安則 41
運転者
3t未満
安則 36-⑨
修理指揮者
安則 165
誘導者
安則 157・158
12. (基礎工事用)非自走のもの
運転者
安則 36－⑨の2
組立、解体、変更、移動、作業指揮者
安則 190
合図者
安則 189
13. 基礎工事用機械の作業装置
作業装置の操作者
安則 36-⑨の3
合図者
安則 189
14. 締固め用機械(ローラー等)
運転者
安則 36－⑩
誘導者
安則157.158
15. コンクリートポンプ車の作業装置
運転者
安則 36－⑩の2
輸送管組立解体作業指揮者
安則 171の3
合図者
安則 171の2
誘導員
安則 157
16. ボーリングマシン
運転者
安則 36－⑩の3
組立、解体、変更、移動、作業指揮者
安則 190
合図者
安則 189
17. ジャッキ式つり上げ機械
運転者
安則 36－⑩の4
18. 高所作業車
運転者
作業床の高さ10m以上
安則 41
運転者
作業床の高さ10m未満
安則 36－⑩の5
作業指揮者
安則 194の10
合図者
安則 194の12
誘導者
安則 194の20
19. クレーン
運転者
つり上げ荷重5ｔ以上
ク則 22
運転者
つり上げ荷重5ｔ未満
ク則 21
安則36－⑮－イ
運転の合図者
ク則 25
組立解体作業指揮者
ク則 33
過荷重作業指揮者
ク則 23
床上操作式クレーン運転者
つり上げ荷重5ｔ以上
ク則 22
跨線テルハ運転者
つり上げ荷重5ｔ未満
ク則 21
安則 36－⑮－ロ

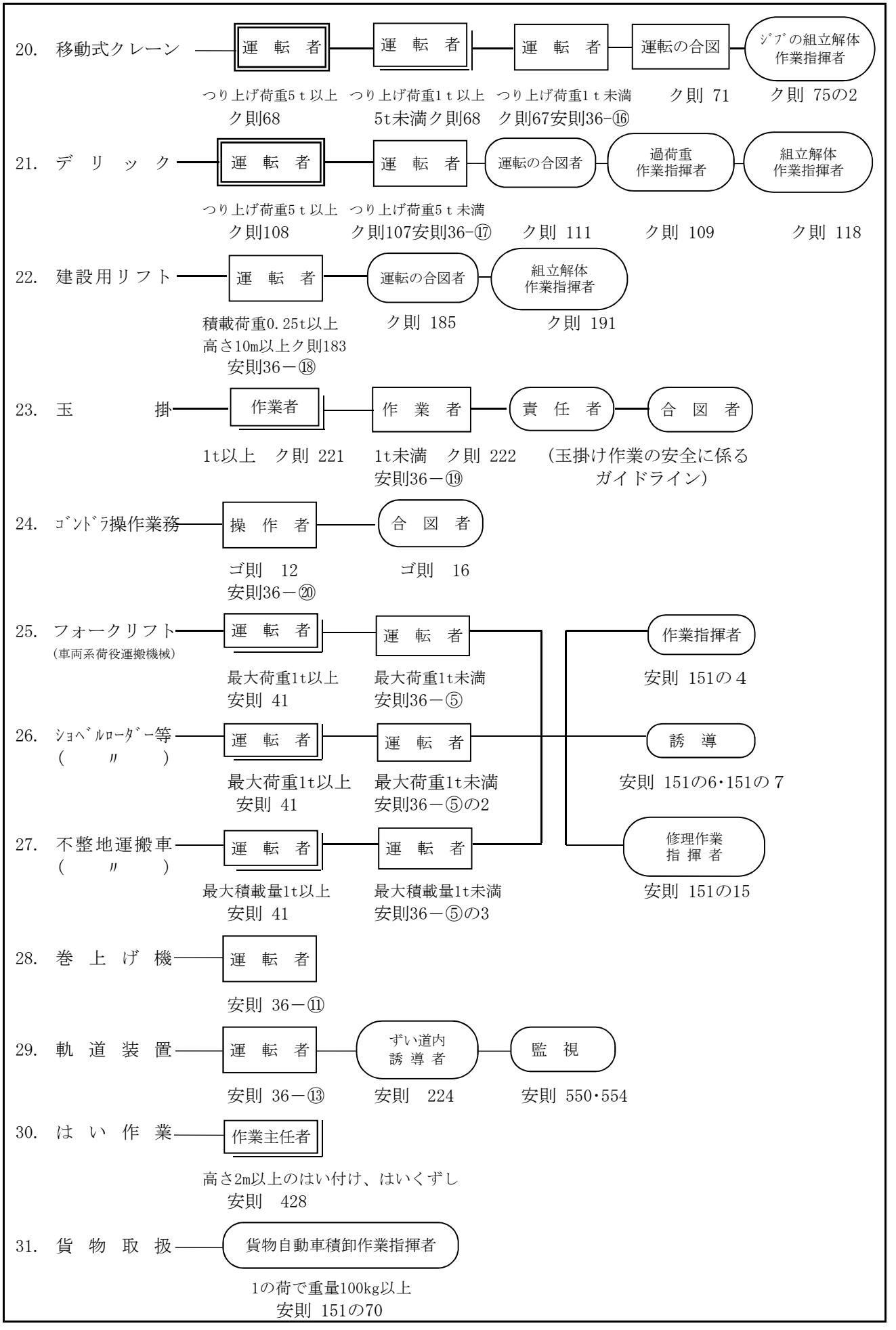
20. 移動式クレーン
運転者
運転者
運転者
運転の合図
ｼﾞﾌﾞの組立解体作業指揮者
つり上げ荷重5ｔ以上 ク則68
つり上げ荷重1ｔ以上 5t未満ク則68
つり上げ荷重1ｔ未満 ク則67安則36-⑯
ク則 71
ク則 75の2
21. デリック
運転者
運転者
運転の合図者
過荷重作業指揮者
組立解体作業指揮者
つり上げ荷重5ｔ以上 ク則108
つり上げ荷重5ｔ未満 ク則107安則36-⑰
ク則 111
ク則 109
ク則 118
22. 建設用リフト
運転者
運転の合図者
組立解体作業指揮者
積載荷重0.25t以上 高さ10m以上ク則183 安則36－⑱
ク則 185
ク則 191
23. 玉掛
作業者
作業者
責任者
合図者
1t以上 ク則 221
1t未満 ク則 222 安則36－⑲
（玉掛け作業の安全に係るガイドライン）
24. ｺﾞﾝﾄﾞﾗ操作業務
操作者
合図者
ゴ則 12 安則36－⑳
ゴ則 16
25. フォークリフト
（車両系荷役運搬機械）
運転者
運転者
最大荷重1t以上 安則 41
最大荷重1t未満 安則36－⑤
作業指揮者
安則 151の４
26. ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ等
（ 〃 ）
運転者
運転者
最大荷重1t以上 安則 41
最大荷重1t未満 安則36－⑤の2
誘導
安則 151の6･151の７
27. 不整地運搬車
（ 〃 ）
運転者
運転者
最大積載量1t以上 安則 41
最大積載量1t未満 安則36－⑤の3
修理作業指揮者
安則 151の15
28. 巻上げ機
運転者
安則 36－⑪
29. 軌道装置
運転者
ずい道内誘導者
監視
安則 36－⑬
安則 224
安則 550･554
30. はい作業
作業主任者
高さ2m以上のはい付け、はいくずし 安則 428
31. 貨物取扱
貨物自動車積卸作業指揮者
1の荷で重量100kg以上 安則 151の70

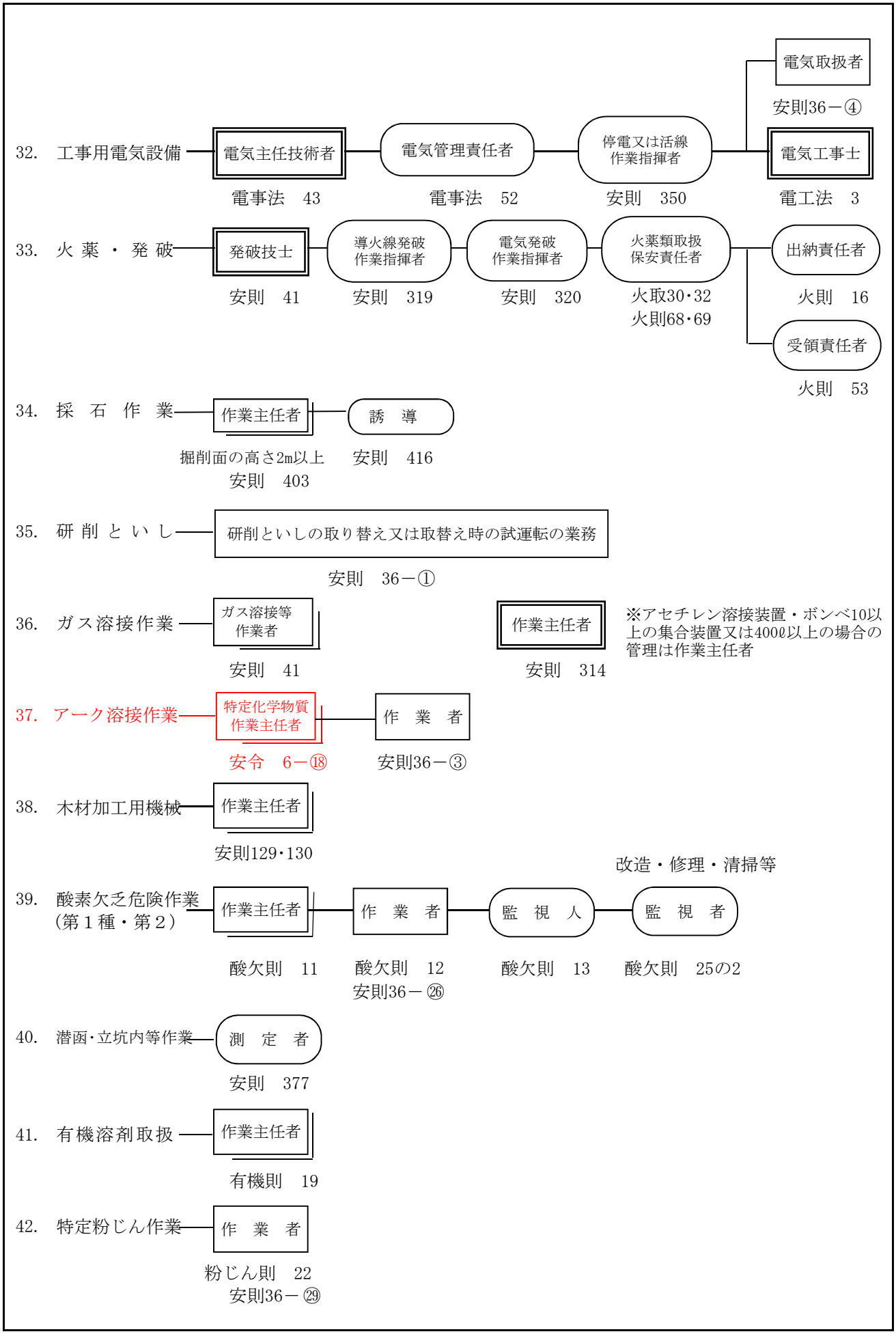
32. 工事用電気設備
電気主任技術者
電気管理責任者
停電又は活線作業指揮者
電気取扱者
電気工事士
安則36－④
電事法 43
電事法 52
安則 350
電工法 3
33. 火薬・発破
発破技士
導火線発破作業指揮者
電気発破作業指揮者
火薬類取扱保安責任者
出納責任者
受領責任者
安則 41
安則 319
安則 320
火取30･32
火則68･69
火則 16
火則 53
34. 採石作業
作業主任者
誘導
掘削面の高さ2m以上
安則 403
安則 416
35. 研削といし
研削といしの取り替え又は取替え時の試運転の業務
安則 36－①
36. ガス溶接作業
ガス溶接等作業者
作業主任者
※アセチレン溶接装置・ボンベ10以上の集合装置又は4000ℓ以上の場合の管理は作業主任者
安則 41
安則 314
37. アーク溶接作業
特定化学物質作業主任者
作業者
安令 6－⑱
安則36－③
38. 木材加工用機械
作業主任者
安則129･130
改造・修理・清掃等
39. 酸素欠乏危険作業（第１種・第２）
作業主任者
作業者
監視人
監視者
酸欠則 11
酸欠則 12
安則36－㉖
酸欠則 13
酸欠則 25の2
40. 潜函･立坑内等作業
測定者
安則 377
41. 有機溶剤取扱
作業主任者
有機則 19
42. 特定粉じん作業
作業者
粉じん則 22
安則36－㉙

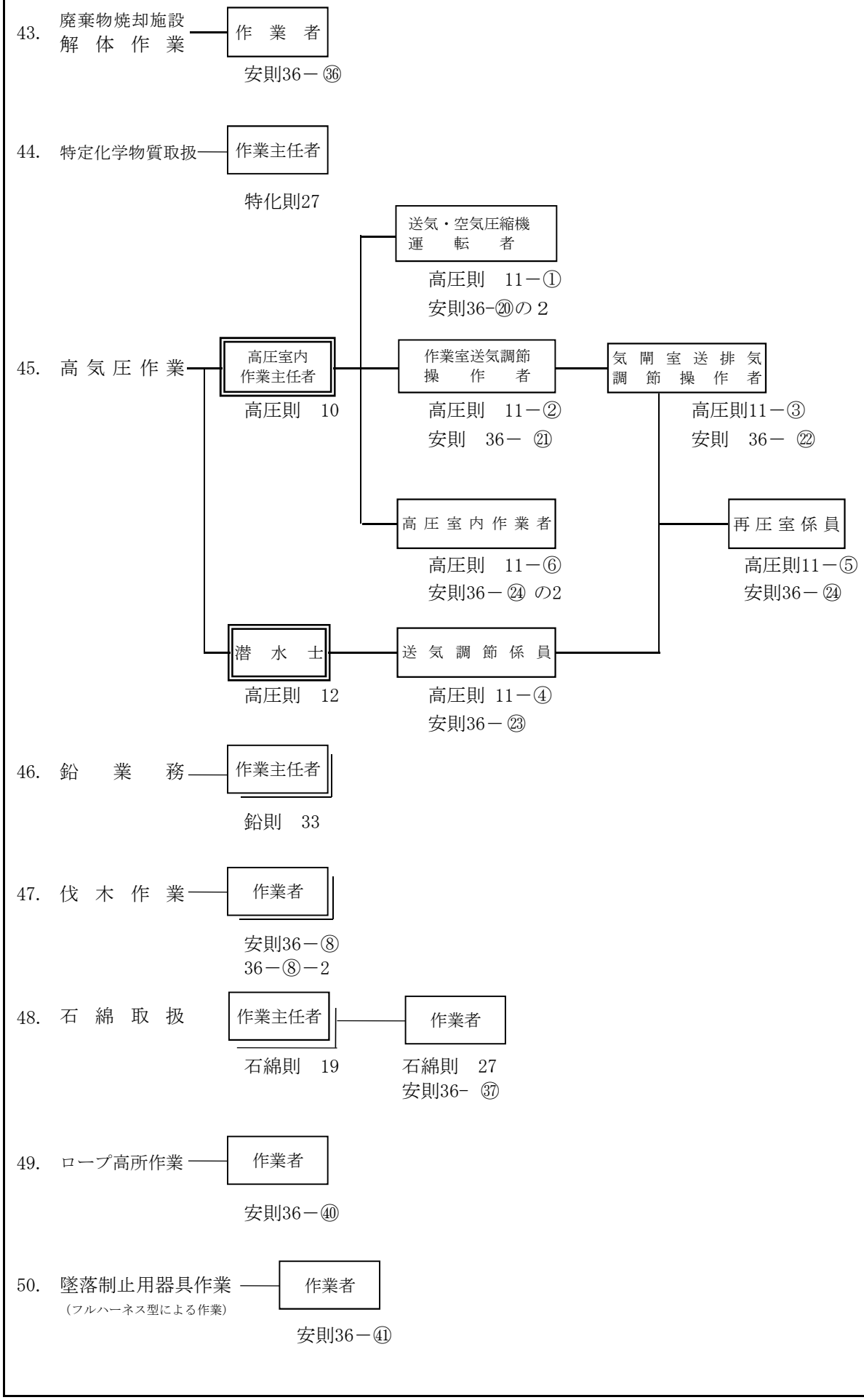
43. 廃棄物焼却施設解体作業
作業者
安則36－㊱
44. 特定化学物質取扱
作業主任者
特化則27
45. 高気圧作業
高圧室内作業主任者
高圧則 10
送気・空気圧縮機運転者
高圧則 11－①
安則36-⑳の２
作業室送気調節操作者
高圧則 11－②
安則 36－ ㉑
気閘室送排気調節操作者
高圧則11－③
安則 36－ ㉒
高圧室内作業者
高圧則 11－⑥
安則36－㉔ の2
再圧室係員
高圧則11－⑤
安則36－㉔
潜水士
高圧則 12
送気調節係員
高圧則 11－④
安則36－㉓
46. 鉛業務
作業主任者
鉛則 33
47. 伐木作業
作業者
安則36－⑧
36－⑧－2
48. 石綿取扱
作業主任者
石綿則 19
作業者
石綿則 27
安則36- ㊲
49. ロープ高所作業
作業者
安則36－㊵
50. 墜落制止用器具作業
（フルハーネス型による作業）
作業者
安則36－㊶

金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う**事業者向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において**金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

2．特定化学物質としての規制

（１）全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第１項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
  ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→６ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】

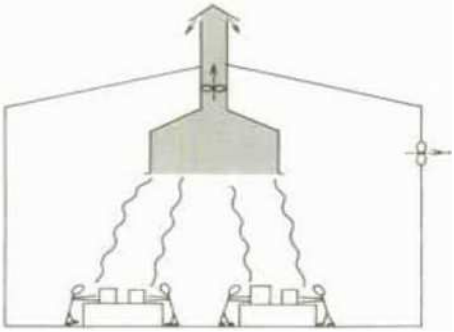

【局所排気装置の例】

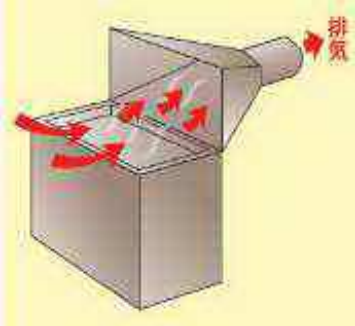

（２）溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第２項～第８項）

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
  当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（令和４年３月31日まで経過措置あり→８ページ）。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。
・溶接方法が変更された場合
・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 →３ページ

測定の結果がマンガンとして0.05mg/㎥以上等の場合

② 換気装置の風量の増加 その他必要な措置 →４ページ

③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定 →３ページ

左記以外の場合

④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる →４ページ

⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）１年以内ごとに１回、フィットテスト（※）の実施 →５ページ

令和４年３月31日まで経過措置あり →８ページ

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第１条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

個人ばく露測定の詳細

① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。

※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。

② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。

・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（２人以上に限る）**の労働者に対して行います。

※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた２以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。

・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第２条第２項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。

④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※　金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第３項）

① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。

・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/㎥を下回る場合

・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
・集じん装置による集じん
・移動式送風機による送風の実施

② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（３年保存）。

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第２条）

① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求**防護係数」を算定します。

$$\textbf{要求}\text{防護係数}\quad PF_r = \frac{C}{0.05}$$

②「**要求**防護係数」を上回る「**指定**防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式		DS3又はDL3	10
			DS2又はDL2	10
			DS1又はDL1	4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1，000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級,A級又はB級	PS1又はPL1	11

（注）ＲＳ１、ＲＳ２などは、防じんマスクの規格の規定による区分、Ｓ級、Ａ級およびＢ級、ＰＳ１、ＰＳ２などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤フィットテストの方法（測定等告示第３条）

●フィットテストの方法

① **JIS T8150**（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$（フィットファクタ）＝\frac{呼吸用保護具の\textbf{外側}の測定対象物質※の濃度}{呼吸用保護具の\textbf{内側}の測定対象物質の濃度}$$

②「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

●フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

（記録の例）

確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8　10:00	良	●●社に委託して実施（以下同じ。）。
乙田次郎	12/8　10:30	否（1回目） 良（2回目）	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※　大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】

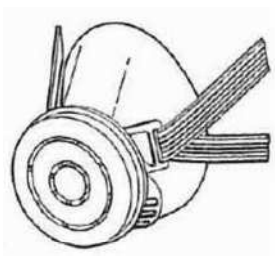

【使い捨て式】

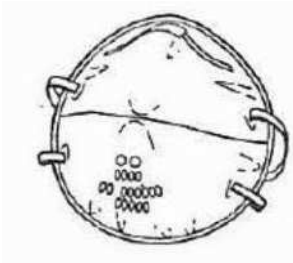

電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】

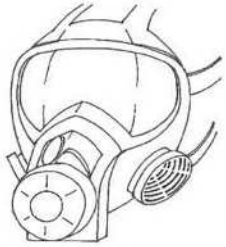

【半面形面体】



（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日１回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり→８ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、労働者を指揮すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を１か月を超えない期間ごとに**点検**すること

③ **保護具の使用状況**を**監視**すること

（５）特殊健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への 配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、**５年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「**じん肺健康診断**」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（６）その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和４年３月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合は、令和4年3月31日までに「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。								溶接ヒュームの濃度測定(4/1～) 換気風量の増加その他必要な措置(4/1～) 再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～) 呼吸用保護具の選択･使用(4/1～) フィットテストの実施(4/1～)			
	・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和４年４月１日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。											
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署
（所在案内： http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html）

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業**を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

2．特定化学物質としての規制

（１）屋内作業場における全体換気装置による換気等

（特化則第38条の21第１項）

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

  ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→３ページ）が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】

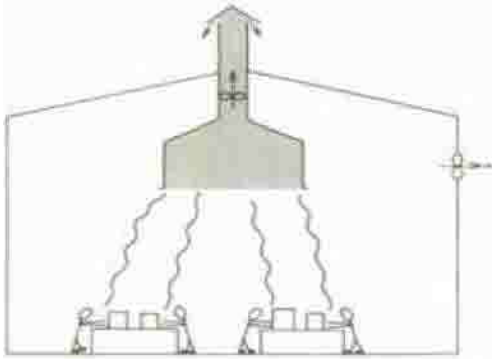

【局所排気装置の例】

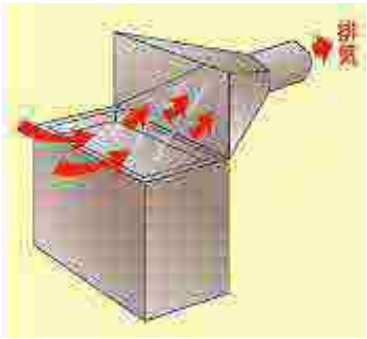

（２）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第５項）

金属アーク溶接等作業（→１ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク
【取り替え式・全面形面体】　【取り替え式・半面形面体】　【使い捨て式】
 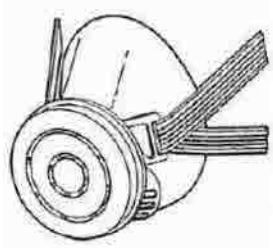 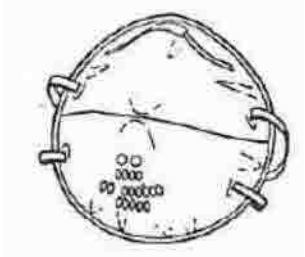
電動ファン付き呼吸用保護具
【全面形面体】　【半面形面体】
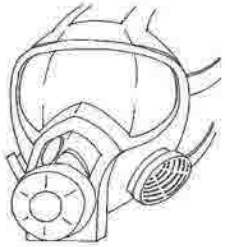 

（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日１回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり→４ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、**労働者**を**指揮**すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を**１か月を超えない期間**ごとに**点検**すること

③ **保護具**の使用状況を監視すること

（５）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（６）その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

３．施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	**特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択･使用(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

2020/10/14

不正軽油に
ダマされるな!!

不正軽油は「他の軽油より安い」、「儲け話がある」などと
危険な誘惑とともに近寄ってきます!!



不正軽油は犯罪です!!

不正軽油は悪質な脱税行為です。
公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

軽油引取税全国連絡会
高知県

安芸県税事務所 0887-34-1161
中央東県税事務所 088-866-8500
中央西県税事務所 088-821-4957
須崎県税事務所 0889-42-2366
幡多県税事務所 0880-35-5972
高知県税務課 088-823-9309

VEGETABLE OIL INK

不正軽油とは？

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油にダマされるな!!



燃料油の種類

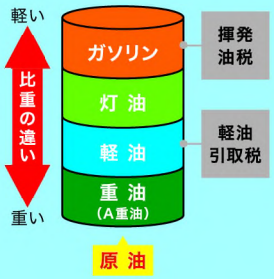

不正軽油(製造)の主なパターン

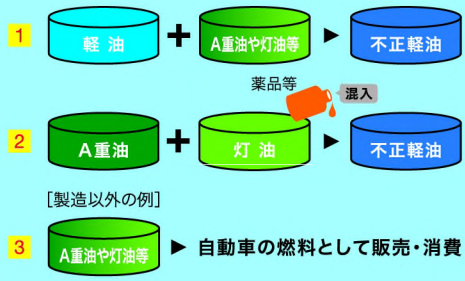

不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の12)



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。
(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。



四国の公共工事は4週8休を目指して

全工事 統一休業日

まずは毎月第2土曜日 休みます!



"ICT"を使って現場を効率化!そして休業日を!

工事休んで楽しい土曜日に!

建設業は、令和6年4月から労働基準法による「時間外規制」が適用されます。
「統一休業日」は、"週休2日"を目指す取り組みとして実施します。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和4年度四国公共工事「統一休業日」は、下記の日程を予定しております。

4月 9日	5月14日	6月11日	7月 9日
8月13日	9月10日	10月 8日	11月12日
12月10日	1月14日	2月11日	3月11日

災害復旧や公共施設等の平日利用のためなど、
緊急工事や工程上やむを得ず、統一休業日に工事するところもあります。

四国地方公共工事品質確保推進協議会

協議会メンバー

国　：四国地方整備局　中国四国農政局　四国森林管理局　中国四国地方環境事務所　高松高等裁判所　四国財務局　高松国税局
四国運輸局　第五管区海上保安本部　大阪航空局　中国四国管区警察局四国警察支局　四国経済産業局
地方公共団体：徳島県　香川県　愛媛県　高知県　四国内全95市町村
法　人　等：西日本高速道路(株)四国支社　本州四国連絡高速道路(株)　(独)水資源機構
※オブザーバー含む

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に発注関係事務を適正に実施するため活動しています。

協力団体

(一社)徳島県建設業協会　徳島県建設産業団体連合会
(一社)香川県建設業協会　(一社)香川県建設産業団体連合会　香川県中小建設業協会
(一社)愛媛県建設業協会　愛媛県建設産業団体連合会
(一社)高知県建設業協会　高知県建設産業団体連合会　高知県中小建設業協会

四国品確協の取り組み
http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/kyougikai.htm

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和４年５月～９月

― 熱中症予防対策の徹底を図ろう ―



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が４日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

労働災害防止キャラクター チェーイ カン吉

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和４年5月1日から9月30日まで（準備期間４月、重点取組期間７月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（４月１日～４月30日）

□	**WBGT値の把握の準備**	**JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。**
□	**作業計画の策定など**	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。
□	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**WBGT値を下げる方法**を検討しましょう。 また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
□	服装などの検討	**通気性の良い作業着**を準備しておきましょう。**身体を冷却する機能をもつ服**の着用も検討しましょう。
□	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょう。
□	労働衛生管理体制の確立	**衛生管理者**などを中心に、事業場としての**管理体制**を整え、必要なら**熱中症予防管理者の選任**も行いましょう。
□	**発症時・緊急時の措置の確認と周知**	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。



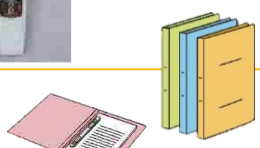







【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

STEP 1

□WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

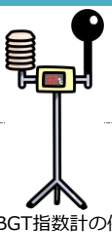
WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□	WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、 シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
□	通気性の良い服装等	
□	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、**単独作業を控え、**WBGT値に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。特に、**入職直後**や**夏季休暇明け**の方は注意が必要です！
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。 熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。
□	作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。

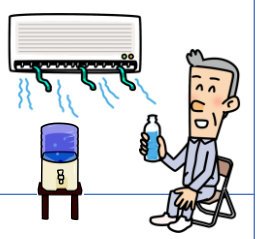

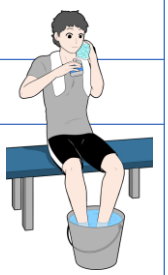





STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□	WBGT値の**低減対策**は実施されているか
□	WBGT値に応じた**作業計画**となっているか
□	各作業者の**体調**や**暑熱順化の状況**に問題はないか
□	各作業者は**水分**や**塩分**をきちんと取っているか
□	作業の**中止や中断**をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **いったん作業を離れ、休憩する**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（７月１日～７月31日）

- □ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **休憩中の状態の変化**にも注意し、**少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。**

